富士市地域防災計画

共通対策編
地震対策編
津波対策編
風水害対策編
富士山火山対策編

令和６年２月

富士市防災会議

共 通 対 策 編

富士市地域防災計画 沿革

昭和 42 年	富士市地域防災計画	作成
昭和 46 年	富士市地域防災計画	修正
昭和 47 年	富士市地域防災計画	修正
昭和 49 年	富士市地域防災計画	修正
昭和 50 年	富士市地域防災計画	修正
昭和 51 年	富士市地域防災計画	修正
昭和 55 年	富士市地域防災計画（東海地震対策編）	作成
昭和 56 年	富士市地域防災計画（東海地震対策編）	修正
昭和 58 年	富士市地域防災計画（一般対策編）	修正
昭和 61 年	富士市地域防災計画（一般対策編、東海地震対策編）	修正
平成 4 年 1 月	富士市地域防災計画（一般対策編、東海地震対策編）	修正
平成 6 年 6 月	富士市地域防災計画（東海地震対策編）	修正
平成 8 年 5 月	富士市地域防災計画（東海地震対策編）	修正
平成 9 年 7 月	富士市地域防災計画（一般対策編）	修正
平成 10 年 8 月	富士市地域防災計画（地震対策編）	修正
平成 13 年 7 月	富士市地域防災計画（一般対策編）	修正
平成 15 年 7 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）	修正
平成 16 年 7 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）	修正
平成 17 年 12 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）	修正
平成 18 年 12 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）	修正
平成 19 年 12 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）	修正
平成 21 年 1 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）	修正
平成 23 年 2 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）	修正
平成 24 年 2 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）	修正
平成 25 年 2 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）	修正
平成 26 年 2 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）	修正
平成 26 年 5 月	富士市地域防災計画（津波対策編）	作成
平成 27 年 2 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編、津波対策編）	修正
平成 28 年 2 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編、津波対策編）	修正
	富士市地域防災計画（富士山火山対策編）	作成
平成 29 年 2 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編、津波対策編、富士山火山対策編）	修正
平成 30 年 2 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編、津波対策編、富士山火山対策編）	修正
平成 31 年 2 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編、津波対策編、富士山火山対策編）	修正
令和 2 年 2 月	富士市地域防災計画（一般対策編、地震対策編、津波対策編、富士山火山対策編）	修正
令和 2 年 5 月	富士市地域防災計画（地震対策編）	修正
令和 3 年 2 月	富士市地域防災計画（共通対策編、地震対策編、津波対策編、富士山火山対策編）	修正
	富士市地域防災計画（風水害対策編）	作成
令和 4 年 2 月	富士市地域防災計画（共通対策編、地震対策編、津波対策編、風水害対策編、富士山火山対策編）	修正
令和 5 年 2 月	富士市地域防災計画（共通対策編、地震対策編、津波対策編、風水害対策編、富士山火山対策編）	修正
令和 6 年 2 月	富士市地域防災計画（共通対策編、地震対策編、津波対策編、風水害対策編、富士山火山対策編）	修正

共通対策編 目次

第1章　総　　論 1

第1節　計画作成の趣旨 1
第2節　計画の構成 1
第3節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1
第4節　市の自然的条件 8
第5節　過去の災害の概要 11
第6節　予想される災害と地域 11

第2章　災害予防計画 13

第1節　通信施設等整備計画 13
第2節　防災資機材整備計画 14
第3節　火災等予防計画 15
第4節　危険物施設保安計画 16
第5節　ガス保安計画 16
第6節　道路鉄道等災害防止計画 17
第7節　危険区域災害防止計画 18
第8節　防災のための調査研究 18
第9節　防災知識の普及計画 19
第10節　住民の避難体制 21
第11節　防災訓練計画 24
第12節　自主防災組織の育成 25
第13節　事業所等の防災活動 28
第14節　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 29
第15節　ボランティア活動に関する計画 29
第16節　避難行動要支援者避難支援体制の整備 29
第17節　救助・救急活動に関する計画 32
第18節　応急住宅、災害廃棄物処理 32
第19節　複合災害対策及び連続災害対策 33
第20節　重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画 33
第21節　被災者生活再建支援に関する計画 34
第22節　市の業務継続に関する計画 34
第23節　男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 35
第24節　災害に強いまちづくり 35

第3章　災害応急対策計画 36

第1節　総　則 36
第2節　組織計画 37
第3節　動員・応援・受援計画 38
第4節　通信情報計画 40
第5節　災害広報計画 43
第6節　災害救助法の適用計画 44
第7節　避難救出計画 46
第8節　愛玩動物救護計画 56
第9節　食料供給計画 57
第10節　衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画 59

第 11 節　給水計画 61
第 12 節　被災建築物等の安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画.. 62
第 13 節　医療・助産計画 66
第 14 節　防疫計画 69
第 15 節　清掃及び災害廃棄物処理計画 70
第 16 節　遺体の捜索及び措置埋葬計画 73
第 17 節　障害物除去計画 75
第 18 節　輸送計画 76
第 19 節　交通応急対策計画 78
第 20 節　応急教育計画 83
第 21 節　社会福祉計画 85
第 22 節　県警災害警備計画 87
第 23 節　消防活動計画 88
第 24 節　応援協力計画 90
第 25 節　ボランティア活動支援計画 91
第 26 節　相互応援協力計画 92
第 27 節　自衛隊派遣要請の要求計画 93
第 28 節　海上保安庁に対する支援要請の要求計画..... 95
第 29 節　電力施設災害応急対策計画 95
第 30 節　ガス施設災害応急対策計画 96
第 31 節　田子の浦港台風・津波等対策計画..... 97
第 32 節　突発的災害に係る応急対策計画..... 97
第 33 節　下水道災害応急対策計画 99
第 34 節　公有施設設備等の対策 100

第 4 章　災害復旧計画 102

第 1 節　災害復旧計画 102
第 2 節　激甚災害の指定 102
第 3 節　被災者の生活再建支援 102
第 4 節　風評被害の影響の軽減 104

第1章　総　　論

第1節　計画作成の趣旨

この計画は、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画に基づき、本市の地域に係る防災に関し必要な事項を定めるものとする。

第2節　計画の構成

富士市地域防災計画（以下、「市地域防災計画」という。）は、次の各編から構成する。

1. 共通対策編
   この編は、以下の 2～5 の各編に共通する災害対策、大火災及び大規模事故等への対策について定める。
2. 地震対策編
   この編は、地震対策について定める。
3. 津波対策編
   この編は、津波対策について定める。
4. 風水害対策編
   この編は、風水害対策について定める。
5. 富士山火山対策編
   この編は、富士山火山対策について定める。
6. 資料編
   この編は、共通対策編、地震対策編、津波対策編、風水害対策編、富士山火山対策編に付属する各種の資料を掲載する。

第3節　防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県の機関、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、その他公共的団体等、特に関係のある機関の防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1. 市
   (1) 富士市防災会議に関する事務
   (2) 防災に関する組織の整備
   (3) 防災に関する訓練の実施
   (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
   (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
   (6) 消防、水防その他応急措置
   (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示
   (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
   (9) 被災者の救難、救助その他保護
   (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
   (11) 清掃、防疫その他保健衛生
   (12) 緊急輸送の確保
   (13) 災害復旧の実施
   (14) その他災害の発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置
2. 県
   (1) 県防災会議に関する事務
   (2) 防災に関する組織の整備

(3) 防災に関する訓練の実施
(4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
(5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
(6) 消防、水防その他の応急措置
(7) 警報の発令、伝達及び避難の指示
(8) 情報の収集、伝達及び被害調査
(9) 被災者の救難、救助その他保護
(10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
(11) 清掃、防疫その他保健衛生
(12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
(13) 緊急輸送の確保
(14) 災害復旧の実施
(15) その他災害の発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置
(16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

3. 指定地方行政機関

○ 警察庁関東管区警察局
(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
(2) 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
(3) 管区内防災関係機関との連携に関すること
(4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること
(5) 警察通信の確保及び統制に関すること
(6) 津波・噴火警報等の伝達に関すること

○ 総務省東海総合通信局
(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
(3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
(4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
(5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
(6) 非常通信協議会の運営に関すること

○ 財務省東海財務局（静岡財務事務所、静岡財務事務所沼津出張所）
(1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
(2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

○ 厚生労働省東海北陸厚生局
(1) 災害状況の情報収集、連絡調整
(2) 関係職員の派遣
(3) 関係機関との連絡調整

○ 厚生労働省静岡労働局（富士労働基準監督署）
(1) 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
(2) 労働者の被災状況の把握
(3) 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
(4) 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

○ 農林水産省関東農政局
(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
(2) 応急用食料・物資の支援に関すること
(3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
(6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
(9) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
(10) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
(11) 被害農業者に対する金融対策に関すること

○ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

○ 林野庁関東森林管理局
(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること
(2) 民有林直轄治山事業等の実施に関すること
(3) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

○ 経済産業省関東経済産業局
(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
(2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
(3) 被災中小企業の振興に関すること
(4) 電気の安定供給に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士川町の区域を除く）
(5) ガスの安定供給に関すること

○ 経済産業省中部経済産業局
(1) 電気の安定供給に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士市の区域を除く）
(2) ガスの安定供給に関すること

○ 経済産業省関東東北産業保安監督部
(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
(2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
(3) 電気の安全確保に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士川町の区域を除く）
(4) ガスの安全確保に関すること

○ 経済産業省中部近畿産業保安監督部
(1) 電気の安全確保に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士市の区域を除く）
(2) ガスの安全確保に関すること

○ 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所富士川下流出張所)、国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所富士海岸出張所、静岡国道事務所富士国道維持出張所、清水港湾事務所、富士砂防事務所）
管轄する河川、道路、砂防、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
(1) 災害予防
ア、所管施設の耐震性の確保
イ、応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
ウ、機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
エ、公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
オ、港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
カ、海岸水防警報、津波水防警報の発表
(2) 初動対応
地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
(3) 応急・復旧

ア、防災関係機関との連携による応急対策の実施
イ、路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
ウ、所管施設の緊急点検の実施
エ、海上の流出油災害に対する防除等の措置
オ、県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）
カ、航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

○ 国土交通省中部運輸局
(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
(2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
(3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
(4) 緊急海上輸送の要請(県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む)に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
(5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
(6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
(11) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

○ 国土交通省東京航空局東京空港事務所
(1) 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
(3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

○ 国土地理院中部地方測量部
(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
(4) 災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

○ 気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）
(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
(3) 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。
(4) 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
(5) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
(6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
(7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
(8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

○ 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、田子の浦分室）
(1) 災害予防
ア、海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
イ、関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
ウ、港湾の状況等の調査研究
(2) 災害応急対策
ア、船艇、航空機等による警報等の伝達周知
イ、船艇、航空機等を活用した情報収集
ウ、活動体制の確立
エ、船艇、航空機等による海難救助等
オ、船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
カ、被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
キ、要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
ク、排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等
ケ、危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
コ、警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
サ、海上における治安の維持
シ、巡視船艇による主要港湾等の被害調査
(3) 災害復旧・復興対策
○ 環境省中部地方環境事務所
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
○ 環境省関東地方環境事務所
(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
(3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
○ 防衛省南関東防衛局
(1) 所管財産使用に関する連絡調整
(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
(3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
4. 指定公共機関
○ 日本郵便株式会社東海支社
(1) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。
ア、被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ、被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ、被災地あて救助用郵便物等の料金免除
エ、被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
(2) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
○ 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）、日本貨物鉄道株式会社（東海支社）
(1) 鉄道防災施設の設備
(2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
(3) 災害時の応急輸送対策
(4) 災害時における応急救護活動
(5) 応急復旧用資材等の確保

(6) 危険地域の駅等の旅客等について、市と協議した避難地への避難、誘導
(7) 被災施設の調査及び早期復旧

○ 西日本電信電話株式会社（静岡支店)、株式会社NTT ドコモ東海支社（静岡支店）
(1) 公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策
(2) 公衆電気通信の特別取扱
(3) 気象警報の伝達
(4) 防災関係機関の重要通信の優先確保
(5) 被害施設の早期復旧
(6) 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供

○ 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、二次基地から充填所への LP ガスの配送

○ 日本通運株式会社（沼津支店)、福山通運株式会社（富士営業所)、佐川急便株式会社（富士店)、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社（富士支店）
(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
(2) 災害時の応急輸送対策

○ 東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社)、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所）
(1) 管内電力供給施設の防災対策
(2) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
(3) 災害時における電力供給の確保
(4) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報
(5) 被災施設の調査及び復旧

○ 日本赤十字社（静岡県支部）
(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
(2) 血液製剤の確保及び供給のための措置
(3) 被災者に対する救援物資の配布
(4) 義援金の募集
(5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
(6) その他必要な事項

○ 日本放送協会（静岡放送局）
気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報

○ 中日本高速道路株式会社（富士保全・サービスセンター）
(1) 管轄する道路の建設及び維持管理
(2) 交通状況に関する関係機関との情報連絡
(3) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
(4) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力

○ KDDI 株式会社（静岡支店)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施

○ 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

○ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
(2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

○ 日本銀行
(1) 通貨の円滑な供給の確保
(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
(5) 各種措置に関する広報

○ 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
(1) 電力供給施設の防災対策
(2) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
(3) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報
(4) 被災施設の調査及び復旧

5. 指定地方公共機関

○ 静岡ガス株式会社（東部支社）
(1) ガス供給施設の防災対策
(2) 二次災害の発生防止のための緊急遮断
(3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
(4) 必要に応じて代替燃料の供給
(5) 災害応急復旧の早期実施

○ 一般社団法人静岡県 LP ガス協会（東部支部富士地区会）
(1) ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
(2) 被災施設の調査及び復旧
(3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報
(4) 必要に応じた代替燃料の供給の協力

○ 岳南電車株式会社
(1) 鉄道、軌道施設の整備
(2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
(3) 災害時の応急輸送対策
(4) 被災施設の調査及び復旧

○ 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報

○ 海運業者、一般社団法人静岡県トラック協会（富士支部）、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
(1) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
(2) 災害時の応急輸送対策防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保及び運行

○ 土地改良区
(1) 土地改良施設の防災対策
(2) 農地湛水の防排除活動(用水の緊急遮断)
(3) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
(4) 消防機関が行う消火活動への協力

○ 一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人富士市医師会)、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人富士市歯科医師会)、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人富士市薬剤師会)、公益社団法人静岡県看護協会（富士地区支部)、公益社団法人静岡県病院協会
(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
(2) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人富士市薬剤師会)、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く）
(3) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人富士市歯科医師会))

○ 一般社団法人静岡県警備業協会
災害時の道路、交差点等での交通整理支援

○ 公益社団法人静岡県栄養士会
(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
(2) 避難所における健康相談に関する協力
○ 一般社団法人静岡県建設業協会（一般社団法人富士建設業協会）
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
○ 富士山静岡空港株式会社
(1) 緊急事態を想定した訓練の実施
(2) 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置
(3) 空港利用者の避難場所等の確保及び調整
(4) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等
(5) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入れ支援
6. 公共的団体
○ 富士市建設業組合
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
○ 富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社（静岡営業所）
(1) 指定路線の安全確保と早期運行
(2) 災害対策に必要な人員等の輸送確保
○ 富士伊豆農業協同組合（富士地区本部）
(1) 被災農家に対する金融のあっ旋及び共済事業
(2) 被害時における種苗、肥料の確保
(3) 被災農家世帯に対する営農指導
○ 富士商工会議所、富士市商工会
(1) 商工業者に対する災害金融に関すること
(2) 被災商工業者に対する経営指導
○ ケーブルテレビ（株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク）、コミュニティ FM 放送（富士コミュニティエフエム放送株式会社）
(1) 災害時の協定に基づく事務及び業務の遂行
(2) 気象予警報、災害情報その他の災害広報
○ コミュニティバス等運行事業者
指定路線の安全確保と早期運行

第 4 節　市の自然的条件

1. 位置及び地勢

本市は、静岡県の東部、富士南麓に位置する中核工業都市である。東に浮島沼、西に富士川右岸丘陵地を配し、北に秀峰富士山を仰ぎ、南に駿河湾を望んでいる。

市の東部及び北部は、火山斜面地帯で南に緩やかに傾斜している。西部、中部及び南部は、岳南平野と呼ばれる沖積平野、富士川扇状地、浮島ヶ原低地及び沿岸部で東西に細長く駿河湾を縁どる田子浦砂丘（原砂礫州）から成っている。また、市の西部は、松野盆地、富士川三角州の一部平坦地及び河岸段丘を除いては、ほとんどが急峻な山地となっている。

海抜は、最低 0m（海岸線）から最高 3,680mに達する（国土地理院 2 万 5 千分の 1 地形図による）。また、海抜 5m付近は平坦地が続き、富士川は駿河湾へ、そして潤井川、沼川等は他の小河川と合流し、それぞれ田子の浦港へ注いでいる。

東西約 23.2km、南北約 27.1km、面積 244.95km2、人口 248,368 人、人口密度約 1,014 人/km2 である。（令和 5 年 4 月 1 日現在）

方位		度 分 秒	地点
東経	東端	138° 48’ 44”	愛鷹連峰位牌岳
	西端	138° 33’ 28”	南松野地先
北緯	南端	35° 06’ 54”	富士川河口
	北端	35° 21’ 32”	富士山ほぼ九合目

2. 地形及び地質

富士川河口付近から狩野川河口北西に至る間の臨海部平野は、東西 23km、南北 2～6.5km の東西に細長い方形の平野で、本市の主要部はここに立地している。

富士川河口付近は、富士川の堆積物で形成する扇状地性氾濫平野であり、狩野川河口に至る沿岸部には、長大な砂礫州が形成されている。

一方、富士川扇状地性平野の東方には、前記砂礫州の背後から愛鷹火山の山麓線に至る間に、低平な湿地性低地がひろがっており、その中心部は浮島ヶ原と呼ばれている。したがって、本市の地形はその地形的特徴からおおまかに次のように区分できる。

・富士川扇状地
・浮島ヶ原低地
・原砂礫州
・富士山および愛鷹山
・火山山麓地

これらの地形区分は、地形の形造営力、形成環境等の違いにより、水分の賦存状況、排水状況、地耐力等にも固有の特徴がある。

地形区分表

大地形区	中地形区	小地形区	海抜高	地盤型
富士川・浮島ヶ原平野山麓(岳南平野)	富士川扇状地	扇状地主部 扇状地漸移部	3－20～30m 2－20m	富士川扇状地砂礫地盤 同上・軟弱地層の厚さが 0～3m
	浮島ヶ原低地	浮島ヶ原低地主部 赤淵川･須津川扇状地 船津川扇状地 柳沢溺れ谷低地	0.3－2～5m 2－10～20m 1－10m 5－12.5m	軟弱地層の厚さ 10m以上で最上部が厚さ 5m以上の泥炭層小扇状地砂礫地盤、軟弱地層 0～3m 同上･軟弱地層 10m以上･泥炭層 5m以上
	原砂礫州	原砂礫州主部 天ノ香久山砂丘	2－10m 5－20m	臨海砂礫州砂礫地盤 同上
	富士火山山麓地	富士山山麓地主部 伝法沢火山麓扇状地	10m＜ 15m＜	準軟弱層 0～3m、火山灰、火山灰質層 3～10m 同上
	愛鷹火山地		10－1,187m	同上

(1) 富士川扇状地

富士川左岸岩本付近を扇頂（海抜 25m）として南ないし南東に傾き（4／1,000～2／1,000）扇状地軸の長さは約 7km で、西側は岩淵安山岩のつくる低山性山地から東側は和田川付近で、浮島ヶ原低地に漸移し、その面積は約 37k ㎡である。

扇状地の主要構成層は、ほぼ全層が砂礫からなり、表層には、扇頂、扇央を問わず厚さ 1m内外の暗褐

色シルトが堆積し砂礫を覆っている。富士川左岸の水神社付近には、富士火山溶岩が高さ 4～5mのがけを作って露出しているので、扇状地礫層の基定面は複雑な凹凸をなしているとみられる。すなわち、富士川・潤井川等の河川が溶岩からなる富士火山山麓の延長部の岩淵山地と接していた裾合の低所を浸食しながら砂礫を堆積して扇状地を形成していったものと考えられる。また、富士川洪水による河川堤は出水記録及び旧流路跡の状況によって、扇頂から富士川橋に至る区間に集中していることが知られる。この区間は、山地を離れた富士川の水勢をまともに受ける位置にあるので、今後とも注意を要する。雁堤は、この区間の破堤防止のために考案された特殊工法の河堤である。なお、過去には、河川内砂利乱堀により河床低下をきたし、河口東側の三四軒屋海岸付近では、海岸侵食が著しかったが、1985 年の砂利採取禁止以降侵食は終息し、1999 年以降は回復、安定している。

富士川扇状地は、ほとんど全域が富士川扇状地砂礫地盤であり、扇状地漸移部の一部に薄い軟弱層又は準軟弱層を挟む地盤があるにすぎず、したがって堅硬な地盤形成とみられる。

(2) 浮島ヶ原低地

浮島ヶ原低地は、臨海の砂礫州（原砂礫州）と愛鷹火山及び一部富士火山の間に挟まれた帯状の低湿地で、砂礫州に対する後背湿地にあたり、その西側は和田川付近で富士川扇状地に漸移し、東側は沼津市西部の中溝川付近で黄瀬川扇状地に漸移している。また、浮島ヶ原低地の山麓よりでは須津川、赤淵川の谷口付近及び低地中央北縁の船津付近にやや顕著な合流扇状地（山麓扇状地）が発達し、海抜 2m線付近までその堆積物が扇状の塊を作っている。

浮島ヶ原低地は、岳南地域の平野のうちでは海抜高度が最も低く、その主要部は 2m以下で、須津川、赤淵川扇状地の扇頂で 10m位である。浮島ヶ原低地は、沖積世の初めの高位海水準時に臨海砂礫州によってせき止められ生じた潟湖が周囲から次第に堆積が進み、更に排水が行われ生じたものである。潟湖の名残は最近まで残存し、昭和放水路の開削工事による最終的排水が完了するまでは、よし等の挺水植物の密生する湿地が広がっていた。この低地は、軟弱な泥炭及びシルト又は粘土質細粒物質のいわゆる泥炭層からなる軟弱地盤で、したがって地下水位低下、地盤沈下、地耐力及び地震、水害などによる充分な注意を要する。

(3) 原砂礫州

原砂礫州は、岳南平野の臨海部を縁取って、浮島ヶ原低地を支える形で横たわっている。第 2 放水路以西では、砂礫州上に風成砂丘がのり、最高所は海抜 20m以上に達している。（天ノ香久山砂丘） この砂礫州は、主に富士川の搬出した砂礫が東に向かう沿岸流によって運搬され、波浪の営力により汀線付近の海底浅所及び浜に堆積して生じた浜堤地形である。

また、この砂礫州は、東西に連なり海側に急、山側に穏やかな横断面を示し、その頂部に海岸防潮堤が構築され、暴浪高潮を防いでいる。しかし、ほとんどが臨海砂礫地盤であり、地震時の液状化現象に注意する必要がある。

(4) 火山山麓地

市の北部一帯に位置する火山山麓地は、富士山及び愛鷹山の火山活動により形成されたもので、その概略は有史以前の洪積世の中頃（今から約 30～40 万年前）富士火山の土台をなす小御岳火山、箱根火山及び愛鷹火山が時を同じくして火山活動を始め、そして、洪積世の末期にいずれも円錐形の山体を駿河湾沿いに現した。その後、これらの火山が壮年期の浸食を受けつつあった頃、小御岳火山よりやや南東寄りに火口を開いて新しく富士火山が活動を始めた。これが古富士火山で、その噴出した溶岩流は小御岳火山の大部分を覆った。これに先だって箱根火山の活動もあったがこうした間にも愛鷹火山の活動は衰えて山体の浸食は更に進み、有史以後は全く活動を停止してしまった。

一方、沖積世（今から 1 万年前）になると富士火山は再び激しい活動を始めた。これが新富士火山で、その噴出物は、古富士火山を覆いつくし、有史時代に入ってからも引続き活動して、ついに今日に見る富士山を形成したのである。したがって、この山麓地は新富士火山及び愛鷹火山の噴出物により構成されており、地表面は風雨によって土壌浸食を受けやすい火山噴出物が広く分布し、また、伝法沢、須津川渓谷等の放射谷と呼ばれる谷が大小数多く発達しており、山麓地の開発に手を加えた時、これが及ぼす影響を充分考慮しなければならない。

3. 気候

本市は、その位置及び地勢から海岸気候に属し、概して温和な恵まれた気候条件にあり、年平均気温は

16.2℃、最高気温は 36.9℃（2002 年 7 月 24 日）、最低気温は-7.5℃（1984 年 2 月 8 日）である。風は、夏は海陸風により南風が現れやすく、秋から冬にかけては、富士山・愛鷹山等の地形の影響により、西の風が現われやすく、特に冬は強くなりやすい。

降雨量は、年平均 2,159.1 ㎜で、最大 3,238 ㎜(1998 年)、最小 1,306 ㎜(1984 年)であった。(気象庁観測値（富士地域気象観測所）による。(統計期間：1976 年～、平均値は 1991 年から 2020 年の平均)

第 5 節　過去の災害の概要

本市の地域における主要災害のうち、静岡県気象災害史及び市の災害記録等から、原因別、種類別に分類してみると、最も発生頻度が高く、かつ、被害を伴うものは風水害である。従って被害発生の要因別にみれば、風水害をひきおこす台風、梅雨前線による豪雨、あるいは低気圧の移動に伴う集中豪雨等が注目される。

しかし、より古い年代について調べれば、地震、津波、あるいは富士山の火山活動等が加わってくるが、これらは長期にわたる地殻の変動等によって発生するもので、一度発生すれば巨大な被害を惹起する点で前記風水害とは異なった性質の災害要因と考えなくてはならない。

資料 2－1　＜富士市の災害史＞参照

資料 2－2　＜災害救助法の適用を受けた最近の災害＞参照

第 6 節　予想される災害と地域

本市の地域における最も発生頻度の高い災害は、気象条件に起因する気象災害であり、台風、梅雨前線及び低気圧に伴う豪雨、高潮等特に 6 月から 10 月にかけて高い発生率を示している。また、一方では地震に伴う津波、火山活動等の地象災害の発生も考慮の必要がある。これらの予想される災害の種類別に、災害の様相、発生地域等を中心にした予防対策を検討することが重要である。(地震対策編参照)

1. 富士山の噴火

富士山の山麓に生活圏をもつ本市にとって、富士山が噴火した場合は、多大な被害や影響が生じるおそれがあることから、万全な防災対策を講ずる必要がある。

また、富士山麓が、広大であり、噴火の影響も広域にわたることが予測されることから、国、県、周辺市町と連携した防災対策の確立が必要である。

なお、想定される被害等の詳細は、「富士山火山対策編 第 1 章 第 1 節 想定」による。

2. 地震、津波等

本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード 8 クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード 8 クラス）があり、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。さらに、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ地震（マグニチュード 9 クラス）がある。また、相模トラフ沿いで発生する地震による津波や遠地津波についても発生することを想定するものとする。

なお、想定される被害等の詳細は、「地震対策編 第 1 章 第 2 節 静岡県第 4 次地震被害想定」及び「津波対策編 第 1 章 第 2 節 予想される災害」による。

なお、想定される被害等の詳細は、「地震対策編 第 1 章 第 2 節 静岡県第 4 次地震被害想定」及び「津波対策編 第 1 章 第 2 節 予想される災害」による。

3. 河川洪水

本市は、南に駿河湾、北に富士山、北東に愛鷹山があり、海抜 0mから 3,680mまでの標高差があるため、南から湿った気流が流れ込むとしばしば大雨となる。

なお、想定される被害等の詳細は、「風水害対策編 第 1 章 第 2 節 予想される災害と地域」による。

4. 土砂災害

「風水害対策編 第 1 章 第 2 節 予想される災害と地域」による。

5. 雨水出水（内水）

「風水害対策編 第1章 第2節 予想される災害と地域」による。

6. 高　潮

「風水害対策編 第1章 第2節 予想される災害と地域」による。

7. 山岳遭難

山岳遭難が予想されるのは、富士山及び愛鷹連山である。愛鷹連山の須津川上流部は、山体の浸食が著しく危険箇所が随所に出現し、一般の登山者にはかなりの危険が予想される。

8. 複合災害・連続災害

(1) 1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

(2) 本市では、南海トラフ地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

(3) また、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震(マグニチュード8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第２章　　災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第１節　通信施設等整備計画

1. 主　旨

災害時における通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するため重要な業務である。このため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

2. 無線通信施設の現況

(1) 防災行政無線

ア、固定系(同時通報用無線)

災害対策本部から市民等への情報の伝達及び避難誘導等を同時通報用無線を通じて行う。

(ｱ) 親局、子局、富士市防災ラジオ

・設置、配置場所は（資料４－2）のとおり

イ、移動系

災害対策本部と防災拠点との間の災害時における気象情報並びに災害情報の収集及び伝達に関する通信業務を防災行政無線移動局系を通じて行う。

(ｱ) 基地局、移動局

・設置、配置場所は（資料４－3）のとおり

(2) MCA 無線

災害対策本部と地域担当部、避難所、防災関係機関等との災害時における気象情報並びに災害情報の収集及び伝達等に関する通信業務を、MCA 無線を通じて行い、防災行政無線を補完する。

ア、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局

・設置、配置場所は（資料４－4）のとおり

(3) 防災相互無線

災害対策本部と県・近隣市町及び防災関係機関等との災害時における災害情報の収集及び伝達に関する通信業務を、防災相互無線を通じて行う。

ア、移動局

・設置、配備場所は（資料４－5）のとおり

(4) 消防救急デジタル無線設備

火災・救急・救助事案に対する情報収集、伝達に関する通信業務を、消防救急デジタル無線を通じて行う

・設置、配備場所は（資料４－7）のとおり

(5) 水道無線

災害時における水道施設の災害予防、災害応急対策等に関する通信業務を、水道無線を通じて行う。

ア、基地局、移動局

・設置、配備場所は（資料４－8）のとおり

(6) 静岡県防災行政無線

災害対策本部と県との災害時における気象情報並びに災害情報の収集及び伝達等に関する通信業務を静岡県防災行政無線を通じて行う。

ア、県防災行政無線子機の設置場所

・防災危機管理課、消防本部情報指令課

(7) 気象警報等連絡系統図

・別図（資料４－1）のとおり

3. 通信設備の防災対策

指定公共機関の電気通信事業者では、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

また、非常時における通信サービスを確保するため、主要防災機関の通信が被災した場合には、最優先で復旧を図る措置を定めるとともに、避難所等には、被災者の緊急連絡用として、特設公衆電話の設置などの事前措置をしている。

・(資料４－9）のとおり

4. 被災者等への情報伝達手段の整備

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に同時通報用無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、ウェブサイト及びメールサービス等により、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

市及び県は、災害時に孤立が予想される地域について、デジタル簡易無線などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

5. デジタル技術の活用

市は、情報伝達を含めた効果的・効率的な防災対策を行うことができるよう、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。また、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、ドローンを活用した映像共有システム等によるデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を行うとともに、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等においてもデジタル技術の活用に努める。

6. 障害のある方への情報伝達体制の整備

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第２節　防災資機材整備計画

1. 主　旨

災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に備えて防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

2. 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。また、市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係機関と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

(1) 水防資材	杭木、土のう袋、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、ショベル、ツルハシ、鋸、斧、ペンチ、照明具、救命綱
(2) 救助用資材	舟艇、担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、船外機、ゴムボート、救命用胴衣、携帯用無線、医療セット
(3) 給水用資材	給水車、給水タンク、給水タンク積載用トラック、仮設共用栓、布ホース、浄水機、布製水槽、給水用ポリタンク及び給水袋
(4) 排土作業用資材	ショベル、ツルハシ、鋸、その他
(5) その他	天幕、折タタミ式寝台、地下足袋、長ぐつ、雨具

第3節　火災等予防計画

1. 主　旨

各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、特に火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備等の整備、防火・防災管理体制の整備等の指導並びに防火知識の普及を推進し、被害の軽減を図る。

2. 消防体制の整備

(1) 消防組織の確立

地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

(2) 消防指令センターによる相互応援体制の整備

富士市・富士宮市消防指令センターを共同運用することより、両市の応援活動の迅速化及び効率化を図る体制を整備するものとする。

(3) 消防施設の整備

感染症流行に備えた消防組織の業務継続及び消防力の維持・確保を図りつつ、都市形態の近代化又は社会環境の多様化等に即した実践的消防活動を実施するため、可能な限り消防施設及び資機材整備の強化充実を図り消防体制の万全を期するものとする。

(4) 消防力の現況

本市における消防力の現況は、（資料9－5）＜消防車両等配置状況＞及び（資料9－6）＜消防団配置状況＞のとおりである

(5) 消防職員・消防団員の教育

消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、県は消防学校において教育訓練を行うとともに、市が行う一般教育訓練について指導するものとする。市は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施する。

(6) 消防団の充実強化

災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の充実強化を一層推進する必要がある。市及び県は、消防団の施設・装備の整備、青年層の団員への参加促進、機能別団員・分団の導入・住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進する。

(7) 緊急消防援助隊の受援体制

市及び県は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充と消防相互応援体制の充実とともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

3. 火災の予防対策

(1) 建物の不燃化の指導

市及び県は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。

(2) 消防用設備等の整備

市及び県は、火災の早期発見、初期消火のための消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

(3) 防火・防災管理体制の整備

市及び県は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火・防災管理体制の整備を促進するため、防火管理者新規講習会を実施し、指導する。

(4) 防火対象物の火災予防

市及び県は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る

4. 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して、次のような総合的、広域的対策の推進を図る。

(1) 林道等の整備

林況、地況等の実態を把握し、林道（防火林道）、防火線、防火林の整備に努める。特に防火林道は沿

道に防火機能を備えた防火水槽、防火池及び防火帯を設置して消火活動に果たす役割を発揮できるように整備を図る。

(2) 予防設備の整備

火災予防のための看板等を配置するとともに、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。

(3) 防災知識の普及啓発

市及び県は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。

その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

5. 火災警報の発令

市長は、火災気象通報の伝達を受けた場合又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、以下の基準に基づき火災警報を発するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

また、その旨を直ちに知事に連絡する。

(1) 火災警報の発令基準

ア、実効湿度60%以下にして最小湿度40%を下り最大風速7m/sを超える見込みのとき。

イ、平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

（発令日数を年60日でおさえることを原則とする。）

第4節　危険物施設保安計画

1. 主　旨

市域内における危険物製造所等の現況を把握して、災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

2. 施設の現況

危険物製造所等の施設の現況は、（資料9－7）のとおりである。

3. 予防査察

(1) 消防本部は、それぞれの製造所、取扱所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱の適否を検査するため、毎年定期的に保安検査、立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導を行う。

(2) 危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設については改修等の指導を強化する。

(3) 危険物規制行政については、県の指導助言を受けて消防本部において実施する。

(4) 自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防体制の確立を図る。

(5) 消防本部は、化学消火機材を整備する。

4. 保安教育

危険物施設等の従業員等に対して、保安に必要な教育を実施し、防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を配布するとともに、講演会等を開催し保安意識の高揚を図る。

第5節　ガス保安計画

1. 主　旨

都市ガス（「ガス事業法」に定めるガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（「高圧ガス保安法」に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及び拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

2. ガス事業の現況

都市ガス事業者（「ガス事業法」に定めるガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者をいう。以下同じ。）及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、（資料9－8・9－9）のとおりである。

3. ガス保安体制の整備

(1) 保安規程の写しの提出

都市ガス事業者は、「ガス事業法」第24条、第64条、第84条及び第97条の規定による保安規程の写しを市消防本部に提出するものとする。

(2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備

ア、県にガス保安対策連絡会議を設置し、関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。

イ、都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を市消防本部に提出する。

4. ガス保安施設の整備

(1) ガス遮断装置の設置

都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス漏れ警報設備等の設置

都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれのある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

5. ガス災害の予防対策

(1) 都市ガス

ア、都市ガス事業者は、ガスの製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規程等に定める基準に基づき巡視・点検検査を行う。

イ、都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い安全意識の高揚に努める。

ウ、都市ガス事業者はガス導管の設置工事又は他工事にかかわる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と充分な連絡をとり、現場立会等を実施する。

エ、他工事業者は、他工事をするに際しガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、都市ガス事業者と連絡､協議をするとともに都市ガス事業者が行う保全のための措置に協力をするものとする。

オ、都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報機等を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

(2) 高圧ガス

ア、高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、施設点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。

イ、県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。

ウ、防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

エ、県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行う。

また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第6節　道路鉄道等災害防止計画

1. 主　旨

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

2. 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

(1) 安全設備等の整備
(2) 防災体制の確立（情報連絡を含む）
(3) 異常気象時の通行規制区間の指定
(4) 通行規制の実施及び解除
(5) 通行規制の実施状況に関する広報

3. 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

(1) 安全施設等の整備

ア、道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。

イ、路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。

(2) 防災体制の確立

動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

(3) 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

(4) 運行規制の実施状況に関する広報

4. バス等の災害予防計画

バス等の運行事業者は、災害時において、燃料等を入手できない移動制約者が多数発生することを想定し、防災体制の確立を図るとともに、鉄道の運休時あるいは途絶時の代行輸送として、最適な輸送体制の確保に努めるものとする。

第7節　危険区域災害防止計画

災害時において、迅速、的確な災害対策が実施できるよう、市域内の危険箇所（資料2－3～2－5）を調査把握し、過去に受けた災害実績等を考慮して検討を加え、これに対する危険区域を予想しておくと同時に、的確な被害想定をたて、異常時においては危険箇所及び予想される危険区域を巡視警戒し、危険を事前に察知して災害の未然防止と被害の拡大防止に努めるものとする。

なお、市災害対策本部への連絡方法等を充分徹底しておき、地域住民等の積極的な協力の促進を図るものとする。

第8節　防災のための調査研究

1. 実施方針

富士市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

(1) 本市の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査検討する。
(2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査検討する。
(3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
(4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
(5) 要防災の程度を区分する。
(6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。

ア、災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。こうした防災基礎調査の活用は従来、とかくなおざりにされがちであったため、結果的に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調査を活用して概況の把握に努める。

イ、市域におけるこれまでの災害は特定の地域に集中していたが、今後の開発に伴い、山間部の災害も予想される。一方、都市化の進展に伴い都市周辺部の山地、丘陵地の宅地造成が活発に行われるようになり、宅地災害の発生が大きな問題となってきている。このような新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。

(7) 要防災地域の防災パトロールの実施

危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2. 土地条件調査上における地域別主要問題点

(1) 富士山地域

ア、富士山の火山活動に対する火山地質学的研究の問題

イ、富士山大沢崩れ及び南西山麓の渓と、その下流部に対する影響の問題

ウ、山麓の開発に伴う土壌侵食と水害問題

エ、山麓の地下水と軽微な地盤沈下の問題

(2) 富士川流域

ア、山梨県の早川流域の開発に伴う洪水発生の危険の問題

イ、富士川上流のダム開発と海岸侵食の問題

ウ、富士海岸・吉原海岸の高波と小河川河口の処理問題

3. 災害発生状況調査

(1) 地震

過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震)、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(2) 津波

過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。

(3) 風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。

(4) 火山

過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(5) 大火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第9節　防災知識の普及計画

1. 主　旨

市民等に対しては、平常時より関係機関との連携をとり、災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及並びに高揚を図るものとする。

(1) 教育機関

防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 市

ア、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

イ、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

ウ、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。

エ、専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

2. 普及の方法

様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及を次の方法により行うものとする。

(1) 学校教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容に組み入れ、学校教育の全体を通じ防災教育の徹底を図る。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 職員及び関係者に対する普及

防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等、あらゆる機会を利用してその徹底を図る。

(3) 広報紙等による普及

市民等に対しては、市の発行する「広報ふじ」又は印刷物等を作成配布し、防災意識の高揚を図る。

(4) 講演会等による普及

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、学校、幼稚園、保育園等の施設、事業所、自主防災組織並びに地域住民等に対し講演会等を開催するとともに、社会教育の場を通じ広くその普及を図る。

(5) その他

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

3. 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

(1) 南海トラフ地震等防災の基礎的な知識
(2) 静岡県第4次地震被害想定の内容
(3) 市の地域防災計画の概要
(4) 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策
(5) 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識
(6) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
(7) 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
(8) 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
(9) 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
(10) 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底
(11) 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備
(12) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
(13) 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
(14) 避難生活に関する知識
(15) 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備
(16) 避難所の適正な運営
(17) 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮

(18) 安否情報の確認のためのシステム
(19) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について
(20) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
(21) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底

第 10 節　住民の避難体制

1. 主　旨

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難場所」という。)及び避難者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

2. 避難場所・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難場所が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。なお、避難場所の指定状況は（資料 7－6）のとおりである。

3. 避難場所・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、関係機関と協力し、避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難場所
ア、避難場所標識等による住民への周知
イ、周辺の緑化の促進
ウ、複数の進入口の整備

(2) 避難路
ア、沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
イ、落下・倒壊物対策の推進
ウ、誘導標識、誘導灯の設置
エ、段差解消、誘導ブロックの設置

4. 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1)避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位であらかじめ指定し、住民への周知を図る。避難所の指定状況は（資料 7－4）のとおりである。また、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

ア、市は、津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ウェブサイトやアプリケーション等の多様な情報伝達手段の整備に努めるものとする。

イ、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを避難所として指定する。

ウ、市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

エ、市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド（睡眠)に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市は、感染症対策についてあらかじめ避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

オ、市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2)2 次的避難所の整備

ア、福祉避難所

(ｱ) 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。なお、福祉避難所の指定状況は（資料 7－5）のとおりである。

(ｲ) 市は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備された福祉避難所の確保及び開設に努めるものとする。

(ｳ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル)」に準拠した福祉避難所設置・運営に関するマニュアルを整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(ｴ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

(ｵ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ、2 次的避難所

(ｱ) 2 次的避難所は、避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として 7 日以内の期間受入れ、健康を回復させることを目的として、県が確保するものである。

(ｲ) 大規模な災害の発生により、事前に協定を締結した宿泊施設等が不足する場合についても、原則として県が速やかにその確保に努める。

(ｳ) 市は、各避難所における避難者の健康状態を把握し、2 次的避難所への入所が必要と判断される者の搬送手段等の確保に努める。

5. 避難場所、避難所等の施設管理

(1) 市

市が作成した「富士市避難所運営マニュアル」(資料 11－3) 等を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ア、避難所の管理者不在時の開設体制

イ、避難所を管理するための職員の派遣

ウ、災害対策本部との連絡体制

エ、自主防災組織、施設管理者との協力体制また、避難場所の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府)を参考とする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校及び幼稚園等は、保護者との間で災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、子どもたちの安全で確実な避難のため、施設との連絡体制の構築に努める。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は県とともに、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかける。

6. 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

(1) 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動を執るべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

(2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への移動（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。

(3) 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(4) 市及び県は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第 11 節　防災訓練計画

1. 主　旨

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、市は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

2. 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。特に、「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ、計画的な防災体制の整備が要請されている現状から、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、東海地方非常通信協議会加盟機関、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を行うものとする。

また、総合防災訓練では、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう支援体制の整備に努めるものとする。

(1) 水　　防
(2) 消　　火
(3) 交 通 規 制
(4) 道 路 啓 開
(5) 救 出 ・ 救 護
(6) 避 難 ・ 誘 導
(7) 通信情報連絡
(8) 救助物資輸送
(9) 避 難 所 運 営
(10) 給 水 ・ 炊 出
(11) 応 急 復 旧
(12) 遺 体 措 置

3. 救助・救急関係機関の連携

市は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

4. 災害対策本部要員訓練の実施

災害対策本部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員に対し、実際に即した訓練を行う。

5. 非常通信訓練

災害時において、各地区防災拠点と市の災害対策本部並びに静岡県災害対策本部東部方面本部、防災関係機関及び隣接市町相互で迅速、かつ正確な交信を維持するため、通信訓練を実施する。

6. 防災訓練のための交通禁止又は制限

平成 7 年 12 月の災害対策基本法の改正により県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができることとなった。

その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した（資料 6－8）に掲げる標示を設置することとなっている。

7. 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題、問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第 12 節　自主防災組織の育成

1. 主　旨

地震、風水害等による大災害が広範囲にわたった場合、市、消防機関、警察署等防災関係機関への電話通報の途絶並びに交通網の寸断等の悪条件が重なり、特に災害初期における防災対応が著しく低下することが予測される。このような事態において、被害を軽減するためには、地域住民自らがお互いに協力しあい適切な防災活動を実施する必要がある。また、この活動は組織的に行うことにより、効果的なものになる。

当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実状に即応した自主防災組織を推進しているところであるが、併せて風水害等の災害にも対応できる組織の育成を図るものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2. 自主防災組織の概要

(1) 組　　織

各町内会（区）を単位とし、地域的連帯をもってそれぞれの防災活動が効果的に実施できる組織とする。市及び県は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の 3 割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。

(2) 編　　成

組織には、情報の収集・伝達を担当する情報班、初期消火活動を担当する消火班、けが人、病人などの救出・救護を担当する救出救護班、安全な避難誘導と人員の把握を担当する避難誘導班、炊き出し・応急給水を担当する給食給水班等地域防災活動に必要な分担を定めておく。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

(3) 活動内容

ア、平常時の活動

各種の災害についての知識又は認識を深めるとともに、防災訓練を通じ実践的防災対応を体得し、必要な資機材の整備を図る。また、地域内の危険箇所の点検、把握に努め地域住民に対して周知するとともに、各種台帳の整備・点検等を行う。

イ、災害時の活動

市の防災拠点との連係を密にし、地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等必要な活動を行う。

3. 推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、地区防災会議等を通じ充分意見交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに、南海トラフ地震等の対策に併せて風水害等に際しても自主防災組織が機能するよう組織化を推進する。また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

4. 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

5. 市民の果たすべき役割

(1)平常時からの実施事項

ア、防災気象に関する知識の吸収

イ、地震防災等に関する知識の吸収

ウ、地域の危険度の理解
エ、家庭における防災の話し合い
オ、南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
カ、石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施
キ、家屋の補強等
ク、家具その他落下倒壊危険物の対策
ケ、就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備
コ、飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低７日分）
サ、通信機器の充電装置、バッテリーの準備
シ、自動車へのこまめな満タン給油
ス、居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え
セ、緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動
ソ、動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも５日分）

(2)災害発生後の実施事項
ア、出火防止及び初期消火
イ、地域における相互扶助による被災者の救出活動
ウ、負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
エ、自力による生活手段の確保

6. 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、市と協力して地域の防災は自らの手で担う意欲をもって次の活動をするものとする。

(1) 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう、講演会、研修会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。

(2) 「防災委員」の活動

自主防災組織に防災委員を置き、組織の長が選任する。防災委員の任期は３年以上とし、市民の防災対策の啓発活動を行うほか、組織の長の相談役、補完役として、諸活動の企画、実施に参画するものとする。

(3) 「自主防災地図」の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

(4) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの対策実施の役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(5) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、人員構成、活動状況、機材等整備の現況、地域の避難行動要支援者、災害時の避難行動を明らかにしておくために台帳を作成しておく。

自主防災組織の規約と任務分担については、（資料 11－2）を参考に作成するものとする。

なお、避難行動要支援者の台帳の整備に当たっては、民生委員・児童委員や福祉関係団体等との連携に努める。

(6) 「防災の日」の設定

地域で防災の日を設けるなどして、家庭と地域を結びつけた防災活動を計画的に行う。

(7) 防災用資機材の整備

防災活動を行うための資機材の整備及び点検を行う。自主防災組織の集合場所及び主要防災資機材の整備状況は、（資料 11－1）のとおりである。

(8) 避難所の運営体制の整備

「富士市避難所運営マニュアル」（資料 11－3）等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。

(9) 防災訓練の実施

南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の対応について、次に掲げる事項を主な内容とする防災訓練を実施する。具体的には、市等の防災機関並びに自主防災組織、事業所等の防災組織と有機的な連携を図り、総合的な訓練として実施するもののほか、自主防災組織の独自の計画により必要な事項の訓練を実施する。

また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。

ア、情報の収集、伝達訓練

イ、出火防止及び初期消火の訓練

ウ、避難訓練

エ、救出救護及び搬送訓練

オ、給食給水訓練

(10) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

7. 市の指導及び助成

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、県の協力を得て積極的に自主防災組織づくりを推進する。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市は、自主防災に関する認識を高め、組織を充実するために必要な資料の提供、研修会の開催等を行い、積極的に自主防災組織の育成強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(3) 防災委員制度

市は、自主防災組織の長が選任した防災委員を通じ、自主防災意識及び市民の防災対策の啓発活動の強化を図る。

(4) 地域防災指導員制度

市は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を委嘱する。地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。

ア、同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化

イ、個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導

ウ、市又は県の施策の広報や推進、普及協力

エ、市又は県に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達

(5) 組織活動の促進

市は、消防機関及び町内会連合会等と有機的な連携を図りながら職員の地震防災対策地区担当班等による適切な指導を行い、津波避難行動計画の作成、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

(6) 自主防災組織への助成

市は、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、（資料 11－5）＜富士市自主防災組織防災器材購入費補助金交付要綱＞に基づき、期間を定め必要な助成を行う。

また、防災活動を行う自主防災組織に対し、（資料 11－6）＜富士市自主防災組織運営補助金交付要綱＞に基づき、期間を定め運営費の助成を行う。

(7) 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上にに努め

るものとする。

8. 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団 OB が自主防災会組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

また、市及び県は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第 13 節　事業所等の防災活動

1. 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下、「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

(1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。

(2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。

(3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設内の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。

(4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行う。

ア、防災訓練
イ、従業員等の防災教育
ウ、情報の収集、伝達体制の確立
エ、火災その他災害予防対策
オ、避難対策の確立
カ、救出及び応急救護等
キ、飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
ク、施設及び設備の耐震性の確保
ケ、予想被害からの復旧計画策定
コ、 各計画の点検・見直し

(5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

2. 事業所の防災力向上の促進

市及び県は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

さらに、市及び県は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結に努めるものとする。

また、市及び商工会議所・商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3. 事業継続計画（BCP）の取組

事業所等は事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための BCP を策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第 14 節　地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画として定めることができる。ただし、地区防災計画の内容が、市地域防災計画に抵触しないよう、作成段階から市と調整を図るものとする。

市は、富士市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、富士市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第 15 節　ボランティア活動に関する計画

1. 主　旨

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等の NPO 等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

2. ボランティア活動の支援

市は、社会福祉法人富士市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）等と協力して、地域の災害ボランティア団体を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。また、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う市災害ボランティア連絡会との連携に努める。

3. ボランティア活動経費等の準備

市は、市社会福祉協議会等と協力して、市災害ボランティアセンターで活用する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、災害ボランティアコーディネーターを活用できる環境を整備する。

公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」による基金運用など、災害ボランティア活動経費の確保は、県が行うものであり、大規模な災害が発生した場合のボランティアが行う災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備する。

第 16 節　避難行動要支援者避難支援体制の整備

1. 主　旨

避難行動要支援者に対し、個々の状況に応じ、迅速で的確な支援を実施するため、避難行動要支援者支援計画を策定し、支援体制を整備することを目的とする。

2. 避難行動要支援者支援体制

市は、避難行動要支援者の把握に努める。避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を定期的に更新するものとする。

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、民生委員・児童委員、NPO、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。

なお、上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者

又はこれらの者であった者には、秘密保持義務が生じ、また、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めること及びその他の必要な措置を講ずるものとする。

さらに、市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、緊急避難場所又は被災者が避難生活を送るために市が指定した施設（以下、「避難所」という。）における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

また、県は、DWAT（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。

(1) 行政機関

警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等

(2) 地域組織

町内会（区）、地区福祉推進会等

(3) 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、富士市社会福祉協議会、富士市悠容クラブ（老人クラブ）、介護保険事業者、障害者団体等

3. 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成等

市は、発災または発災のおそれが生じたときの適切な対応に役立てるため、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、民生委員・児童委員及び福祉関係団体と協力して、要配慮者の状況の把握に努める。

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者名簿は、災害時に避難に支援を要する以下の者を記載する。

ア、ねたきり高齢者、認知症高齢者
イ、要介護3～5の認定を受けている者
ウ、身体障害者1、2級（内部障害については呼吸器機能のみ）
エ、知的障害者（療育手帳A、B所持者）
オ、精神障害者1、2級
カ、要介護1、2又は要支援1、2の認定を受けている者、身体障害者のうち上記ウ以外の者、精神障害者3級のうち名簿掲載を希望する者
キ、その他市長が支援が必要と認めた者

(2) 記載事項

ア、氏名
イ、生年月日
ウ、性別
エ、住所
オ、緊急連絡先
カ、避難支援を必要とする事由
キ、その他、市長が必要と認める事項

(3) 情報の入手方法

避難行動要支援者名簿に記載する情報は、市の保有する要介護者、障害者の情報及び在宅高齢者実態調査の結果より入手するものとする。また、災害・緊急支援情報キット申請者については、申請を受け付ける町内会（区）より提供を受けるものとする。

これらの情報は、最新の状態に保つことができるよう、随時更新を行うこととする。

(4) 名簿の共有及び活用

避難行動要支援者名簿は、平常時からの見守り活動等、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要

な限度で、本人の同意を得ることにより、町内会（区）、自主防災組織、民生委員・児童委員に対して名簿情報を提供するものとし、その他の避難支援等関係者については、申請があった場合に限り、名簿情報を提供できるものとする。

ただし、現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、町内会（区）、自主防災組織、民生委員・児童委員、その他の避難支援等関係者に対して名簿情報を提供し、避難支援や安否確認等に活用するものとする。

また、名簿は、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

災害・緊急支援情報キット申請者の情報については、平常時から申請時に同意を得た範囲で共有し、防災訓練等の活動に活用できるものとする。

(5) 個人情報の取扱い

避難行動要支援者名簿を所持する者は、発災又は発災のおそれが生じたときを除いて、名簿に記載されている情報を他に漏らしてはならない。また、名簿に記載されている情報を目的外に使用することはできない。

災害・緊急支援情報キット申請者の情報については、情報の共有について同意を得ているが、情報の取り扱いは慎重に行うよう努める。

(6) 個別避難計画の作成

市は、本計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、本計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

4. 防災訓練

市は、避難行動要支援者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

5. 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、訪問介護員等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

6. 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援について、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、併せて必要に応じて事前に協定を締結する。

7. 情報伝達

市は、県と連携し、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。また、市は、在日大使館等からの外国人の安否確認に必要となる連絡体制を確保する。

8. 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

9. 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

10. 観光客の安全確保

県は、市、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市が行う観光客への安全対策を促進するものとする。

11. 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第 17 節　救助・救急活動に関する計画

1. 連絡体制の整備

大規模災害等で、多数の傷病者が発生した場合、的確な対応ができるように医療機関との連絡体制の整備を推進する。

2. 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急活動に必要な車両及び資機材の整備を推進する。

(2) 救助隊員及び救急隊員に対し、知識、技術の向上のための教育訓練を実施する。

(3) 救急救命士の育成を推進する。

(4) 大規模災害、特殊災害等に対応するため、高度な技術、資機材を有する救助隊の整備を推進する。

3. 保健医療福祉調整本部の総合調整

市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第 18 節　応急住宅、災害廃棄物処理

区　分		
応急住宅	応急仮設住宅	建設型応急住宅
		賃貸型応急住宅
	公営住宅	

1. 応急住宅

(1) 建設型応急住宅

市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、津波、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(2) 賃貸型応急住宅及び公営住宅

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

2. 災害廃棄物処理

(1) 市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(2) 市は、県及び国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

(3) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃

棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第 19 節　複合災害対策及び連続災害対策

1. 市、県及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して 2 以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
2. 市、県及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。
3. 市、県及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第 20 節　重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

1. 実施主体別の計画

(1) 市

ア、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、静岡県石油業共同組合富士支部と締結した「災害時における自動車用燃料の供給協力に関する協定」に基づき、災害従事車両への燃料供給を図るものとする。

イ、市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。

ウ、市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

エ、市は県とともに、防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

(2) 重要施設の管理者

ア、市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置にの整備を図り、十分な期間(最低３日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

イ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

ウ、市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。

エ、市、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

(3) ライフライン事業者

ア、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。

イ、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

ウ、電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

エ、被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

オ、下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第 21 節　被災者生活再建支援に関する計画

1. 人材育成

(1) 市は、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

(2) 研修を受講した担当者の名簿への登録、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

2. 実施体制の整備

(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

ア、住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練

イ、応援協定の締結

ウ、応援の受入れ体制の構築

3. システムの活用

市は、住家被害の調査及び罹災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムを活用するものとする。

第 22 節　市の業務継続に関する計画

1. 業務継続体制の確保

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2. 業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(3) 電気・水・食料等の確保

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(5) 重要な行政データのバックアップ

(6) 非常時優先業務の整理

第 23 節　男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における男女共同参画の視点に立った防災活動の推進拠点となるよう、防災担当と男女共同参画担当が共通認識のもと連携し、平常時及び災害時における取組を行う。

第 24 節　災害に強いまちづくり

1. 市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
   注）※1 の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせること等が、※2 の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。
2. 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害リスクの高い区域を居住誘導区域から除外し、住宅の安全な立地を誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
3. 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
4. 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
5. 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
6. 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」に基づき、平時から復興の課題を想定し、復興体制・手順等を確認する庁内訓練、市民協働の復興まちづくり訓練を実施するなど、復興事前準備に努めるものとする。

第3章　　災害応急対策計画

第1節　総　則

1. 主　旨

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎょし又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために市が行うべき措置について法令並びに静岡県地域防災計画の定めるところにより計画する。

2. 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

「災害対策基本法」第42条(市町村地域防災計画)では、市町村地域防災計画は、県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は不可分の関係にある。

富士市地域防災計画は、静岡県地域防災計画に基づいて静岡県が実施する事務事業と総合調整を行うための措置及び静岡県地域防災計画に基づく市の実施事項を定めている。

3. 市の行う措置

(1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
(6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
(8) 緊急輸送の確保に関する事項
(9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項

4. 防災業務計画と市地域防災計画との関係

市地域防災計画は、指定地方行政機関及び指定公共機関の防災業務計画に抵触しないこととし、かつできるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務または業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

5. この計画を理解し実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

「災害対策基本法」第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に定めがある場合は当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2) 相互協力

「災害対策基本法」第4条（都道府県の責務）・第5条（市町村の責務）・第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）・第7条（住民等の責務等）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても、関係機関はもとより公共的団体・個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を課されていることを期待しているものである。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、ライフライン事業者等は、県及び関係する省庁と連携して、国が開催する合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

(3) 市長の要請について

市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。

要請連絡は電信・電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとし、なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。

(4) 市長の関係者への周知徹底について

市長は、県が県計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り所要の配慮をしておくものとする。

(5) 応援の指揮系統

「災害対策基本法」第 67 条（他の市町村長に対する応援の要求）第 68 条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第 72 条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援に従事するものは、市長の指揮の下に行動するものとする。

(6) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、責任の所在が不明確になりがちであるので関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

ア、機関名

イ、所属部課名

ウ、氏名

(7) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

(8) 標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判断できるものとする。

(9) 経費負担

災害応急対策に要する経費については、「災害対策基本法」第 91 条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。

(10) 災害救助法に基づく事務手続等

「災害救助法」が適用された場合、市長は「災害救助法」第 13 条第 1 項の規定により知事より通知を受けてその事務を行う。事務手続きについては、県が発行した「災害救助の手引き」によるものとする。

なお、第 7 節「避難救出計画」以下各節に示す「災害救助法」の実施基準は事務の取扱上の目標として示したものであり、市の行う事務は救助法の適用の如何を問わず、この基準に準じ各計画に定める実施方法により行うものとする。

第 2 節　組織計画

1. 主　旨

災害対策本部の組織体制を明らかにし、災害応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

2. 災害対策組織

(1) 富士市防災会議

ア、編成

「富士市防災会議委員の編成」（資料 1－3）の定めるところによるものとする。

イ、運営

「富士市防災会議条例」（資料１－1）及び「富士市防災会議運営要領」（資料１－2）に定めるところによるものとする。

(2) 富士市災害対策本部

ア、編成

「富士市災害対策本部条例」（資料１－4）に定めるところとする。

イ、設置基準

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、市長がその対策を必要と認めるとき。

ウ、運営

「富士市災害対策本部条例」及び「富士市災害対策本部組織規程」（資料 1－5）の定めるところによる。

エ、防災拠点

災害対策本部の防災拠点を各地区まちづくりセンターに設置する。各地区の防災拠点及び配備資機材は、（資料７－18）のとおりである。

(3) 標識

本部活動を円滑に進めるため、（資料１－6）のとおり標識を定めるものとする。

(4) 気象警報等による配備体制

災害対策本部の設置に至らないが、各種気象警報等が発表された段階においては、必要に応じ配備体制を整え警戒態勢をとるものとする。（資料１－11）

第３節　動員・応援・受援計画

1. 主　旨

この計画は、市長が動員を指示若しくは命令し、または応援を要請する場合の対象者、及び実施時期実施方法等を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

2. 動員及び応援要請の時期

市長は、災害の種類、規模、災害発生の予想される時間を検討し、必要な防災体制をとるため、富士市災害対策本部組織規程、富士市地震災害警戒本部組織規程及び富士市職員参集基準の定めるところにより職員を動員する。また、事態の状況に応じ応援を要請する。

3. 動員対象者

(1) 市職員

(2) 消防団員

(3) 水防団員

本部長が必要と認めた場合には、＜風水害対策編　第３章　第４節　水防計画＞の定めるところによるものとする。

4. 応援動員対象者

(1) 警察官

(2) 自衛官

(3) 海上保安官

(4) 医師、歯科医師又は薬剤師

(5) 保健師、助産師又は看護師

(6) 土木技術者又は建築技術者

(7) 大工、左官又はとび職

(8) 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者

5. 実施方法

(1) 市職員の動員及び応援

職員の動員に関する非常連絡体制は、富士市災害対策本部員名簿に定めるとおりとする。

また、市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度への中長期派遣可能な技術職員の登録に努めるものとする。

(2) 消防団

本部長が必要と認めた場合には、消防団長に対して要請を行うものとする。

(3) 水防団

本部長が必要と認めた場合には、水防団長に対して要請を行うものとする。

(4) 警察官

警察官の出動を必要とする場合は、富士警察署長に対して出動を要請する。

(5) 自衛隊

自衛隊の派遣要請の要求に関し必要な事項は＜第 27 節　自衛隊派遣要請の要求計画＞の定めるところによるものとする。

(6) 海上保安庁

海上保安庁への支援要請の要求に関し必要な事項は＜第 28 節　海上保安庁に対する支援要請の要求計画＞の定めるところによるものとする。

(7) 医療・助産関係者

本部長が必要と認めた場合には、＜第 13 節　医療・助産計画＞の定めるところにより、医療、助産関係者に協力要請するものとする。

(8) 各種協定業者

本部長が必要と認めた場合には、（資料 8）＜災害時の各種協定一覧＞に基づき、各協定業者に対し、応援出動を要請する。

(9) 関係機関等への協力要請

ア、指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、市内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、「災害対策基本法」第 29 条の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

(ｱ) 派遣を要請する理由
(ｲ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
(ｳ) 派遣を必要とする期間
(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(ｵ) その他職員の派遣について必要な事項

また、「災害対策基本法」第 30 条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにして職員の派遣についてあっせんを求める。

(ｱ) 派遣のあっせんを求める理由
(ｲ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
(ｳ) 派遣を必要とする期間
(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(ｵ) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

イ、知事に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、県東部方面本部に対し、次の事項を示し応援を求め、その実施を要請する。

(ｱ) 応援を必要とする理由
(ｲ) 応援を必要とする人員、資機材等
(ｳ) 応援を必要とする場所
(ｴ) 応援を必要とする期間

(ｵ) その他応援に関し必要な事項

ウ、他の市町村に対する応援要請

市長は、他の市町村長とあらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、災害応急対策を実施するため必要があると認めたときは、この協定に基づき応援を要請する。なお協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要請する。

また、「消防組織法」（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

なお、他の市町に対する応援要請に関し必要な事項は＜第 26 節　相互応援協力計画＞の定めるところによるものとする。

(10) 知事及び他の市町長からの応援要求

市長は、知事又は他の市町長から、災害応急対策を実施するための応援を求められた場合は、本市の状況を勘案し、この要求に応ずるよう努めるものとする。

6. 受入れ体制の確立

(1) 全ての動員者の作業が効率的に行えるよう、動員者の受入れ体制を確立しておくものとする。

(2) 動員により応援を受ける場合は、動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入れ体制を確立しておくものとするとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(3) 市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(4) 市は、県と連携し訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(5) 応援要員の受入れ体制として、防災関係機関が災害応急対策を実施するに際し、各機関が市外から必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

第 4 節　通信情報計画

1. 主　旨

この計画は、市、県及び関係機関との通信系統を明らかにするとともに、市の実施すべき事項及び関係機関の協力事項を明確にし、情報連絡に支障のないよう措置することを目的とする。

2. 気象警報等の伝達組織及び周知方法

気象警報等の伝達は、(資料 4－1) ＜気象警報等連絡系統図＞により通信施設を活用して行うものとする。

(1) 気象注意報、警報の種類と発表基準

「気象業務法」に基づく、静岡県における気象特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準は、(資料 3－2)、地震動警報（緊急地震速報)、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、(資料 3－3 及び 3－3－2) のとおりである。

(2) 市民等への伝達

市は、収集した気象等の情報のうち必要に応じ、同時通報用無線及び同報無線メール等により市民等に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報伝達に努めるものとする。

なお、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害時情報共有システム（L アラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

(3) 水防予警報の収集及び伝達

水防予警報の収集伝達は＜風水害対策編　第 3 章　第 4 節　水防計画＞の定めるところによるものとする。

(4) 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれのある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、強い降雹、噴火現象、地殻変動、異海面変動等）を発見した者は、その概況を（資料３－4）により遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。

3. 災害通信方法

(1) 災害通信の受領並びに伝達要領

県から伝達される各種災害通信は、静岡県デジタル防災通信システムにより防災危機管理課及び消防本部情報指令課で受領し、状況により必要と認める各課等に伝達する。

防災危機管理課長は、上司の命のあったとき、又は状況により必要と認めたときは、庁内放送を通じて全職員に情報を周知徹底させるほか、まちづくりセンターにも周知徹底を図る。

(2) 情報伝達手段

市の災害通信施設の設置場所、種別、戸数、本市の主な災害通信施設は＜第２章　第１節　第２項　無線通信施設の現況＞のとおりである。

(3) 情報伝達体制の確保

市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を、大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

4. 災害情報及び被害状況等の報告

(1) 市長に対する報告

災害情報及び被害状況報告は、災害応急対策を確立迅速に実施する基盤となるものであるから、関係各部長は災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、(資料４－10）＜災害罹災者調査原票＞、(資料 4－11）＜被害状況調＞により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して市長に報告するものとする。

被害状況の報告事項は次のとおりとする。

ア、災害の原因
イ、災害が発生した日時
ウ、災害が発生した場所又は地域
エ、被害の程度
オ、災害に対してとられた措置
カ、その他必要な事項

(2) 県知事に対する報告

ア、応急措置の実施に必要な情報

市長は、管轄する静岡県東部方面本部（静岡県東部地域局。以下、「県東部方面本部」という。）の県東部方面本部長（静岡県東部地域局長）を経て県本部長（県知事）に報告する。ただし災害の発生が勤務時間外等であって、県東部方面本部が未措置の時は県に直接報告する。報告の方法は、県の防災行政無線をもって行い、最終報告は文書をもって行う。

また、被害規模を早期に把握するため、市長は、119 番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、県東部方面本部へ報告する。

ただし、県東部方面本部に連絡がつかない場合は県本部長（県知事）に、県本部長に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、県本部長（県知事）及び県東部方面本部にも報告する。

(ｱ) 被害発生情報

発生日時、発生場所、発生原因の概要等を速やかに報告する。

(ｲ) 被害の概要

被害状況のうち、次に掲げる順位により逐次報告する。この場合、被害の程度及び規模その他の事

由により、この順位によることが出来ないときには、判明したものから随時速やかに報告するものとする。

報告順位	情　報　の　内　容
第一順位	人的被害、住家被害、道路・橋りょう・堤防被害、鉄道被害、通信被害
第二順位	田畑の被害、公共施設被害
第三順位	農作物被害、船舶被害、その他の被害

イ、被害状況の報告等

(ｱ) 被害速報（随時）

災害が発生したときから応急措置が完了するまで（資料4－12）に定める＜被害程度の認定基準＞に基づき、（資料4－14）＜被害速報（随時）＞により報告する。

(ｲ) 定時報告

県東部方面本部が定めた時間に、可能な限り最新の被害状況を把握し、（資料 4－15）＜災害定時及び確定報告書＞により報告するものとする。

(ｳ) 確定報告

被害状況確定後速やかに（資料4－15）＜災害定時及び確定報告書＞により県東部方面本部を経て文書をもって報告するものとする。

(ｴ) 県知事に対する要請事項

災害の発生又は被害状況の報告とともに、県に対し要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請するものとする。

(3) 内閣総理大臣に対する報告

「災害対策基本法」第53条第2項の規程に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、①県が災害対策本部を設置した災害、②災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害、③①又は②に定める災害になるおそれのある災害いずれかである。

ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報収集、伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。

なかでも交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれがある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次第二報以降の情報の収集伝達を行うこととする。

市が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものである。

なお、内閣総理大臣への報告は、県から消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。また、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。

また、市からの県または国への報告は次の適用基準に該当するものとする。

ア、「災害救助法」の適用基準に合致するもの

イ、災害対策本部を設置したもの

ウ、災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

エ、災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～ウの用件に該当する災害に発展するおそれがあるもの

オ、地震が発生し、市内で震度4以上を記録したもの

カ、その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要が認められるもの

(4) 市防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策実施状況等の措置について、市防災会議に報告するものとする。

(5) 被害の調査（罹災台帳、罹災証明書）

被害状況の調査に当たっては、調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、罹災台帳を整備し、必要があるときは罹災証明書を発行する。

5. 通信系統

災害が発生、もしくは発生するおそれがある場合、必要な情報収集、又は通報は（資料 4－1）＜気象警報等連絡系統図＞、(資料 9－12）＜消防部活動計画＞、(資料 10－4）＜水防に関する通信基本系統図＞に基づき実施する。

6. 通信施設の利用方法

(1) 非常通信の利用

ア、要請の時期

一般加入電話が利用できないとき。

イ、要請の方法

最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会（東海総合通信局無線通信部陸上課）に要請する。

協議会の加盟機関、加盟無線局は（資料 4－6）＜東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表＞のとおりである。

(2) 同時通報用無線等の利用

災害が発生した時、または発生のおそれのある時は、同時通報用無線を活用し、市民へ情報の周知徹底を図る。

また、広範囲の市民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ・テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、Ｌアラートを活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

7. 通信途絶時における措置

災害時においては、無線通信を最高度に活用する必要があるので、無線施設の整備強化を図るとともに、停電時における電源対策として災害用独立電源についても整備を図る。

通信途絶時については、各無線により通信活動を行うものとし、アマチュア無線局が行う非常通信については、富士市アマチュア無線非常通信協力会と平素から密接な連携を保ち、災害時の活用を図る。

8. 県及び防災関係機関との情報共有体制の構築

市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである SIP 4D(基盤的防災情報流通ネットワーク))に集約できるよう努めるものとする。

第 5 節　災害広報計画

1. 主　旨

この計画は、災害時において、一般市民に対し必要な情報を提供して人心の安定を図るとともに、各報道機関、及び関係機関相互の協力体制を定め、広報活動の万全を図ることを目的とする。

なお、その際、要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の自治体に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

2. 広報の内容等

災害初期における各種の混乱防止、被害の実状周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、避難所の住民及びその他の者に対し次の内容の広報を行うとともに、被災者又は関係者から家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。

(1) 気象、地象、地動、水象に関する情報
(2) 道路交通の被害状況及び復旧見込み
(3) 交通機関の被害状況及び復旧見込み
(4) 電気、ガス、水道等の被害状況及び復旧見込み
(5) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
(6) その他人心の安定及び社会秩序維持のための必要事項

3. 情報収集及び広報方法

(1) 連絡の協調、情報の収集

ア、広報担当班は、他の班との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速・正確に収集して広報を行う体制を整えるものとする。

イ、広報担当班は、被災地の状況の写真、ビデオなどを整理・保存するものとする。

(2) 報道機関に対する情報発表

ア、情報発表者

富士市災害対策本部において報道機関に対し、正式情報を発表する場合の情報発表責任者は危機管理監とする。

イ、情報発表方法

報道機関に対する正式情報の発表は、必要により別に定めてあるプレスセンターへ参集を依頼し、または各社（支局）に対して個別に行うものとする。

4. 広報機関の活用

(1) 広報媒体

災害応急対策を実施するため必要な事項を市民等に対して周知する場合は、次に掲げる各種媒体の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

なお、L アラートを介したメディアの活用や、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

ア、同時通報用無線、戸別受信機、富士市防災ラジオ

イ、広報紙、ポスター、チラシ等

ウ、テレビ・ラジオ

エ、ケーブルテレビ、コミュニティ FM 放送

オ、広報車等

カ、ウェブサイト、登録型メール配信サービス、メール配信アプリ、X（旧ツイッター）、フェイスブック、市公式 LINE 等

(2) 外部機関からの広報要請

市は、県及び外部機関から災害応急対策等に広報の要請を受理した場合は、市の広報手段を使用して広報するものとする。

(3) 報道機関からの災害記録写真の収集

市災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合、報道関係の撮影したものについて提供を依頼することができる。

5. 経費負担区分

(1) 市がラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。

(2) 報道機関から災害記録を収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

6. 被災者の安否に関する情報の提供等

市は安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編 4－21～23）に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

第 6 節　災害救助法の適用計画

1. 主　旨

この計画は、「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

2. 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第 1 条に定めるところによるが、県において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

(1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ）の区域（「地方自治法」第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ）内の人口に応じ、それぞれ「災害救助法施行令」別表第 1 に定める数以上の世帯（注：富士市適用基準世帯数 100 世帯）の住家が滅失したとき。

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ、それぞれ「災害救助法施行令」別表第 2 に定める数以上の世帯（注：2,500 世帯）の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ「災害救助法施行令」別表第 3 に定める数以上の世帯（注：富士市適用基準世帯数 50 世帯）の住家が滅失したとき。

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じ、それぞれ「災害救助法施行令」別表第 4 に定める数以上の世帯（注：12,000 世帯）の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救助を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

3. 被害世帯の算定基準

(1) 被害世帯の算定

前項の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもってそれぞれ住家が滅失した 1 世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア、滅失（全壊・全焼・流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

(ｱ) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの。

(ｲ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。

イ、半壊・半焼

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

(ｱ) 損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの。

(ｲ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損壊割合が 20%以上 50%未満のもの。

ウ、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。

(ｱ) 前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。

(ｲ) 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア、世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ、住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設計を有しているもの等については、それぞれもって 1 住家として取り扱う。

4. 災害救助法の適用手続

(1) 市の報告

市は、市内に法適用が見込まれる災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告しなければならない。

(2) 県における適用手続

ア、知事は市からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めたときは、「災害救助法」の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、市及び県各部局に通知するものとする。

イ、「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。

5. 災害救助法事務

市は、当該被害が、前記「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当している場合、次に揚げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
(2) 炊き出し、その他による食品の給与
(3) 飲料水の供給
(4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
(5) 医療及び助産
(6) 被災者の救出
(7) 被災した住宅の応急修理
(8) 学用品の給与
(9) 埋葬
(10) 遺体の捜索
(11) 遺体の措置
(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

6. 費用限度額

費用限度額は、資料 12－2 のとおり。

7. 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁するいとまがない場合は、一時繰替支弁する。

8. 災害救助法適用外の災害

「災害救助法」が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第 7 節　避難救出計画

1. 主　旨

この計画は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれがある者の避難及び生命身体が危険な状態にある者、若しくは生死不明の状態にある者を捜索、救出するため必要な措置について定める。

2. 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、

地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市は、避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア、避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル１	早期注意情報（警報級の可能性）※1 （気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル２	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの） （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル３	高齢者等避難 （市長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）※2	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル４	避難指示 （市長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難場所への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により、「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル５	緊急安全確保 （市長が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※4 ・（大雨特別警報（土砂災	命の危険 直ちに安全確保 ・避難場所へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

		害))※4 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫) ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)(災害切迫) ・高潮氾濫発生情報※5	ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 「早期注意情報(警報級の可能性)」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。※1の早期注意情報(警報級の可能性)は、大雨に関して、5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合に発表されるものである。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。

注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の「緊急安全確保」の発令基準としては用いない。

注8 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退き避難ができないおそれがある。

イ、 実施者

(ｱ) 緊急安全確保、避難指示

a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡

先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込とともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事による、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関する助言を参考にするとともに、これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（「災害対策基本法」第 60 条)。

b　知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（「水防法」第 29 条、「地すべり等防止法」第 25 条)。

c　警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（「災害対策基本法」第 61 条)。

d　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（「自衛隊法」第 94 条)。

e　水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（「水防法」第 29 条)。

f　市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

g　市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

(ｲ)「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「富士市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、L アラート（災害情報共有システム)、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

ア、 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ、学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ、避難路の確保

市及び県、県警察、道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

ア、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

イ、 警察官、海上保安官、自衛官の代行

警察官、海上保安官又は自衛官は、「災害対策基本法」第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ、 知事による代行

市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、「災害対策基本法」第 73 条第 1 項の規定により、知事が市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

3. 被災者の救助

(1) 基本方針

ア、救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ、市長が行う救出活動に、県、県警察及び自衛隊は協力する。

ウ、市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編 4－21～23）に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

エ、救出活動に関する応援についての市町間の総合調整は県が行う。

オ、市は、区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

カ、自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

キ、自衛隊の救出活動は「第 27 節 自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところにより行う。

ク、救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

ア、市

(ｱ) 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

(ｲ) 職員を動員し負傷者等を救出する。

(ｳ) 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。

(ｴ) 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。

(ｵ) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

ａ．応援を必要とする理由
ｂ．応援を必要とする人員、資機材等
ｃ．応援を必要とする場所
ｄ．応援を必要とする期間
ｅ．その他周囲の状況等応援に関する必要事項

イ、県

(ｱ) 市から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、知事はその状況に応じ次の措置を講ずる。

ａ．県職員を派遣し救出活動を支援する。
ｂ．他の市町長に対し応援を指示する。
ｃ．自衛隊に対し支援を要請する。
ｄ．救出活動の総合調整を行う。
ｅ．行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。

ウ、県警察

被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出に当たる。

エ、自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

(ｱ) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

(ｲ) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

(ｳ) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

(ｴ) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。

(ｵ) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

オ、自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。

4. 緊急避難場所、避難所への避難誘導・運営

(1) 緊急避難場所、避難所への職員等の配置

市が開設した緊急避難場所及び避難所には、避難誘導、情報伝達及び応急救護等のための市職員（消防団員を含む。）を配置する。また、本部長は、必要に応じ警察署長に対し警察官の配置を要請する。なお、広域避難地を開設した場合も上記と同様の措置を講じる。

(2) 避難の方法

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。

ア、要避難区域で避難を要する場合

(ｱ) 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

ａ．火災が延焼拡大し、近隣市民等による消火が不可能になった場合、市民等は残留者の有無を確認し、あらかじめ定めた安全な場所へ集合する。

ｂ．自主防災組織等は、あらかじめ防災拠点を定め、総力をあげて消火・救護・情報活動に当たるとともに、状況により、次の避難体制を整える。

ｃ．市民等は、集合場所の周辺地域の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り、集団で広くて安全な場所へ避難する。

ｄ．緊急避難場所へ避難した市民等は、当該緊急避難場所に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに広域避難地へ避難する。

(ｲ) 津波避難対象区域及び山崩れ等の危険が生じた地域

市民等は、出火防止措置を講じた後、直ちに自宅周辺の安全な場所、又は緊急避難場所等へ避難する。

イ、その他の地域で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、要避難区域の避難措置に準ずる。

(3) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により、幹線避難路上にある障害物の除去に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(4) 避難所における業務

ア、避難所に配置された市職員、又は警察官は自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

(ｱ) 津波・火災等の危険の状況に関する情報の収集

(ｲ) 地震及び津波に関する情報の伝達

(ｳ) 避難者の把握

(ｴ) 必要な応急救護

(ｵ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、家族等への引渡し、又は避難所への移動

イ、避難所を所有し、又は管理する者は、避難所の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

5. 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、

生活環境の確保が図られるよう努める。

(1) 避難所の開設

ア、市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所（資料 7－4）を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場等の屋外に、天幕や仮設建物を設営するなどの措置をとる。

この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐためウェブサイトやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ、県

市からの要請については、県が、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、市から報告した避難所の開設に係る情報は、県と国が共有に努める。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア、避難受入れの対象者

(ｱ) 災害によって現に被害を受けた者

a. 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

b. 現に災害を受けた者であること

(ｲ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

a. 避難指示が発せられた場合

b. 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(ｳ) その他避難が必要と認められる場合

イ、避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

(ｱ) 避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

(ｲ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

(ｳ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

(ｴ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

(ｵ) 避難行動要支援者への配慮

(ｶ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、

暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

(ｷ) 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

(ｸ) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

(ｹ) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）

(ｺ) 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

(ｻ) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

(ｼ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(ｽ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

(ｾ) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DV の発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DV に係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供

(ｿ) ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底

(ﾀ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること

(ﾁ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと

(ﾂ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は県とともに、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

6. 実施基準（「災害救助法」に基づく）

(1) 避難所の設置

ア、設置基準

原則として学校等既存建物を使用する。既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

イ、費用の限度額

（資料 12－2）のとおり。

ウ、実施期間

災害発生の日から 7 日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して、必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 罹災者の救出

ア、実施基準

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

イ、費用の限度額

救助に必要な機械器具等の借上代等実費

ウ、実施期間

災害発生の日から3日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して、必要最小限度の期間を延長することができる。

7. 知事に対する要請事項及び県の実施事項等

(1) 市長の要請事項

市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

ア、避難の場合

(ｱ) 避難希望地域

(ｲ) 避難を要する人員

(ｳ) 避難期間

(ｴ) 輸送手段

(ｵ) その他必要事項（災害発生原因等）

イ、救出の場合

(ｱ) 救出を要する人員

(ｲ) 周囲の状況（詳細に記入のこと）

(ｳ) その他必要事項（災害発生原因等）

・市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

・市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

・市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 市長の要請に基づく県の実施事項

ア、市外の既存施設を避難所とする場合のあっせん

イ、市内の既存施設を避難所とする場合の強制使用

ウ、自衛隊の派遣要請

エ、海上保安庁に対する支援要請

オ、消防団の応援動員要請

(3) 県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

8. 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア、 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ｱ) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者に対

して避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(ｲ) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ、福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア、在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ、避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ、広域支援体制の確立

市が被災した場合に、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、県が広域調整を行うなど支援体制の確立を図り、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得る。

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、県が行う広域連携に協力する。

9. 広域避難・広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は県とともに、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

なお、富士山の噴火に係る広域避難については、富士山火山対策編第３章第２節８項によるものとする。

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に

基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(1) 県内避難

ア、被災した場合

市は県内他市町への受入れについては、当該市町と直接協議する。広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入れ先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

イ、避難受入れをする場合

市は被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。また、避難所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

ウ、県の対応

被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入れ可能市町の調査を行い、受入れ可能市町及び避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。

(2) 県外への避難

ア、被災した場合

他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入れ先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

イ、県の対応

被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入れ先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第 8 節　愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、県、飼い主等の実施事項を定める。

1. 同行避難動物への対応

(1) 県

避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

(2) 市

「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。

(3) 飼い主

ア、人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ、日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ、処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも 5 日分、できれば 7 日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

エ、飼い主が緊急避難場所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で

同行避難(※)に努めるものとする。

2. 放浪動物への対応

(1) 県

市、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

(2) 市

ア、放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。

イ、「狂犬病予防法」に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。

ウ、「狂犬病予防法」に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。

エ、飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。

オ、県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

(3) 飼い主

ア、保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。

イ、飼い主が緊急避難場所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一としたうえで、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、緊急避難場所まで避難することであり、在宅での被災生活ができないため、避難所で飼い主とペットが一緒に被災生活することを意味するものではない。

第9節　食料供給計画

1. 主　旨

この計画は、災害により日常の食事に支障のある被災者に対し、応急的な炊き出し、調達した食料品等の供給について、市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

2. 実施内容

(1) 緊急物資の確保計画量

市は、別に定める品目ごとに必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 市

ア、非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急物資を配分する。

イ、緊急物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。

ウ、緊急物資の輸送は当該物資調達先に依頼する。当該物資依頼先に依頼できないときは、輸送計画の定めるところによる。

エ、災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。

オ、市長は、必要量の調達が困難な緊急物資について、次の事項を示して県方面本部に対して調達、又はあっせんを要請する。

(ｱ) 調達、あっせんを必要とする理由

(ｲ) 必要な緊急物資の品目及び数量

(ｳ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者

(ｴ) 連絡先及び連絡責任者

(ｵ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
(ｶ) 経費の負担区分
(ｷ) その他参考となる事項

カ、必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。

キ、市長は、県に対する応援要請によっても緊急物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村長に対して緊急物資の調達を要請する。

ク、市が調達した緊急物資の配分に当たっては、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

ケ、避難所、その他の要所に必要に応じ、自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設をもうけ、又は食料品提供事業者の協力を求め食事の提供を行う。

(3) 自主防災組織及び市民

ア、緊急物資は、自主防災組織の備蓄及び市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによって不足する場合は、市に供給を要請する。

イ、自主防災組織は、市が行う緊急物資の配分に協力する。

ウ、自主防災組織は、必要により炊き出しを行う。

3. 実施基準（災害救助法に基づく）

(1) 食料供給の対象者

ア、避難所に避難した者

イ、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者

ウ、旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪客等

エ、被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者

(2) 対象品目

ア、主食

包装食、にぎり飯、パン、弁当等　（乳幼児にはミルク、高齢者・病弱者には適温食）

イ、副食

（調味料を含む）

(3) 対象経費

ア、主食費

包装食、にぎり飯、パン、弁当等の購入費

イ、副食費

調味料等（品目、数量は制限なし）

ウ、燃料費

エ、雑費

(ｱ) 器物（炊飯器、釜、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料
(ｲ) アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使いすて食器等の購入費

(4) 対象費用の限度額

（資料 12－2）のとおり

(5) 実施期間

災害発生の日から 7 日間以内。ただし、期間内に炊き出し、その他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議して、必要最小限の期間を延長することができる。

4. 市の実施事項

(1) 食料の調達あっせん

市は、（資料 7－14）＜緊急物資（食料及び生活必需品）調達予定先一覧表＞に記載された供給協定、（資料 8－3）＜災害救助に必要な物資の調達に関する協定書＞を締結した業者より調達あっせんを行うものとする。

(2) 輸送方法

ア、調達あっせんによる応急食料の輸送は、原則として該当物資発注先の業者等に依頼するものとする。

イ、輸送が当該発注者等において措置できないときは、＜第 18 節　輸送計画＞に基づいて措置するもの

とする。

5. 知事に対する要請事項

市長は、応急食料を当該地域の供給協定業者から調達することが不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにして知事に調達あっせんを要請する。

(1) 調達あっせんを必要とする理由
(2) 必要食料品目
(3) 必要数量
(4) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
(5) 連絡課及び連絡責任者
(6) 荷役作業員の有無
(7) その他参考となる事項

6. 県の実施事項

(1) 応急食料の調達あっせん
(2) 輸送車両のあっせん

7. 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

「災害救助法」又は「国民保護法」が発動され救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

8. 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

第 10 節　衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

1. 主　旨

この計画は、災害時に必要な物資を入手することができない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料の確保及び供給について、市の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

2. 実施内容

(1) 緊急物資の確保計画量

市は、別に定める品目ごとに必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 市

ア、非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。

イ、物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、必要量の調達が困難な緊急物資について、次の事項を示して県方面本部に対して調達、又はあっせんを要請する。

(ｱ) 調達、あっせんを必要とする理由
(ｲ) 必要な緊急物資の品目及び数量
(ｳ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
(ｴ) 連絡先及び連絡責任者
(ｵ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
(ｶ) 経費の負担区分
(ｷ) その他参考となる事項

ウ、物資の配分に当たっては、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

エ、市は、炊出し及び医療救護に必要な LP ガス、器具等について、あらかじめ供給協定を締結する業者より調達するとともに、必要に応じ支給、又はあっせんを行う。

オ、市長は、炊出し等に必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県支部に調達のあっせんを要請する。

(ｱ) 必要なLPガスの量

(ｲ) 必要な器具の種類及び数量

(3) 自主防災組織及び市民

ア、物資は、家庭及び自主防災組織の備蓄及び市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによって不足する場合は、市に供給を要請する。

イ、自主防災組織は、市が行う物資の配分に協力する。

ウ、地域内のLPガス業者等の協力を得て、LPガス及び器具等を確保するものとする。(一般社団法人静岡県LPガス協会東部支部富士地区会会員名簿（資料11－17）のとおり)

エ、自主防災組織が、地域の応急活動に使用する資機材等の燃料については、業者等の協力を得て確保するものとする。

3. 実施基準（「災害救助法」に基づく）

(1) 衣料、寝具、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水若しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 対象品目

ア、被服、寝具及び身の回り品	洋服、作業衣、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
イ、日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
ウ、炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
エ、光熱材料	マッチ、LPガス等

(3) 対象費用の限度額

(資料12－2) のとおり

(4) 給(貸)与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、知事と協議して、必要最小限の期間を延長することができる。

4. 市の実施事項

(1) 調達

衣料、寝具、生活必需品等必要な物資については、供給協定を締結した業者（資料8－3）より調達あっせんを行うものとする。

(2) 供与

衣料、寝具、生活必需品等の供与を実施する場合は、被災状況、被災世帯の構成人員、物資の種類、数量等を勘案し、配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講ずるものとする。

(3) 輸送方法

ア、到達した衣料、寝具、生活必需品等の応急物資の輸送は、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。

イ、輸送が当該発注業者等において措置できないときは、＜第18節　輸送計画＞に基づいて措置するものとする。

5. 知事に対する要請事項

市長は、衣料、寝具、生活必需品等を当該地域の供給協定業者から調達することが困難な場合には次の事項を明らかにして知事に調達あっせんを要請する。

(1) 必需品目

(2) 必要数量

(3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者

(4) 連絡課及び連絡責任者

(5) 荷役作業員の有無

(6) 経費の負担区分

(7) その他参考となる事項

6. 県の実施事項

(1) 衣料、寝具、生活必需品等の調達あっせん
(2) 輸送車両の調達
(3) 通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により市からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難所ごとの避難者数に応じて食料等の物資を調達し、輸送することを検討する。
(4) 要請によらない場合も、被災市町へ物資を確実に共有できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の分配に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うように努めるものとする。

7. 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

第 11 節　給水計画

1. 主　旨

この計画は、災害のため飲料水の確保が困難な地域の住民並びに医療救護に必要な飲料水を得ることができない医療機関等に対し、最小限必要な量の飲料水を供給するために、市、市民及び自主防災組織の実施事項を定め、給水に支障のないよう措置することを目的とする。

2. 実施主体と実施内容

(1) 市

ア、飲料水の確保が困難な地域に対し、市民 1 人あたり 1 日 3 リットルの飲料水並びに医療救護に必要な飲料水の供給を目的とし、仮設共用栓による給水が行われるまでの間は、運搬給水によって飲料水を供給するものとする。

(ｱ) 運搬給水は、取水拠点にて確保した飲料水を、運搬給水用具及び車両等を活用して給水箇所まで運搬し、供給するものとする。

(ｲ) 拠点給水は、上水道配水施設のうち、被災後使用可能な施設より仮設配水管を布設し、仮設共用栓により飲料水を供給するものとする。

イ、市の実施事項

(ｱ) 上水道施設及び取水施設等の被害状況の調査並びに飲料水確保の困難な地域の把握に当たる。

(ｲ) 応急給水活動は、別に定める応急給水計画に基づいて実施する。

ａ．特別給水箇所（第 1 順位）
地震災害応急対策における医療救護計画（資料 5－1）に基づく市指定救護所及び救護病院等の救護施設

ｂ．一般給水箇所（第 2 順位）
市指定避難所（資料 7－4）

ｃ．被害状況に応じ、飲料水の確保が困難な地域（第 3 順位）

(ｳ) 日本水道協会等へ応援を要請し、応援を受入れる体制（受援体制）を整えることで、より効果的な応急給水と応急復旧を図るものとする。

(ｴ) 簡易水道組合が実施する応急給水活動状況を把握するとともに、要請に応じ必要な協力を行う。

(ｵ) 市民等が自助努力により飲料水を確保する場合は、衛生上の注意を広報する。

(ｶ) 地震発生後、約 8 日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

(2) 簡易水道組合の執るべき措置

ア、応急給水活動は、可能な限り自らの責任において実施するよう努める。

イ、応急給水活動が困難な場合は、市民及び自主防災組織に対し協力を要請する。

(3) 自主防災組織及び市民

ア、地震発生後、7 日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

イ、地震発生後、8 日目以降の飲料水は、自主防災組織による給水及び市の応急給水により確保する。

ウ、市が実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行うものとする。

エ、地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合、特に衛生上の注意を払う。

3. 実施基準（「災害救助法」に基づく）

(1) 飲料水の供給をうける者　災害のため飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水の供給量　1人1日おおむね3リットルとする。

(3) 飲料水の供給期間　災害発生から7日以内とする。ただし知事と協議して、必要最小限の期間を延長することができる。

(4) 費用の限度額　水の購入費（真にやむを得ない場合）、機械器具の借上費、修繕費、燃料費、浄水用の薬品及び諸資材の実費。

4. 知事に対する要請事項

市長は、市域内で飲料水の供給を実施することができない場合は、次の事項を明らかにして知事に調達あっせんを要請する。

(1) 給水対象人員

(2) 給水期間及び給水量

(3) 給水場所

(4) 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量

(5) 給水車両のみ借上げの場合その台数

(6) その他必要事項

5. 県の実施事項

(1) 水道用水その他の飲料水の調達あっせん

(2) 給水車両（水槽付消防ポンプ自動車を含む。）、ろ水車両及びろ水機借上げのあっせん

(3) 浄水薬品及び水道用資材の調達あっせん

(4) 給水容器（ビニール袋、缶等）の調達あっせん

6. 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

第12節　被災建築物等の安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

1. 主　旨

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が失われ居住する住宅を確保することのできない被災者を受入れるため、市の実施事項を定め、応急仮設住宅を設置し、また、災害により住家が被害を受け修理する以外に居住するところがない被災者が、居住のため必要最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図ることを目的とする。

2. 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

(1) 市

ア、建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ、宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被

災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(2) 市民

ア、市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

イ、市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3. 災害危険区域の指定

市は県と連携し、災害から住民の生命を守るために、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、「建築基準法」第 39 条に基づき、条例により災害危険区域に指定し、住居用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。また、それを周知する。

4. 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 実施基準

「災害救助法」に基づく県の実施事項であるため、県知事が必要と認めた場合、県からの事務委任を受け、市が実施する。

ア、 応急仮設住宅設置

(ｱ) 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者。

(ｲ) 規模及び費用

（資料 12－2）のとおり。

(ｳ) 整備開始期間

災害発生の日から 20 日以内。ただし、事前に知事と協議して、必要最小限の期間を延長することができる。

(ｴ) その他

供与・維持管理・処分及び手続き等、知事から委任を受けて行う場合、「災害救助法」に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。

イ、住宅応急修理

(ｱ) 修理対象者

ａ．災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

ｂ．自らの資力では住宅の応急修理をすることができない者のうちから、前号の基準により順次認定する。

ｃ．公営住宅・会社の寮・飯場以外の住宅に居住している者

(ｲ) 規模及び費用

（資料 12－2）のとおり。

(ｳ) 修理期間

災害発生の日から 3 か月以内。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては 6 か月以内。

(ｴ) その他

修理を知事から委任を受けて行うときは災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

(3) 市の実施事項

ア、被害の状況の把握

「災害救助法」の適用のため調査結果を活用し被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

イ、体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

ウ、建設型応急住宅の建設

(ｱ) 建設型応急住宅の建設を、県から委任された場合は、一般社団法人プレハブ建築協会及び静岡県木造応急仮設住宅建設協議会等の協力を得て実施する。この場合において、被災者に関する世帯員数や高齢者、障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。

(ｲ) 建設型応急住宅の建設用地は、あらかじめ定める建設予定地の内から災害の状況に応じて選定する。

エ、賃貸型応急住宅の借上げ

賃貸型応急住宅の借上げを県から委任された場合は、民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。

オ、応急住宅の入居者の認定等

(ｱ) 避難所生活世帯に対する入居意向調査を実施する。

(ｲ) 応急仮設住宅の入居者の認定を、市が行うこととされた場合、被災者の特性や実態に応じた配慮を行いながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。入居者の認定に当たっては、要配慮者を優先的に入居させるとともに、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。

カ、市営住宅等の一時入居

市営住宅等の空き家へ必要に応じ一時的に入居させる。

キ、応急仮設住宅の管理

(ｱ) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し応急仮設住宅の入退去手続き及び応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。

(ｲ) 応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとする。

(ｳ) 入居者調査、巡回相談等を実施し応急住宅での生活に問題が発生しないように努める。

(ｴ) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

ク、住宅の応急修理

建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

ケ、住宅の応急修理対象者の認定

対象者の認定を、県から委任された場合は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者のうちから順次認定する。

コ、建設資機材及び建設業者等の調達あっせん要請

(ｱ) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建設資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県知事にあっせん、又は調達を要請する。

ａ．応急仮設住宅の場合

(a) 被害戸数（全焼、全壊、流失）
(b) 設置を必要とする住宅の戸数
(c) 調達を要する資機材の品名及び数量
(d) 派遣を必要とする建築業者数
(e) 連絡先及び連絡責任者
(f) その他参考となる事項

ｂ．住宅応急修理の場合

(a) 被害戸数（半焼、半壊）
(b) 修理を必要とする住宅の戸数
(c) 調達を要する資機材の品名及び数量
(d) 派遣を必要とする建築業者数

(e) 連絡先及び連絡責任者
(f) その他参考となる事項

(ｲ) 市長は、市民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において、建築業者、又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県知事にあっせん、又は調達を要請する。

サ、住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し必要な救護活動を行う。なお、市長は、市で対応できないときは、次の事項を示して県知事に応援を要請する。

(ｱ) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
(ｲ) 除去に必要な人員
(ｳ) 除去に必要な期間
(ｴ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
(ｵ) 除去した障害物の集積場所の有無

シ、建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び制度、融資の利用等についての相談に応ずる。市長は、この事務について市職員で対応できないときは、県知事に対し、必要な職員の派遣を要請する。また、必要に応じて関係事業者の協力を得る。

(4) 県の実施事項

ア、応急仮設住宅設置

知事が状況により必要と認める場合は、市に事務委任する。

イ、住宅応急修理

知事が状況により必要と認める場合は、市に事務委任する。

ウ、建築資材及び建築業者等の調達あっせん

建築資材については建築資材調達予定一覧表に基づき調達をあっせんし、建設業者等については応援計画により措置する。

エ、輸送方法

(ｱ) 調達あっせんによる資材の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼する。
(ｲ) 輸送が当該物資発注先において措置できない場合は、輸送計画に基づき措置する。

(5) 国の実施事項

関東森林管理局は、災害復旧用材（国有林材）の供給を、特別措置により、知事、市長等からの要請で行う。

(6) 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(7) 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

(8) 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

(9) 非常災害時における特例

著しく異常かつ甚大な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

ア、特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。

イ、県知事、市長の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び

維持に関する基準を定める。また、応急住宅における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講じる。

第 13 節　医療・助産計画

1. 主　旨

この計画は、災害により医療機構が混乱し、医療・助産の途を失った場合に応急的に医療・助産を施すための市の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

(1) 医療救護活動の基本方針

ア、市は、地震災害応急対策における医療救護計画（資料 5－1）に基づき円滑な医療救護活動を行う。

イ、市は、医療救護活動を行うため、必要に応じ救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、重症患者（手術等入院治療を必要とする者で直ちに医師による応急処置が必要な者（クラッシュ症候群発症のおそれがあるものを含む。））並びに中等症患者（入院治療までは必要としないが、医師による処置を必要とする者。）の処置、又は受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

ウ、県は、救護病院の中から、市と協議してあらかじめ指定した災害拠点病院を用い、市の医療救護活動について必要な調整を行う。

エ、県は、県内での対応が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送するとともに、被災地外からの DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等受入れを行う。

オ、県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の広域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市が行う。

カ、医療救護活動の実施に当たっては必要に応じて重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下、「トリアージ」という。）を実施し、効率的な活動に努めるものとする。

キ、市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、救護班の派遣等を行うものとする。

ク、市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(2) 救護施設の種類とその活動

ア、救護所

救護所の設置及び活動については、（資料 5－1）のとおりである。

イ、救護病院

救護病院の設置及び活動については、（資料 5－1）のとおりである。

ウ、災害拠点病院

(ｱ) 設置

県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に 1 か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として 1 か所指定する。

(ｲ) 活動

ａ．医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）

ｂ．他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置

ｃ．重症患者の航空搬送拠点への搬送手配

ｄ．DMAT 等医療チームの受入れ及び派遣

ｅ．地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

2. 実施主体と実施内容

(1) 市

別に定める医療救護計画（資料 5－1）に基づき、次の措置を行う。

ア、救護施設となる医療機関の施設について、被害状況調査を行い、必要な措置を講ずるとともに応急医療救護体制を定める。
イ、救護施設等から重症患者及び中等症患者の搬送についての要請があった場合は、速やかに必要な措置を行う。
ウ、重症患者及び中等症患者の受入れに当たっては、救護施設が効果的に機能するよう受入れ状況等の把握に努め、必要な調査を行う。
エ、円滑な医療救護活動を行うため、必要に応じて救護施設に市職員を派遣し、情報の収集及び伝達等に当たる。
オ、医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。
カ、市域内において医療・助産活動が困難な場合は、次の事項を明らかにして知事に要請するものとする。
(ｱ) 必要な救護班数
(ｲ) 救護班の派遣場所
(ｳ) その他必要事項（災害発生の原因）
キ、被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

(2) 自主防災組織及び市民等
ア、軽易な傷病者については、家庭、又は自主防災組織で、あらかじめ準備した医薬品等で処置する。
イ、傷病者のうち救護を要する者は、最寄りの救護所または救護病院等へ搬送する。また、重症患者を他の救護病院等へ転送する場合は、救急隊等によるが、搬送が困難なときは、自主防災組織がこれに当たる。

2. 実施基準（「災害救助法」に基づく）
(1) 医療を受ける対象者
医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
(2) 助産を受ける対象者
ア、災害のため助産の途を失った者
イ、現に助産を要する状態の者
ウ、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者
エ、被災者であると否とは問わない
オ、本人の経済的能力の如何を問わない
(3) 医療・助産及び範囲
ア、医療
(ｱ) 診察
(ｲ) 薬剤又は治療材料支給
(ｳ) 処置、手術、その他の治療及び施術
(ｴ) 病院又は診療所への受入れ
(ｵ) 看護
イ、助産
(ｱ) 分べんの介助
(ｲ) 分べん前、分べん後の処置
(ｳ) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
(4) 実施期間
ア、医療　　災害発生の日から 14 日以内
イ、助産　　分べんした日から 7 日以内
ただし、必要に応じ知事と協議して、それぞれの期間を延長することができる。
(5) 費用の限度
ア、医療

(ｱ) 救護班による場合
使用した薬剤、治療材料、医療材料及び医療器具破損等の実費
(ｲ) 一般病院又は診療所による場合
国民健康保険診療報酬の額以内
(ｳ) 施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内

イ、助産
(ｱ) 救護班による場合
使用した衛生材料等の実費
(ｲ) 助産師による場合
当該地域における慣行料金の８割以内の額

4. 市の実施事項

(1) 医療・助産の方法

市は医療救護計画（資料５－1）に基づき、一般社団法人富士市医師会・一般社団法人富士市歯科医師会・一般社団法人富士市薬剤師会等関係機関の協力のもと、医療救護活動を実施する。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

(2) 医療施設及び受入れ施設の利用

救護班において治療できない重症の患者等を、入院又は治療する場合は、市域内の医療・助産機関の協力を得てその施設を利用するものとする。

(3) 医薬品の調達あっせん

医療・助産に必要な医薬品、衛生資材及び防疫薬品については、各医療機関の保有品を使用するほか、医薬品供給協力店（資料５－4）より調達あっせんするものとする。

5. 知事に対する要請事項

市長は、市域内において医療・助産活動が困難な場合は、次の事項を明らかにして知事に要請するものとする。

(1) 必要な救護班数
(2) 救護班の派遣場所
(3) その他必要事項（災害発生の原因）

6. 県の実施事項

(1) 救護病院等への応援班の派遣、救護班（DMAT、DPAT 等医療チーム）の派遣
(2) 一般社団法人静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣要請
(3) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・あっせん
(4) 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん
(5) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請
(6) 災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請

7. 医療救護活動の実施

県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うほか、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWAT)の応援派遣を行うものとする。

多数の負傷者が発生した場合には、静岡県医療救護計画並びに地震災害応急対策における医療救護計画で定める体制の中で適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

8. 健康への配慮

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

市は、保健師等による健康相談等を実施するものとする。

9. 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

10. 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、「医療法」第4条及び「消防法」第17条の規定は、適用しない。

(2) 市長、県知事の措置

上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。また、臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講じる。

第14節　防疫計画

1. 主　旨

この計画は被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止と環境衛生の確保を図ることも目的とする。

2. 市の実施事項

市長は、知事の指示により被災地に発生する感染症を防止するため、次の事項を行うものとする。

(1) 病原体に汚染された場所の消毒
(2) ねずみ族・昆虫等の駆除
(3) 病原体に汚染された物件の消毒等
(4) 生活用水の供給
(5) 浸水地域の防疫活動の実施
(6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
(7) 臨時予防接種の実施

3. 市の実施基準

(1) 防疫班の編成

防疫班は、災害の状況に応じて編成し、前項に定める実施事項の処理に当たるものとする。

(2) 実施の基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先的に実施するものとする。

ア、疾病患者の発生した地域
イ、集団避難所

(3) 実施方法

ア、清潔及び消毒

対象地域の消毒は、原則として二兼機による煙霧噴霧、粉末滴等により行うが、浸水地域の災害が広範囲に及ぶ場合は、乳剤等を被災地の自治会等へ一括輸送し、各家庭へ配布を依頼するとともに市で対応できないものは業者委託とする。

イ、ねずみ族・昆虫等

(ｱ) 生息又は発生場所を除去する。
(ｲ) 薬剤散布用機器による殺虫処置

ウ、臨時予防接種

「予防接種法」に基づき実施するものとする。

エ、感染症患者の処置

法の定めるところにより措置するものとする。

オ、その他防疫活動に必要な事項は、同時通報用無線を通じその周知を図る。

(4) 実施期間

災害の状況に応じてその都度決定する。

(5) 消毒機器及び薬品

防疫活動に必要な消毒機器及び防疫用薬品については、協定業者より調達し、不足の場合は、農協等が所有している物を借り上げる。

4. 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

5. 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

6. その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

7. 知事に対する要請事項

市長は、市において防疫活動を実施することが困難な場合は、次の事項を明らかにして知事に要請するものとする。

(1) 防疫薬剤の種類及び数量

(2) その他必要事項

8. 県の実施事項

(1) 県は、次の措置を行う。

ア、健康診断の実施

イ、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施

ウ、病原体に汚染された場所の消毒の実施又は市に対する指示

エ、ねずみ族・昆虫等の駆除の実施又は市に対する指示

オ、病原体に汚染された物件の消毒等の実施又は市に対する指示

カ、生活用水の供給の制限又は禁止の命令

キ、防疫薬品及び資機材の供給の調整

第 15 節　清掃及び災害廃棄物処理計画

1. 主　旨

この計画は、被災地のごみ収集処理及びし尿のくみ取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

2. 基本方針

(1) し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に従って迅速・適正に処理する。

(2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「富士市災害廃棄物処理計画」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。

(3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

(4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

3. し尿処理

(1) 市

ア、下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、下水道を使用させず、仮設トイレ等

で処理するよう広報を行う。

イ、災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。

ウ、速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。

エ、許可業者より収集されたし尿は、クリーンセンターききょうに運び処理する。クリーンセンターききょうで処理することが困難な場合は、近隣の市町に処理を委託するものとする。また、処理委託が困難な場合は､環境衛生上留意して貯留槽等を確保する。

オ、独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

(ｱ) 処理対象物名及び数量
(ｲ) 処理対象戸数
(ｳ) 市所在の処理場の使用可否
(ｴ) 実施期間
(ｵ) その他必要事項

カ、収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 市民及び自主防災組織

ア、下水道施設等の被災に伴い水洗トイレが使用できない場合は、携帯トイレ等を使用し、処理することとする。

イ、必要に応じて、自主防災組織が中心となり、仮設トイレの設置及び管理を行う。

4. 廃棄物(生活系)処理

(1) 市

ア、災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。

イ、市有ごみ収集車及び業者委託により収集し、新環境クリーンセンター及びその他処分場に運び、速やかに処分するものとする。

ウ、新環境クリーンセンター及びその他処分場で処分することが困難な場合は、近隣の市町に処理を委託するものとする。また、処理委託が困難な場合は､環境衛生上留意して仮置き場を設置する。

エ、収集体制を住民に広報する。

オ、独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

(ｱ) 処理対象物名及び数量
(ｲ) 処理対象戸数
(ｳ) 市所在の処理場の使用可否
(ｴ) 実施期間
(ｵ) その他必要事項

カ、収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 市民

ア、ごみの分別、搬出については市の指導に従う。

イ、河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5. 災害廃棄物処理

(1) 市

ア、災害廃棄物処理対策組織の設置

市に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

イ、情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

(ｱ) 家屋の被害棟数等の被災状況
(ｲ) ごみ処理施設等の被災状況
(ｳ) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計

(ｴ) 仮置場、仮設処理場の確保状況

ウ、発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

エ、仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

オ、処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

カ、関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況を基に、関係機関への協力を要請する。

キ、災害廃棄物の処理の実施

県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した富士市災害廃棄物処理計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

ク、解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去手続きを実施する。

(2) 関係団体

県の要請に基づき、市の災害廃棄物の処理の応援を行う。

(3) 企業

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(4) 市民

ア、災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。

イ、河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

6. 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条第 1 項若しくは第 6 項又は第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

「廃棄物処理法」第 9 条の 3 の 2 の規定により、非常災害時に市が設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、あらかじめ県知事の同意を得て一般廃棄物処理計画に定めている場合には、設置届出に係る実施制限期間（最長 30 日間）を待たずに同意に係る施設を設置することができる。

「廃棄物処理法」第 9 条の 3 の 3 の規定により、市から災害廃棄物の処理の委託を受けた事業者等が一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、許可ではなく、市における設置手続きと同様に届出でよい。ただし、「富士市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第 25 条の規定により、生活環境影響調査書の公衆への縦覧を要する。

「廃棄物処理法」第 15 条の 2 の 5 第 2 項の規定により、平時においては、既存の産業廃棄物処理施設において当該施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理するときは、県知事に事前に届け出ることとされているが、産業廃棄物処理施設の設置者が当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理する場合には、事後の届出でその処理施設を一般廃棄物処理施設として設置することができる。

(2) 市長、県知事の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第 16 節　遺体の捜索及び措置埋葬計画

1. 主　旨

この計画は、災害により行方不明になり、すでに死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体の識別、遺体の措置、埋葬等ができない者に対して市の実施事項を定め、遺体の捜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

2. 基本方針

(1) 市は、遺体措置に関する「富士市災害時遺体措置計画」（資料 5－14）に基づき、あらかじめ遺体収容所を定めておく。

(2) 遺体収容所は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との整合等を考慮して定める。

(3) 市内の遺体の捜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察は遺体の捜索及び措置に協力する。

(4) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努め、遺体収容所を設置する。

(5) 市は、遺体措置を行う必要が生じた場合において、必要に応じて大規模な遺体収容施設の設置を県に要請する。

3. 実施主体と実施内容

(1) 市

ア、遺体の捜索

市職員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。

イ、遺体収容所

(ｱ) 設置

市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容所を設置する。

(ｲ) 活動

市は、遺体収容所において次の活動を行う。

ａ．警察の協力を得て遺体措置を行う。

ｂ．被災現場、救護所、救護病院からの遺体搬送を警察又は自主防災会に依頼する。

ｃ．関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。

ｄ．遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

ウ、遺体の措置

市は、自主防災組織、町内会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な措置（洗浄、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

エ、県への要請

市長は、遺体の捜索、措置、(埋)火葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県方面本部に応援を要請する。

(ｱ) 捜索、措置、(埋)火葬別の推定人員

(ｲ) 捜索地域

(ｳ) 火葬施設の使用可否

(ｴ) 必要な輸送車両の台数

(ｵ) 遺体措置に必要な器材、資材の品目別数量

(ｶ) 広域火葬の応援が必要な遺体数

オ、広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行なわれるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行なわれるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。

(2) 富士警察署

遺体については、関係法令等に基づき、検視又は検分を実施する。

(3) 自主防災組織及び市民

行方不明者についての情報を市に提供するよう努める。

4. 実施基準（災害救助法に基づく）

(1) 遺体捜索対象者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 遺体の措置内容

ア、遺体の洗浄、消毒等の処置

イ、遺体の一時保存

ウ、遺体の検案

エ、遺体の身元確認

(3) 埋葬対象者

ア、災害時の混乱の際に死亡した者

イ、災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(4) 実施期間

災害発生日から10日以内とする。ただし、期間の延長が必要である場合は知事の承認を得て、最小限度延長することができる。

(5) 経費の限度額

（資料12－2）のとおり

5. 市の実施事項

(1) 遺体の捜索、受入れ、埋火葬

捜索、受入れは、市職員、消防団員・水防団員により行い、埋火葬は市職員及び雇上げ人夫をもって処理する。

(2) 遺体の捜索

遺体の捜索に当たっては、地元関係者等の協力により行うものとし、常に警察等関係機関との連携を密にし実施する。

(3) 遺体を発見した時の処置

ア、遺体は、遺体収容所に搬送し、速やかに検視及び検案を受け、身元が判明し引取人があるときは遺族等引取人に引渡すものとする。

イ、身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体は、遺体収容所内の遺体安置所にて安置するものとする。

(4) 遺体の受入れ

ア、遺体収容所は、富士市立富士体育館とする。

イ、遺体は、洗浄、消毒を行い、遺体収容袋又は棺に収容し、遺品とともに安置する。また、遺体についての情報を掲示板に掲示する。

ウ、遺体収容所の遺体安置場所が不足する場合、協定先の葬祭事業者に協力を要請する（資料編8－65、資料編8－66）

(5) 遺体の埋火葬

ア、遺体は、火葬許可書とともに斎場に移送し、埋火葬台帳に記録のうえ火葬に付す。

イ、身元不明のため行旅死亡人として火葬された遺骨及び遺留品は、60日間葬祭事務所等において保管し、引取人の申出があれば引渡す。なお、期間経過後は、それぞれ定められた方法により処理する。

(6) 輸送用車両調達

市有車両によるほか、市内業者より借上げてあてるものとする。

6. 知事に対する要請事項

市長は、市において遺体の捜索、措置・埋葬を実施することが不可能な場合は、次の事項を明らかにして知事に要請するものとする。

(1) 捜索、措置、火葬に必要な職員数

(2) 捜索が必要な地域

(3) 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否
(4) 必要な輸送車両の台数
(5) 遺体処理に必要な器材、資材の規格及び数量
(6) 広域火葬の応援が必要な遺体数

7. 県の実施事項
(1) 遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣
(2) 遺体の処置に必要な器具、資材の調達あっせん
(3) 輸送車両のあっせん
(4) 大規模な遺体安置所の設置
(5) 火葬要員のあっせん
(6) 他の市町または各都道府県に対する広域火葬応援の依頼・調整

8. 災害救助法適用外の災害
市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

9. 非常災害時における特例
著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。
(1) 特例措置
政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る「墓地、埋葬等に関する法律」第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第17節　障害物除去計画

1. 主　旨
この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が著しく阻害される者を保護するため、市の実施事項を定め、障害物除去に支障のないよう措置することを目的とする。

2. 実施基準（「災害救助法」に基づく）
(1) 障害物除去の対象者
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしている者のうち、自らの資力をもってしては除去することができない者。
(2) 実施期間
災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事の承認を得て、期間を延長することができる。
(3) 費用の限度
（資料12－2）のとおり。

3. 市の実施事項
(1) 除去の方法
ア、障害物の除去の対象とする住家の選定は、慎重に調査検討のうえ決定するものとする。
イ、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限り除去する。
ウ、原状回復ではなく応急的な除去にとどめる。
エ、応急対策機器を使用し、又は状況に応じて、建設業者の協力を得て速やかに障害物の除去をするものとする。
(2) 除去した障害物の集積場所
除去した障害物は、市があらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場に集積する。
(3) 除去作業機械器具等

市有の機器等が不足する場合は、建設業者の応援又は調達によるものとする。

(4) 除去用車両の調達

障害物除去作業に必要な車両は、＜第18節　輸送計画＞の定めるところによるものとする。

4. 知事に対する要請事項

市長は、市において障害物の除去が不可能又は困難な場合は、次の事項を明らかにして知事に応援を要請するものとする。

(1) 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別）
(2) 除去に必要な人員
(3) 除去に必要な期間
(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
(5) 集積場所の有無

5. 県の実施事項

(1) 障害物除去要員の動員派遣
(2) 機械器具の調達あっせん
(3) 建設業者の協力依頼（従事命令を含む。）

6. 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

7. 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

第18節　輸送計画

1. 主　旨

この計画は、災害時における応急対策要員、応急対策用資機材並びに被災者の受入れ・避難・隔離及び救助物資等の輸送を迅速、かつ、円滑に処理するため輸送体制を整え災害輸送の万全を期すことを目的とする。

2. 市の緊急輸送

(1) 緊急輸送対策の基本方針

ア、交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を図るものとする。
イ、緊急輸送は、市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。
ウ、市内で輸送手段等の調達ができないときは、県方面本部又は、災害時における応援協定を締結している各市町村に協力を要請する。

(2) 緊急輸送の対象等

ア、災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
イ、医療、助産その他救護等のため緊急輸送を必要とする者
ウ、食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資
エ、被災者を受入れるため必要な資機材
オ、公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
カ、その他本部長が必要と認めるもの

(3) 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況等を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。なお、緊急輸送計画の作成に当たっては、乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

ア、陸上輸送体制

(ｱ) 輸送路の確保

ａ．災害対策本部は、警察、自衛隊等の協力を得るとともに、他の道路管理者に要請して、通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
ｂ．災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。
ｃ．災害対策本部は、他の道路管理者と連携を密にして、あらかじめ指定された緊急輸送ルートの機能確保に努める。

(ｲ) 輸送手段の確保

緊急輸送は、日本通運株式会社（沼津支店)、一般社団法人静岡県トラック協会（富士支部）等、各関係機関の協力を得て、次の車両により行う。ただし、市内において輸送手段が調達できない場合は、県又は災害時における応援協定を締結している各市町村に対し協力を要請する。

ａ．市有車両（資料６－10）＜緊急用市有車両一覧表＞
ｂ．運送業者等の車両（資料６－11）＜防災関係機関の現有車両＞
ｃ．他の防災関係機関の車両

(ｳ) 緊急物資集積場所の開設

ａ．食料等生活に必要な物資を受入れるため緊急物資集積場所を富士市産業交流展示場に開設する。（資料７－15）
ｂ．緊急物資の荷捌業務等を円滑に行うため、緊急物資集積場所に産業交流部商工班職員を配置し、必要に応じ、職員を派遣する。

イ、海上輸送体制

(ｱ) 輸送路の確保

ａ．港湾の管理者は、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
ｂ．県災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。
ｃ．港湾の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

(ｲ) 輸送手段の確保

緊急輸送は、各関係機関の協力を得て、次の船舶により行う。なお、市長は必要に応じ県又は災害時における応援協定を締結している各市町村に対し協力を要請する。

ａ．民間船舶（漁船を除く）
ｂ．漁船（資料８－８）＜漁船による緊急輸送活動に関する協定書＞
ｃ．各関係機関の船舶

(ｳ) 緊急物資集積場所及び要員の確保

前出、「ア、陸上輸送体制」のとおりとする。

ウ、航空輸送体制

(ｱ) 輸送施設の確保

ａ．ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
ｂ．市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県支部に報告する。

(ｲ) 輸送の手段

緊急輸送は、各関係機関等の協力を得て行う。

(ｳ) 緊急物資集積場所及び要員の確保

前出、「ア、陸上輸送体制」のとおりとする。

エ、緊急輸送のための燃料確保対策

(ｱ) 市有車両等の燃料、その他市の災害応急対策を実施するための必要な燃料は、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保するものとする。
(ｲ) 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。
(ｳ) 給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

オ、緊急輸送の調整等

市及び防災関係機関の緊急輸送を円滑に実施するため、必要があるときは、災害対策本部において調整を行う。この場合の調整は、道路管理者等と協議のうえ、次によることを原則とする。

第１順位　　市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第２順位　　災害拡大防止のために必要な輸送

第３順位　　災害応急対策のために必要な輸送

3. 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関の責任においてそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

4. 実施基準（「災害救助法」に基づく）

(1) 輸送の範囲

ア、被災者の避難に係る支援

イ、医療及び助産

ウ、被災者の救出

エ、飲料水の供給

オ、死体の捜索

カ、死体の処理

キ、救済用物資の整理配分

ただし、特に必要な場合には、事前に知事の同意を得て、上記以外についても輸送を実施するものとする。

(2) 実施期間

前項の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議して、必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度額

運賃借上費、燃料費、消耗器材費、修繕費等で当該地域における通常の実費

5. 県の実施事項

(1) 県有車両、船舶の活用

(2) 自衛隊（陸・海・空）の要請

(3) 東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社の利用

(4) 海上保安庁への支援要請

(5) 運送業者等の車両借上げ

(6) 民間船舶の協力要請

(7) 海上輸送連絡所の設置

6. 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、前記「市の実施事項」に応じて対策を実施する。

第 19 節　交通応急対策計画

1. 主　旨

この計画は、災害により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全及び緊急時の交通を確保し、もって応急活動の能率化を図るとともに被災者及び救助物資等の円滑化を図ることを目的とする。

2. 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

ア、市は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、県、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

イ、県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の交通を禁止又は制限することができる。

ウ、道路管理者は、道路の損傷・決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区間

を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

エ、県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の、適切な運用を図る。

オ、道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急、かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者の執るべき措置

ア、緊急地震速報を聞いたときの自動車運転者の取るべき措置

(ｱ) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。

(ｲ) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。

(ｳ) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

イ、地震が発生したときの自動車運転者の執るべき措置

(ｱ) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。

ａ．できる限り安全な方法により車両は道路の左側に停止させること。

ｂ．停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ｃ．車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路に置いて避難するときは、できる限りの道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(ｲ) 避難のために車両を使用しないこと。

(ｳ) 「災害対策基本法」に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間を言う。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、「災害対策基本法」に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。

ａ．速やかに、車両を次の場所に移動させること。

(a) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(b) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所

ｂ．速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ｃ．通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(3) 道路管理者等の実施事項

ア、応急態勢の確立

道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

イ、主要交通道路等の確保

主要道路、橋りょう及び港湾の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。

ウ、災害時における通行の禁止又は制限

(ｱ) 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

(ｲ) 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由

を明りょうに記載した道路看板を設け、必要がある場合は適当な迂回路を表示する。

(ｳ) 道路管理者は通行禁止又は制限を実施しようとするとき、又は実施したときは直ちに所轄の警察署長へ通知するものとする。

エ、放置車両の移動等

放置車両の移動等放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。

オ、道路の応急復旧

(ｱ) 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

(ｲ) 市長の責務

ａ．他の道路管理者に対する通報

市長は、市域内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障を来たすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

ｂ．緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の交通上の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

ｃ．知事に対する応援要請

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。

(ｳ) 応急復旧、仮設道路の設置

ａ． 道路管理者は、建設業組合等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

ｂ．既設道路が損壊し、他の交通方法がなく仮設道路敷設の必要が生じた場合、実施責任者を定め所要の措置を講ずるものとする。

カ、経費の負担区分

(ｱ) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理責任者の負担とする。

(ｲ) 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が市域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、市長がその経費の一時繰替支弁をするものとする。

(ｳ) 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合、市長はその都度県と協議して経費の負担区分を定めるものとする。

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項

ア、災害時における交通の規制等

(ｱ) 県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第 39 条第 1 項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(ｲ) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

(ｳ) 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第 1 次、第 2 次、第 3 次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道 1 号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。

(ｴ) 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(ｵ) 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(ｶ) 県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

イ、警察官の措置命令等

(ｱ) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

(ｲ) (ｱ)による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(ｳ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ｱ)及び(ｲ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(ｴ) 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ｱ)及び(ｲ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(ｵ) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため(ｱ)及び(ｲ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

ウ、除去障害物の処分

(ｱ) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。

(ｲ) 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

エ、通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した（資料 6－8）に掲げる標示板を設置しなければならない。

オ、交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

カ、緊急通行車両の確認

県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し「緊急標章」（資料 6－5）及び「緊急通行車両確認証明書」（資料 6－6）を交付する。

キ、緊急通行車両の確認申出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の申出をすることができる。

県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急標章」（資料 6－5）及び「緊急通行車両確認証明書」（資料 6－6）を交付する。

ク、交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

(ｱ) 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認める時は、必要な限度におい

て一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

(ｲ) 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(5) 鉄道事業者の実施事項

ア、応急態勢の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。

イ、代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

ウ、応急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

3. 海上交通の確保

(1) 情報の収集

市は、県、地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、漁業協同組合等と協力し、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、港内の状況等について情報収集を行う。

(2) 海上交通の制限

(3) 海上交通確保の措置

ア、海上交通の調整

県、海上保安庁等の防災関係機関は、相互に連絡し、海上交通の確保について必要な輸送路の選定等調整を行う。

イ、港湾施設等の応急措置

港湾の管理者は、管理する港湾について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

ウ、海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請

市長は、油の流出による火災の鎮圧、水路航路の確保の措置の実施等海上交通の確保のため必要な措置の実施について、必要に応じ、県に対し海上自衛隊、海上保安庁等の応援要請を要求するものとする。

エ、海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。

オ、海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。

カ、海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。

4. 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」(以下、「検討会」という。)を組織する。市は、必要と認めたときは、県に対し検討会の開催を要請することができる。

注 1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組みを指す。

注 2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組みを指す。

第 20 節　応急教育計画

1. 主　旨

小、中、高、特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の幼児、児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

2. 基本方針

(1) 市教育委員会は、市立学校に対し、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。

(2) 応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、県は必要な措置を講ずる。

(3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

(4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

3. 計画の作成

(1) 災害応急対策

計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難所の有無等を考慮する。計画に定める項目は、次のとおりとする。

ア、学校の防災組織と教職員の任務

イ、教職員動員計画

ウ、情報連絡活動

エ、生徒等の安全確保のための措置

オ、その他、「学校の危機管理マニュアル作成の手引き（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

(2) 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア、被害状況の把握

生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

イ、施設・設備の確保

学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。

ウ、教育再開の決定･連絡

生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。

教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。

エ、教育環境の整備

不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。

オ、給食業務の再開

施設･設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

カ、学校が地域の避難所となる場合の対応

各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。

キ、生徒等の心のケア

(ｱ) 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD 等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

(ｲ) 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

4. 実施基準（「災害救助法」に基づく）

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童・中学部及び高等部生徒を含む）。

(2) 学用品の品目

ア、教科書及び教材

イ、文房具

ウ、通学用品

(3) 実施期間

災害発生の日から	教科書及び教材	1ヶ月以内
	文房具及び通学用品	15 日以内

ただし、状況により知事と協議して、期間を延長することができる。

(4) 経費

ア、教科書及び教材　　（資料 12－2）のとおり

イ、文房具及び通学用品　　〃

5. 市の実施事項

(1) 応急教育の措置

ア、休校措置

(ｱ) 気象情報等により災害の発生が予想される状況となったときは、各学校長は市教育委員会の担当課と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

帰宅させる場合は、注意事項を充分徹底させるとともに児童に対しては、教師が地区別に引率するなどの措置をとり万全を期すものとする。

(ｲ) 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を市同時通報用無線その他確実な方法により各児童生徒に周知徹底させるものとする。

イ、応急教育施設の確保及び応急教育の実施方法

(ｱ) 被災を免れたまちづくりセンター等公共施設及び近隣の寺院、公会堂を利用するほか小中学校の屋内体育施設等余剰教室を一時借用し、分散・2 部授業・合併授業等の方法により応急教育を実施する。

(ｲ) 市の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが不可能又は困難な場合は、県地域防災計画の定めるところにより、県に対しあっせんを要請するものとし、必要な場合は応急仮設校舎を建設するものとする。

(ｳ) 関係機関が協議し応急教育に対する必要な措置が講ぜられる場合は、教職員、住民等に周知徹底を図るものとする。

(ｴ) 市の公共施設及び小中学校等は、避難計画に基づく避難所と定めているため、応急教育施設の確保にあっては、これらと競合しないよう災害の規模、被害の程度等災害の実態に即応した措置を講ずるものとする。

ウ、教職員の確保

教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成による授業を実施するときは、県と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。

(2) 給食等の措置

学校給食に必要な食料等は＜第 9 節　食料供給計画＞に基づき措置するものとする。

(3) 被災教職員・児童生徒の健康管理

被災の状況により教職員、児童生徒に対し伝染病予防接種や健康診断を行う必要があると認めたときは、富士保健所及び学校医等に依頼し実施する。

(4) 学用品の調達及び給与の方法

ア、学用品の調達は、校長又は教育委員会と充分な連絡を取り、給与対象人員並びに学校別、学年別、教科別等による必要数量を正確に把握し、購入計画に基づき調達するものとする。

イ、学用品の配分は、児童生徒の被災状況等実情に応じ配分することとし、関係書類、帳簿等を整理保存するものとする。

6. 知事に対する要請

市長は、当該市域内で学用品の調達、応急教育の実施が必要な場合は、県の実施事項により知事に要請するものとする。

7. 県の実施事項

(1) 応急教育施設のあっせん確保

(2) 集団移動による応急教育施設のあっせん及び応急教育の実施指導

(3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導

(4) 教職員の派遣充当

(5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

8. 災害救助法適用外の災害

市長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合も、前記「市の実施事項」に応じた対策を実施する。

第 21 節　社会福祉計画

1. 主　旨

この計画は、災害により被害を受け援助を必要とする市民に対し、「生活保護法」の適用、生活福祉資金その他の資金の貸付並びに義援金品の募集及び配分等を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うことを目的とする。

また、市は、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2. 基本方針

(1) 市及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。

(2) 市は、各実施機関の体制をもってしては援護措置の実施が困難な場合、知事に対し応援要員の派遣を要請する。

(3) 市は、速やかに各分野の職員をもって災害対策本部に生活相談所を開設し、市民等の生活相談に応ずる。

(4) 市は、生活相談の結果、緊急に援護措置を必要とする者から、順次有効な措置を講ずる。

3. 市の実施事項

(1) 被災した社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置

ア、被災した社会福祉施設の応急復旧

イ、被災した社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん

ウ、臨時保育所の開設

(2) 生活困窮者に対する生活保護の緊急適用

4. 市又は県が民間等の協力を得て実施する事項

(1) 被災者の生活相談窓口の開設

ア、実施機関　　市（被害が大きい場合は県と共催）

イ、相談種目　　生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談

ウ、協力機関　　県、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、静岡県災害対策士業連絡会、法テラス静岡、その他関係機関

(2) 被災した母子・父子・寡婦世帯等に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けの受付

ア、実施機関　　県

イ、協力機関　　市、民生委員・児童委員、母子父子福祉協力員

ウ、貸付対象　　被災した母子世帯・父子世帯・寡婦（災害により母子世帯・父子世帯・寡婦となった者も含む。）

エ、貸付額　　「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条、第31条の5、第36条に規定する額

(3) 被災した身体障害児(者)に対する補装具の交付等

ア、実施機関

(ｱ) 児　　童　県、市

(ｲ) 18才以上　市

イ、協力機関

(ｱ) 児　　童　民生委員・児童委員、障害者相談員

(ｲ) 18才以上　民生委員・児童委員、障害者相談員、身体障害者更生相談所

ウ、対象者　　被災した身体障害児(者)

エ、交付等の内容

(ｱ) 災害により補装具を亡失又はき損した者に対する修理、交付

(ｲ) 災害により負傷又は疾病にかかった者の更生（育成）医療の給付

(ｳ) 被災した身体障害児(者)の更生相談

(4) 災害弔慰金の支給等

ア、実施機関　　市

イ、支給及び貸付対象

(ｱ) 災害弔慰金　自然災害により死亡した者（行方不明を含む。）の遺族

(ｲ) 災害障害見舞金　自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者

(ｳ) 災害援護資金　被災世帯主

(ｴ) 支給及び貸付　災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けは、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき、「富士市災害弔慰金の支給等に関する条例」で定めるところによる。

(5) 被災者生活再建支援金、被災者自立生活再建支援補助金（県単制度）の申請受付

ア、実施機関　　公益財団法人都道府県センター（県単制度は県）

イ、支給対象　　住宅が全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯

ウ、支　　給　　「被災者生活再建支援法」第3条に定める額

(6) 義援金の募集及び配分

ア、実施機関　　県・市

イ、協力機関　　（県・市）教育委員会、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、（県・市）社会福祉協議会、報道機関、その他関係機関

ウ、募集方法　　災害の程度を考慮して、その都度関係機関で協議決定する。

エ、配分方法　　関係機関により構成する配分委員会を設け協議決定する。

(7) 義援品の受入れ

ア、実施機関　　県・市

イ、協力機関　　報道機関、その他関係機関

ウ、受入方法　　被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

5. 民間団体が他の協力を得て実施する事項

(1) 被災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

ア、実施機関　　（県・市）社会福祉協議会

イ、協力機関　　県、市、民生委員・児童委員

ウ、貸付対象　　被災低所得世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）

エ、貸 付 額　　厚生労働省「生活福祉資金貸付制度要綱」による

第 22 節　県警災害警備計画

1. 主　旨

この計画は、災害時における警察活動に関する基本的事項を定め、市民の生命・身体及び財産を保護し、災害地における治安維持の万全を期すことを目的とする。

2. 災害警備本部の開設

(1) 署災害警備準備室

ア、暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内に発表されたとき

イ、管内において震度 4 又は 5 弱の地震が発生した場合

ウ、県内に津波注意報が発表された場合（津波浸水域管轄署）

エ、県警本部に富士山の火山活動に伴う災害警備準備室が開設された場合

(2) 署災害警戒警備本部

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

(3) 署災害警備本部

ア、暴風、大雨及び洪水又は高潮警報のいずれかが管内で発表され、相当な災害が県内で発生し、また発生が予想されるとき

イ、県内に震度6弱以上及び管内又は管内に隣接する区域に震度5強以上の地震が発生した場合

ウ、県内に津波警報が発表された場合（津波浸水域管轄署）

エ、県内に大津波警報が発表された場合（全署）

オ、上記以外の自然現象により、相当な災害が県内で発生し、又は発生が予想されるとき

カ、大規模な災害が県内で発生し、又は発生しようとするとき

3. 市災害対策本部への連絡員の派遣

警察署に災害警戒警備本部又は災害警備本部を設置した場合、警察官を連絡員として市災害対策本部に派遣し、相互の連絡体制を確保するとともに、被害情報、応急活動状況等必要な情報の交換を行うものとする。

4. 災害警備活動

警備体制の各段階においては、おおむね次の活動を行う。

(1) 準備体制下における活動

ア、気象情報その他の災害に関する情報の収集及び伝達

イ、関係機関との連絡

ウ、警備体制の強化

エ、装備資機材の整備点検

(2) 警戒体制下における活動

(1)に掲げる活動のほか、おおむね次の活動を行う。

ア、災害警戒警備本部の設置及び警備部隊の編成

イ、災害の発生が予想される地域への警備部隊の配備

ウ、危険場所（地域）の警戒警備

エ、装備資機材の事前配備

オ、通信統制

カ、給与、補給の準備

(3) 非常体制下における活動

(1)及び(2)に掲げる活動のほか、おおむね次の活動を行う。

ア、災害警備本部の設置

イ、人命の救助及び救護

ウ、住民の避難誘導

エ、被害調査

オ、交通の確保と交通規制
カ、行方不明者の捜索及び死体の検視又は見分
キ、広報活動
ク、犯罪の予防及び検挙
ケ、関係機関の行う救助活動等に対する協力

第 23 節　消防活動計画

1. 主　旨

この計画は、災害時における消防活動に関する基本事項を定め、各種災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 消防機関の活動

(1) 組　　織

ア、大規模な災害が予測され、又は発生し、警防体制を強化する必要がある場合は、消防本部に警防本部（資料 9－1）＜警防本部の組織及び任務分担＞を設置するものとする。

イ、警防本部の長は消防長とし、警防本部の事務を総括し、所属職員等を指揮監督する。

ウ、警防本部に（資料 9－1）に掲げる班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(2) 消防隊の編成

消防隊は、（資料 9－2）＜消防班の編成＞並びに（資料 9－3）＜消防団隊の編成＞をもって編成するものとし、災害の種別、規模等により必要あるときは全職団員をこれに充てるものとする。

(3) 火災防ぎょ

大火災並びに各種災害により発生する火災は、広範多岐にわたり、火災が発生した地域、建物等の構造種別、気象等客観的悪条件により防ぎょ活動は著しく阻害される。このため、警防計画に基づき迅速な状況把握と的確な消防隊の運用及び消防用資機材等の活用について充分配慮するものとする。

(4) 救急救助

大規模な災害が発生した場合、要救助者は多数に及び消防機関独自で検索、救助、誘導等を実施することは非常に困難である。このため、災害の状況に応じ関係機関及び地域住民との連係を密にした救急救助活動を実施するものとする。

(5) 大規模林野火災対策

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

(6) 危険物施設の防災対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(7) ガス災害対策

市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及び拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

(8) 災害の状況の報告

各種災害の被害状況及び警防活動状況の報告は、「火災・災害等即報要領」に定めるところによる。

3. 広域協力活動体制

市において発生した災害の規模が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合、市の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合及び災害から防御するため応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合は、隣接市町との広域協力体制により、各種災害に対処するため消防相互応援協定を締結し、これに基づき相互に出動する。

その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

4. 事業所等の活動

各事業所等の防火管理者は、各種の災害による人的、物的被害を最小限にとどめるため、それぞれが定めた防災計画に基づき的確な防災対策を図るものとする。

5. 自主防災組織の活動

可能な限り市と連携を図り、地域住民自らが災害初期における初期消火、けが人の救出救護等組織的な防災活動を行うものとする。

6. 地震発生時の消防活動

(1) 基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が、極めて大きい。したがって、次の基本方針により消防活動を実施する。

ア、市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命、財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

イ、市民は、協力して可能な限り消火活動を行い火災の拡大を防止する。
特に危険物等を取扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

ウ、消防署及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するために、別に定めた計画により多数の人命を守ることを最重点とした消防活動を行う。

エ、消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防署及び消防団の活動

ア、火災発生状況等の把握

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集するとともに、警察署及び関係機関と相互に連絡を行う。

(ｱ) 延焼火災の状況

(ｲ) 自主防災組織の活動状況

(ｳ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

(ｴ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

イ、消防活動の留意事項

消防長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

(ｱ) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

(ｲ) 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。

(ｳ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

(ｴ) 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(ｵ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 事業所（この章においては、研究室、実験室を含む。）の活動

ア、火災予防措置

火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ、火災が発生した場合の措置

(ｱ) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(ｲ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ、災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等を取扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(ｱ) 周辺地域の市民等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(ｲ) 警察、最寄りの防災機関に駆け付ける等可能な手段により直ちに通報する。
(ｳ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

(4) 自主防災組織の活動

ア、各家庭等におけるガス栓の閉止、LP ガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

イ、火災が発生したときは消火器、可搬式ポンプ等を活用して初期消火活動に努める。

ウ、消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

(5) 市民の活動

ア、使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、LP ガスはボンベのバルブ、石油類のタンクは、タンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。

イ、火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

第 24 節　応援協力計画

1. 主　旨

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため、市長が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定めることを目的とする。

2. 要請の実施基準

(1) 要請の時期

他の各計画の定めるところにより、市長は民間団体等の協力を必要と認めるときは、協力要請団体等のうちから適宜指定して要請するものとする。

(2) 協力要請対象団体

ア、自主防災組織及び自衛消防組織

イ、町内会

ウ、青少年団体及び男女共同参画団体

エ、大学及び高校の学生・生徒

オ、その他奉仕を申し出たボランティア団体等

(3) 協力要請の範囲

被災地域における活動内容は、次に示すものとし、作業の種別により適宜協力要請を行うものとする。

ア、避難所等での奉仕

避難所等に避難した被災者のうち自ら避難生活を維持することのできない者等の世話

イ、炊き出し奉仕

被災者のうち自ら食料を確保することのできない者への炊き出し

ウ、救援物資の支給

救援物資の整理及び輸送並びに支給対象者への配分

エ、飲料水の供給

飲料水を確保することが困難な被災者への給水活動

オ、清掃及び防疫の奉仕

清掃及び防疫の協力

カ、被害調査等

地域内の被害状況調査

キ、その他災害応急措置の応援

3. 実施方法

(1) 自主防災組織及び自衛消防組織に対する応援協力要請

ア、要請は自主防災組織にあっては防災会長に、また、自衛消防組織にあっては組織を有する企業の代表者に対して行うものとする。

イ、自衛消防組織については、（資料 9－4）＜自衛消防隊編成状況＞のとおり。

ウ、応援協力要請地域、人員、作業種別、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

(2) 町内会に対する応援協力要請

ア、要請は、町内会連合会会長に対して行うものとする。

イ、応援協力要請地域、人員、作業種別、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

(3) 青少年団体及び男女共同参画団体に対する応援協力要請

ア、要請は、当該団体の長に対して行うものとする。

イ、応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

(4) 大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請

ア、要請は当該学生、生徒の所属する（資料 11－15）＜市域内の高校＞に定める学校の長に対して行うものとする。

イ、学生・生徒の現在員数は同表のとおりである。

ウ、応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所等必要事項は、その都度連絡するものとする。

第 25 節　ボランティア活動支援計画

1. 主　旨

この計画は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、受入れ体制を整備し、被災者への救助・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報を、市社会福祉協議会が設置する災害対策本部及び市災害ボランティアセンターを通じてボランティア団体等に的確に提供することを目的とする。

2. 実施内容

(1) 市災害ボランティアセンターの設置及び運用

ア、市は、災害ボランティアの必要性に応じて、市社会福祉協議会等と連携してボランティアの受付、活動場所のあっせん、配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを富士市フィランセ内に設置する。

イ、市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会の職員及び市災害ボランティア連絡会の会員等で構成する。

ウ、市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。

(2) 市ボランティア活動拠点の設置

市は、富士市フィランセ健康増進ホール内、富士川ふれあいホール、社会福祉センターに、災害の規模や状況に応じ、市社会福祉協議会及び市災害ボランティア連絡会と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の依頼等を行うボランティア活動拠点を設置する。

(3) 市災害ボランティアセンターサテライトの設置

市災害ボランティアセンターは、災害の規模や状況等を考慮するとともに、市、市社会福祉協議会、災害ボランティアで協議し、必要に応じて災害ボランティアセンターサテライトを（資料 7－19）に設置することができる。

(4) ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

(5) ボランティア活動資機材の提供

市は、市災害ボランティアセンター及び市ボランティア活動拠点における必要な各種資機材の提供に努める。

(6) 市災害ボランティアセンター及びサテライトの縮小・撤収

市災害ボランティアセンター及びサテライトの規模の縮小･撤収については､市と協議の上決定する。

第 26 節　相互応援協力計画

1. 主　旨

災害応急対策活動の万全を期するために、隣接地方公共団体及び県内外地方公共団体と相互応援協力の体制を整備することを目的とする。

2. 実施方法

(1) 応援派遣要請の基準及び方法

ア、災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、本市において不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

イ、市長は前項の事態が発生したときは直ちにその適否を決定し、隣接地方公共団体及び県内外地方公共団体の長に対して応援派遣の要請をするものとする。

ウ、要請事項

(ｱ) 派遣希望人員・器材

(ｲ) 派遣を希望する区域及び活動方法

(ｳ) 派遣を希望する期間

(ｴ) 派遣される者の受入れ体制

(ｵ) その他参考事項

(2) 担当業務

ア、火災防御活動

イ、水防活動

ウ、人命救助

エ、負傷者の搬送

オ、遺体の捜索・受入れ

カ、給水

キ、防疫

ク、その他緊急を要する業務

(3) その他留意事項

ア、応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係部課から職員を派遣し、本部との連絡に当たるものとする。

イ、指揮命令は派遣を受けた市において行うものとする。

(4) 経費の負担

経費の負担区分については、原則として派遣を受けた市において負担するものとするが、細目についてはその都度協議し決定するものとする。

3. 災害相互応援

(1) 市長は、県知事または地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別の事情がない限りその求めに応ずるものとする。

(2) 協定市町村のいずれかに災害が発生し、独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。

4. 相互応援協定の締結

(1) 本市、富士宮市の 2 市間の災害時の相互応援協定を（資料 8－1）のとおり締結している。

(2) 本市、神奈川県茅ヶ崎市、千葉県市川市、茨城県ひたちなか市の県外 3 市と災害時の相互応援協定を（資料 8－2）のとおり締結している。

(3) 本市を含む環富士山火山防災連絡会を構成する山梨県及び静岡県の 16 市町村の間で災害時の相互応援協定を（資料 8－23）のとおり締結している。

(4) 本市を含む施行時特例市 19 市の間で、災害時の相互応援協定を（資料 8－24）のとおり締結している。

(5) 本市を含む富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議を構成する静岡県、神奈川県及び山梨県の 38 市町村の間で災害時の相互応援協定を（資料 8－25）のとおり締結している。

(6) 本市、雫石町の 2 市町間の災害時の相互応援協定を（資料 8－37）のとおり締結している。

第 27 節　自衛隊派遣要請の要求計画

1. 主　旨

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請の要求を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な活用を図ることを目的とする。

2. 災害派遣要請の要求の範囲

市長が、自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の 3 要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、(2) のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要件

ア、緊 急 性　差し迫った必要性があること

イ、公 共 性　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること

ウ、非代替性　自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の内容

ア、人命救助及び遺体の捜索

イ、被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

ウ、避難の援助（警察官、市職員がその場にいない場合）

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

エ、遭難者等の捜索救助

オ、水防活動

土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

カ、消防活動

利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）

キ、道路又は水路の啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

ク、応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）

ケ、人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

コ、給食、給水及び入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

サ、物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

シ、危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

ス、防災要員等の輸送

セ、連絡幹部の派遣

ソ、その他

その他市長が必要と認めたものについては、知事及び関係部隊の長と協議し決定する。

3. 災害派遣要請

(1) 災害派遣要請者

知事

(2) 災害派遣要請の要求手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市防災行政無線等または口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊第 34 普通科連隊長又は最寄りの部隊等の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

ア、提出先（連絡先）　　静岡県危機対策課

イ、提出部数　　1 部

ウ、記載事項

(ｱ) 災害の状況及び派遣を必要とする理由

(ｲ) 派遣を希望する期間

(ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ) その他参考となるべき事項

県災害対策室及び自衛隊の連絡先は、それぞれ（資料 4－18)、(資料 13－2）のとおり。

4. 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資機材等の準備

市長は自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資機材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

(3) 作業実施に必要な物資、機材等

市長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより知事に要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉の窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑・迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ

市長は派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設（資料 13－3）＜自衛隊派遣部隊受入施設＞を準備するものとする。

ア、本部事務室

派遣人員の約 1 割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等

イ、宿舎

屋内宿泊施設（体育館等）で隊員の宿泊は 1 人 1 畳の基準

ウ、材料置場及び炊事場

屋外の適当な広場

エ、駐車場

適当な広場（車 1 台の基準は 3m×8mである。）

(6) ヘリポートの設定

ア、防災用ヘリポート設定状況は、(資料 13－4）のとおり。

イ、ヘリポートの具備すべき条件は、(資料 13－5）のとおり。

5. 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、人心の安定、民生の復興に支障がないよう派遣部隊の長及び自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県を通じて陸上自衛隊第 34 普通科連隊長に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

6. 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱

水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

7. その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第 28 節　海上保安庁に対する支援要請の要求計画

1. 主　旨

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の要求を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2. 支援要請の要求の範囲

海上保安庁に応援要請を要求する場合は、原則として次の場合とする。

(1) 傷病者、医師、避難者等又は、救援物資等の緊急輸送

(2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

(3) その他市が行う災害応急対策の支援

3. 支援要請要領

(1) 要請者

知事

(2) 支援要請の依頼手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次に掲げる事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への依頼ができない場合は、直接最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

ア、災害の情況及び支援活動を要請する理由

イ、支援活動を必要とする期間

ウ、支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ、その他参考となるべき事項

第 29 節　電力施設災害応急対策計画

1. 主　旨

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するために、電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

2. 電力供給会社の所在地

名　　称	所　在　地	電　話
東京電力パワーグリッド株式会社 富士支社	吉原 1-1-21	51-3567
中部電力パワーグリッド株式会社 清水営業所	静岡市清水区二の丸町 6-28	080-5292-9717

3. 応急措置の実施

応急措置の実施は、電力会社の定める＜東京電力パワーグリッド株式会社防災業務計画＞、＜中部電力パワーグリッド株式会社防災業務計画＞により実施する。

4. 県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては、市と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県と協議して措置するものとする。

第 30 節　ガス施設災害応急対策計画

1. 主　旨

この計画は、ガス災害発生に際し、被災地に対するガス供給を確保するため、ガス災害応急対策について定める。

2. 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協定

消防本部、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売業者、電力会社その他関係機関は、ガス漏れ等に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関し、必要な事項について（資料 8－22）＜ガス事故の防止に関する協定書＞により相互に協定する。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

ア、ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じて初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ、非常体制組織は、夜間及び休祝日にも充分機能するよう配慮する。

3. 応急対策

(1) 保護保安対策

ア、ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。

イ、ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、直ちに必要車両を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速、かつ、安全に行う。

ウ、ガス事業者は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ、都市ガス業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。

オ、ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。

カ、都市ガス業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって需要家に対し周知徹底を図る。

キ、ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2) 危険防止対策

ア、災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱には特に注意する。

イ、災害の規模によりその周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

ウ、ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに消防機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

(3) 応急復旧対策

ア、ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。

イ、都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況及び各設備の被害状況並びにその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センター等主要施設の復旧を優先させる。

ウ、都市ガス事業者は、ガス供給復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全に当たるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。

4. 県、市等との連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、市、消防本部及び警察と十分連絡、協議する。

5. 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を県、消防本部及び警察に行う。

第 31 節　田子の浦港台風・津波等対策計画

1. 主　旨

田子の浦港における台風（異常に発達した低気圧を含む)、津波等による海難事故等を防止し、船舶等の安全確保を図るため、田子の浦港台風・津波等対策協議会において必要な対策を協議し、その実施を推進する。

2. 実施事項

田子の浦港台風・津波等対策協議会長は、田子の浦港において台風、津波等による海難事故の発生が予想される場合に委員会を開催し、とるべき具体策を協議のうえ、協議内容に基づき、田子の浦港長に建議する。

第 32 節　突発的災害に係る応急対策計画

1. 主　旨

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者が発生した場合、迅速な被災者の救出及びその救助のために必要な措置を定めるものとする。

2. 市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救助活動を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

ア、設置基準

(ｱ) 多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難又はガス爆発などの事故)

(ｲ) その他市長が指令したとき

イ、組織

防災危機管理課、シティプロモーション課、消防本部、福祉総務課、保健医療課で構成する。

ウ、任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

エ、消防本部の県・国への報告

消防本部は、突発的災害を覚知した場合は、速やかに次の事項を明らかにし、市に連絡するとともに、「火災・災害等即報要領」により、直ちに県・国に報告する。

(ｱ) 発生日時、場所

(ｲ) 被害の状況

(ｳ) 応急対策の状況

(ｴ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性

（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な援助活動などを明らかにすること）

県災害対策室及び消防庁震災等応急対策室の連絡先は、（資料 4－18）のとおり。

オ、医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には､必要に応じて現場に救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを実施するなど、効率的な活動に努め

るものとする。

(2) 災害対策本部（救助態勢）の設置

ア、設置基準

突発的災害応急体制による情報収集の結果、本部長（市長）を中心とした本格的な救助態勢を組む必要があると判断されるとき。

イ、組織

(ｱ) 本部

本部長、副本部長（副市長）、本部付（教育長、市立中央病院長、富士警察署長、消防団長、水防団長）他の本部構成員（総括部長、総務部長、財政部長、市民部長、福祉部長、こども支援部長、保健部長、環境部長、産業交流部長、都市整備部長、上下水道部長、建設部長、医務部長、消防部長、教育部長、議会部長）、総括班、情報班、広報班を中心とする災害対策本部職員

ウ、任務

事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。

エ、設置の連絡

災害対策本部を設置したときは、(資料 14－2) ＜関係機関等一覧表＞に掲げる機関に連絡する。
また、必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。

オ、現地災害対策本部

災害の状況により、災害地を管轄する支部に、副本部長、支部長及び支部付を長とする現地災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部（救助態勢）の実施する応急対策

ア、初期情報の収集

迅速な初期情報の収集に努める。

イ、人的被害の把握

(ｱ) 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。

(ｲ) 本部は、関係機関（警察、消防本部）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。

(ｳ) 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県を通じて消防庁へ報告するものとする。

(ｴ) 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針（資料編 4－21～23）に基づき氏名等の情報を集約し公表する。

ウ、自衛隊への災害派遣要請

自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県東部地域局に要請を要求する。

エ、海上保安庁への支援要請

海上保安庁に対し、人や物資の緊急輸送について支援を必要とする場合には県東部地域局に要請を要求する。

オ、緊急医療活動の実施

(ｱ) 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム）

静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。

(ｲ) 市内医療機関への要請

多数の負傷者の受入れが必要な場合、また現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、状況に応じ市内医療機関へ要請する。

(ｳ) 県等への要請

市内の医療機関で対応できない場合は、近隣自治体や県、日本赤十字社等に必要な支援を要請する。

(ｴ) 静岡 DPAT（災害派遣精神医療チーム）

静岡 DPAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。

(ｵ) 静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム）

静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。

カ、緊急消防援助隊及び広域航空消防応援要綱に基づく応援の要請

市長は、災害の状況に応じ消防の広域応援を要請する必要があると認めるときは、「消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)」第 44 条の 3 に基づき、知事をとおし、消防庁長官に対し、次の事項を明らかにして応援出動等の要請をする。

(ｱ) 災害の種別・状況

(ｲ) 人的・物的被害の状況

(ｳ) 必要な応援部隊の種類と部隊数

(ｴ) 応援部隊の集結場所及び到達ルート

キ、各機関の調整・二次災害防止のための措置

本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。

災害現場で活動する警察・消防本部・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

事故の態様により、二次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、二次災害防止のために必要な措置をとる。

ク、航空機の運用調整

本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、国・県と連携して必要な調整を行う。

(4) 災害対策本部（非常態勢）への移行

被災の規模が大きく、救護業務における迅速な対応が困難と判断される場合には、市長の指令に基づき、災害対策本部の態勢を「救助態勢」から市職員全員を動員する「非常態勢」に切り替える。

(5) 災害対策本部（非常態勢）の実施する応急対策

ア、任務

「非常態勢」は「救助態勢」に引き続き、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施するものとする。

イ、他市町村への応援要請

被災者を迅速に救助するため必要な場合には、災害時の相互応援に関する協定先の市町村等に応援要請をするものとする。

ウ、県現地対策本部との連携

県に現地対策本部がおかれた場合には、市災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。

(6) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第 33 節　下水道災害応急対策計画

1. 主旨

この計画は、災害の発生時において、公共下水道等に損傷その他の異状がある場合に必要な措置を定めるものとする。

2. 市の実施事項

市は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第 34 節　公有施設設備等の対策

1. 主　　旨

災害時における緊急対策上重要な施設設備及び市民生活を維持するために必要な施設の管理者が行う応急措置について定める。

2. 市有施設

各施設設備等の被害状況の把握に当たるとともに、速やかに機能回復の応急措置を図る。

(1) 無線設備

ア、同時通報用無線

第 3 節 第 1 項 (4) 同時通報用無線施設の応急復旧方法による。

イ、防災行政無線・消防無線・水道無線

状況に応じ、仮設基地局の設置及び非常電源の確保ならびに携帯用無線機については、発電機等により随時充電を行い機能維持を図る。

(2) 庁舎

ア、施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障がないよう応急措置を講ずる。

イ、被害の状況により、庁舎の使用が困難な場合は、仮設の施設を設置する等の措置を講ずる。

(3) 病院

応急救護患者の受入れのため、診療及び収容の施設設備の整備を図る。

(4) 上水道施設

ア、災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。

イ、関係業者等への応急復旧の協力を要請する。

ウ、仮設共用栓を設置し、応急給水の措置を図る。

(5) 新環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）

関係業者等への応急復旧を要請する。

(6) クリーンセンターききょう及び中野台下水処理施設（し尿処理施設）

関係業者等への応急復旧を要請する。

(7) 公共下水道

関係業者等への応急復旧の協力を要請する。

(8) その他の公共施設

施設の被害状況を確認し、必要に応じ応急措置を講ずる。

(9) コンピュータ

ア、コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

イ、コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

3. その他の公共施設等

(1) 道路

ア、被害状況の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ、応急措置の実施、二次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

ウ、緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業組合等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

(2) 港湾施設

ア、被害状況の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等港湾施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。

イ、応急措置の実施、二次災害の防止

危険箇所の立入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

ウ、緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業組合等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。

また、港湾施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

(3) 河川及び海岸保全施設

ア、被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ、水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

ウ、応急措置の実施、二次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

エ、資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業組合等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

オ、住民への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

(4) 砂防、地すべり、急傾斜地等

ア、被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ、応急措置の実施、二次災害の防止

二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

ウ、資機材の確保、応急工事の実施

二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業組合等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。

エ、住民への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

(5) ため池及び用水路

ア、被害状況の把握

ため池及び用水路の被害状況を調査する。

イ、応急措置の実施

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、迅速に応急措置を講ずる。

ウ、住民への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

(6) 岳南排水路

被害状況の把握及び必要な応急措置を講ずる。

第4章　　災害復旧計画

第1節　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、第3章災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して、おおむね次に揚げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
   (1) 河川土木施設災害復旧事業計画
   (2) 海岸土木施設災害復旧事業計画
   (3) 砂防設備災害復旧事業計画
   (4) 道路、橋りょう土木施設災害復旧事業計画
   (5) 治山施設災害復旧事業計画
   (6) 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
2. 農林水産施設災害復旧事業計画
3. 都市災害復旧事業計画
4. 住宅災害復旧事業計画
5. 学校教育施設災害復旧事業計画
6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 社会教育施設災害復旧事業計画
8. その他災害復旧事業計画

第2節　激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

1. 市の実施事項
   (1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。
   (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第3節　被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1. 災害弔慰金等の支給
   災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
   (1) 支給対象者の把握
   「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
   (2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給は、「富士市災害弔慰金の支給等に関する条例」で定めるところにより支給する。

2. 被災者の支援

被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度を活用し被災者の支援を行う。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組みを行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ア、県への報告

(ｱ) 死亡者数

(ｲ) 負傷者数

(ｳ) 全壊・半壊住宅数等

イ、被災者台帳

(ｱ) 氏名、生年月日、性別

(ｲ) 住所又は居所

(ｳ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

(ｴ) 援護の実施の状況

(ｵ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者の該当する事由 等

(2) 罹災証明発行窓口の設置

ア、罹災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明を発行する。

イ、罹災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

(3) 災害援護資金の貸付

「富士市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

(5) 義援金の募集等

ア、市への義援金を受付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

イ、県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

(6) 市税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等の期限の延長等の適切な措置を行う。

(7) 国・県への要望

国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

3. 要配慮者の支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア、要配慮者の被災状況及び生活実態

イ、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2) 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設をはじめ、民間社会福祉施設への一時入所を実施する。

(3) 福祉サービスの拡充

ア、定員以上の入所者及び通所者を受入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ、緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ、被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、相談窓口を設置する。

(4) 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第 4 節　風評被害の影響の軽減

1. 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2. 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3. 被害の拡大防止

必要に応じて、安全性を PR する広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4. 関係機関との連携

市は、国や県、関係機関・団体と連携し、地元産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

地 震 対 策 編

地震対策編 沿革

昭和 55 年 2 月 19 日	「大規模地震対策特別措置法」（昭和 53 年法律第 73 号）第６条第１項の規定に基づき、富士市地域防災計画・東海地震対策編（地震防災強化計画）を作成する。
昭和 56 年 6 月 12 日	同計画の一部を修正する。また、続編として、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき東海地震に係る災害応急対策を作成する。
昭和 61 年 2 月 21 日	同計画の一部を修正する。
平成 4 年 1 月 10 日	同計画の一部を修正する。
平成 6 年 6 月 6 日	同計画の一部を修正する。
平成 8 年 5 月 24 日	同計画の一部を修正する。
平成 10 年 8 月 21 日	同計画の一部を修正する。東海地震だけでなく、神奈川県西部の地震やその他の地震による災害への対策も含めた計画とすることを明確にし、「東海地震対策編」を「地震対策編」へ変更する。
平成 13 年 7 月 17 日	同計画の一部を修正する。
平成 15 年 7 月 15 日	同計画の一部を修正する。
平成 16 年 7 月 13 日	同計画の一部を修正する。
平成 17 年 12 月 9 日	同計画の一部を修正する。
平成 18 年 12 月 21 日	同計画の一部を修正する。
平成 19 年 12 月 12 日	同計画の一部を修正する。
平成 21 年 1 月 26 日	同計画の一部を修正する。
平成 23 年 2 月 10 日	同計画の一部を修正する。
平成 24 年 2 月 3 日	同計画の一部を修正する。
平成 25 年 2 月 13 日	同計画の一部を修正する。
平成 26 年 2 月 13 日	同計画の一部を修正する。
平成 27 年 2 月 12 日	同計画の一部を修正する。
平成 28 年 2 月 10 日	同計画の一部を修正する。
平成 29 年 2 月 9 日	同計画の一部を修正する。
平成 30 年 2 月 7 日	同計画の一部を修正する。
平成 31 年 2 月 6 日	同計画の一部を修正する。
令和 2 年 2 月 6 日	同計画の一部を修正する。
令和 2 年 5 月（書面会議）	同計画の一部を修正する。
令和 3 年 2 月 5 日	同計画の一部を修正する。
令和 4 年 2 月 10 日	同計画の一部を修正する。
令和 5 年 2 月 8 日	同計画の一部を修正する。
令和 6 年 2 月 9 日	同計画の一部を修正する。

地震対策編 目次

第１章　総論 1

第１節　計画の主旨 1
第２節　静岡県第４次地震被害想定 2
第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 6

第２章　平常時対策 15

第１節　防災思想の普及 15
第２節　自主防災活動 15
第３節　地震防災訓練の実施 15
第４節　地震災害予防対策の推進 18
第５節　警防活動計画 25

第３章　地震防災施設緊急整備計画 27

第１節　防災業務施設の整備 27
第２節　緊急避難場所、避難路の整備 29
第３節　緊急輸送路の整備 30
第４節　防災上重要な建物等の整備 30
第５節　災害の防止事業 31
第６節　防災拠点施設等の整備 32

第４章　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 34

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 34
第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 34
第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 35

第５章　災害応急対策 39

第１節　防災関係機関の活動 39
第２節　情報活動 41
第３節　広報活動 43
第４節　緊急輸送活動 44
第５節　広域応援活動 44
第６節　災害の拡大及び二次災害防止活動 44
第７節　避難活動 45
第８節　社会秩序を維持する活動 45
第９節　交通の確保対策 45
第10節　地域への救援活動 46
第11節　学校における災害応急対策及び応急教育 46
第12節　被災者の生活再建等への支援 46
第13節　公有施設設備等の対策 46
第14節　防災関係機関等の講ずる災害応急対策 47

第６章　復旧・復興対策 49

第１節　防災関係機関の活動 49
第２節　激甚災害の指定 54
第３節　震災復興計画の策定 54

第 4 節　復興財源の確保 55
第 5 節　震災復興基金の設立 56
第 6 節　復旧事業の推進 56
第 7 節　都市の復興 57
第 8 節　被災者の生活再建支援 58
第 9 節　地域経済復興支援 61

別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 63

第 1 節　防災関係機関の活動 63
第 2 節　情報活動 68
第 3 節　広報活動 69
第 4 節　自主防災活動 70
第 5 節　緊急輸送活動 72
第 6 節　自衛隊の支援 73
第 7 節　避難活動 74
第 8 節　社会秩序を維持する活動 76
第 9 節　交通の確保活動 77
第 10 節　地域への救援活動 79
第 11 節　公有施設設備等の防災措置 81
第 12 節　防災関係機関が講ずる生活及び安全生活確保の措置..... 84
第 13 節　地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策..... 88
第 14 節　市が管理運営する施設等の地震防災応急対策計画..... 92

第１章　総論

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる静岡県第４次地震被害想定の概要を示すものである。

第１節　計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成する「富士市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法」（昭和 53 年法律第 73 号）第６条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 92 号）第５条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

1．計画の目的

この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）に係る措置に関する事項、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

2．計画の性格

(1) この計画は、本市の地域に係る地震対策について定めるものである。

(2) この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。

(3) この計画のうち第３編は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和 55 年法律第 63 号）、「地震防災対策特別措置法」（平成７年法律第 111 号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。

(4) この計画は、「静岡県地震対策推進条例」（資料 14－1）に規定している対策について、特に緊急に実施するものである。

(5) この計画は、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

3．計画の構成

この計画の構成は次の６章及び別紙による。

(1) 第１章　総論
この計画の目的、性格、構成、静岡県第４次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第２章　平常時対策
平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

(3) 第３章　地震防災施設緊急整備計画
整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

(4) 第４章　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応
南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の防災対応を示す。

(5) 第５章　災害応急対策
地震災害が発生した場合の対策を示す。

(6) 第６章　復旧・復興対策
災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。

(7) 別 紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策
東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれがなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

第２節　静岡県第４次地震被害想定

地震によって、本市においてどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に把握し、予想される地震被害を最小限にとどめる合理的な防災対策をたてることを目的とする。

試算は、静岡県に最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル１・２の地震・津波を対象として、静岡県が行った。

なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

1. 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル１の地震・津波

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震、宝永型地震、安政東海型地震、５地震総合モデルが発生した場合を想定して行ったものである。

また、試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル１の地震とレベル２の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル２の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

さらに、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

2. 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の地震・津波

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード９程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

3. 相模トラフ沿いで発生するレベル１の地震・津波

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

4. 相模トラフ沿いで発生するレベル２の地震・津波

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波高の想定をしている。これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができるとされている。

○富士市の建物被害（　　・・・被害が最大になるケース）

【全壊・焼失棟数】　　（単位：棟）

区　分		季節・時間帯	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
レベル１の地震・津波		冬・深夜	1,600	20	－	－	30	10	1,660
		夏・昼	1,600	20	－	－	30	10	1,660
		冬・夕	1,600	20	－	－	30	600	2,250
レベル２の地震・津波	基本ケース 津波ケース①	冬・深夜	1,600	20	－	10	30	10	1,670
		夏・昼	1,600	20	－	10	30	10	1,670
		冬・夕	1,600	20	－	10	30	600	2,260
	陸側ケース 津波ケース①	冬・深夜	100	20	－	10	20	－	150
		夏・昼	100	20	－	10	20	－	150
		冬・夕	100	20	－	10	20	10	160
	東側ケース 津波ケース①	冬・深夜	3,800	20	10	10	40	20	3,900
		夏・昼	3,800	20	10	10	40	30	3,910
		冬・夕	**3,800**	**20**	**10**	**10**	**40**	**2,300**	**6,180**

【半壊棟数】　　（単位：棟）

区　分		季節・時間帯	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山崖崩れ	火災	合計
レベル１の地震・津波		冬・深夜	7,900	90	－	10	70		8,070
		夏・昼	7,900	90	－	10	70		8,070
		冬・夕	7,800	90	－	10	70		7,970
レベル２の地震・津波	基本ケース 津波ケース①	冬・深夜	7,900	90	－	200	70		8,260
		夏・昼	7,900	90	－	200	70		8,260
		冬・夕	7,800	90	－	200	70		8,160
	陸側ケース 津波ケース①	冬・深夜	1,600	90	－	200	50		1,940
		夏・昼	1,600	90	－	200	50		1,940
		冬・夕	1,600	90	－	200	50		1,940
	東側ケース 津波ケース①	冬・深夜	**12,000**	**90**	**20**	**200**	**80**		**12,390**
		夏・昼	**12,000**	**90**	**20**	**200**	**80**		**12,390**
		冬・夕	11,000	80	20	200	80		11,380

○富士市の人的被害（　　・・・被害が最大になるケース）

【死者数】

（単位：人）

区　分		季節・時間帯	避難行動	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
レベル１の地震・津波		冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	20	10	－	－	－	－	20
			早期避難率低	20	10	10	－	－	－	30
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	10	－	－	－	－	－	10
			早期避難率低	10	－	10	－	－	－	20
		冬・夕	早期避難率高+呼びかけ	20	－	－	－	－	－	20
			早期避難率低	20	－	10	－	－	－	30
		冬・深夜	予知あり	10	－	－	－	－	－	10
		夏・昼	予知あり	－	－	－	－	－	－	0
レベル２の地震・津波	基本ケース津波ケース①	冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	20	10	30	－	－	－	50
			早期避難率低	20	10	80	－	－	－	100
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	10	－	10	－	－	－	20
			早期避難率低	10	－	70	－	－	－	80
		冬・深夜	予知あり	10	－	10	－	－	－	20
		夏・昼	予知あり	－	－	10	－	－	－	10
		冬・夕	予知あり	－	－	10	－	－	－	10
	陸側ケース津波ケース①	冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	－	－	30	－	－	－	30
			早期避難率低	－	－	80	－	－	－	80
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	－	－	10	－	－	－	10
			早期避難率低	－	－	70	－	－	－	70
		冬・夕	早期避難率高+呼びかけ	－	－	10	－	－	－	10
			早期避難率低	－	－	60	－	－	－	60
		冬・深夜	予知あり	－	－	10	－	－	－	10
		夏・昼	予知あり	－	－	10	－	－	－	10
		冬・夕	予知あり	－	－	10	－	－	－	10
	東側ケース津波ケース①	冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	50	10	30	－	－	－	80
			早期避難率低	50	10	90	－	－	－	140
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	20	10	10	－	－	－	30
			早期避難率低	20	10	70	－	－	－	90
		冬・夕	早期避難率高+呼びかけ	40	10	10	－	－	－	50
			早期避難率低	40	10	60	－	－	－	100
		冬・深夜	予知あり	10	－	10	－	－	－	20
		夏・昼	予知あり	10	－	10	－	－	－	20
		冬・夕	予知あり	10	－	10	－	－	－	20
相模トラフ沿いで発生する地震・津波（最大）				－	－	－	－	－	－	0

【重傷者数】

（単位：人）

区　分		季節・時間帯	避難行動	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
レベル１の地震・津波		冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	200	40	－	－	－	－	200
			早期避難率低	200	40	－	－	－	－	200
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	200	30	－	－	－	－	200
			早期避難率低	200	30	－	－	－	－	200
		冬・深夜	予知あり	50	10	－	－	－	－	50
		夏・昼	予知あり	70	10	－	－	－	－	70
レベル２の地震・津波	基本ケース、津波ケース①	冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	200	40	10	－	－	－	210
			早期避難率低	200	40	20	－	－	－	220
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	200	30	－	－	－	－	200
			早期避難率低	200	30	20	－	－	－	220
		冬・深夜	予知あり	50	10	－	－	－	－	50
		夏・昼	予知あり	70	10	－	－	－	－	70
	陸側ケース、津波ケース①	冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	20	10	10	－	－	－	30
			早期避難率低	20	10	20	－	－	－	40
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	40	10	－	－	－	－	40
			早期避難率低	40	10	20	－	－	－	60
		冬・深夜	予知あり	10	－	－	－	－	－	10
		夏・昼	予知あり	10	－	－	－	－	－	10
	東側ケース、津波ケース①	冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	400	70	10	－	－	－	410
			早期避難率低	400	70	20	－	－	－	420
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	500	50	－	－	－	－	500
			早期避難率低	500	50	20	－	－	－	520
		冬・深夜	予知あり	100	10	－	－	－	－	100
		夏・昼	予知あり	100	10	－	－	－	－	100
相模トラフ沿いで発生する地震・津波（最大）				10	10	－	－	－	－	10

【軽傷者数】

（単位：人）

区　分		季節・時間帯	避難行動	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	津波	山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
レベル１の地震・津波		冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	1,500	200	－	－	－	－	1,500
			早期避難率低	1,500	200	－	－	－	－	1,500
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	1,100	100	－	－	－	－	1,100
			早期避難率低	1,100	100	－	－	－	－	1,100
		冬・深夜	予知あり	400	40	－	－	－	－	400
		夏・昼	予知あり	300	30	－	－	－	－	300
レベル２の地震・津波	基本ケース、津波ケース①	冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	1,500	200	10	－	－	－	1,510
			早期避難率低	1,500	200	40	－	－	－	1,540
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	1,100	100	－	－	－	－	1,100
			早期避難率低	1,100	100	30	－	－	－	1,130
		冬・深夜	予知あり	400	40	－	－	－	－	400
		夏・昼	予知あり	300	30	－	－	－	－	300
	陸側ケース、津波ケース①	冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	300	80	10	－	－	－	310
			早期避難率低	300	80	40	－	－	－	340
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	400	70	－	－	－	－	400
			早期避難率低	400	70	30	－	－	－	430
		冬・深夜	予知あり	90	20	－	－	－	－	90
		夏・昼	予知あり	100	10	－	－	－	－	100
	東側ケース、津波ケース①	冬・深夜	早期避難率高+呼びかけ	2,300	300	10	－	－	－	2,310
			早期避難率低	2,300	300	40	－	－	－	2,340
		夏・昼	早期避難率高+呼びかけ	1,800	200	－	－	－	10	1,810
			早期避難率低	1,800	200	30	－	－	10	1,840
		冬・深夜	予知あり	700	60	－	－	－	－	700
		夏・昼	予知あり	500	50	－	－	－	－	500
相模トラフ沿いで発生する地震・津波（最大）				200	40	－	－	－	－	200

第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

計画作成の主旨

市及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

計画の内容

市、県の機関、市内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、その実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1．市

(1) 南海トラフ地震等の防災対策計画の作成、その他防災会議に関する事務

(2) 防災に関する組織の整備
(3) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）の育成指導その他市民の地震対策の促進
(4) 防災思想の普及
(5) 防災訓練の実施
(6) 地震防災のための施設等の緊急整備
(7) 地震防災応急計画の作成指導、届出の受理
(8) 南海トラフ地震臨時情報、地震動警報（緊急地震速報）、地震情報、大津波警報・津波警報・津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
(9) 避難の指示に関する事項
(10) 消防、水防、その他の応急措置
(11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
(12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備点検
(13) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
(14) 緊急輸送の確保
(15) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等、災害応急対策の準備及び実施
(16) 防災関係機関との地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
(17) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2. 県の機関
(1) 富士警察署
ア、地震関連情報の収集伝達
イ、危険区域における市民等の避難誘導及び指示
ウ、交通混乱の防止及び避難路、緊急輸送路確保等の交通上の措置
エ、避難地域及び避難所並びに重要施設の警戒警備
オ、犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
カ、関係機関が行う地震防災応急対策及び災害応急対策に対する協力
キ、警察施設、設備等の点検整備
(2) 県方面本部（東部地域局）
ア、自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
イ、防災思想の普及
ウ、市及び管内において業務を行う指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
(3) 田子の浦港管理事務所
ア、港湾関係者に対する自主防災組織づくりの育成指導
イ、津波の特性等、防災思想の普及啓発
ウ、港湾施設及び港湾海岸保全施設の点検、整備
エ、防災訓練の実施
(4) 富士土木事務所
ア、地震防災のための公共土木施設の整備
イ、応急資機材の備蓄
ウ、応急復旧対策に伴う建設業者の体制の確立
エ、その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置
(5) 富士健康福祉センター
ア、医療救護体制整備に関する指導
イ、救急用医薬品及び防疫薬剤等諸資材の備蓄指導
ウ、応急手当及び看護に関する指導
エ、食品衛生に関する指導

オ、消毒方法に関する指導
カ、毒物及び劇物事故発生防止対策指導
(6) 企業局東部事務所
ア、工業用水道施設の耐震化
イ、工業用水道施設の復旧のために必要な資機材の備蓄
ウ、その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置
(7) 東部健康福祉センター
ア、応急給水対策に関する指導
イ、清掃計画（廃棄物）関係の指導

3. 防災関係機関
(1) 指定地方行政機関
ア、警察庁関東管区警察局
(ｱ) 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
(ｲ) 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること
(ｳ) 管区内防災関係機関との連携に関すること
(ｴ) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
(ｵ) 警察通信の確保及び統制に関すること
(ｶ) 津波・噴火警報等の伝達に関すること
イ、財務省東海財務局(静岡財務事務所、静岡財務事務所沼津出張所)
(ｱ) 災害時における財政金融対策の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
(ｲ) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
ウ、総務省東海総合通信局
(ｱ) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
(ｲ) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
(ｳ) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
(ｴ) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
(ｵ) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
(ｶ) 非常通信協議会の運営に関すること
エ、厚生労働省東海北陸厚生局
(ｱ) 災害状況の情報収集、連絡調整
(ｲ) 関係職員の派遣
(ｳ) 関係機関との連絡調整
オ、厚生労働省静岡労働局(富士労働基準監督署)
労働者の被災状況の把握
カ、農林水産省関東農政局
(ｱ) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
(ｲ) 応急用食料・物資の支援に関すること
(ｳ) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
(ｴ) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
(ｵ) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
(ｶ) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
(ｷ) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
(ｸ) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
(ｹ) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
(ｺ) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

(ｻ) 被害農業者に対する金融対策に関すること

キ、農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

ク、林野庁関東森林管理局

災害復旧用材（国有林材）の供給

ケ、経済産業省関東経済産業局

(ｱ) 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること

(ｲ) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

(ｳ) 被災中小企業の振興に関すること

(ｴ) 電気の安定供給に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士川町の区域を除く）

(ｵ) ガスの安定供給に関すること

コ、経済産業省中部経済産業

(ｱ) 電気の安定供給に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士市の区域を除く）

(ｲ) ガスの安定供給に関すること

サ、経済産業省関東東北産業保安監督部

(ｱ) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること

(ｲ) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること

(ｳ) 電気の安全確保に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士川町の区域を除く）

(ｴ) ガスの安全確保に関すること

シ、経済産業省中部近畿産業保安監督部

(ｱ) 電気の安全確保に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士市の区域を除く）

(ｲ) ガスの安全確保に関すること

ス、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所富士川下流出張所）、国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所富士海岸出張所、静岡国道事務所富士国道維持出張所、清水港湾事務所、富士砂防事務所）

管轄する河川、海岸、砂防、道路、港湾についての計画、工事及び管理（海岸、砂防を除く）を行うほか、次の事項を行うよう努める。

(ｱ) 災害予防

ａ．所管施設の耐震性の確保

ｂ．応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実

ｃ．機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施

ｄ．被災施設の復旧のための防災エキスパート制度の運用

ｅ．関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

ｆ．港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施

ｇ．海岸水防警報、津波水防警報の発表

(ｲ) 初動対応

地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

(ｳ) 応急・復旧

ａ．防災関係機関との連携による応急対策の実施

ｂ．路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保

ｃ．所管施設の緊急点検の実施

ｄ．海上の流出油災害に対する防除等の措置

セ、国土交通省中部運輸局

(ｱ) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達

(ｲ) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航

勧奨
(ｳ) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
(ｴ) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
(ｵ) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
(ｶ) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
(ｷ) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
(ｸ) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
(ｹ) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
(ｺ) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
(ｻ) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

ソ、国土交通省東京航空局東京空港事務所
(ｱ) 航空の安全確保のための航空情報を発出すること
(ｲ) 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること

タ、国土地理院中部地方測量部
(ｱ) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
(ｲ) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
(ｳ) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
(ｴ) 災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

チ、気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）
(ｱ) 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと。
(ｲ) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
(ｳ) 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守
(ｴ) 地震、津波に関する啓蒙活動並びに防災訓練に対する協力
(ｵ) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること

ツ、海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、田子の浦分室）
(ｱ) 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
(ｲ) 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報の情報伝達
(ｳ) 海難等の海上における災害に係る救助救出活動
(ｴ) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
(ｵ) 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置

テ、環境省関東地方環境事務所
(ｱ) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
(ｲ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
(ｳ) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

ト、環境省中部地方環境事務所
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ナ、防衛省南関東防衛局

(ｱ) 所管財産使用に関する連絡調整
(ｲ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
(ｳ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

ア、日本郵便株式会社東海支社
(ｱ) 郵便事業の運営に関すること
(ｲ) 災害の発生又はおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
(ｳ) 施設等の被災防止に関すること
(ｴ) 利用者の避難誘導に関すること

イ、東海旅客鉄道株式会社（静岡支社)、日本貨物鉄道株式会社（東海支社）
(ｱ) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達
(ｲ) 列車の運転規制措置
(ｳ) 旅客の避難、救護
(ｴ) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
(ｵ) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
(ｶ) 施設等の整備

ウ、西日本電信電話株式会社（静岡支店)、株式会社NTT ドコモ東海支社（静岡支店）
(ｱ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保
(ｲ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報
(ｳ) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

エ、日本放送協会(静岡放送局)
(ｱ) 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
(ｲ) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること
(ｳ) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
(ｴ) 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること

オ、日本通運株式会社（沼津支店)、福山通運株式会社（富士営業所)、佐川急便株式会社（富士店)、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社（富士支店）
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保及び運行

カ、東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社)、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所）
(ｱ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力供給の確保
(ｲ) 復旧用資機材等の整備
(ｳ) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施

キ、中日本高速道路株式会社（富士保全・サービスセンター）
(ｱ) 防災訓練の実施
(ｲ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
(ｳ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
(ｴ) 所管施設の緊急点検の実施

ク、日本赤十字社（静岡県支部）
(ｱ) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
(ｲ) 血液製剤の確保および供給のための措置
(ｳ) 被災者に対する救援物資の配布
(ｴ) 義援金の募集
(ｵ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
(ｶ) その他必要な事項

ケ、KDDI 株式会社（静岡支店)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施

コ、一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
サ、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン−イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
(ｱ) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
(ｲ) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する
シ、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送
ス、日本銀行
(ｱ) 通貨の円滑な供給の確保
(ｲ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保
(ｳ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
(ｴ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
(ｵ) 各種措置に関する広報
セ、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
(ｱ) 南海トラフ地震臨時情報発表時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置
(ｲ) 災害予防広報
(3) 指定地方公共機関
ア、静岡ガス株式会社（東部支社）
(ｱ) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
(ｲ) 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保
(ｳ) 施設整備の耐震予防対策の実施
(ｴ) 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
イ、一般社団法人静岡県 LP ガス協会（東部支部富士地区会、中部支部庵原地区会）
(ｱ) 需要家に対する LP ガスによる災害の予防広報
(ｲ) 協会加入事業所による施設整備の耐震化等の予防対策の実施
(ｳ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
(ｴ) 燃料の確保に関する協力
(ｵ) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
ウ、岳南電車株式会社
(ｱ) 南海トラフ地震臨時情報発表時等の伝達
(ｲ) 列車の運転規制措置
(ｳ) 列車の運転状況、乗客の避難状況等の広報
(ｴ) 南海トラフ地震臨時情報発表時の運転等についての広報
(ｵ) 応急復旧用資機材等の確保
エ、民間放送局（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）
(ｱ) 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及
(ｲ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
(ｳ) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
オ、一般社団法人静岡県トラック協会（富士支部）、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保及び運行
カ、社団法人静岡県警備業協会

災害時の道路交差点での交通整理支援

キ、土地改良区

(ｱ) 災害予防

所管施設の地震対策における点検・補修の実施

(ｲ) 南海トラフ地震臨時情報発表時

関係機関等に対する用水状況の情報提供

(ｳ) 応急・復旧

ａ．関係機関との連携による応急対策の実施

ｂ．所管施設の緊急点検

ｃ．農業用水及び非常用用水の確保

ク、一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人富士市医師会)、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人富士市歯科医師会)、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人富士市薬剤師会)、公益社団法人静岡県看護協会（富士地区支部)、公益社団法人静岡県病院協会

(ｱ) 医療救護施設等における医療救護活動の実施

(ｲ) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人富士市薬剤師会)、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く）

(ｳ) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人富士市歯科医師会))

ケ、公益社団法人静岡県栄養士会

(ｱ)要配慮者等への食料品の供給に関する協力

(ｲ)避難所における健康相談に関する協力

コ、一般社団法人静岡県建設業協会（一般社団法人富士建設業協会）

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

サ、富士山静岡空港株式会社

(ｱ) 緊急事態を想定した訓練の実施

(ｲ) 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置

(ｳ) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等

(ｴ) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入れ支援

(4) 自衛隊

ア、陸上自衛隊東部方面隊ほか

(ｱ) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動

(ｲ) 災害時における応急復旧活動

イ、海上自衛隊横須賀地方隊ほか

(ｱ) 災害時における人命保護のための救助

(ｲ) 災害時における応急復旧活動

ウ、航空自衛隊第一航空団ほか

(ｱ) 災害時における人命保護のための救助

(ｲ) 災害時における応急復旧活動

(5) 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

地震防災応急計画及び対策計画の定めるところにより、概ね次の事項を実施するものとする。

(ｱ) 地震防災訓練

(ｲ) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知

(ｳ) 従業員等に対する防災教育及び広報

(ｴ) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置

(ｵ) 防災組織の整備

(ｶ) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達

(ｷ) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

(ｸ) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設設備の点検、仕掛工事の中止等の安全措置

(ｹ) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
(ｺ) 上記の他、津波の危険が予想される避難対象区域内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は次のとおりである。
ａ．従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知
ｂ．津波警報等の収集及び伝達
ｃ．地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措置

⑹ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

ア、富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社（静岡営業所）
(ｱ) 従業員に対する教育及び地震防災訓練の実施
(ｲ) 運行路線の危険箇所及び車両避難地の調査
(ｳ) 車両運行状況の広報及び滞留旅客の避難誘導
(ｴ) 運行中の車両に対する情報の伝達
(ｵ) 車両の運行中止及び乗客の避難誘導

イ、富士市消防団
(ｱ) 災害予防、警戒及び災害応急活動
(ｲ) 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動
(ｳ) 地震に関する情報の伝達
(ｴ) その他災害現場の応急作業

ウ、富士商工会議所、富士市商工会
(ｱ) 富士市が行う商工業関係の被害調査についての協力
(ｲ) 災害時における物価安定についての協力
(ｳ) 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

エ、富士伊豆農業協同組合（富士地区本部）、田子の浦漁業協同組合、富士市森林組合
(ｱ) 農林水産物の被害調査についての協力
(ｲ) 災害時における農林水産物確保の要請
(ｳ) 農林水産物等の災害応急対策についての指導

オ、富士市建設業組合
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

カ、ケーブルテレビ（株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク）、コミュニティ FM 放送（富士コミュニティエフエム放送株式会社）
指定地方公共機関　エ､民間放送局に準じる。

キ、自主防災組織
(ｱ) 富士市の実施する被害調査、応急対策についての協力
(ｲ) 住民に対する情報の連絡、収受
(ｳ) 避難誘導、避難所の運営に関する協力
(ｴ) 被災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
(ｵ) 救護施設等への搬送

ク、防災上重要な施設の管理者
(ｱ) 所管に係る施設についての防火管理
(ｲ) 防災に関する保安措置・応急措置の実施
(ｳ) 当該施設に係る災害復旧

第２章　平常時対策

地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第１節　防災思想の普及

共通対策編 第２章災害予防計画 第９節「防災知識の普及計画」に準ずる。

第２節　自主防災活動

共通対策編 第２章災害予防計画 第 12 節「自主防災組織の育成」及び第 13 節「事業所等の防災活動」に準ずる。

第３節　地震防災訓練の実施

計画作成の主旨

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、避難行動要支援者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

計画の内容

1．市

(1) 防災訓練の内容

市は、県、防災関係機関及び自主防災組織と共同し、又は単独で、次の訓練を実施する。訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により、実効性のあがる訓練を行うものとする。また、避難行動要支援者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所との連携による防災活動など、地域特性に配慮して実施するものとする。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

ア、総合防災訓練

南海トラフ地震臨時情報の発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。なお、この訓練は、県が実施する地震防災訓練と共同して行うことを原則とする。

(ｱ) 職員の動員
(ｲ) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
(ｳ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報
(ｴ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定
(ｵ) 交通規制
(ｶ) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
(ｷ) 消防、水防活動
(ｸ) 救出・救助及び医療救護活動
(ｹ) 避難生活
(ｺ) 道路啓開

(ｻ) 応急復旧
(ｼ) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動

イ、地域防災訓練
(ｱ) 12 月第 1 日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。
(ｲ) この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、市が作成した訓練内容に関する指針を参考に実施する。

ウ、津波対策訓練
(ｱ) 3 月 11 日を含む 10 日間を「津波対策推進旬間」と定め、津波対策訓練を実施する。
(ｲ) この訓練は、「大津波警報」が発令されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に避難行動要支援者にも配慮した訓練を実施する。

エ、土砂災害に対する防災訓練
(ｱ) 6 月を「土砂災害防止月間」と定め、全国統一訓練日である 6 月の第 1 日曜日に土砂災害に対する防災訓練を実施する。
(ｲ) この訓練は、「土砂災害警戒情報」の発表に伴い、土砂災害の危険区域に住んでいる住民に対して「避難指示」が発令されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に避難行動要支援者にも配慮した訓練を実施する。

オ、個別防災訓練
総合防災訓練とは別に個別訓練として、職員の参集訓練、情報伝達訓練等重点事項について個別に訓練を行う。
(ｱ) 情報の収集伝達訓練
南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対策の基本は、正確、迅速な情報の収集及び伝達である。このため、市は、県及び防災機関と協力し、情報の交換のための訓練を実施する。
(ｲ) 職員の動員は、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。
(ｳ) 富士市地震災害警戒本部組織規程に定める各部・班等は、必要に応じて単独又は自主防災組織及び他の防災関係機関と共同して訓練を実施するように努めるものとする。

(2) 防災関係機関の訓練に対する協力等
ア、市は、県及び防災関係機関に対し市が実施する訓練への参加を要請する。
イ、市は、県及び防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(3) 訓練の実施回数

ア、総合防災訓練	年 1 回以上
イ、地域防災訓練	年 1 回以上
ウ、津波対策訓練	年 1 回以上
エ、土砂災害に対する防災訓練	年 1 回以上
オ、個別防災訓練	年 1 回以上

(4) 訓練の広報
訓練に市民等の積極的参加を求め、又は訓練にともなう混乱を防止するため必要な広報を行う。

2. 防災関係機関
防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画に基づいて訓練を行う。その主なもの及び重点事項は次のとおりである。

(1) 経済産業省関東経済産業局
ア、組織動員
イ、情報連絡
ウ、生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策
エ、生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策

(2) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所富士海岸出張所、静岡国道事務所富士国道維持出張所、清水港湾事務所、富士砂防事務所）
ア、組織動員

イ、情報連絡
ウ、所管施設等の点検、状況把握、応急対策
エ、関係機関との情報共有
(3) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、田子の浦分室）
救助活動及び船舶の安全措置の指示等
(4) 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社)、日本貨物鉄道株式会社（東海支社）
ア、南海トラフ地震臨時情報の伝達
イ、列車の運転規制方及び運転再開方
ウ、旅客の避難誘導
(5) 西日本電信電話株式会社（静岡支店)、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
ア、南海トラフ地震臨時情報の伝達
イ、南海トラフ地震臨時情報発表時を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急措置
ウ、地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急措置
(6) 東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社)、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所）
ア、情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧
イ、地震防災応急対策
ウ、災害復旧
(7) 静岡ガス株式会社（東部支社）
ア、ガス供給停止等非常態勢の確立
イ、防災に関する設備資材等の確保点検
ウ、安全について需要家等に対する広報
(8) 岳南電車株式会社
東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）に準ずる。
(9) 地震防災応急計画作成義務者
ア、情報の収集及び伝達
イ、避難誘導
ウ、火災予防措置及び施設設備等の点検
エ、その他施設、事業の特性に応じた事項
(10) 日本赤十字社静岡県支部
ア、医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施
イ、血液製剤の確保及び供給
ウ、赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導
(11) 中日本高速道路株式会社
ア、南海トラフ地震臨時情報等の伝達
イ、地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配
ウ、交通対策
エ、緊急点検
(12) 日本放送協会（静岡放送局）
ア、組織動員
イ、情報連絡
ウ、放送送出
エ、視聴者対応等
(13) 民間放送局（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社)
ア、組織動員
イ、情報連絡
ウ、視聴者対応等

3. 訓練時における交通規制

(1) 地震防災訓練を実施するに際し、交通規制を必要とする場合、訓練の実施責任者は、あらかじめ当該交通規制に関する要請を、警察署を通じ県公安委員会に行うものとする。
(2) 県公安委員会及び訓練実施責任者は、交通規制を実施する旨、市民に対し事前に広報を行い、周知徹底を図る

第4節　地震災害予防対策の推進

計画作成の主旨

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災者の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

市は、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の後継となる県の「地震・津波対策アクションプログラム2023」を踏まえた地域目標を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、県と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。

業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

このほか、災害時に地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

計画の内容

1. 緊急消防援助隊の受援体制

市及び県は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2. 消防用施設の整備

市及び県は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

(1) 消防団による避難誘導のための拠点施設
(2) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
(3) 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち、耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
(4) 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
(5) 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
(6) 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
(7) その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3. 火災の予防対策

市は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するため、(資料9－10) ＜火災の予防対策＞に基づき、次の指導を進める。なお、津波による火災発生に対する安全性の確保及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(1) 危険物施設、少量危険物貯蔵所

別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。

(2) 高圧ガス（LPガスを含む）施設

高圧ガス貯槽に設けられている緊急しゃ断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し、安全対策を促進する。

特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

(3) LPガス消費設備

LPガスボンベについて、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促

進する。

(4) 都市ガスの安全対策

雑居ビル、建築物の地階等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガスしゃ断装置の設置等を指導する。

(5) 研究室、実験室等薬品類を保有する施設

次のような混合発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。

ア、可燃物と酸化剤の接触による発火

イ、黄リン、金属ナトリウム等保護液の流出による発火

ウ、金属粉、カーバイド、その他浸水による発火

(6) 不特定多数の者が出入りする施設

劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。

(7) 石油ストーブ

対震自動消火装置付石油ストーブの使用の徹底を図る。

(8) 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すように指導する。

(9) 給油所

給油所における地震対策は、(資料9－11) のとおりである。

(10) その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

4. 建築物等の耐震対策

(1) 建築主は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

ア、軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

イ、所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

(2) 市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

ア、市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。

イ、自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。

ウ、建築主及び建築設計者等への下記についての啓発

(ｱ) 新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底。

(ｲ) 既存建築物

「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等に基づき、プロジェクト「TOUKAI－0」総合支援事業の推進を図る。

(ｳ) 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強。

エ、耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進

プロジェクト「TOUKAI－0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

(3) コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「情報システム安全対策基準」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進する。

(4) 家具等の転倒防止

市は、市民に対し、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等による事故防止を図るため、家具等の転倒防止について、啓発に努める。また、事業所などのスチール製の書架、ロッカー等についても安

全策を講ずるように指導する。

(5) ブロック塀等の倒壊防止

ア、市有施設の既存のブロック塀等については、「建築基準法」第 12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。

イ、市は、県と連携し、民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。

(6) ガラスの飛散防止

市は、県と連携し、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策を指導する。

(7) 公共建築物の耐震化

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施状況に基づいて耐震性能を把握し、公表する。

なお、公共施設等の耐震化については、平成 30 年度に全ての施設の耐震化を完了したため、今後も適切な施設の管理に努める。

(8) 耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

5. 被災建築物等に対する安全対策

(1) 市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

(2) 災害危険区域の指定

市又は県は、災害から住民の生命を守るために、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、建築基準法第 39 条に基づき、条例により災害危険区域に指定し、住居用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定め、それを周知する。

6. 地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

(1) 山・がけ崩れ防止対策の推進

山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。

(2) 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知するとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

(3) 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。

(4) 大規模盛土造成地対策の推進

大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地マップを公表し、情報提供を行うとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。

7. 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、次により点検、補修、補強を行う。

また、市及び県は、当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物　件　名	措　　置　　等

横断歩道橋	耐震診断等を行い、落橋防止等の措置を講ずる
道路標識、交通信号機等	施設の点検を行い、危険なものについては速やかに改善する
電柱、街路灯	設置状況の点検を行い、倒壊等の防止を図る
アーケード、バス停の上屋、看板、広告物、高置水槽等、道路空中占用物件	各施設管理者は、点検、補強等を行い、安全性の確保に努める
街路樹	倒木の防止対策を講ずる
天　井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破壊落下により通行人に危害を及ぼさないよう対策する
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する
ブロック塀	ブロック塀等の危険なものについては改良等を行う ※（ブロック塀等の耐震改修の促進及び生け垣作り補助金制度の推進を図る。）
樹木、煙突	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める

※（資料 11－7）＜富士市生け垣作り補助金交付要綱＞参照
※（資料 11－8）＜富士市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱＞参照
※（資料 11－13）＜富士市地域支障樹木除去事業補助金交付要綱＞

8. 供給ラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関係施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。

また、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進め、さらに、ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

9. 地域における災害の予防と避難対策

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

(1) 要避難区域及び任意避難地域

市長は、静岡県第 4 次地震被害想定の結果等から津波及びがけ崩れによる危険等があり、避難対策を推進する必要がある区域を「要避難区域」とし、これ以外の地域は「任意避難地域」としてそれぞれ設定する。

要避難区域の設定状況は、（資料 7－1）のとおりである。

(2) 緊急避難場所･避難所、広域避難地、幹線避難路の設定

市長は、要避難区域の実情に応じ、次に示す事項を設定する。

ア、緊急避難場所

災害の危険が切迫した状況において、安全を確保するため、災害種別に応じて設定する。

・指定緊急避難場所の指定状況一覧は、（資料 7－6）のとおりである。

イ、避難所

被災者が被災生活を送るために設定し、災害時の混乱を防止するため、情報活動、応急救護活動の拠点及び物資集積供給場所として機能させる。

・市指定避難所一覧は、（資料 7－4）のとおりである。

ウ、広域避難地

(ｱ) 要避難区域内の危険となった緊急避難場所等からの避難者を収容するために設定し、救援及び情報活動の拠点として機能させる。

(ｲ) 広域避難地への避難距離は 2 ㎞以内とし、公園、緑地、広場等の空間地を利用して設定する。

・広域避難地一覧表は、(資料 7－3) のとおりである。

エ、幹線避難路

幹線避難路は、緊急避難場所･避難所から広域避難地へ市民等を迅速かつ安全に避難させるための道路もしくは緑道とし、それ以外の避難路は、市民各自や自主防災組織の判断によるものとする。

・(資料 7－8) ＜幹線避難路設定状況＞のとおり。

(3) 平常時に実施する災害予防措置

ア、市長は、要避難区域の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、緊急避難場所、避難路、避難施設等、避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

イ、要避難区域のうち、山・がけ崩れ危険予想区域（以下「崩壊危険箇所」という。）については次の予防措置を講ずる。

(ｱ) 市及び県は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に崩壊危険箇所図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

(ｲ) 市長は、地域の実情に即した方法により、当該地域を避難対象区域として指定するとともに、当該地域の住民に対し、その危険性の周知に努める。

(ｳ) 市長は、当該地域において立っていられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、緊急避難場所へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

10. 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

(1) 市が実施すべき事項

ア、自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発

イ、自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進

ウ、救出技術の教育、救出活動の指導

エ、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

ア、救出技術、救出活動の習得

イ、救出活動用資機材の点検及び訓練の実施

ウ、地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

11. 避難行動要支援者の支援

避難行動要支援者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編 第 2 章 第 16 節「避難行動要支援者避難支援体制の整備」に準ずる。

12. 生活の確保

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

ア、市

(ｱ) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄

(ｲ) 市内における緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）の流通在庫の調査

(ｳ) 市内からの緊急物資の調達及び分配計画の策定

・(資料 7－14) ＜緊急物資（食料及び生活必需品）調達予定先一覧表＞

・(資料 8－3) ＜災害救助に必要な物資の調達に関する協定書＞のとおり

(ｴ) 緊急物資集積及び備蓄物資保管場所の選定

・(資料 7－15) ＜緊急物資集積場所＞のとおり。

(ｵ) 市民の実施する緊急物資確保対策の指導

(ｶ) 給食計画の策定

イ、市民

(ｱ) 7日間の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄

(ｲ) 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備

(ｳ) 自主防災組織を通じての助け合い運動の推進及び緊急物資の共同備蓄の推進

ウ、市民に対する啓発指導

市は、市民に対して前項のイに掲げる事項について促進するよう広報活動を通じて啓発指導する。

(2) 飲料水の確保

ア、市が実施する事項

(ｱ) 上水道の基幹施設の整備と復旧資材の備蓄

(ｲ) 応急給水計画の作成

・(資料7－16) ＜応急給水計画＞のとおり。

(ｳ) 日本水道協会等の給水タンク積載車両、復旧車両及び復旧資機材等置場用地の確保

(ｴ) 給水タンク、給水タンク積載車両、浄水機、簡易貯水槽等応急給水資機材の整備

(ｵ) 飲料水ペットボトルの備蓄

(ｶ) 市民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水についての指導

(ｷ) 水道指定工事店協同組合との協力体制の確立

(ｸ) 簡易水道組合に対し、応急給水対策等に必要な指導、助言

イ、市民が実施すべき事項

(ｱ) 家庭における貯水

ａ．貯水すべき量は、1人1日3リットルを基準にし、世帯人員の7日分とする。

ｂ．貯水に用いる容器は、衛生的で水漏れ破損しないもの

ｃ．貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

(ｲ) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

ａ．応急給水を円滑に実施するための体制を整えておく。

ｂ．浄水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等の整備

(3) 燃料の確保

共通対策編 第2章 第20節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。

(4) 医療救護

ア、市が実施する事項

(ｱ) 地域住民の生命、健康を守るため、医療救護計画を策定する。

(ｲ) 大規模災害時に医療救護活動を行う救護病院を指定し､その機能が十分発揮できるよう配慮する。

(ｳ) 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。

(ｴ) 救護班（DMAT等医療チーム)の要請及び受入れ、重症患者の広域医療搬送等の実施について必要な準備を行う。

(ｵ) 家庭救護の普及を図る。

イ、自主防災組織が中心となって実施すべき事項

(ｱ) 応急救護活動を行うための体制の確立

(ｲ) 医療関係団体等の協力による応急救護､救急看護技術等､救護に関する講習会の開催

(ｳ) 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等の整備

・(資料11－4) ＜自主防災組織で備える救急薬品＞のとおり。

ウ、市民が実施すべき事項

(ｱ) 軽度の傷病については自分で手当てを行える程度の医療品の準備

(ｲ) 医療救護を受けるまでの応急措置、救急看護技術の習得

(5) 清掃防疫及び保健衛生活動

ア、市が実施する事項

(ｱ) 被害想定に基づく災害廃棄物処理計画及び防疫実施計画の作成

・(資料 5－7) ＜し尿、ごみ処理及び防疫の実施計画＞のとおり。

(ｲ) し尿、ごみの処理地及び携帯トイレ等の資機材の準備

(ｳ) 防疫用薬品の調達計画の作成

(ｴ) 市民及び自主防災組織が行う清掃防疫及び保健活動指導

(ｵ) 避難所等における健康支援活動に係る体制の整備

イ、自主防災組織が実施すべき事項

避難所等における仮設トイレの設置場所及びごみの集積場所の選定並びに資機材の確保

ウ、市民が実施すべき事項

尿は自らの責任において処理できるよう、最低 3 日分の携帯トイレ等を備蓄しておく。

(6) 公共下水道(公共下水道に準ずるものを含む)

市が実施する事項

ア、下水道の基幹施設の点検整備と復旧資機材の確保

イ、委託業者及び工事業者等との協力体制の確立

ウ、利用者への地震発生後における使用制限もしくは使用方法の啓発

エ、下水道事業継続計画の作成

(7) 避難所の設備及び資機材の準備

市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ備え、必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、要配慮者に対する配備又は準備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

ア、通信機材

イ、放送設備

ウ、照明設備（非常用発電機を含む。）

エ、炊出しに必要な器材

オ、給水用器材

カ、物資の集積所

キ、仮設の小屋又はテント

ク、仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ

ケ、防疫用資機材

コ、清掃用資機材

サ、工具類

(8) 救援、救護のための標示

ア、市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援、救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物の屋上に番号を標示する。

・(資料 13－6) ＜公共建物番号標示一覧＞のとおり。

イ、市は、孤立するおそれがある地域について地名標識シート・無線施設等の整備等を実施促進する。

(9) 応急住宅

ア、供給体制の整備

市及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

イ、あっせん等体制の整備

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

13. 公共土木施設等の復旧

市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。

14. 情報システムの整備

災害時において、情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度

化を図る。

15. 災害廃棄物の処理体制の整備

市が実施すべき事項

(1) 災害廃棄物処理計画を定める。

(2) 災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

16. 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者、港湾管理者は、発災後の道路、港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定を締結し、MCA 無線等による連絡体制の確保を図るものとする。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。

災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建設物等の耐震化を促進する。

17. 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため車両等の整備を図る。

18. 文化財に対する防災対策

先人たちが長きにわたり国民的財産として伝えてきた文化財を地震災害から守り歴史の変遷を後世に伝承するため、又、安全性を確保し人的被害を防止するため、その所有者等は必要な対策を講ずるものとする。

(1) 文化財等の耐震措置の実施

(2) 安全な公開方法、避難方法の設定

(3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備

(4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備

(5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備

(6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備の整備

19. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標及びその達成期間について、南海トラフ地震防災対策推進計画に定めておくものとする。

第 5 節　警防活動計画

計画作成の主旨

炎上した火災の延焼範囲を最小限にとどめるため、消防本部は地区の地盤、街区構成状況、建物構造、危険物施設の分布状況等を充分に把握し、延焼危険度の高い区域等について、消防活動上留意すべき事項を明確にした警防活動計画を定める。

1. 警防活動計画

(1) 田子の浦港石油基地の危険物施設警防活動計画

(2) 危険区域警防活動計画

ア、伝法地区の一部

イ、広見地区の一部

ウ、今泉地区の一部

エ、元吉原地区の一部

オ、吉永地区の一部

カ、須津地区の一部

キ、田子浦地区の一部

ク、丘地区の一部

ケ、鷹岡地区の一部

コ、富士南地区の一部

サ、富士川地区の一部

2. 警防活動計画の内容

警防活動計画には次の事項を定める。

(1) 警防活動計画区域設定図

(2) 緊急避難場所及び主要避難路

(3) 消防隊（車両）通行可能道路（特に地盤の状況、建物の倒壊予想、橋りょう等の調査）

(4) 延焼阻止線の設定（河川、幅員の広い道路等）

(5) その他必要な事項

第３章　地震防災施設緊急整備計画

南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、次に掲げる事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

1．多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を、あらかじめ除去又は軽減する事業。

2．地震発生後の被災者の最低生活を確保するための事業。

3．地震発生後の混乱を緩和し、救護活動を中心とする災害応急対策を確保する事業。

この事業整備については、概ね５ヶ年（令和4～8年度）を目途とするが、これらの事業に要する経費の負担は膨大となるので、補助制度については積極的に国・県に働きかけ、事業の円滑な実施に努めるものとする。

第１節　防災業務施設の整備

1．消防用施設の整備

(1) 事業の目的

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防水利施設、消防ポンプ等消防力の強化及び整備の促進を図る。

(2) 整備の水準

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき建築物の密集地域に耐震性防火水槽を整備する。

(3) 事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画整備数
消防水利整備事業	耐震性貯水槽（40立方メートル級）	6基
消防車両整備事業	高規格救急自動車 化学消防ポンプ自動車 水槽付消防ポンプ自動車 査察車、広報車等 はしご付消防自動車 救助工作車	6台 1台 4台 3台 1台 1台
消防団車両整備事業	消防ポンプ自動車等	4台
消防団詰所整備事業	消防団詰所整備事業	10棟

2．通信施設の整備

(1) 事業の目的

警戒宣言発令時及び地震発生時には、有線電話のふくそう、途絶が予想されるので、市民及び防災関係機関における情報の収集、伝達活動を円滑にするため、必要な無線施設の整備の促進を図る。

(2) 整備の水準

市民等へ情報を的確に伝達するため､今後も必要に応じて受信局の新設及び機器の更新を進めていく。学校、病院及び福祉施設等については、同時通報用無線（以下「同報無線」という。）戸別受信装置を設置し、事業所等についても同装置の設置推進を図る。

(3) 事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画整備数

防災無線整備事業	同報無線フルデジタル化工事 防災無線整備事業	受信局 201 局

3. 医療救護施設等の整備

(1) 事業の目的

地震発生後においては、医療救護施設等の診療機能の制約が予想されるため必要な資機材を整備する。

(2) 整備の水準

医療救護施設等に必要な設備、医療資機材を整備する。

(3) 事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画整備数
災害時医療対策事業	救護所用資機材整備事業	一式

4. 上水道施設の整備

(1) 事業の目的

地震発生による被害の軽減及び応急給水に必要な水源等を確保するため、水道施設の耐震性の強化を図る。

(2) 整備の水準

導送水管及び配水幹線の主要管路耐震化整備を実施する。

応急給水に必要な水源を確保するため、配水池等上水道施設の耐震補強並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を実施するとともに、円滑な応急給水活動を可能にするため、緊急給水口整備を実施する。

(3) 事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画整備数
上水道施設整備事業	伸縮可とう管設置事業 配水池耐震補強事業 主要管路耐震化事業	4 基 4 池 7,140m

5. 地域防災活動の推進

(1) 事業の目的

市が避難所等で実施する防災活動及び自主防災組織活動を円滑に実施するため、必要な資機材等の整備を促進する。

(2) 整備の水準

避難所等における防災応急活動、災害応急活動、避難生活に必要な資機材、倉庫等を地区の防災拠点に整備するとともに、自主防災活動場所の整備を行う。

(3) 事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画整備数
地域防災活動の推進	自主防災組織運営補助事業 自主防災組織防災器材購入費補助事業 震災用資機材整備事業 公会堂設置費補助事業	継続事業 〃 〃 〃

第２節　緊急避難場所、避難路の整備

1．緊急避難場所の整備

(1) 事業の目的

要避難区域における避難の困難な地域の解消と、施設の収容能力の増強等を図るため、広域避難地を整備する。

(2) 整備の水準

著しい地震災害が予想される人口集中地域においては、避難距離２㎞以内に広域避難地を確保することを目標に整備の促進を図る。

(3) 事業総括表

事　業　名	事業概要	計画整備数
広域避難地の整備事業	原田公園整備事業	１施設（継続事業）

2．避難路の整備

(1) 事業の目的

要避難区域における幹線避難路について、道路の改良及び安全性の向上を図るよう整備する。

(2) 整備の水準

著しい地震災害が予想される地域においては、広域避難地へ至る主要な避難路のうち、特に必要と認められる道路について幅員15m以上に拡幅改良する。

(3) 事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画整備数
避難路の整備事業	左富士臨港線整備事業	用地　A＝　6,770 ㎡ 改良　L＝　487 m 幅員　W＝　16 m （継続事業）
	五味島岩本線整備事業	用地　A＝　7,691 ㎡ 改良　L＝　914 m 幅員　W＝　18 m （継続事業）
	中島林町線整備事業	用地　A＝　892 ㎡ 改良　L＝　405 m 幅員　W＝　6～7 m （継続事業）

3．避難路周辺の建築物等の耐震・不燃化

(1) 事業の目的

火災から避難者の生命の安全を守るため、避難路沿道の建築物等の耐震・不燃化を促進し、都市の防災性の向上を図る。

(2) 整備の水準

避難対策上、建築物等の耐震・不燃化の整備の促進を図る。

(3) 事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画整備数

建築物等の耐震整備事業	既存建築物耐震性向上事業 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業 生け垣作り補助事業	継続事業 〃 〃

第3節　緊急輸送路の整備

1. 道路の整備

(1) 事業の目的

緊急輸送路として市の指定したルート及び代替道路について、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。

(2) 整備の水準

緊急輸送路について、落石、崩落及び落橋等の防止対策を必要とする箇所の整備を図る。また、発災後の輸送路を確保するため、関係団体とあらかじめ道路啓開について協議を行うとともに、必要とする応急仮工事資材の備蓄を図る。

(3) 事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画備数
緊急輸送路の整備事業	一色小沢3号線 中島林町線 本市場大渕線 五味島岩本線 左富士臨港線	5施設

2. 港湾施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、港湾施設の耐震強化及び、漁港・荷揚場等の整備を図るとともに、都市機能との連携を担う幹線臨港道路等の整備を推進する。

港湾施設の耐震化、臨港道路等の整備促進を県に要望していく。

3. 防災ヘリポートの整備

緊急輸送、援助活動等において空路を有効に利用するために防災ヘリポートの整備を図る。

第4節　防災上重要な建物等の整備

1. 病院施設の整備

(1) 事業の目的

発生時における在院患者の安全と、発災後の医療救護機能を維持するため、病院施設の安全対策を推進する。

(2) 整備の水準

旧耐震基準で建築された木造建物については、付属建物を含め耐震性確保のための改築、補強等の措置を講ずるとともに、鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建築物については、耐震診断の結果により改築、補強等の措置を講ずるように努める。新耐震基準に適合する建物については、定期的な点検を行い、必要に応じて改修、補強等の措置を講ずるように努める。

また、津波避難対象区域及び周辺地域の施設については、周辺の状況を考慮し、津波避難対策を講ずる。

2. 福祉施設の整備

(1) 事業の目的

社会福祉施設の利用者の安全を確保するため、必要な施設整備を促進する。

(2) 整備の水準

障害者施設、保育所、認定こども園等のうち木造建物については、耐震建築物への改築を図るとともに、鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建築物については、耐震診断の結果により改築、補強等の措置を講ずるように努める。

3. 教育施設の整備

(1) 事業の目的

児童生徒等の安全確保と、災害応急対策の円滑を期するため、必要な施設整備を促進する。

(2) 整備の水準

教育施設については、耐力度調査等により、躯体の健全性を確認した上で、改築、長寿命化にむけた措置を講ずるよう努める。また、旧学校施設は、施設の不具合が生じた場合、必要な修繕を行う。

(3) 事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画整備数
教育施設 整備事業	体育施設、文化施設耐震補強整備事業	2 施設

4. 帰宅困難者の一時滞在施設の整備

(1) 事業の目的

災害時における帰宅困難者の一時的な滞在場所を確保するため、必要な施設整備を促進する。

(2) 整備の水準

帰宅困難者の発生が予想される JR 富士駅周辺において、市街地再開発事業等による防災性の高い設備の整備に併せて、必要な施設の整備を促進する。

また、道路利用者等の一時滞在施設となる道の駅「富士」において、防災機能の強化を促進する。

(3) 事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画整備数
防災・省エネまちづくり 緊急促進事業	富士駅南口地区 優良建築物整備事業	1 施設(H29 整備済)
道の駅富士施設整備事業	道の駅富士防災施設 整備事業	1 施設

第 5 節　災害の防止事業

1. がけ崩れ等の防止

(1) 事業の目的

地震による急傾斜地の崩壊で、災害が生じる恐れのある危険個所については、土砂災害防止法に基づく区域指定を行うとともに、その危険性について住民等の関係者に周知する。特に土砂災害特別区域については、土地の利用抑制、住宅の移転、個別対策工事を促進する。

(2) 整備の水準

土砂災害防止法に基づく区域指定を行った危険個所のうち、がけ高が 5m以上、かつ、住居 5 戸以上もしくは公共施設の被害が予想される箇所については、急傾斜地崩壊危険区域の指定を県から受けたうえで、崩壊対策事業を実施する。

(3)事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画整備数
急傾斜地崩壊対策事業	間門、水口	2 箇所

2. 津波対策

(1) 事業の目的

津波による被害が予想される田子の浦港周辺地域における住民及び企業の生命・身体を保護し、財産への被害を軽減するため、港湾施設である防波堤の機能強化を促進する。

(2) 整備の水準

静岡県第4次地震被害想定におけるレベル2の津波に対し、第3波除堤を粘り強くする。

(3)事業総括表

事　業　名	事　業　概　要
田子の浦港津波対策事業	東・西第3波除堤機能強化

第6節　防災拠点施設等の整備

1. 防災拠点施設の整備

(1) 事業の目的

大規模地震に備え、防災用備蓄資機材等の備蓄拠点、孤立予想集落等への空路運搬拠点、救護所、救護病院、避難所等への給水拠点としての一体的な整備を図る。

(2) 整備の水準

周辺住民の避難施設を兼ねた防災用備蓄倉庫、及び防災ヘリポート、配水施設の整備を行う。

2. 市有建築物の整備

(1) 事業の目的

市庁舎、各まちづくりセンター等は、重要な防災拠点となるため、施設の機能を維持するよう安全対策を講ずる。

(2) 整備の水準

木造建物については、耐震建築物への改築を、鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建築物については、耐震診断を行い、その結果により改築、補強等の整備を行う。

3. 庁舎等の設備の整備

(1) 事業の目的

庁舎等の耐震診断に基づく補強、ガラス飛散防止、ロッカー等の転倒防止等の安全対策を講じ、生命の安全を図る。

また､対策本部及び対策拠点としての機能を維持できるよう非常用電源の確保や情報収集､情報伝達、指令などに必要な各種機器の防災整備を図る。

4. その他の施設等の整備

(1) 事業の目的

避難者の安全を確保するため、歩道橋の落橋防止の補強及び街路樹の倒木防止の措置等安全対策を講ずる。

また、対策本部から直接、津波等の警戒に当たり、避難の情報の伝達を行なうため、国土交通省が所管する富士川及び富士海岸監視カメラ接続事業及び、田子の浦港津波監視カメラの整備、富士川河口左岸への同報無線高性能スピーカーの整備を図る。

独立式の看板・電柱看板及び貼付看板を設置し、通常時より減災啓発を図る。(緊急避難場所標示・避難誘導・海抜・危険区域看板等)

5. 防災活動資機材の整備

(1) 事業の目的

警戒本部、防災拠点及びその他の市有施設の機能が十分発揮できるよう装備の充実強化を図る。

(2) 整備の水準

地震発生後において、災害の拡大を防ぐとともに災害応急復旧に必要な資機材を整備する。

(3) 事業総括表

事　業　名	事　業　概　要	計画整備数
備蓄資機材整備事業	避難所用バルーン投光機整備事業 避難所用炊き出し器具整備	12 避難所 21 避難所

第４章　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、概要を以下のとおり定める。

市は、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を検討し、本計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「事前配備体制（情報収集体制）」をとり、防災危機管理課による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区　分	内　容
南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時	事前配備体制（情報収集体制） 防災危機管理課で情報収集と共有を行い、必要な対応について検討を行う。

第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「警戒本部体制（災害警戒配備体制）」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区　分	内　容
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意） 発表時	警戒本部体制（災害警戒配備体制） 各所属で情報収集と共有を行い、必要に応じて、警戒活動等を実施する体制を執る。その他、次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」の措置の実施について検討する。 ※本体制は１週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第３章 災害応急対策計画 第４節 通信情報計画、第５節 災害広報計画」及び「地震対策編 第４章 地震防災応急対策 第２節 情報活動、第３節 広報活動」に準ずる。

3. 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後

発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4. 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける他、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「災害警戒本部（本部第1次配備体制）」を執り、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備えるものとする。

区　　分	内　　容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	警戒本部体制（本部第1次配備体制） 富士市災害対策本部を設置し、全庁的な情報共有体制をとり、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する。その他、次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・必要な事業を継続するための措置 ・日頃からの地震への備えの再確認 ・施設及び設備等の点検 ・地震に備えて普段以上に警戒する措置 ・防災対応実施要員の確保 ・職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関す情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 通信情報計画、第5節 災害広報計画」及び「地震対策編 第4章 地震防災応急対策 第2節 情報活動、第3節 広報活動」に準ずる。

3. 災害応急対策を執るべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置を執るものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を執るものとする。

4. 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、直ちに避難対策等を実施するため、後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない区域（以下、「事前避難対象区域」という）の設定や、事前避難対象区域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等について定める。

なお、計画は津波避難施設の整備状況及び避難訓練の実施状況等を踏まえ、見直していくものとする。

(1) 地域住民等の避難行動等

ア、基本方針

市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等の地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象区域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え１週間避難を継続するよう呼びかけるものとする。

イ、事前避難対象区域の設定

事前避難対象区域内の全ての住民等が後発地震に備え避難を継続すべき「住民事前避難対象区域」は、市の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえて設定しないものとする。ただし、避難に一定の時間が必要な避難行動要支援者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、市は、「高齢者等事前避難対象区域」を以下のとおり設定する。

(ｱ) 高齢者等事前避難対象区域

富士市地域防災計画津波対策編に定める津波避難対象区域（資料 7－1 参照）

(ｲ) 事前避難の対象者

上記の対象区域内に居住する、避難に時間がかかる高齢者等の避難行動要支援者

ウ、避難情報の発令基準

市長は、国から指示が発せられた場合、事前避難対象区域内の避難対象となる住民等に対し、高齢者等避難を発令する。

エ、避難情報の伝達方法

市長は、高齢者等避難を発令したときは、直ちに事前避難対象区域の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

オ、避難に関しての平時からの周知事項

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

(ｱ) 高齢者等事前避難対象区域の町内会（区）名

(ｲ) 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

(ｳ) 安全な避難場所・避難経路等の確認

(ｴ) 避難行動における注意事項

カ、避難計画の作成

市は、事前避難対象区域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定めるものとする。

(2) 避難所の設置

ア、基本方針

事前避難先は、避難を継続する住民の知人宅等を基本とする。なお、市は、知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

イ、避難所の設置及び避難生活

(ｱ) 避難生活者

事前避難対象区域の住民等のうち、知人宅等への避難が困難な住民等とする。

(ｲ) 設置場所

以下の施設を避難所として開設する。

a. 田子浦小学校
b. 田子浦中学校
c. 元吉原中学校
d. 今泉小学校

(ｳ) 設置期間

国が南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、後発地震に備え避難を継続すべきとした 1 週間とする。

(ｴ) 避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

5. 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(2) 事前避難対象区域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

6. 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

7. 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

市等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置を執るものとする。

(5) 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

8. 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置として執るべき内容を定めておくものとする。

9. 交通

(1) 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者の執るべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

(2) 海上

海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に

留意し、必要な措置を講ずる。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

10. 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第５章　災害応急対策

この章は、地震災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第１節　防災関係機関の活動

計画作成の主旨

地震発生時における市、県の機関及びその他の防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

計画の内容

1．市

(1) 災害対策本部

ア、設　　置

(ｱ) 市長は、地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、富士市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

(ｲ) 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

イ、組織及び所掌事務

(ｱ) 組織及び所掌事務は、「富士市災害対策本部条例」及び「富士市災害対策本部組織規程」の定めるところによる。

(ｲ) 災害対策本部の防災拠点を各地区まちづくりセンターに設置する。各地区の防災拠点及び配備資機材は、（資料７－18）のとおりである。

(ｳ) 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ａ．地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

ｂ．災害応急対策の実施または市民の不安の解消を図るため必要な広報

ｃ．消防、水防その他の応急措置

ｄ．南海トラフ地震における富士市業務継続計画・災害時受援計画及び静岡県広域受援計画に基づく応援部隊等の受入れ

ｅ．被災者の救助、救護その他の保護

ｆ．施設及び設備の応急の復旧

ｇ．防疫その他の保健衛生

ｈ．避難指示又は警戒区域の設定

ｉ．緊急輸送の実施

ｊ．被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給

ｋ．県災害対策本部の東部方面本部（以下「県方面本部」という。）への要請、報告等県との災害応急対策の連携並びにその他防災関係機関との連携

ｌ．自主防災組織との連携及び指導

ｍ．ボランティアの受入れ

(ｴ) 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

ａ．消防本部及び消防署

(a) 被害状況等の情報の収集と伝達

(b) 消火活動、水防活動及び救助活動

(c) 地域住民等への避難指示の伝達

(d) 火災予防の広報

b．消防団、水防団

(a) 被害状況等の情報の収集と伝達

(b) 消火活動、水防活動及び救助活動

(c) 緊急避難場所の安全確保及び避難路の確保

(d) 地域住民等の緊急避難場所への誘導

(e) 危険区域からの避難の確認

(f) 自主防災組織との連携、指導、支援

(2) 職員の動員及び配備

ア、職員は、あらかじめ定められた震度の地震が発生した場合は、動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所に集合する。

イ、職員は、指定された場所への配備途上において確認した被害状況等について、直ちに所属長に報告する。また、途上において人命救助に関わる事態に遭遇した場合は、その対応に当たるものとする。

ウ、本部長は、本部会議を開催し、各部長に対し、災害応急対策についての必要な指示を与える。

エ、職員は、所属長の指示を受け、直ちに災害応急活動に当たる。

オ、地震情報及び津波情報に係る防災体制は（資料4－16）のとおりである。

2. 県の機関

(1) 富士警察署

ア、地震関連情報の収集及び伝達

イ、市民の不安を解消するための広報

ウ、危険区域における市民等への避難の指示及び誘導

エ、各種犯罪の予防検挙、交通混乱の防止及び緊急輸送路の確保

オ、死体の検視及び見分

カ、関係機関が行う災害応急対策に対する協力

キ、その他必要な警察業務

(2) 県方面本部（東部地域局）

ア、地震情報及びその他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

イ、市の災害応急対策の実施状況の把握及び促進

ウ、県が実施する災害応急対策に関する事務の連絡調整

エ、県本部及び防災関係機関の実施する災害応急対策に関する事務の連絡調整

オ、緊急輸送の確保及び調整

(3) 田子の浦港管理事務所

ア、港湾関係者に対する地震情報（津波情報を含む。）の伝達並びに港湾施設の被害状況の把握及び応急措置

イ、海上保安部が行う船舶の入港制限及び避難勧告の伝達

ウ、沼川防潮水門及び陸閘門の開閉等の措置

エ、田子の浦埠頭株式会社が行う石油配分基地における災害発生の防止及び災害拡大防止のための緊急措置の指示

オ、緊急輸送使用岸壁及び主要臨港道路の確保

(4) 富士土木事務所

ア、関係施設等の被害状況の把握及び応急措置

イ、緊急輸送路の確保

ウ、建設業者、測量コンサルタント業者、地質調査業者、電業協会、防災エキスパートへの出動要請及び測量業務、復旧工事等の指示

エ、その他災害発生の防御、又は拡大の防止

(5) 富士健康福祉センター

ア、医療救護体制整備に関する指導

イ、医薬品備蓄センターの管理運営

ウ、保健衛生活動の実施

(6) 企業局東部事務所

ア、工業用水道施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施

イ、工業用水の送水停止の措置

(7) 東部健康福祉センター

水道業者（簡水）に対する応急給水活動の要請

3. 防災関係機関

共通対策編 第1章 総論 第3節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第2節　情報活動

計画作成の主旨

情報の収集・伝達を迅速、かつ、的確に実施するため、市、県及び防災関係機関との連携を強化し、情報の一元化を図ることを基本として情報の収集及び伝達体制並びに、その方法について定める。

計画の内容

1. 市

(1) 地震情報等の受理、伝達及び周知

ア、県災害対策本部から通報される地震情報等の受理は、災害対策本部（災害対策本部設置前においては、消防本部、又は防災危機管理課）において行う。

イ、地震情報等は、同時通報用無線、同戸別受信装置及び広報車（消防車を含む。）等を活用し、市民等に対して周知徹底を図るものとする。

(2) 情報の内容

収集及び伝達すべき情報の主なものは、次のとおりであり、その種類、優先順位及び取扱等については、別に定める「大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領」（以下「情報要領」という。）（資料4－16）によるものとする。

ア、被害状況

イ、避難指示又は警戒区域の設定状況

ウ、生活必需物資の在庫及び供給状況

エ、物資の価格、役務の対価動向

オ、金銭債務処理状況及び金融動向

カ、避難所の設置状況

キ、避難生活の状況

ク、医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況

ケ、応急給水状況

コ、観光客等の状況

(3) 情報の収集

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、MCA無線及び消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。

ア、職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

イ、自主防災組織を通じての収集

自主防災組織を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

ウ、参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

(4) 情報の伝達の手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

ア、県防災行政無線

主として市、県との間の情報伝達に用いる。

イ、その他の無線及び有線電話等

防災行政無線、MCA 無線、同時通報用無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用するほか、アマチュア無線等による非常通信及び有線電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

ウ、報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提出し、ラジオ・テレビを用いて周知を図る。

エ、自主防災組織を通じての連絡

主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

オ、広報車等の活用

(5) 報告及び要請事項の処理

市災害対策本部等は、県の「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「静岡県情報広報実施要領」という。)に定める情報項目について、すみやかに県方面本部に対し報告し、または要請を行うものとする。

ただし、県方面本部に報告できないとき、県(静岡県災害対策本部が設置された場合は、静岡県災害対策本部。以下「県災害対策本部」という。)に報告するものとし、県災害対策本部に報告できないときは、一時的に消防庁に報告する。この場合、事後すみやかに県方面本部にその旨を報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア、緊急要請事項

イ、被害状況

ウ、災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市内で震度 5 強以上を観測した場合は、直ちにその状況を県及び消防庁へ、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行うものとする。

2. 県東部方面本部

(1) 地震情報等の伝達・周知

ア、市及び防災関係機関等に対する地震情報等の伝達は、県防災行政無線等により行う。

イ、地震情報等は、報道機関の協力を得て管内地域住民等に周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する収集及び伝達

収集・伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、その種類、優先順位、取扱部局等は別に定める「静岡県情報広報実施要領」による。

ア、緊急要請事項

イ、被害状況

ウ、火災の発生状況と延焼拡大状況

エ、市及び防災関係機関の災害応急対策実施状況

オ、交通規制等道路交通状況

カ、ガス、水道、電気等生活関連施設の状況

キ、避難状況

ク、緊急輸送実施状況

ケ、自衛隊活動状況

コ、災害拠点病院の活動状況

(3) 県災害対策本部に対する報告及び要請

県東部方面本部は「静岡県情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県災害対策本部に対し報告し、又は要請を行うものとする。

ただし、県災害対策本部に報告できない場合は一時的に消防庁へ報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部へも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

ア、緊急要請事項

イ、被害状況

ウ、市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちにその状況を県災害対策本部及び消防庁へ報告するものとする。

(4) 県、市間の情報活動の緊密化

情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と県東部方面本部、県東部方面本部と市災害対策本部各相互のルートを基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

情報活動の緊密化のため警察署は、県東部方面本部及び市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、県東部方面本部も市災害対策本部に職員を派遣する。

3. 防災関係機関

(1) 地震情報等の収集及び伝達

市、県から伝達される地震情報等並びに関連する被害状況等の情報の受理については、あらかじめ市、県に届出した受信方法及び受領者により行うものとする。

(2) 災害応急対策に関する情報の収集

ア、災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。収集すべき情報の主なものは次のとおりである。

(ｱ) 被害状況

(ｲ) 災害応急対策実施状況

(ｳ) 復旧見込み等

イ、市、県が定める情報項目について、速やかに市、県に対し報告するものとする。その主なものは次のとおりである。

(ｱ) 緊急要請事項

(ｲ) 被害状況

(ｳ) 災害応急対策実施状況

第3節　広報活動

計画作成の主旨

県及び防災関係機関等の協力を得て、市民等に正確な情報を迅速に伝え、不安の解消を図るとともに、市民等が的確な災害応急対策ができるよう、必要な広報の事項及び手段について定める。

計画の内容

1. 市

(1) 広報事項

市災害対策本部等が広報すべき事項について、その文案及び優先順位は、あらかじめ情報要領に定め、市民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

ア、地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起

イ、地震情報等

ウ、電気、ガス、水道、下水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み

エ、防災関係機関、自主防災組織及び事業所等に対する応急活動の実施要請

オ、不安を解消するための市民に対する呼びかけ

カ、その他、生活確保に必要な情報その他、生活確保に必要な情報

(2) 広報実施方法

ア、同時通報用無線、同戸別受信機及び富士市防災ラジオ、コミュニティFM、広報車等

イ、防災関係機関及び自主防災組織を通じての連絡

(3) 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて県方面本部を通じて行う。

(4) 同時通報用無線施設の応急復旧方法

同時通報用無線施設の応急復旧は、次の順序により行うよう努める。

第1次復旧順位　　送信施設及び防災拠点（地区班）付近の受信局
第2次復旧順位　　広域避難地、避難所付近の受信局
第3次復旧順位　　その他の受信局

2. 防災関係機関

(1) 広報事項

広報事項は、市の情報要領の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。

ア、電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況

イ、災害応急対策状況及び復旧見込み

(2) 広報実施方法

市民等に対する広報については、防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。この場合、市及び県との連携を密にするものとする。

3. 住民等が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

市民等は、各人が、それぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。主な情報源及び情報内容は、次のとおりである。

(1) テレビ・ラジオ

地震情報、交通機関の運行状況、地域の情報・指示・指導等

(2) ケーブルテレビ、コミュニティFM放送

市域内の情報、市災害対策本部等からの情報等

(3) 同報無線・同戸別受信機・富士市防災ラジオ・広報車等

主として市域内の情報、指示、指導等

(4) 自主防災組織を通じて連絡

主として市災害対策本部等からの指示、指導、救助措置等

(5) サイレン

津波警報、火災の発生の通報

(6) インターネット

主地域の情報・指示・指導等

(7) 携帯電話・スマートフォン

緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等

(8) デジタルサイネージ

地域の情報・指示・指導等

第4節　緊急輸送活動

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第18節「輸送計画」に準ずる。

第5節　広域応援活動

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第3節「応援・受援計画」に準ずる。

第6節　災害の拡大及び二次災害防止活動

1. 消防活動

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第23節「消防活動計画」に準ずる。

2. 水防活動

津波対策編 第3章災害応急対策 第4節「災害の拡大防止活動」及び風水害対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「水防計画」に準ずる。

3. 人命の救出活動

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。

4. 被災建築物等の安全対策

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第12節「被災建築物等の安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。

第7節　避難活動

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」に準ずる。

第8節　社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

社会混乱を鎮め、市民の不安を解消し、社会秩序を維持するための活動について、市の実施する対策の概要を示す。

計画の内容

1. 予想される混乱
   (1) 地震情報等に関する流言飛語
   (2) 避難等による道路及び緊急避難場所の混乱
   (3) 医療機関の混乱
   (4) 生活物資調達による混乱
   (5) その他集団不法行為による混乱
2. 市のとるべき措置
   (1) 市民等に対する呼びかけ

   市長は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し、又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに市民等に対して、第3節 広報活動 第1項 (2) 広報実施方法により、必要な呼びかけを行う。

   (2) 警察署に対する要請

   市長は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため、必要と認めるときは、富士警察署に対し、下記の事項について、措置を講ずるように要請する。

   ア、各種混乱の鎮圧及び犯罪の予防取締り

   イ、生活物資集積場所の警備

   (3) 県に対する要請

   市長は、社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し生活物資等確保のための応急措置の実施、或いは、報道機関による広報の実施を要請する。

   (4) 生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市内に所在するものに限る）

   ア、生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

   イ、特定物資の報告徴収、立入検査等

   (ｱ) 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

   (ｲ) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する。

第9節　交通の確保対策

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第19節「交通応急対策計画」に準ずる。

第 10 節　地域への救援活動

計画作成の主旨

日常生活に支障をきたした、被災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体の捜索、応急住宅の確保並びボランティア活動への支援について市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

計画の内容

1. 食料品及び生活必需品等の緊急物資の確保

　共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 9 節「食料供給計画」及び第 10 節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。

2. 給水活動

　共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 11 節「給水計画」に準ずる。

3. 燃料の確保

　共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 10 節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。

4. 医療救護活動

　共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 13 節「医療・助産計画」に準ずる。

5. し尿処理

　共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。

6. 廃棄物（生活系）処理

　共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。

7. 災害廃棄物

　共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 15 節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。

8. 防疫活動

　共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 14 節「防疫計画」に準ずる。

9. 遺体の捜索及び措置

　共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 16 節「遺体の捜索及び措置埋葬計画」に準ずる。

10. 応急住宅の確保

　共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 12 節「被災建築物等の安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。

11. ボランティア活動への支援

　共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 25 節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。

第 11 節　学校における災害応急対策及び応急教育

共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 20 節「応急教育計画」に準ずる。

第 12 節　被災者の生活再建等への支援

共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 21 節「社会福祉計画」に準ずる。

第 13 節　公有施設設備等の対策

共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 34 節「公有施設設備等の対策」に準ずる。

第 14 節　防災関係機関等の講ずる災害応急対策

計画作成の主旨

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

計画の内容

1. 水道（市、簡易水道組合）
   (1) 災害の発生状況に応じて送水を停止する等必要な措置を講ずる。
   (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
   (3) 仮設共用栓等による応急給水に努める。
   (4) 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
2. 電力（東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社）、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所））
   (1) 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては、危険防止のため送電を停止する。
   (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
   (3) 電力の早期供給を図るため、協力会社に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
3. ガス(静岡ガス株式会社(東部支社)、一般社団法人静岡県 LP ガス協会(東部支部富士地区会、中部支部庵原地区会))
   (1) 都市ガスは、静岡ガス株式会社が設置する地震計により、同社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。
   (2) 都市ガス及び LP ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
   (3) 都市ガス及び LP ガスの施設の安全点検を実施する。
   (4) 都市ガスは、供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
   (5) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
   (6) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、復旧工事を行う。
4. 通信（西日本電信電話株式会社（静岡支店））
   (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
      ア、臨時回線の設定、中継順路の変更等疎通確保措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話を設置する。
      イ、通信の疎通が著しく困難となり重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル「171」サービス、災害用伝言板 Web171 及び災害用音声お届けサービスを提供する。
      ウ、防災関係機関が設置する通信網との連携協力する。
   (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
   (3) 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
5. 通信（株式会社 NTT ドコモ東海支社（静岡支店））
   (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。
      ア、臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。
      イ、通信の疎通が著しく困難となり重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。
   (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
   (3) 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
6. 放送（日本放送協会、民間放送局）
   (1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要な機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し、放送の継続確保を図る。
   (2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
   (3) 臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
7. 市中金融（銀行等）
   (1) 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。

(2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。
(3) 財務省東海財務局静岡財務事務所、日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申し合わせを行い、次の措置を講ずる。
ア、必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
イ、貯預金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
ウ、被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

8. 鉄道（東海旅客鉄道株式会社（静岡支社)、日本貨物鉄道株式会社（東海支社))
(1) 不通区間が生じた場合は、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
(2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
(3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

9. 私鉄（岳南電車株式会社)
鉄道（東海旅客鉄道株式会社（静岡支社)）に準ずる。

10. 路線バス（富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社（静岡営業所))、コミュニティバス等
(1) バス運行等管理者は、指定路線を巡回し、安全を確認するとともに、早期運行を図る。
(2) 指定路線の運行が不可能な場合は、必要に応じ関係機関と協議して迂回路線の確保に努める。

11. 危険物保有施設
発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。

12. 工業用水道施設
(1) 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。
(2) 被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。

第６章　復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第１節　防災関係機関の活動

計画作成の主旨

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動並びに防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

計画の内容

1. 震災復興本部

(1) 設置

ア、市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、富士市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

イ、復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。

ウ、復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

(2) 組織及び所掌事務

ア、復興本部の編成及び運営は、「富士市震災復興本部条例（仮称）」及び「富士市震災復興対策本部運営要領」（以下「本部運営要領」という。）の定めるところによる。

イ、復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

(ｱ) 富士市震災復興計画の策定

(ｲ) 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

(ｳ) 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請

(ｴ) 静岡県震災復興基金への協力

(ｵ) 相談窓口等の運営

(ｶ) 市民の不安を解消するために必要な広報

(ｷ) その他の震災復興対策

2. 災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

3. 防災会議の開催等

(1) 復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。

(2) 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。

(3) 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

4. 震災復興対策会議

(1) 設置

本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。

(2) 震災復興対策会議の構成及び運営は本部運営要領の定めるところによる。

5. 他の市町村に対する応援要請

市長は、復旧・復興対策を実施するため必要があると認めたときは、他の市町村長とあらかじめ締結した「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請する。

6. 県警察

(1) 社会秩序を維持する活動

第4章第8節及び、第5章第8節「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。

(2) 交通の確保対策

第5章第9節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

7. 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

ア、警察庁関東管区警察局

(ｱ) 管区内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整

(ｲ) 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携

(ｳ) 警察通信施設の復旧・復興

(ｴ) 復旧・復興対策における管区内各県警察の相互援助の調整

イ、総務省東海総合通信局

(ｱ) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理

(ｲ) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査

(ｳ) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

ウ、財務省東海財務局（静岡財務事務所、静岡財務事務所沼津出張所）

(ｱ) 静岡財務事務所

被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請

(ｲ) 静岡財務事務所沼津出張所

地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置

エ、厚生労働省東海北陸厚生局

(ｱ) 災害状況の情報収集、連絡調整

(ｲ) 関係職員の派遣

(ｳ) 関係機関との連絡調整

オ、厚生労働省静岡労働局（富士労働基準監督署、富士公共職業安定所）

(ｱ) 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化

(ｲ) 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置

(ｳ) 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）

カ、農林水産省関東農政局

(ｱ) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること

(ｲ) 応急用食料・物資の支援に関すること

(ｳ) 食品の需給・価格動向の調査に関すること

(ｴ) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

(ｵ) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること

(ｶ) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること

(ｷ) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること

(ｸ) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること

(ｹ) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること

(ｺ) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

(ｻ) 被害農業者に対する金融対策に関すること

キ、農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

ク、林野庁関東森林管理局
　県及び市からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給
ケ、経済産業省関東経済産業局
(ｱ) 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集
(ｲ) 中小企業の復旧・復興資金の融通
(ｳ) 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導
(ｴ) 電気の安定供給に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士川町の区域を除く）
(ｵ) ガスの安定供給に関すること
コ、経済産業省中部経済産業局
(ｱ) 電気の安定供給に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士市の区域を除く）
(ｲ) ガスの安定供給に関すること
サ、経済産業省関東東北産業保安監督部
(ｱ) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
(ｲ) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
(ｳ) 電気の安全確保に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士川町の区域を除く）
(ｴ) ガスの安全確保に関すること
シ、経済産業省中部近畿産業保安監督部
(ｱ) 電気の安全確保に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士市の区域を除く）
(ｲ) ガスの安全確保に関すること
ス、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所富士川下流出張所）、国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所富士海岸出張所、静岡国道事務所富士国道維持出張所、清水港湾事務所、富士砂防事務所）
(ｱ) 管轄する基盤施設（河川、道路など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
(ｲ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。
(ｳ) 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
セ、国土交通省中部運輸局
(ｱ) 陸上輸送に関すること
ａ．緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置
ｂ．県からの要請に対する車両等の調達のあっせん
(ｲ) 海上輸送に関すること
ａ．県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請
ｂ．県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
ソ、国土交通省東京航空局東京空港事務所
　復旧・復興対策に当たる航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置
タ、国土地理院中部地方測量部
(ｱ) 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
(ｲ) 地理情報システムの活用を図る。
(ｳ) 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
チ、気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）
　大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む）等の発表又は通報並びに解説
ツ、海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、田子の浦港分室）
(ｱ) 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導
(ｲ) 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導
テ、環境省関東地方環境事務所
(ｱ) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

(ｲ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
(ｳ) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

ト、環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ナ、防衛省南関東防衛局

(ｱ) 所管財産使用に関する連絡調整
(ｲ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
(ｳ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

ア、日本郵便株式会社東海支社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。なお、復旧・復興対策として講じる主な措置は次のとおりである。

(ｱ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
(ｲ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
(ｳ) 被災者宛て救助用郵便物等の料金免除
(ｴ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

イ、東海旅客鉄道株式会社（静岡支社)、日本貨物鉄道株式会社（東海支社)

災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。

ウ、西日本電信電話株式会社（静岡支店)、株式会社 NTT ドコモ東海支社（静岡支店)

(ｱ) 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
(ｲ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う
(ｳ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

エ、日本放送協会（静岡放送局)

(ｱ) 復旧・復興時の時節に応じ混乱防止、市民の不安の解消及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
(ｲ) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
(ｳ) 生活再建支援策等を広報・PR する番組の的確な放送の実施
(ｴ) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

オ、中日本高速道路株式会社（富士保全・サービスセンター)

(ｱ) 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と業務継続計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
(ｲ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
(ｳ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

カ、日本通運株式会社（沼津支店)、福山通運株式会社（富士営業所)、佐川急便株式会社（富士店)、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社（富士支店)

復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行

キ、東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社)、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所)

(ｱ) 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

(ｲ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
(ｳ) 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。

ク、一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

ケ、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

コ、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、二次基地から充填所への LP ガスの配送

サ、日本銀行
(ｱ) 通貨の円滑な供給の確保
(ｲ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保
(ｳ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
(ｴ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
(ｵ) 各種措置に関する広報

シ、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
(ｱ) 発電所、変電所等が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
(ｲ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
(ｳ) 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

(3) 指定地方公共機関

ア、静岡ガス株式会社（東部支社）
(ｱ) ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
(ｲ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
(ｳ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

イ、一般社団法人静岡県 LP ガス協会（東部支部富士地区会、中部支部庵原地区会）
必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

ウ、岳南電車株式会社
(ｱ) 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
(ｲ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
(ｳ) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

エ、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
(ｱ) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
(ｲ) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
(ｳ) 生活再建支援策等を広報・PR する番組の的確な放送の実施
(ｴ) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

オ、一般社団法人静岡県トラック協会（富士支部）
復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

カ、土地改良区

(ｱ) 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。

(ｲ) 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。

(ｳ) 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

キ、公益社団法人静岡県栄養士会

(ｱ) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力

(ｲ) 避難所における健康相談に関する協力

ク、一般社団法人静岡県建設業協会（一般社団法人富士建設業協会）

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

ケ、富士山静岡空港株式会社

(ｱ) 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う。

(ｲ) 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う。

(4) 公共的団体

ア、ケーブルテレビ（株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク）、コミュニティ FM 放送（富士コミュニティエフエム放送株式会社）

(ｱ) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、市民の不安の解消及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成

(ｲ) 復旧・復興状況に関する迅速活的確な放送の実施

(ｳ) 生活再建支援策等を広報・PR する番組の的確な放送の実施

イ、富士市建設業組合

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第 2 節　激甚災害の指定

計画作成の主旨

大規模地震災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

計画の内容

基本方針

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害法」及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

(1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。

(2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

第 3 節　震災復興計画の策定

計画作成の主旨

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層や学識経験者の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

計画の内容

1. 震災復興計画策定の体制

(1) 市長は、必要があると認めたときは、主管の副市長を本部長とする震災復興計画策定本部（以下「計画策定本部」という。）を設置し、震災復興計画を策定する。

(2) 計画策定本部には、関係部長により構成する震災復興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置き、所管課（室）長で構成する部会を設置する。

(3) 市長は、諮問機関として、広く市民各層や学識経験者の参画を得て、富士市震災復興計画審議会を設置する。

(4) 市長は、計画策定本部が策定した計画案を速やかに富士市震災復興計画審議会に諮問する。

2. 震災復興計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市復興、住宅復興、産業復興等などからなる分野別復興計画により構成する。

3. 震災復興計画の基本方針

計画策定に当たっては、市の総合計画及び事前都市復興計画等との調整を図るものとする。

4. 震災復興計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、市民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

5. 国・県等との調整

計画策定に当たっては、国・県等との調整を行う。

第4節　復興財源の確保

計画作成の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

計画の内容

1. 予算の編成

基本方針

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

ア、復旧・復興事業

イ、震災復興基金への出捐金及び貸付金

ウ、その他

(2) 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2. 復興財源の確保

基本方針

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、 財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(1) 国・県への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国・県に要望する。

(2) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

ア、災害復旧事業債

イ、歳入欠かん等債

ウ、その他

第5節　震災復興基金の設立

計画作成の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金に協力する。

計画の内容

1. 震災復興基金の設立

(1) 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。

(2) 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節　復旧事業の推進

計画作成の主旨

道路・河川・農業用施設など公共施設等（以下「基盤施設」という。）の管理者は、必要に応じ二次災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

計画の内容

1. 復旧計画の策定

基本方針

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、復興計画の策定動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

(1) 市

ア、被害調査の報告

各基盤施設の管理者は管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。

イ、復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ二次災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

(2) 防災関係機関

ア、状況の把握

管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。

イ、復旧計画の策定

被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2. 基盤施設の復旧

基本方針

基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(1) 市

ア、復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

イ、復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

ウ、地籍調査結果の活用

平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料として活用する。

(2) 防災関係機関

ア、復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

イ、復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節　都市の復興

計画作成の主旨

被災市民の一日も早い生活再建と被災した市街地等の創造的復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い基盤整備の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にもきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

計画の内容

1. 都市復興計画の策定

基本方針

被災市民の一日も早い生活再建と被災市街地の創造的復興のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市復興計画を策定する。

(1) 都市復興計画の策定

計画策定本部に設置される策定委員会に都市復興計画部会を設置し、都市の復興方針等を示す都市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定する。

2. 都市の復興

基本方針

都市計画区域内の市街地が被災した場合、災害に強い都市づくりの観点から都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、富士市事前都市復興計画を踏まえた市街地の復興を推進する。

(1) 被害状況の把握

市は各機関と協力し、市街地復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 復興重点地区の抽出

県と連絡調整を図り、緊急かつ重点的に面的整備が必要と判断される地区を復興重点地区として決定する。

(3) 「建築基準法」第84条による建築制限の実施

ア、市は、必要に応じ、復興重点地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限区域を指定する。

イ、必要に応じ、建築制限期間を延長する。

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

建築制限区域を対象として被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

(5) 都市復興基本計画の策定

県の都市復興基本計画を踏まえ、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。

(6) 復興都市計画案等の作成及び事業実施

ア、復興重点地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

イ、都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い、事業を実施する。

ウ、土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行う地区については、活用する事業制度等を検討し実施する。

エ、住民主体の復興まちづくりを行うために、学識経験者やコンサルタント等の専門家を派遣し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。また、自主防災組織の活動の場である公会堂の復旧や建築等への助言も行う。

第8節　被災者の生活再建支援

計画作成の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

計画の内容

1. 恒久住宅対策

基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

(1) 住宅復興計画の策定

計画策定本部に設置される策定委員会に、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた富士市住宅復興計画を策定する。なお、策定に当たり、県の住宅復興計画を踏まえまた県と連絡調整を行う。

(2) 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

(3) 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

(4) 公的住宅に関する協議

次の事項について県と協議する。

ア、災害復興公営住宅の建設に関する役割分担

イ、買取り・借上げによる公営住宅の供給に関する役割分担

ウ、特定優良賃貸住宅の供給に関する役割分担

(5) 災害公営住宅等の供給

ア、他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。

イ、買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。

ウ、特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。

(6) 住宅に関する情報提供

相談窓口等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

(7) 地震保険の普及推進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。

2. 災害弔慰金等の支給

基本方針

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3. 被災者の経済的再建支援

基本方針

被災者が、震災による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア、死亡者数

イ、負傷者数

ウ、全壊・半壊住宅数　等

(2) 罹災証明の発行

ア、罹災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明を発行する。

イ、罹災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

(3) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

ア、実施機関　　市

イ、支給及び貸付対象

(ｱ) 災害弔慰金　　自然災害により死亡した者（行方不明を含む）の遺族

(ｲ) 災害障害見舞金　自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者

(ｳ) 災害援護資金　　自然災害により被災した世帯の世帯主

(ｴ) 支給及び貸付け　災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けは、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき、「富士市災害弔慰金の支給等に関する条例」で定めるところによる。

(4) 被災者生活再建支援金、被災者自立生活再建支援補助金（県単制度）の申請受付等被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行う。

ア、実施機関　　被災者生活再建支援法人　公益財団法人都道府県センター（県単制度は県）

イ、支給対象　　住宅の被害程度が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」の被災世帯及び「半壊」で止むを得ず解体する被災世帯

ウ、支給　　「被災者生活再建支援法」、県「被災者自立生活再建支援補助金交付要綱」に定める額

(5) 義援金の募集・配分等

ア、市への義援金を受け付けるために、市役所に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

イ、県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

ウ、統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など段階的に義援金を配分する。

エ、義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

(6) 租税の減免等

「地方税法」及び条例に基づき、市税の申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等の期限の延長等の適切な措置を行う。

(7) 国・県への要請

国・県に対し、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

(8) 社会福祉協議会

生活福祉資金（福祉資金）の貸付けを被災した低所得者世帯を対象に実施する。

4. 雇用対策

基本方針

静岡労働局、公共職業安定所等と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

(1) 相談業務の実施

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

(2) 再就職の支援制度の周知

離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知及び活用を促す。

ア、職業訓練、能力開発等制度の PR

イ、合同就職説明会等の周知

5. 要配慮者の支援

基本方針

要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(1) 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア、要配慮者の被災状況及び生活実態

イ、被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2) 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設をはじめ、民間社会福祉施設への一時入所を実施する。

(3) 福祉サービスの拡充

ア、定員以上の入所者及び通所者を受入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

イ、緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

ウ、被災児童等については､学校巡回相談等を実施するとともに､相談窓口を設置する。

(4) 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

(5) メンタルヘルスケアの実施

精神相談窓口を設置するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

(6) 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

6. 生活再建支援策等の広報・PR

基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

(1) 生活再建支援施策等の広報・PR の実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアや「広報ふじ」等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PR する。

ア、各種相談窓口の案内

イ、災害弔慰金の支給等に関する情報

ウ、公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報

エ、被災者生活再建支援金等に関する情報

オ、ボランティアに関する情報

カ、雇用に関する情報

キ、融資・助成情報

ク、義援金の募集等

ケ、その他生活情報　等

(2) 外国人への広報
外国人を対象とした外国語の情報紙等を作成し、配布する。
(3) 市外避難者への広報・PR の実施
全国紙や全国版のテレビ・ラジオや市外の地方公共団体の広報紙等を活用し、市外避難者に対し震災関連情報を提供する。

7. 相談窓口の設置

基本方針

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

(1) 相談窓口等の開設
ア、発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。
イ、相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
ウ、静岡県弁護士会、静岡県司法書士会、静岡県行政書士会に対し、業務の必要性が生じた時は、協力を依頼する。
(2) 相談窓口等の業務の遂行
ア、電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
イ、県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
(3) 相談窓口等の閉鎖等
相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

第 9 節　地域経済復興支援

計画作成の主旨

被災地域の活性化を図り、県内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

計画の内容

1. 産業復興計画の策定

基本方針

経済復興を迅速に行うため、県、市及び民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

(1) 産業復興計画の策定
計画策定本部に設置される策定委員会に産業復興計画部会を設置し、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2. 中小企業を対象とした支援

基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(1) 中小企業の被災状況の把握
各機関と協力し、中小企業の被災状況を把握する。
(2) 支援制度・施策の内容の周知
ア、中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し周知する。
イ、次の施策を必要に応じ、実施する。
(ｱ) 相談所の設置
(ｲ) 電話相談の実施
(ｳ) パンフレットの作成・配布
(3) 資金需要の把握
中小企業の被災状況を基に、再建資金等の需要を把握する。
(4) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設等の支援策を必要に応じ実施する。

(5) 金融面での支援

ア、中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

イ、融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。

(6) 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

(7) 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度等の新たな支援制度を検討する。

(8) 国への要望

「中小企業信用保険法」の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を、県を通じて国に要請する。

3. 農林漁業者を対象とした支援

基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業協同組合等の機関と協力し、農林漁業者の被災状況調査を行い、県に報告する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

ア、協同組合等を通じ、農林漁業者を対象とした支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。

イ、次の施策を必要に応じ、実施する。

(ｱ) 相談所の設置情報

(ｲ) 電話相談の実施

(ｳ) パンフレットの作成・配布

(3) 天災融資法に関する措置の実施

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」(天災融資法) の地域指定を受けるため、必要な措置を講ずる。

(4) 農林水産業災害対策資金に関する事業処理

農林水産業災害対策資金に関する事業処理を、迅速かつ的確に実施する。

(5) 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

4. 地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

(1) イベント・商談会等の実施

地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。

ア、イベント、プロジェクトの実施

イ、企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催

ウ、商談会の開催

エ、マスコミを活用した PR 等

別紙　東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

（以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における市、県、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第 4 章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。）

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、「大規模地震対策特別措置法」に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策のすすめ方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第 1 節　防災関係機関の活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発せられたときの市及び県の機関、その他の防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

計画の内容

1．市

【東海地震注意情報発表時等】

(1) 防災体制の確保

東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、富士市地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて富士市地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。また、地区まちづくりセンターにおいても、警戒本部設置の準備に当たるため、通常業務を停止する。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

(2) 応急対策の内容

東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて富士市地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は次のとおりである。

ア、東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化

イ、東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報

ウ、南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備

エ、備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備

オ、交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置

カ、県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
キ、物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
ク、消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保
ケ、必要に応じて避難行動要支援者の避難先の確保
コ、必要に応じて富士市地震災害警戒本部の設置準備
サ、県への要請・報告等県との応急対策活動の連携
(ｱ) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。
(ｲ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。
(ｳ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。
シ、その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

(3) 消防、水防機関の措置
ア、消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救急救助活動体制の準備、出火防止のための広報等。
イ、消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保
ウ、必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

(1) 地震災害警戒本部
ア、設置
市長は、警戒宣言が発せられたときは、富士市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。
イ、組織及び所掌事務
組織及び所掌事務は、「富士市地震災害警戒本部条例」及び「富士市地震災害警戒本部組織規程」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。
(ｱ) 組織
警戒本部に本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。
ａ．本部長
(a) 本部長は、市長が当たる。
(b) 本部長は、警戒本部の事務を総括し、本部員等を指揮監督する。
ｂ．副本部長
副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときはその代理をする。
ｃ．本部室
消防防災庁舎3階に本部室を設置する。
ｄ．本部会議等
(a) 本部会議は、本部長、副本部長、本部付、部長をもって構成する。
(b) 本部会議は、地震防災応急対策について協議する。
ｅ．警戒本部の防災拠点（地区班）
(a) 地震防災応急対策を実施するため、各地区まちづくりセンターに防災拠点を設置し、地区班を配備する。
(b) 各地区の防災拠点及び配備資機材は、（資料7－18）のとおりである。
ｆ．標識
警戒本部の活動を円滑に進めるため、別に標識を定める。
標識は、（資料1－9）＜富士市地震災害警戒本部標識＞のとおりである。
(ｲ) 所掌事務
警戒本部が所掌する東海地震防災応急対策の事務の主なものは次のとおりである。
ａ．警戒宣言、東海地震予知情報の市民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
ｂ．静岡県地震災害警戒本部東部方面本部（以下「県方面本部」という。）及び関係防災機関との地震防災応急対策に関する連携
(a) 本部長は、県方面本部に対し、地震防災応急対策の実施に関し、職員の派遣等必要な事項を

要請することができる。

(b) 本部長は、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を知事、警察本部長等にそれぞれ要請することができる。

(c) 本部長は、市民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県支部へ報告する。

c．避難指示又は警戒区域の設定

d．消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

e．消防、水防等の応急措置

f．避難者等の救護

g．緊急輸送の実施

h．活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入れ

i．災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

j．自主防災組織活動の指導、連携

k．その他地震防災上の措置

消防、水防機関は、特に次の事項を実施する。

(a) 消防本部及び消防署

消防部活動計画は、(資料 9－12) のとおりであり、市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

・情報の収集と伝達
・消火活動、救急救助活動の出動体制の確立
・地域住民への避難指示の伝達
・出火防止のための広報

(b) 消防団、水防団

・情報の収集と伝達
・消火活動、水防活動、救出活動の出動体制の確立
・火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
・水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
・住民の避難誘導
・水防資機材の点検、配備及び確保準備
・警戒区域からの避難確保のパトロール
・救助用資機材の確保準備
・その他状況に応じた消防、水防活動

(2) 職員の動員（配備）計画

ア、職員のうち、地震配備「注」要員は東海地震予知情報発表の報道に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に集合する。

イ、全職員は、警戒宣言の発令の報道に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に集合する。

ウ、配備体制及び集合場所は、別に定める。

2. 県の機関

(1) 富士警察署

ア、地震関連情報の収集伝達

イ、市民の不安の解消を図るための広報

ウ、危険区域における市民等の避難誘導

エ、交通混乱の防止及び避難路、緊急輸送路等の交通上の措置

オ、避難地域及び避難所並びに重要施設の警戒警備

カ、不穏動向の未然防止及び鎮圧並びに各種犯罪の予防、検挙

キ、関係機関が行う地震防災応急対策に対する協力

(2) 県方面本部（東部地域局）

ア、警戒宣言、東海地震予知情報、その他の情報の収集及び伝達

イ、市の地震防災応急対策の実施状況の把握及び促進
ウ、県が実施する地震防災対策に関する事務の連絡調整
(3) 田子の浦港管理事務所
ア、港湾関係者に対する警戒宣言等の情報の伝達
イ、海上保安部が行う船舶の入港制限及び避難勧告の伝達
ウ、沼川防潮水門及び陸閘門の操作
エ、港湾施設の防災措置の指示
オ、岸壁背後の車両移動の指示
カ、石油配分基地の保安措置の指示
(4) 富士土木事務所
ア、緊急輸送路の確保
イ、応急資機材の点検及び確保
ウ、建設業者に対する協力要請
(5) 富士健康福祉センター
ア、救護病院、救護所の設置状況の把握
イ、救急医薬品及び防疫薬剤等の調達あっ旋に関する要請
ウ、応急手当、看護に関する応援職員の配備
エ、防疫活動に関する応援職員の配備
(6) 企業局東部事務所
ア、各工業用水道施設への要員の配置
イ、工業用水の減量送水及び送水停止の実施
(7) 東部健康福祉センター
水道事業者（簡水）に対する応急給水確保要請

3. 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

(1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町村との情報の共有化
(2) 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
(3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施
(4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動
(5) 県及び市町村が実施する応急対策の連絡調整
(6) 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく広域的な応援の受入れ準備
(7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関
ア、財務省東海財務局（静岡財務事務所）
金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
イ、農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
ウ、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所富士川下流出張所）国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所富士海岸出張所、静岡国道事務所富士国道維持出張所、清水港湾事務所、富士砂防事務所）管轄する河川、海岸、砂防、道路、港湾についての地震防災のための計画、工事、及び管理（海岸、砂防を除く）を行う。

エ、国土地理院中部地方測量部

関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。

オ、気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

(ｱ) 県知事に対する東海地震予知情報の通報

(ｲ) 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説

(ｳ) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること

カ、海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、田子の浦分室）

(ｱ) 港内在泊船舶等に対する警戒宣言発令の伝達

(ｲ) 港内における船舶交通の入港制限、禁止

(ｳ) マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達

(ｴ) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保

(2) 指定公共機関

ア、日本郵便株式会社東海支社

(ｱ) 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導

(ｲ) 郵便業務の取り扱いおよび郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報

(ｳ) 郵便物、施設等の被災防止

イ、東海旅客鉄道株式会社（静岡支社)、日本貨物鉄道株式会社（東海支社）

(ｱ) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

(ｲ) 列車の運転規制

(ｳ) 旅客の避難、救護

(ｴ) 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

ウ、西日本電信電話株式会社（静岡支店)、株式会社NTT ドコモ東海支社（静岡支店）

(ｱ) 通信の異常ふくそう防止の処置及び広報の実施

(ｲ) 防災関係機関の重要通信の最優先接続の確保

(ｳ) 発災後に備えた資機材、人員の確保及び配置

エ、東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社)、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所）

(ｱ) 支社に地震災害警戒支部（非常災害対策支部）の設置

(ｲ) 動員体制を確立するとともに状況に応じ上位機関並びに協力会社等に対し、動員準備を要請

(ｳ) 地震防災応急措置の実施状況を支店等へ報告

(ｴ) 電気による災害の予防広報の実施

(ｵ) 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施

(ｶ) 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保

オ、日本通運株式会社（沼津支店)、福山通運株式会社（富士営業所)、佐川急便株式会社（富士店)、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社（富士支店）

緊急輸送体制の確立

カ、中日本高速道路株式会社（富士保全サービスセンター）

(ｱ) 警戒宣言、東海地震予知情報等の迅速な伝達

(ｲ) 地震災害警戒体制の整備

(ｳ) 人員、資機材等の配備・手配

(ｴ) 緊急輸送路確保のための交通規制に対する協力

(ｵ) 道路利用者に対する情報の提供

キ、日本赤十字社（静岡県支部）

(ｱ) 医療救護班の派遣の準備

(ｲ) 血液製剤の確保及び供給の準備

(ｳ) 救援物資の配布準備

(ｴ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

ク、日本放送協会（静岡放送局）

(ｱ) 地震に関する情報の迅速な伝達

(ｲ) 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送

ケ、KDDI 株式会社（静岡支店)、ソフトバンク株式会社

(ｱ) 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

コ、一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

(ｱ) 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する

サ、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社

(ｱ) LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、二次基地から充填所への LP ガスの配送

(3) 指定地方公共機関

ア、静岡ガス株式会社（東部支社）

(ｱ) 主要設備及び緊急連絡設備の点検

(ｲ) 応急対策要員及び資機材の緊急輸送体制の確立

(ｳ) 災害防止の広報

イ、社団法人静岡県 LP ガス協会（東部支部富士地区会、中部支部庵原地区会）

(ｱ) 需要家に対する LP ガスによる災害の予防広報

(ｲ) 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置

ウ、岳南電車株式会社

東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）に準じた措置の実施

エ、一般社団法人静岡県トラック協会（富士分室）

緊急輸送体制の確立

オ、公益社団法人 静岡県栄養士会

(ｱ)要配慮者等への食料品の供給に関する協力

(ｲ)避難所における健康相談に関する協力

(4) 公共的団体

ア、一般社団法人富士市医師会・一般社団法人富士市歯科医師会・一般社団法人富士市薬剤師会

イ、富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社（静岡営業所）

(ｱ) 車両運行状況の広報及び滞留旅客の避難誘導

(ｲ) 運行中の車両に対する情報の伝達

(ｳ) 車両の運行中止及び乗客の避難誘導

第 2 節　情報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確にするため、市及び防災関係機関の連絡体制を明らかにし、情報活動に支障をきたさないよう措置する。

計画の内容

1. 市

(1) 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達、周知

ア、東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理は、全国瞬時警報システム（J-アラート）により行う。

イ、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言）の内容を同時通報無線等により市民に伝達する。

ウ、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン・半鐘）を発信する。

地震防災信号 ┬ サイレン（約 45 秒吹鳴、約 15 秒休止）
　　　　　　└ 半　　鐘（5 点連打）

エ、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の警戒本部要員等に対する伝達は、勤務時間中は職員防災情報メールまたは、庁内放送、電話及び同時通報用無線戸別受信機等により行う。勤務時間外については、職員防災情報メールまたは、別に定める連絡系統図により必要な職員に伝達する。

富士市の無線設備状況は、（資料 4－2～4－5・4－7・4－8）のとおりである。

(2) 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報についてその種類、優先順位、取扱い部班等を、「大規模地震に関する情報及び広報活動等実施要領」（以下「情報要領」という。）、（資料 4－16）のとおり定めておくものとする。

また、地区班は、消防団、水防団及び自主防災組織の情報班員と連絡を密にし、地域における情報の収集に当たるものとする。なお、情報の種類の主なものは、次のとおりである。

ア、避難の状況
イ、交通機関の運行及び道路交通の状況
ウ、防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
エ、ガス、水道、下水道、電気等生活関連施設の運営状況
オ、流言飛語の状況
カ、住民生活、社会・経済活動等の状況
キ、避難指示、又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
ク、市職員及び消防・水防団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）
ケ、地域内事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示等
コ、自主防災組織からの要請及び防災関係機関への要請

(3) 県警戒本部に対する報告

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、県東部方面本部を通じて「静岡県大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「静岡県情報広報実施要領」という。）に定める項目について、速やかに行うものとする。その主なものは次のとおりである。

ア、避難の状況
イ、市の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2. 防災関係機関

(1) 東海地震予知情報等の伝達

市から各機関への東海地震注意情報、東海地震予知情報等の伝達は、情報要領に定める方法により行うものとする。

(2) 地震防災応急活動に関する情報の収集及び伝達

ア、収集の方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

イ、警戒本部への報告

情報要領の定める方法により、速やかに報告する。

第 3 節　広報活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正確な情報を迅速に伝え市民の不安の解消を図るとともに、市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報の事項及び手段について定める。

計画の内容

1. 市

(1) 市は、市民等が地震防災活動を実施する上で必要な事項について広報を行うものとする。広報事項及び方法については、情報要領に定めることとするが、その主要な広報事項は次のとおりである。

ア、東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味

イ、交通機関運行状況及び道路交通情報

ウ、家庭において実施すべき防災対策

エ、自主防災組織に対する防災活動の要請

オ、ガス、水道、電気等の供給状況

カ、下水道の使用可能状況

(2) 県警戒本部への広報要請

市が、報道機関により広報を行う必要のある場合は、県方面本部を経由し、県警戒本部に要請するものとする。

2. 防災関係機関

ガス、電気、下水道、水道他の防災関係機関の市民に対する広報事項は、警戒本部との連携を密にし、それぞれの機関の責任において実施する。その主なものは次のとおりである。

(1) ガス、電気、水道等生活関連施設の運営状況

(2) 地震防災応急対策の実施状況

3. 市民等の情報入手方法

地震防災等に係る情報は、次に示した機関及び方法等で行われるので、各人が正確な情報を把握し、的確な防災対策を講ずるものとする。

(1) テレビ・ラジオ

東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関の運行状況、地域の情報・指示・指導等

(2) ケーブルテレビ、コミュニティFM放送

市域内の情報、市警戒本部等からの情報等

(3) 同時通報用無線・同戸別受信機・富士市防災ラジオ、広報車等

市全域の各種の情報

(4) 警戒本部、警察署等

警戒本部からの情報の確認及び指導

(5) 自主防災組織を通じての連絡

市からの指示、指導、救助等

(6) サイレン・半鐘

警戒宣言発令の伝達

(7) インターネット

地域の情報・指示・指導等

(8) 携帯電話・スマートフォン

緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等

(9) デジタルサイネージ

地域の情報・指示・指導等

第4節　自主防災活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速･的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

(1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保

(2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認

(3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ

(4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ

(5) 東海地震注意情報発表時に、津波・山がけ崩れの危険が予想される避難対象区域内の避難行動要支援者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、市や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保。

【警戒宣言発令時】

1. 自主防災組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。

2. 情報の収集・伝達

(1) 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める

(2) 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める

(3) 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する

3. 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとる。

4. 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

5. 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

(1) 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

(2) 落下等防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

(3) 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

(4) 備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

(5) 病院・診療所の外来診療

災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

6. 避難活動

(1) 避難行動

ア、津波、山・がけ崩れ等危険予想区域の住民等に対して市長の避難指示を伝達し、危険区域外のあらかじめ定められた緊急避難場所へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。

イ、自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において緊急避難場所まで搬送する。

ウ、避難対象区域外であっても、家屋の耐震強度が不充分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

(2) 避難生活

ア、避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ、医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
ウ、飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市と連絡を取り、その確保に努める。

7．社会秩序の維持

(1) ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

(2) 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5節　緊急輸送活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時及び地震発生後の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保並びにその準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

計画の内容

1．市

(1) 緊急輸送対策の基本方針

警戒宣言発令時及び地震発生後における緊急輸送は、防災対策を行う上で必要最小限の人員、物資又は資機材とする。

(2) 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

ア、地震防災応急対策実施要員
イ、緊急の処置を要する患者
ウ、地震防災応急対策の実施に必要な食料・医薬品等の物資又は防災資機材
エ、その他本部長が必要と認める人員、物資又は資機材等

(3) 輸送体制の確立

ア、緊急輸送の方法

(ｱ) 陸上輸送

緊急輸送は、次に示す幹線路（緊急輸送ルート）、（資料6－1）＜緊急輸送路の設定状況＞により行うものとする。

1次緊急輸送路：高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格となす道路
2次緊急輸送路：1次緊急輸送路と市役所及び重要な拠点を連絡する道路
3次緊急輸送路：1次緊急輸送路及び2次緊急輸送路と防災拠点等を連絡する道路

(ｲ) 航空輸送

県及び県警察のヘリコプターによるほか、県知事に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を依頼するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。

(ｳ) 海上輸送

原則として海上輸送は行わないものとする。

イ、輸送手段の確保

次により輸送手段の確保を図る。

(ｱ) 市有車両等の活用

・（資料6－10）＜緊急用市有車両一覧表＞のとおり

(ｲ) 民有車両等の借上げ

(ｳ) 他の防災関係機関への協力要請

・（資料6－11）＜防災関係機関の現有車両＞のとおり

(ｴ) 輸送手段確保のための県への協力要請

自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要求する。

(オ) 燃料等を確保するための関係業者への協力要請

・(資料 8－4) ＜災害時等における自動車用燃料の供給協力に関する協定＞

・(資料 6－12) ＜静岡県石油業協同組合富士支部組合員一覧表＞のとおり

(4) 緊急輸送の調整

防災関係機関の緊急輸送を円滑に実施するため、必要がある時は警戒本部において調整を行う。この場合の調整は、必要に応じ道路管理者と協議のうえ、次によることを原則とする。

第 1 順位　　市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第 2 順位　　地震防災応急活動を確保するために必要な輸送

第 3 順位　　地震発生後の活動の準備のために必要な輸送

第 4 順位　　その他本部長が必要と認めた輸送

2. 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、それぞれの防災関係機関において行うことを原則とする。

第 6 節　自衛隊の支援

計画作成の主旨

警戒宣言が発せられた場合の地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めた時は、県に対して自衛隊の派遣の要請を要求するものとする。

計画の内容

1. 派遣要請の要求範囲

警戒宣言発令後、自衛隊の支援を要求する事項は次のとおりである。

(1) 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供

(2) 地震発生直前の航空写真の作成

(3) 特定の緊急患者の移送

(4) 防災要員等の輸送

2. 要求手続

本部長は、知事に対し自衛隊の派遣要請の要求を行う場合は次の事項を明らかにしたうえで、原則として文書をもって行うものとする。

(1) 派遣を要請する事由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域

(4) 依頼する業務

(5) その他参考となる事項

3. 自衛隊との連絡調整

(1) 本部長は、自衛隊の支援活動が円滑に行われるよう派遣された部隊の責任者に対し、警戒本部へ連絡班の派遣を要請する。

(2) 本部長は、自衛隊の支援活動の状況等について適時県方面本部へ報告する。

4. 派遣部隊の受入れ

(1) 受入れ施設

本部長は、派遣された部隊に対し、次の各種施設を提供する。

ア、本部事務室

イ、宿舎及び炊事場

ウ、材料置場

エ、駐車場

・(資料 13－3) ＜自衛隊派遣部隊受入施設＞

・(資料 13－4) ＜防災ヘリポート設定状況＞のとおり

(2) 資材等の準備

本部長は、支援活動が円滑に実施できるよう作業に必要な資機材を準備する。

第７節　避難活動

計画作成の主旨

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、注意情報が発表されたときであっても、緊急避難場所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速･円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災組織、避難所の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本となるべき事項を示す。

計画の内容

1．避難対策

(1) 避難対策の基本方針

ア、本計画において定める要避難区域のうち、津波避難対象区域及び崩壊危険区域を警戒宣言時において避難指示の対象区域（以下「避難対象区域」という。）とし（資料７－1)、この区域の市民等は、警戒宣言が発せられたときは速やかに危険予想区域以外のあらかじめ定めた緊急避難場所へ避難する。

また、本部長が特に必要と認めたところについては、警戒区域として市民等の立入制限又は禁止等の措置を講じ、災害の未然防止を図る。

また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象区域のうち、緊急避難場所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速･円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、市は、あらかじめ自主防災組織や避難所の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。

イ、「避難対象区域」の市民等が緊急避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし山間地で緊急避難場所まで遠く徒歩による避難が著しく困難な「避難対象区域」の市民等については地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

ウ、避難所では、自主防災組織の単位で行動するものとする。

エ、避難誘導や避難所での生活に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

オ、上記以外の要避難区域及び任意避難地域の市民等は居住する建物の耐震性、地盤などの状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定めた集合場所等へ避難するとともに避難実施等措置者の指示により危険区域外の安全な場所へ移動する。

(2) 避難のための指示

ア、指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。

イ、指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象区域の市民等に対し、同時通報用無線、コミュニティFM放送、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察署、消防団等に対し避難指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、市長は、必要に応じ避難指示に関し、テレビ・ラジオによる放送依頼を、県方面本部を経由し県警戒本部へ要請するものとする。

ウ、避難に際しての周知事項

市長は、常日頃から避難対象区域の市民等に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、避難行動要支援者は避難を開始できること等の周知に努める。

(ｱ) 避難対象区域の町内会（区）名

(ｲ) 想定される危険の種類
(ｳ) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
(ｴ) 避難経路及び避難先
(ｵ) 避難指示の伝達方法
(ｶ) 避難に際しての注意事項（携行品、集団避難、防火、防犯、持出品、服装等）

(3) 警戒区域の設定

ア、警戒区域設定対象地域

市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、「大規模地震対策特別措置法」第 26 条において準用する「災害対策基本法」第 63 条の規定に基づく警戒区域として設定すべき町内会（区）名をあらかじめ設定し、(2)ウに準じて周知を図る。

イ、警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

市長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める。

(4) 警戒区域の避難

ア、住民の避難

住民は警戒宣言が発せられた場合には、警戒区域外の安全な場所へ避難するものとする。緊急避難場所に避難する場合には、安全な場所を集合場所としてここで人員等を確認し、まとまって緊急避難場所に移動する。

イ、病院、旅館、観光施設等不特定かつ多数が出入りする施設等の避難

(ｱ) 施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設等の周辺の安全な場所を避難先と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底する処置をとるとともに従事者に所要の訓練を実施するものとする。市が定めた緊急避難場所を避難先とする場合はあらかじめ市長と協議する。
(ｲ) 避難の実施に当たっては管理者及び従業員が安全に避難誘導するものとし、また管理者は可能な限り避難先での食料、飲料水、寝具の供給又はあっせんを行うものとする。

ウ、保育園、幼稚園、学校の避難

(ｱ) 幼児、児童、生徒は、東海地震注意情報が発表された時は、あらかじめ定めた方法により家族等へ引き渡す。
(ｲ) 引き渡しができない幼児、児童、生徒については、校内等で適切な場所に避難するものとする。

(5) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難所の施設管理者等と十分に調整を図り、避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める要領により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。避難計画の策定に当たっては、避難行動要支援者の避難誘導、避難所での生活等に配慮するものとする。

(6) 避難の実施

避難実施等措置者は、あらかじめ定めた避難計画を市民及び施設の利用者等に周知し、避難の実施に当たるものとする。

(7) 避難状況の報告

ア、市は、自主防災組織及び避難所の施設管理者等から直接に、又は警察署を通じて、次に掲げる避難状況の報告を求める。

イ、自主防災組織の長及び避難実施等措置者は、次により避難状況を市に報告するものとする。

(ｱ) 避難の経過に関する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合直ちに行う。）
ａ．避難に伴い発生した危険事態、その他異常な事態の状況（場所、人員、状況）
ｂ．上記事態に対し、応急的にとられた措置
ｃ．市等に対する要請事項
(ｲ) 避難の完了に関する報告（避難完了後速やかに行う。ただし、避難対象区域以外にあっては、原則として報告を求めないものとする。）

ａ．避難先名
ｂ．避難者数
ｃ．必要な救助、保護等の要望事項
ｄ．本部長等に対する要請事項

ウ、本部長は、避難の状況について県東部方面本部へ報告する。

2．避難場所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア、避難生活者

避難所で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ危険予想区域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

イ、設置場所

(ｱ) 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。

(ｲ) 原則として公園、学校の運動場等の屋外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

ウ、設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し、避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、避難行動要支援者の迅速・円滑な避難を実施するために避難所を設置することができる。

エ、避難所の運営

(ｱ) 市は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て運営に当たる。

(ｲ) 避難所の運営等を行うために、必要な警戒本部職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の確保のため、必要により警察官の配置を要請する。

(ｳ) 避難所の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等への安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

(ｴ) 自主防災組織は、避難所の運営に関して警戒本部に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

3．避難所における避難生活の確保

(1) 避難所には、警戒本部要員を配置し、情報伝達等に当たるとともに、必要な資機材を搬入し、応急活動を行うものとする。

第８節　社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合には、社会生活の秩序が乱れ、異常な事態が随所に派生することが予想される。このような事態に対処するため、市は、他の機関と協力して市民の不安の解消を図るための措置を促進する。

計画の内容

1．予想される混乱

(1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報に関する流言飛語
(2) 帰宅者による道路の混乱
(3) 電話のふくそう
(4) 避難による混乱
(5) 自動車による道路の混乱
(6) 買出し、旅行者等の混乱

2. 市のとるべき措置

市長は、地区班及び警察署等からの情報により、各種の混乱が発生するおそれがあると判断したとき又は混乱が生じたときは、市民のとるべき行動について必要な呼びかけを実施するとともに、次の対策を講ずるものとする。

(1) 警察署に対する要請

ア、警戒区域、避難地域に対する警ら活動の強化と、混乱防止、犯罪の予防取締り

イ、生活物資集積場所等の重要施設に対して、必要により関係機関との連携を配慮した警戒活動

ウ、集団不法行為の取締り

エ、自主防災組織や民間企業内組織が効率的に活動できるような支援

(2) 物資、物価対策

ア、生活物資の異常な物価の高騰、不当な売り惜しみ、買占め等の発生を防止するため、物資、物価の動向を把握し、物資の円滑な供給の確保に努める。

イ、東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。

第9節　交通の確保活動

計画作成の主旨

避難及び緊急輸送を円滑に実施するため、交通規制の周知徹底を期すとともに危険な事態の発生するおそれのある物件の除去及び保安措置をとるべき指示を行い、交通機能の確保を図る。

計画の内容

1. 避難路、緊急輸送路を確保するための広報

(1) 車両走行の自粛
(2) 避難路、輸送路からの車両の退避

2. 道路啓開の準備

市は警察と協力して、市が定めた避難路、緊急輸送路における閉そく状況等を調査し、該当物件の所有者及び占有者等に対し、除去等の指示に努めるものとする。また、市は、災害発生後の道路啓開等を円滑にするため、富士市建設業組合（資料8－13）＜災害時における応急対策業務に関する協定書＞等に対し、所要措置の準備要請を行うものとする。

(1) 物件の除去等の指示は本部長が行う。
(2) 本部職員は、本部長の命令を受けて指示のための活動を行う。
(3) 除去を指示する物件

ア、路上及び沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等

イ、その他路上に放置されている物件

ウ、沿道にある不安定な構築物及び工事用仮設足場等

エ、その他危険な事態の発生するおそれのある物件

3. 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両は、次の要領により行動する。

ア、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともにカーラジオ等により継続して東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

イ、車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、

窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

4. 交通規制の方針

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、県公安委員会は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、市は、次の措置を講ずる。

(1) 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。

(2) 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。

(3) 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は、次の措置を講ずる。

(1) 強化地域内における一般車両の通行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は、極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。

(3) 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。

(4) 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、広報の徹底を図る。

5. 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。

(1) 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要各道路においては県内への流入車両（軽車両を除く。）のうち、「大規模地震対策特別措置法」第 24 条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編においては「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合県外への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2) 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力制限する。

(3) 交通規制

警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において必要な交通規制を実施する。

ア、緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。

新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道 138 号バイパス、西富士道路

(4) 緊急交通道路等を確保するための措置

緊急交通路については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止する。

路線	検問所設置場所
新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松浜北 IC
東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ケ日 IC
東富士五湖道路	須走 IC
東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC
国道 138 号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC
西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点

6. 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、「大規模地震対策特別措置法」第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。

確認手続の効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の申出をすることができる。

これらの申出等及び確認の手続については、別に定める。

・(資料６－2) ＜緊急通行車両の確認申出手続＞

・(資料６－4) ＜緊急通行車両の確認申請及び確認手続＞

7. 海上交通の確保対策

【東海地震注意情報発表時】

海上保安庁、港湾管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。

(2) 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

(3) 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。

【警戒宣言発令時】

海上保安庁は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。

(2) 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

第 10 節　地域への救援活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時における緊急物資、飲料水及び医薬品など必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動、又はその準備行為について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市、県及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

計画の内容

【東海地震注意情報発表時】

(1) 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。

(2) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。

(3) 市は、緊急物資集積所の開設のための準備を行う。

(4) 県及び市は、航空搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。

(5) 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。

(6) 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。

(7) 市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

1. 緊急物資の確保

(1) 市がとるべき措置

ア、避難対象区域の市民のうち、やむを得ない事由により非常持ち出しができなかった者や県外の旅行者に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。

イ、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認し、不足の生じた場合には県方面本部に対し、調達又はあっせんの要請を行う。

ウ、緊急物資集積所の開設準備を行い必要に応じて開設する。

(2) 自主防災組織及び市民がとるべき措置

自主防災組織は、あらかじめ定めてある方法及び手段により、緊急物資の確保のための措置を実施する。また、市民は、自助努力により緊急物資を確保するとともに、非常持出品の確認と搬出等を行う。

2. 飲料水の確保

市及び自主防災組織は、地震発生後における飲料水を確保するため、次の事項を実施する。また、日本水道協会等へ応援要請を行い、受援体制を整えるものとする。

(1) 市がとるべき措置

ア、市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。

イ、応急給水計画に基づき、応急給水活動のための諸準備を行う。

ウ、簡易水道組合が実施する応急給水対策の確認を行う。

エ、水道施設の安全点検を実施し二次災害防止措置の準備を行う。

オ、応急復旧体制の準備をする。

カ、飲料水ペットボトルの配布の準備を行う。

キ、日本水道協会等へ応急給水及び応急復旧の応援を要請し、受援護体制の準備を行う。

(2) 自主防災組織のとるべき措置

ア、自主防災組織は、応急給水のための資機材の点検、準備を行う。

イ、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

(3) 市民

ア、備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。

イ、自主防災組織の給水班を中心として応急給水資機材を点検する。

3. 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理の準備

市は、救急患者の医療活動及び地震発生後における医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため次の活動を行う。

(1) 医療救護

ア、緊急を要する患者の診療活動について富士市医師会に要請する。

イ、地震災害応急対策における医療救護計画（資料5－1）に基づく救護施設となる医療機関及び医療班として出動する富士市医師会、富士市歯科医師会、富士市薬剤師会に対し救護活動の準備を要請する。

ウ、救護施設へ配置する器材等の配置又は点検を行う。

エ、患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。

オ、市民に対し、医療救護施設情報を周知する。

カ、市民に対し富士市救急医療センターが休診となること及び緊急を要する患者の受入れ先について周知する。

キ、医薬品供給協力店（資料5－4）に対する医薬品供給準備について要請する。

ク、災害拠点病院は、災害時に必要な医薬品等の調達に関する協定書（資料8－18）に基づき、必要な医薬品等の調達が行えるよう準備する。

ケ、警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 歯科診療活動

緊急的な歯科診療は、富士市歯科医師会に要請し、富士市歯科医師会にて調整した応急歯科診療所において行う。（資料5－3　応急歯科診療機関）

(3) 防疫等保健衛生活動

ア、備蓄した携帯トイレが不足しそうな場合には、必要に応じ、仮設トイレの設置準備を行うとともに、防疫活動を行うための資機材を準備する。

イ、自主防災組織は、備蓄した携帯トイレが不足しそうな場合には、必要に応じ仮設トイレの設置準備を行う。

(4) し尿処理

ア、関係機関との連絡体制等について確認する。

イ、医療・救護施設にて備蓄した携帯トイレが不足しそうな場合には、必要に応じて仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

ウ、し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。

エ、し尿収集車の緊急車両手続を準備する。

(5) 廃棄物（生活系）・災害廃棄物

ア、関係機関との連絡体制等について確認する。

イ、仮置場の確認を行う。

ウ、ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

エ、県を通じて静岡県産業廃棄物協会へ発災時の協力を要請する。

オ、がれき・廃棄物等処理予定地の確保を準備する。（資料５－９）＜がれき、廃材等処理予定地＞

(6) 応急復旧資材の確保

地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

第 11 節　公有施設設備等の防災措置

計画作成の主旨

警戒宣言発令時において、防災上重要な施設設備及び市民生活を維持するために必要な施設の管理者等が行う点検、応急措置について定める。

なお、東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

計画の内容

1．市有施設

(1) 無線通信設備等

警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

ア、通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。

イ、充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の蓄電池を確保する。

ウ、災害現場からの送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。

エ、保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

(2) 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、庁舎、病院、上水道施設、ごみ焼却施設、し尿処理施設、公共下水道等、工事中の施設等概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、東海地震注意情報発表時には市の管理する公共土木施設等の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業組合等に要請し、警戒宣言発令時には、協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

ア、庁舎等・地区まちづくりセンター

(ｱ) 来庁者等へ「東海地震注意情報」の発表を伝達し、注意を呼びかける。

(ｲ) 各種設備の点検及び安全措置を行う。

(ｳ) 飲料水の緊急貯水を行う。

イ、病院
(ｱ) 発火危険物品、毒物劇物及び放射性同位元素の点検と安全措置を行う。
(ｲ) 主要医療器具の固定を行う。
(ｳ) 医薬品、食料等備蓄品を確認し、必要に応じ調達を図る。
(ｴ) 飲料水の緊急貯水を行う。
(ｵ) 救急患者を除いた外来患者を原則的に制限する。
(ｶ) 帰宅可能な入院患者の家族等への引渡し準備を行う。
ウ、上水道施設
(ｱ) 基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
(ｲ) 工事業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認を行う。
エ、新環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）
(ｱ) 委託会社等と発災後の対応を協議する。
(ｲ) 稼動に必要な薬品・燃料等の残量を確認し、必要に応じ調達を図る。
(ｳ) ごみの搬入、受入れを停止する。
オ、クリーンセンターききょう及び中野台下水処理施設（し尿処理施設）
(ｱ) 設備・機器等及び備蓄資材の点検を行う。
(ｲ) 設備・機器等の保安措置を行う。
(ｳ) 基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
(ｴ) 応急復旧に必要な業者の確認及び連絡体制を確保する。
カ、公共下水道(公共下水道に準ずる施設を含む)
(ｱ) 基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
(ｲ) 工事業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認を行う。
キ、工事中の公共施設、構築物、その他
警戒宣言発令と同時に工事を中断し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。
また、必要に応じて立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】
ア、庁舎等・地区まちづくりセンター
(ｱ) 来庁者等へ「警戒宣言」の発令を伝達し、施設外へ避難誘導する。
(ｲ) 建物内へのガス供給を停止する。
(ｳ) エスカレーター及びエレベーターを停止する。
イ、病院
(ｱ) 救急患者を除いた外来患者の受入れを停止する。
(ｲ) 帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを行う。
ウ、上水道施設
(ｱ) 基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
(ｲ) 配水池の水量の確認と確保を行う。
(ｳ) 工事業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認を行う。
エ、新環境クリーンセンター（ごみ焼却施設）
(ｱ) 施設の稼動を停止し、点検及び保安措置を行う。
(ｲ) 関係業者等へ応急復旧の協力要請を行う。
オ、クリーンセンターききょう及び中野台下水処理施設（し尿処理施設）
(ｱ)し尿の受入れを停止する。
(ｲ) 基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
(ｳ) 受託者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認調達準備を行う。
カ、公共下水道(公共下水道に準ずる施設を含む)
(ｱ) 基幹施設の点検及び保安措置と地震発生後の緊急措置の準備を行う。
(ｲ) 工事業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧資機材の確認調達準備を行う。
キ、工事中の公共施設、構築物、その他

工事を中断し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(3) コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。概ね次の措置を講ずる。

ア、コンピュータ本体、端末機、ネットワーク機器等の固定を確認する。

イ、重要なデータから順次安全な場所に保管する。

ウ、警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

2. その他の公共施設等

【東海地震注意情報発表時】

(1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて東海地震注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

ア、防潮施設等

必要に応じて水門、陸閘，樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

イ、岸壁等

耐震強化岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。

(2) 河川及び海岸保全施設

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、陸閘，樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

(3) 工業用水道施設

地震発生時に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。(南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合)

(4) 岳南排水路

警戒宣言発令に備え、防災応急対策の準備措置を講じながら、工場排水の受入れを継続する。

(5) 道路

道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報標示装置等により、東海地震注意情報発表を周知する。

また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

(1) 港湾施設

各施設の点検及び応急措置は、港湾等の管理者が行う。ただし、特定の者のみが利用する施設等については、利用者が行うものとする。

ア、防潮施設等

管理者は、防潮堤の点検及び水門、陸閘、樋門等の閉鎖操作を行う。

イ、岸壁等

管理者は、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する旨の措置をとる。

ウ、その他

管理者は、工事中の箇所について工事中止等の措置をとる。

(2) 河川及び海岸施設

管理者は、水門、陸閘，樋門等の点検及び閉鎖操作を行う。工事中の箇所については、工事中止等の措置をとる。

(3) 工業用水道

日本軽金属第二発電所が停止した場合、蒲原取水場における取水が停止するため、給水を停止する。なお、引続いて施設のパトロールを行い、安全を確保する。(南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合)

(4) 岳南排水路

管理者は、前記 1. カの公共下水道施設に準じた措置をとる。なお、具体的な応急対策については、管理者が作成する地震防災応急計画によるものとする。

(5) 道路

ア、道路利用者に対し、車両の自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報標示装置、横断幕等により行う。

イ、緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ、地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

オ、幹線避難路における障害物除去に努める。

カ、道路管理者は、道路における工事中の箇所について、他に定めのあるものを除き、工事業者に工事の中断、補強、その他保安措置を講ずるように指示する。

第 12 節　防災関係機関が講ずる生活及び安全生活確保の措置

計画作成の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が、市民の生活を保護するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施に当たっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

計画の内容

1. 水道（市・簡易水道組合）

【東海地震注意情報発表時】

飲料水の供給を継続するとともに、 警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

【警戒宣言発令時】

(1) 飲料水の供給は継続する。

(2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

2. 電力（東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社)、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所))

【東海地震注意情報発表時】

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

【警戒宣言発令時】

(1) 電力の供給は継続する。

(2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。

3. 静岡ガス株式会社（東部支社）

【東海地震注意情報発表時】

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広

報する。

【警戒宣言発令時】

都市ガスの供給は、ガス使用者が支障を来たさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。

4. 通信(西日本電信電話株式会社(静岡支店)、株式会社 NTT ドコモ東海支社(静岡支店))

【東海地震注意情報発表時】

平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。

【警戒宣言発令時】

(1) あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ、一般通話を制限するが、この場合において西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話及び特設公衆電話からの通話は確保する。

また、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害用音声お届けサービス等、安否確認等に必要な措置を実施する。

(2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

5. 放送（日本放送協会、民間放送局）

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

【警戒宣言発令時】

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

6. 市中金融（銀行等）

【東海地震注意情報発表時】

金融機関、郵便局、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

【警戒宣言発令時】

(1) 金融機関の営業

ア、営業時間中に警戒宣言が発せられた場合

(ｱ) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払い戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。

(ｲ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に務める。

(ｳ) 現金自動預払機(以下「ATM」という。)については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に務める。

(ｴ) 「避難対象区域」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及び ATM での普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

イ、休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合

(ｱ) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。

(ｲ) ATM については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に務める。

(ｳ) ATM の稼動についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ、営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、

ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのウェブサイトに掲載する。

エ、手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。

オ、警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開するものとする。

(2) 保険会社及び証券会社の営業

ア、営業時間中に警戒宣言が発された場合は、営業所等における業務を停止する。

イ、休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。

ウ、警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

7. 鉄道（東海旅客鉄道株式会社（静岡支社））

【東海地震注意情報発表時】

(1) 列車の運転規制等

ア、旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ、貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

(2) 旅客等に対する対応東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

【警戒宣言発令時】

(1) 列車の運転規制等

ア、新幹線

(ｱ) 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。

(ｲ) 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。

(ｳ) 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

イ、在来線

(ｱ) 強化地域への進入を禁止する。

(ｲ) 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

(ｳ) 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。

(2) 旅客等に対する対応

ア、警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

イ、滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める緊急避難場所へ避難させる等必要な措置を執る。

8. 私鉄（岳南電車株式会社）

【東海地震注意情報発表時】

7. 鉄道（東海旅客鉄道株式会社（静岡支社））に準ずる。

【警戒宣言発令時】

(1) 列車は指定した安全地域に停車させ、乗客を避難させる。

(2) 旅客等に対する対応

7. 鉄道（東海旅客鉄道株式会社（静岡支社））に準ずる。

9. 路線バス（富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社（静岡営業所））、コミュニティバス等

【東海地震注意情報発表時】

(1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバス等の運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。
(3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

【警戒宣言発令時】
(1) 運転中に警戒宣言発令の情報を入手したときは、速やかに運行を中止し、安全と思われるところへ停止させる。
(2) 運行中止に当たっては、充分な安全策を行ったうえ駐車措置を講ずる。
(3) 旅客に対しては、警戒宣言発令の内容を伝達し、最寄りの避難地へ案内誘導を行う。
(4) ターミナル等の残留旅客に対しては、警戒宣言発令の内容、最寄り避難地及び運行中止の措置をとった旨等の広報を放送、掲示物により行う。

10. 道路

【東海地震注意情報発表時】
(1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

【警戒宣言発令時】
(1) 県公安委員会は次のとおり措置する。
ア、強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。
イ、強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。
ウ、強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。
エ、道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。
(2) 走行車両は低速走行する。

11. 病院（救護病院）

【東海地震注意情報発表時】
(1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。
(2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を構ずる。
(3) 災害発生に備え、受水槽や貯水槽に飲料水の緊急貯水を実施する。
(4) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
(5) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

【警戒宣言発令時】
(1) 救急業務を除き、外来診療は原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

12．スーパーマーケット等

【東海地震注意情報発表時】

(1) スーパーマーケット・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

(2) 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

(1) スーパーマーケット・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

(2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

(3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第 13 節　地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

計画作成の趣旨

「大規模地震対策特別措置法」第 7 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する

計画の内容

1．各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要がある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

(1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

(2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項

ア、東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項

イ、情報収集・伝達手段の確保に関する事項

ウ、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項

エ、施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項

オ、避難誘導の方法、近隣の緊急避難場所・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項

カ、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認

キ、その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項

(3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

ア、東海地震注意情報の内容と意味等

イ、当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容

ウ、冷静な対応の実施

エ、公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報

オ、当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容

カ、警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
キ、その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報

(4) 避難対象区域内にある施設の準備的措置

避難対象区域内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

(1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

(2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項

ア、地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
イ、防災要員の参集連絡方法、参集手段等

(3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項

ア、利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
イ、情報収集・伝達手段の確保
ウ、救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
エ、施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
オ、設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
カ、備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
キ、警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
ク、商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
ケ、その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項

(4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

ア、警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
イ、当該施設における地震防災応急対策の内容
ウ、公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
エ、その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報

(5) 避難対象区域内の施設の避難対策

避難対象区域に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた緊急避難場所等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

2. 各施設・事業所の計画において定める個別事項

各施設の特殊性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

(1) 病院(救護病院)

【東海地震注意情報発表時】

第 12 章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】11. 病院（救護病院）に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第 12 章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】11. 病院（救護病院）に準ずる。

(2) 百貨店・スーパーマーケット等

【東海地震注意情報発表時】

ア、警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。

イ、警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。

ウ、市や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。

エ、食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

ア、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続に当たっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

イ、建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。

ウ、市や県等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。

エ、食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

(3) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設（「大規模地震対策特別措置法」第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

(4) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（「大規模地震対策特別措置法」第7条第1項第3号に掲げる事業所）

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】7．鉄道、9．バスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】7．鉄道、9．バスに準ずる。

(5) 学校・幼稚園・保育園・認定こども園

市教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、市は保育園、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。

学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の緊急避難場所・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

ア、生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。なお、家族等への引渡しが困難な場合は学校等に待機する。学校等に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

イ、在宅中の場合は、登校・登園(所)しないものとする。

【警戒宣言発令時】

ア、生徒等が在校中の場合、引き続き、帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。なお、家族等への引渡しが困難な場合は学校等に待機する。学校等に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

イ、在宅中の場合は、登校・登園(所)しないものとする。

(6) 社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

ア、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

イ、建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

(ｱ) 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置

(ｲ) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

ア、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。

イ、建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

(ｱ) 家族等への引渡し

(ｲ) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

(7) 放送事業

【東海地震注意情報発表時】

第 12 節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】5. 放送に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第 12 節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】5. 放送に準ずる。

(8) その他の施設又は事業

ア、貯木場

【東海地震注意情報発表時】

第 11 節市有施設設備の防災措置の 2 公共施設等の【東海地震注意情報発表時】(1)イに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第 11 節市有施設設備の防災措置の 2 公共施設等の【警戒宣言発令時】(1)イに準ずる。

イ、道路

【東海地震注意情報発表時】

第 12 節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】10. 道路に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第 12 節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】10. 道路に準ずる。

ウ、ガス事業

【東海地震注意情報発表時】

第 12 節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】3. ガス

に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第 12 節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】3. ガスに準ずる。

エ、水道事業

【東海地震注意情報発表時】

第 12 節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】1. 水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第 12 節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】1. 水道に準ずる。

オ、電気事業

【東海地震注意情報発表時】

第 12 節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】2. 電力に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第 12 節防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】2. 電力に準ずる。

カ、従業員 1,000 人以上の工場

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第 14 節　市が管理運営する施設等の地震防災応急対策計画

計画作成の主旨

市が管理運営する施設及び事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

計画の内容

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画内容の要点は次のとおりである。

1. 各施設が共通して定める事項

【東海地震注意情報発表時】

(1) 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
(2) 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
(3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
(4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

【警戒宣言発令時】

(1) 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達
(2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立
(3) 避難誘導等、利用者等の安全確保措置
(4) 消防、水防等の事前措置
(5) 救急救護
(6) 施設及び設備の整備、点検
(7) 防災訓練及び教育、広報

2. 施設の特性に応じた主要な個別事項

【東海地震注意情報発表時】

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。

(1) 病院

東海地震注意情報発表時の診療体制

(2) 学校・幼稚園・保育園・認定こども園

ア、児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ、地域住民の緊急避難場所又は避難所に指定されている施設は、避難者の受入れ方法等

(3) 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

(4) 上水道施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

(5) 地区まちづくりセンター（地区班）

ア、警戒本部設置の準備

イ、無線通信、防災資機材の点検・準備

ウ、自主防災組織及び防災関連団体との連絡ルートを確保し、地区班の初動体制を確立しておく。

エ、地区まちづくりセンターの通常業務を停止

【警戒宣言発令時】

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。

(1) 病院

警戒宣言発令時の診療体制

(2) 学校・幼稚園・保育園・認定こども園

ア、児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

イ、地域住民の避難所に指定されている施設は、避難者の受入れ方法等

(3) 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

(4) 上水道施設

ア、溢水等による災害予防措置

イ、応急給水対策の方法

ウ、施設の応急復旧の方法等

(5) 地区まちづくりセンター

ア、災害警戒本部の設置

イ、避難所・救護所開設準備

津 波 対 策 編

津波対策編 沿革

平成 26 年 5 月 28 日	富士市地域防災計画津波対策編を作成する。
平成 27 年 2 月 12 日	同計画を一部修正する。
平成 28 年 2 月 10 日	同計画を一部修正する。
平成 29 年 2 月 9 日	同計画を一部修正する。
平成 30 年 2 月 7 日	同計画を一部修正する。
平成 31 年 2 月 6 日	同計画を一部修正する。
令和 2 年 2 月 6 日	同計画の一部を修正する。
令和 3 年 2 月 5 日	同計画の一部を修正する。
令和 4 年 2 月 10 日	同計画の一部を修正する。
令和 5 年 2 月 8 日	同計画の一部を修正する。
令和 6 年 2 月 9 日	同計画の一部を修正する。

津波対策編 目次

第１章　総　　則 1

第１節　計画の主旨 1
第２節　予想される災害 1
第３節　過去の顕著な災害 3
第４節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 5

第２章　平常時対策 14

第１節　防災思想の普及 14
第２節　自主防災活動 14
第３節　防災訓練の実施 14
第４節　津波災害予防対策の推進 14
第５節　避難対策 17

第３章　災害応急対策 18

第１節　防災関係機関の活動 19
第２節　情報活動 25
第３節　広報活動 25
第４節　災害の拡大防止活動 25
第５節　避難活動 26
第６節　広域応援活動 29
第７節　地域への救援活動 31
第８節　重要な施設及び設備等の対策 31

第1章　総　　則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

第1節　計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成する「富士市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法」（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

1. 計画の目的

この計画は、平常時に実施する津波防災対策（以下「平常時対策」という。）や津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合に実施する応急対策、災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を津波による災害から保護することを目的とする。

2. 計画の性格

(1) この計画は、富士市域に係る津波対策について、富士市地域防災計画「共通対策編」、「地震対策編」のほか、定めるものである。

(2) この計画は、市、県、防災関係機関、事業所及び市民等が津波対策に取り組むための基本方針となるものである。

(3) この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ見直しを行うものである。

3. 計画の構成

この計画の構成は、次のとおりである。

なお、「地震防災施設緊急整備計画」については、地震対策編によるものとする。

また、「復旧・復興対策」については、地震対策編 第6章「復旧・復興対策」によるものとする。

章	記載内容
第1章　総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害
第2章　平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策
第3章　災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策

第2節　予想される災害

本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。さらに、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ地震（マグニチュード9クラス）がある。また、相模トラフ沿いで発生する地震による津波や遠地津波についても発生することを想定するものとする。

1. 静岡県第4次地震被害想定の概要

静岡県では、地震によって県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するため次表に示すケースについて地震被害想定を実施

した。

試算については、静岡県において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル 1・2 の地震・津波を対象としている。

なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

【想定の対象とした二つのレベルの地震・津波】

区　　分	内　　容
レベル 1 の地震・津波	静岡県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル 2 の地震・津波	内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

【本想定の対象とした地震・津波】

区　　分	レベル 1 の地震・津波	レベル 2 の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5 地震総合モデル	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））（※1）
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府（2013））

※1 相模トラフ沿いでは約 200～400 年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄 16 年（1703 年）元禄関東地震は大正 12 年（1923 年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

2. 富士市において想定される津波被害

(1) 概　要

静岡県では平成 25 年 6 月に公表した「静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）」の想定津波浸水域図（レベル 2 の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、南海トラフ地震が発生した場合の津波浸水想定図を作成した。

これは、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による津波浸水範囲を推定したものであるが、レベル 2 の地震・津波の発生頻度は極めて低いものであり、次に発生する地震・津波を示すものではない。さらに、地震・津波は自然現象であり不確実性を伴うものであることや、現在の科学的知見には限界があることなどにも留意する必要がある。

(2) 本市の推定津波浸水域

本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる津波は、南海トラフ地震によるものである。南海トラフ地震が発生した場合、本市における推定津波浸水域は（資料 2－8）のとおりである。

本市の海岸に到達する津波の高さは 6mに及び、津波の浸水は田子の浦港周辺及び沼川沿いに見られる。津波の影響が最も大きいと考えられるのは、田子の浦港周辺で最大浸水深は 3m程度に及ぶが、多くは浸水深 0.3m未満である。

【富士市における浸水面積（南海トラフ巨大地震)】　　（単位：km^2）

浸水深	1cm 以上	1m以上	2m以上	5m以上
浸水面積	2.4	0.7	0.3	－

注）浸水深別の浸水面積は、各津波ケースの想定値のうち最も大きな値を示している。

(3) 建物及び人的被害に係る想定結果

本市における建物及び人的被害の想定結果については、地震対策編　第 1 章 総論　第 2 節 静岡県 4 次地震被害想定を参照のこと。

3. 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

(1) 概　要

遠地津波の発生等に関する概要は、以下に示すとおりである。

ア、遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。

イ、遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。

ウ、過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。

エ、過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で 24 時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で 6～7 時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で 3 時間後に第 1 波が到達する場合がある。

(2) 特徴等

遠地津波の特徴等については、以下に示すとおりである。

ア、津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることがなくても津波に襲われる。

イ、遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が 1 日続き、インドネシアの地震では 6～8 時間継続したことがある。

ウ、遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第 1 波のかなり後に襲来することがあり、第 3 波や第 4 波が最大波となることがある。

エ、遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報等が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第 3 節　過去の顕著な災害

1. 県

古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。関東大地震以降の津波の状況は、次のとおりである。

項目／地震名	発生年月日	津波状況
関東大地震	大正 12 年 9 月 1 日 11 時 58 分	伊豆地方で地震後 5 分～10 分ぐらいして前後 2 回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より 6.5m、網代 2.7m、伊東 4.3m、多賀 5.6m、柿崎 4.6m、外浦 4.1m、稲取 3.6mを記録した。このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三陸沖強震	昭和 8 年 3 月 3 日 02 時 31 分	東北地方の海岸では最高 24mの津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15 ㎝程度の波が観測された。内浦では最大振幅 30 ㎝程度であったが、被害はなかった。

項目 地震名	発生年月日	津波状況
東南海地震	昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	熊野灘海岸では波高 10mに達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後 30 分くらいで 2.5mの津波がおしよせた。清水では 30 ㎝の退水を観測し、榛原郡相良港では波高 2m程度であった。御前崎町遠州灘海岸でも波高 2m程度と推定された。 このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。
カムチャッカ半島沖地震	昭和 27 年 11 月 5 日 02 時 01 分	下田港付近では 5 日 8 時 40 分から津波がはじまり、推定波高 1.5mに達した。石廊崎付近でも 1.2mを観測した。内浦では振幅 30～40 ㎝を記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和 28 年 11 月 26 日 02 時 48 分	伊東では地震後 18 分で振幅 14 ㎝の津波がおしよせた。石廊崎で 60 ㎝、内浦で 13 ㎝、清水で 21 ㎝が観測されたが被害はなかった。
チリ沖地震	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間位して津波が押し寄せた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現れはじめ、最大振幅 1.4mであった。内浦 2.14m、清水 2.17m、御前崎 3.8m、舞阪 79㎝が観測された。 このため、県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から 23 時間位して津波がおしよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18㎝であった。下田港 43㎝、内浦 32㎝、清水 21㎝、御前崎 54㎝、舞阪 20㎝が観測された。これにより、下田市で住家 8 棟が床下浸水した。
平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。県下では、11 日 16 時 8 分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高 1.44m、沼津市内浦で 1.34m、清水 93 ㎝、南伊豆町石廊崎で 71 ㎝、舞阪 67 ㎝、焼津 82 ㎝を観測し、下田市では住家 7 棟・店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆･水没した。

2. 市

本市では、過去に大きな地震（東海・東南海地震レベル）の発生に伴い、津波が襲来した記録が残されているが、被害状況の明確な記録は残されていない。過去の津波の記録は、次のとおりである。

発生日	名称	推定津波高
1707.10.28（宝永 4 年）	宝永地震津波	4m程度
1854.12.23（安政元年）	安政東海地震津波	3m程度
1944.12.7(昭和 19 年)	東南海地震津波	1m程度

また、市では、過去の津波災害（平成 22 年のチリ中部沿岸で発生した地震津波及び平成 23 年の東北地方太平洋沖地震津波）に際しては、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施している。これら災害応急対策の実施状況は、次のとおりである。

項目 地震名	発生年月日	被害状況・市の対応等
チリ中部沿岸で発生した地震	平成22年2月27日 15時34分頃	＜平成22年2月28日＞ 09時33分、気象庁より、静岡県沿岸全域に津波警報が発表され、Jアラート自動起動により同報無線放送 09時35分、市は警戒本部を設置 12時00分、警戒本部から災害対策本部に移行 12時30分、市内6避難所を開設 元吉原地区（1,234人484世帯）、田子浦地区（4,583人1,631世帯）に避難勧告発令 14時30分、避難者数247人（元吉原地区33人、田子地区217人、富士南地区1人） 21時13分、静岡沿岸、津波警報から津波注意報に変更（翌3月1日解除）
平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	平成23年 3月11日 14時46分頃	＜平成23年3月11日＞ 14時46分、宮城県内で震度7の地震発生、富士市では震度4を計測 14時49分、津波注意報発表、Jアラート自動起動により同報無線放送 15時20分、市は災害対策本部を設置 15時30分、津波警報が発表され、避難勧告発令。 15時35分、避難所開設準備（元吉原中学校・田子浦小学校・田子浦中学校） 16時08分、大津波警報が発表され、避難指示発令（鈴川5・依田橋・江川・鮫島・小須・前田・前田新田・中丸浜・田子）。 17時00分、避難者数：田子浦小学校37人、田子浦中学校49人、元吉原中学校21人 18時45分、依田橋公会堂54人 22時00分、富士第一小学校に富士駅帰宅困難者54人、元吉原中学校に吉原駅帰宅困難者52人を収容 ＜平成23年3月12日＞ 03時30分、元吉原中学校に吉原駅の帰宅困難者21人を収容 13時50分、大津波警報解除、津波注意報への切替えに伴い避難指示を解除（津波注意報、翌3月13日解除）

第4節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県の機関、市内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、その実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1．市

(1) 津波防災に関する組織の整備
(2) 自主防災組織の育成指導、その他市民の津波対策の促進
(3) 防災思想の普及
(4) 防災訓練の実施
(5) 津波防災のための施設等の緊急整備
(6) 大津波警報・津波警報・津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
(7) 避難指示又は警戒区域の設定に関する事項

(8) 消防、水防、その他の応急措置
(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
(10) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
(11) 緊急輸送の確保
(12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
(13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2. 県の機関

(1) 富士警察署
ア、津波関連情報の収集伝達
イ、危険地域における市民等の避難誘導及び指示
ウ、交通混乱の防止及び避難路、緊急輸送路確保等の交通上の措置
エ、避難地域及び避難所並びに重要施設の警戒警備
オ、犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
カ、関係機関が行う災害応急対策に対する協力
キ、警察施設、設備等の点検整備

(2) 東部地域局（県東部方面本部）
ア、津波防災に関する組織の整備
イ、自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進
ウ、防災思想の普及
エ、防災訓練の実施
オ、大津波警報・津波警報・津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
カ、避難指示に関する事項
キ、市及び管内において業務を行う指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の災害応急対策の連絡調整
ク、その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

(3) 田子の浦港管理事務所
ア、港湾関係者に対する自主防災組織づくりの育成指導
イ、港湾関係者に対する津波の特性等、防災思想の普及啓発
ウ、港湾施設及び港湾海岸保全施設の点検、整備
エ、防災訓練の実施

(4) 富士土木事務所
ア、津波防災のための公共土木施設の整備
イ、応急資機材の備蓄
ウ、応急復旧対策に伴う建設業者の体制の確立
エ、その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

(5) 富士健康福祉センター
ア、医療救護体制整備に関する指導
イ、救急用医薬品及び防疫薬剤等諸資材の備蓄指導
ウ、応急手当及び看護に関する指導
エ、食品衛生に関する指導
オ、消毒方法に関する指導
カ、毒物及び劇物事故発生防止対策指導

(6) 企業局東部事務所
ア、工業用水道施設の復旧のために必要な資機材の備蓄
イ、その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

(7) 東部健康福祉センター
ア、応急給水対策に関する指導

イ、清掃計画（廃棄物）関係の指導

3. 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

ア、警察庁関東管区警察局

(ｱ) 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること

(ｲ) 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること

(ｳ) 管区内防災関係機関との連携に関すること

(ｴ) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること

(ｵ) 警察通信の確保及び統制に関すること

(ｶ) 津波・噴火警報等の伝達に関すること

イ、財務省東海財務局（静岡財務事務所、静岡財務事務所沼津出張所）

(ｱ) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること

(ｲ) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

ウ、総務省東海総合通信局

(ｱ) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

(ｲ) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理

(ｳ) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査

(ｴ) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

(ｵ) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること

(ｶ) 非常通信協議会の運営に関すること

エ、厚生労働省東海北陸厚生局

(ｱ) 災害状況の情報収集、連絡調整

(ｲ) 関係職員の派遣

(ｳ) 関係機関との連絡調整

オ、厚生労働省静岡労働局（富士労働基準監督署）

(ｱ)労働者の被災状況の把握

(ｲ)事業場に対する津波防災対策等の周知指導

カ、農林水産省関東農政局

(ｱ) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること

(ｲ) 応急用食料・物資の支援に関すること

(ｳ) 食品の需給・価格動向の調査に関すること

(ｴ) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること

(ｵ) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること

(ｶ) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること

(ｷ) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること

(ｸ) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること

(ｹ) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること

(ｺ) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

(ｻ) 被害農業者に対する金融対策に関すること

キ、農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

ク、林野庁関東森林管理局

災害復旧用材（国有林材）の供給

ケ、経済産業省関東経済産業局

(ｱ) 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること

(ｲ) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
(ｳ) 被災中小企業の振興に関すること
(ｴ) 電気の安定供給に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士川町の区域を除く）
(ｵ) ガスの安定供給に関すること

コ、経済産業省中部経済産業
(ｱ) 電気の安定供給に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士市の区域を除く）
(ｲ) ガスの安定供給に関すること

サ、経済産業省関東東北産業保安監督部
(ｱ) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
(ｲ) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
(ｳ) 電気の安全確保に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士川町の区域を除く）
(ｴ) ガスの安全確保に関すること

シ、経済産業省中部近畿産業保安監督部
(ｱ) 電気の安全確保に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士市の区域を除く）
(ｲ) ガスの安全確保に関すること

ス、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所富士川下流事務所）、国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所富士海岸出張所、静岡国道事務所富士国道維持出張所、清水港湾事務所、富士砂防事務所）

管轄する河川、海岸、砂防、道路、港湾についての計画、工事及び管理（海岸、砂防を除く）を行うほか、次の事項を行うよう努める。

(ｱ) 災害予防
ａ．所管施設の耐震性の確保
ｂ．応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
ｃ．機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
ｄ．公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
ｅ．港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
ｆ．海岸水防警報、津波水防警報の発表

(ｲ) 初動対応
地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

(ｳ) 応急・復旧
ａ．防災関係機関との連携による応急対策の実施
ｂ．路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
ｃ．所管施設の緊急点検の実施
ｄ．海上の流出油災害に対する防除等の措置
ｅ．市及び県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
ｆ． 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

セ、国土交通省中部運輸局
(ｱ) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
(ｲ) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨
(ｳ) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
(ｴ) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
(ｵ) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置

(ｶ) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
(ｷ) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
(ｸ) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
(ｹ) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
(ｺ) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
(ｻ) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。

ソ、国土交通省東京航空局東京空港事務所
(ｱ) 航空の安全確保のための航空情報を発出すること
(ｲ) 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること

タ、国土地理院中部地方測量部
(ｱ) 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
(ｲ) 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
(ｳ) 地理情報システムの活用を図る。

チ、気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）
(ｱ) 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説
(ｲ) 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守
(ｳ) 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
(ｴ) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること

ツ、海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、田子の浦分室）
(ｱ) 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導
(ｲ) マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達
(ｳ) 海上における人命救護、海難船舶等の救助
(ｴ) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
(ｵ) 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置

テ、環境省関東地方環境事務所
(ｱ) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
(ｲ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
(ｳ) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

ト、環境省中部地方環境事務所
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ナ、防衛省南関東防衛局
(ｱ) 所管財産使用に関する連絡調整
(ｲ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
(ｳ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

ア、日本郵便株式会社東海支社
(ｱ) 郵便事業の運営に関すること
(ｲ) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
(ｳ) 施設等の被災防止に関すること
(ｴ) 利用者の避難誘導に関すること

イ、東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）、日本貨物鉄道株式会社（東海支社）
(ｱ) 津波警報等の伝達
(ｲ) 列車の運転規制措置

(ｳ) 旅客の避難、救護、保護
(ｴ) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
(ｵ) 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
(ｶ) 施設等の整備

ウ、西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
(ｱ) 災害時における重要通信の確保
(ｲ) 災害時における通信疎通状況等の広報
(ｳ) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

エ、日本放送協会（静岡放送局）
(ｱ) 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上
(ｲ) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること
(ｳ) 地方公共団体等の要請に基づき、予・警報、警告等の放送を行うこと
(ｴ) 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備を進めること

オ、日本通運株式会社（沼津支店）、福山通運株式会社（富士営業所）、佐川急便株式会社（富士店）、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社（富士支店）
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

カ、東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社）、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所）
(ｱ) 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
(ｲ) 復旧用資材等の整備
(ｳ) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施

キ、中日本高速道路株式会社（富士保全・サービスセンター）
(ｱ) 交通状況に関する関係機関との情報連絡
(ｲ) 交通対策に関すること
(ｳ) 復旧用資機材等の整備
(ｴ) 災害応急対策に関すること

ク、日本赤十字社（静岡県支部）
(ｱ) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
(ｲ) 血液製剤の確保および供給のための措置
(ｳ) 被災者に対する支援物資の配布
(ｴ) 義援金の募集
(ｵ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
(ｶ) その他必要な事項

ケ、KDDI株式会社（静岡支店）、ソフトバンク株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施

コ、一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

サ、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
(ｱ) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
(ｲ) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

シ、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグローブ株式会社、ジクシス株式会社
LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、二次基地から充填所へのLPガスの配送

ス、日本銀行
(ｱ) 通貨の円滑な供給の確保
(ｲ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保
(ｳ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

(ｴ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
(ｵ) 各種措置に関する広報

セ、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
(ｱ) 災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置
(ｲ) 災害予防広報

(3) 指定地方公共機関

ア、静岡ガス株式会社（東部支社）
(ｱ) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
(ｲ) 災害時におけるガス供給の確保
(ｳ) 施設設備の耐震予防対策の実施
(ｴ) 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置

イ、一般社団法人静岡県 LP ガス協会（東部支部富士地区会、中部支部庵原地区会）
(ｱ) 需要家に対する LP ガスによる災害の予防広報
(ｲ) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
(ｳ) 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
(ｴ) 燃料の確保に関する協力
(ｵ) 協会加入事業所に被害状況調査及び応急復旧

ウ、岳南電車株式会社
(ｱ) 津波警報等津波に関する情報の伝達
(ｲ) 列車の運転規制措置
(ｳ) 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報

エ、民間放送局（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）
(ｱ) 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及
(ｲ) 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
(ｳ) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備

オ、一般社団法人静岡県トラック協会（富士支部）、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保及び運行

カ、一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人富士市医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人富士市歯科医師会）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人富士市薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会（富士地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会
(ｱ) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
(ｲ) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人富士市薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
(ｳ) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人富士市歯科医師会））

キ、一般社団法人静岡県警備業協会
災害時の道路交差点での交通整理支援

ク、土地改良区
(ｱ) 災害予防
所管施設の津波対策における点検・補修の実施
(ｲ) 応急・復旧
ａ．関係機関との連携による応急対策の実施
ｂ．所管施設の緊急点検
ｃ．農業用水及び非常用水の確保

ケ、公益社団法人 静岡県栄養士会
(ｱ)要配慮者等への食料品の供給に関する協力

(ｲ)避難所における健康相談に関する協力

コ、一般社団法人静岡県建設業協会（一般社団法人富士建設業協会）

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

サ、富士山静岡空港株式会社

大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入れ支援

(4) 自衛隊

ア、陸上自衛隊東部方面隊ほか

(ｱ) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動

(ｲ) 災害時における応急復旧活動

イ、海上自衛隊横須賀地方隊ほか

(ｱ) 災害時における人命保護のための救助

(ｲ) 災害時における応急復旧活動

ウ、航空自衛隊第一航空団（浜松基地）ほか

(ｱ) 災害時における人命保護のための救助

(ｲ) 災害時における応急復旧活動

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

ア、富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社（静岡営業所）

(ｱ) 従業員に対する教育及び津波防災訓練の実施

(ｲ) 運行路線の危険箇所及び車両避難地の調査

(ｳ) 車両運行状況の広報及び滞留旅客の避難誘導

(ｴ) 運行中の車両に対する情報の伝達

(ｵ) 車両の運行中止及び乗客の避難誘導

イ、消防団

(ｱ) 津波に関する情報の伝達

(ｲ) 市民の避難誘導

(ｳ) 市民の救助救出活動

(ｴ) その他災害現場の応急作業

ウ、水防団

(ｱ) 災害予防、警戒及び災害応急活動

(ｲ) 市民の避難誘導

(ｳ) 市民の救助救出活動

(ｴ) その他災害現場の応急作業

エ、富士商工会議所、富士市商工会

(ｱ) 市が行う商工業関係の被害調査についての協力

(ｲ) 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力

オ、富士伊豆農業協同組合（富士地区本部）、田子の浦漁業協同組合、富士市森林組合

(ｱ) 農林水産物の被害調査についての協力

(ｲ) 災害時における農林水産物確保の要請

(ｳ) 農林水産物等の災害応急対策についての指導

カ、富士市建設業組合

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

キ、コミュニティFM放送（富士コミュニティエフエム放送株式会社）

(3) 指定地方公共機関　エ、「民間放送局」に準じる。

ク、自主防災組織

(ｱ) 市の実施する被害調査、応急対策についての協力

(ｲ) 市民に対する情報の連絡、収受

(ｳ) 避難誘導、避難所の運営に関する協力
(ｴ) 被災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
(ｵ) 救護施設等への搬送

ケ、防災上重要な施設の管理者
(ｱ) 所管に係る施設についての防火管理
(ｲ) 防災に関する保安措置・応急措置の実施
(ｳ) 当該施設に係る災害復旧

第２章　平常時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。

第１節　防災思想の普及

共通対策編 第２章災害予防計画 第９節「防災知識の普及計画」に準ずる。

第２節　自主防災活動

共通対策編 第２章災害予防計画 第12節「自主防災組織の育成」に準ずる。

第３節　防災訓練の実施

津波防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、自主防災組織及び事業所等の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、避難行動要支援者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1．市

市は、県、防災関係機関及び自主防災組織等と共同し、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波対策訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、避難行動要支援者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など､地域の特性に配慮して実施するものとする。

(1) 津波対策訓練

ア､「津波対策推進旬間（3月11日を含む10日間)」に、津波対策訓練を実施する。

イ、この訓練は､「大津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、避難行動要支援者にも配慮した訓練を実施する。

(2) 県及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

ア、市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加を要請する。

イ、市は、県及び防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(3) 防災訓練の広報

市が発行する広報紙や同報無線を活用し、訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

2．県

県は、市及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。

県は、市又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

第４節　津波災害予防対策の推進

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。また、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。

1．災害予防措置

(1) 津波避難対象区域・施設の指定

区　分	内　　容
津波避難対象区域の指定	避難指示の対象地域として、要避難区域のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を津波避難対象区域として指定する。 ・（資料７－１）＜要避難区域・避難対象区域設定状況＞のとおり。
津波避難施設等の指定	津波避難対象区域に市民の避難のための避難施設等の指定を行う。 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。 ・（資料７－20）＜津波避難施設一覧及び標識＞のとおり。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

要避難区域のうち、津波避難対象区域については次の予防措置を講ずる。

ア、市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

イ、市は、「富士市津波避難行動計画」により、市民の避難行動を定め、その周知に努める。

ウ、市は、津波避難マップの作成配布、海抜標識の設置を行う等、市民への広報に努める。

・（資料7－13）＜海抜表示板設置数及び構造図／海抜表示板設置箇所＞のとおり

エ、市は、当該地域を津波避難対象区域として指定するとともに、当該地域の市民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・津波警報・大津波警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。

オ、市は、海岸、港湾の管理者と協議して、津波避難場所等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難行動要支援者の避難誘導体制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。

カ、市は、海岸利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設の整備を管理者へ要望するとともに誘導のための標識板等の整備に努める。

キ、市は、「警戒宣言が発せられた場合には、指示を受けるまでもなく、直ちに安全な場所へ避難する」等、市民のとるべき行動について周知徹底に努める。

ク、市は、突発地震に備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。また、立っていられないほどの強い地震が起こった場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市等からの指示を受けるまでもなく、直ちに、近くの高台、又は、津波避難施設等へ避難するなど、市民のとるべき行動について周知徹底に努める。
津波避難施設指定状況及び整備状況については、（資料 7－20）＜津波避難施設一覧及び標識＞、（資料7－21）＜津波避難ビル（タワー）誘導看板設置数及び構造図＞のとおりである。

ケ、市は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、津波避難対象区域であることや想定浸水深、津波避難場所・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。

コ、水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するよう努める。

2. 津波に強いまちづくり

市は、以下のとおり、津波に強いまちづくりを推進する。

(1) 津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として地域の実情を踏まえつつ、「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(2) 市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、「津波防災地域づくり法」に基づく津波災害特別警戒区域や「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(3) できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。

(4) 地域防災計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏ま

え、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。

(5) 市は、津波災害警戒区域の指定区域ごとに、次に掲げる事項について地域防災計画に定める。

ア、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項

イ、津波避難場所及び避難路等に関する事項

ウ、津波対策訓練に関する事項

エ、津波災害警戒区域内の地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地

オ、その他津波災害警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(6) 前エ号に掲げる事項を定めるときは、同号に規定する施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

(7) 前エ号に規定する施設の所有者又は管理者による当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び避難訓練の実施について必要な助言又は勧告等を行い、施設の所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

(8) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、津波避難場所及び避難路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（「津波避難マップ」）を作成し配布する。

(9) 最大クラスの津波に対して、市民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

(10) 市は、津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や防災ラジオ、同報無線メールサービス等による伝達手段の多重化・多様化を図り、市民への伝達手段の強化に努める。

3. 津波避難施設等の整備

市は、津波による被害の発生を予防し又は軽減するため、津波避難施設の整備等を実施する。

なお、津波避難施設の整備に当たっては、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短期間で避難が可能となるよう努めるものとする。

また、施設の安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善、市民への周知に努めるものとする。

津波避難場所（施設含む）を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合、避難者を受入れる部分が想定浸水深を考慮した高さに配置され、かつ、その部分までの階段等の経路を備えた施設等を整備するものとする。

また、市及び県は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、津波避難対象区域等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。

(1) 津波標識の設置

ア、市内の津波避難施設に標識を設置するとともに、周辺道路に案内板を設置する。

・(資料 7－20) ＜津波避難施設一覧及び標識＞のとおり。

・(資料 7－21) ＜津波避難ビル（タワー）誘導看板設置数及び構造図＞のとおり。

イ、市内の電柱、案内標識、都市公園、市営住宅等に海抜表示板を設置する。

・(資料 7－13) ＜海抜表示板設置数及び構造図／海抜表示板設置箇所＞のとおり。

(2) 津波避難施設の拡充

津波避難対象区域及び周辺地域において、地域の状況を考慮し、津波から逃れるための避難施設を確保するため、必要な施設の整備を促進する。今後、施設の整備が必要な場合、地震対策編　第 3 章　第 4 節「防災上重要な建物等の整備」に定める。

(3) 津波避難施設等の整備

ア、津波避難ビルに指定した小中学校に、必要な設備等を設置し、津波避難場所として整備する。

イ、避難路となる道路の拡幅、橋梁の耐震化など、津波避難路を整備する。

(4) 施設の質的強化

津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗掘されにくい構造）への改良を行う。さらに、管理施設については、定期的に点検を行うものとする。

また、樋管等の閉門の自動化を推進するものとする。

第5節　避難対策

大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、市は、人命を守ることを最優先に、緊急に避難する場所としての津波避難施設等を整備し、津波来襲時に市民等が円滑に避難できるよう避難対策を構ずる。

1. 津波避難先

(1) 避難目標地点

避難目標地点は、津波避難対象区域外のできるだけ津波浸水の危険性が低い場所に、市民等一人ひとりが設定する。避難目標地点を設定するに当たっては、浸水の長期滞留などに備えて、さらなる避難や避難所への移動が可能となるよう留意する。

(2) 津波避難施設

津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、避難目標地点への避難が困難と想定される市民等が避難する場所。

2. 避難者が避難先を選択する場合の基本的な考え方

津波からの避難は、避難目標地点を目指すことを基本とする。やむを得ず避難目標地点へ避難する時間がない場合には、津波避難施設へ避難する。さらに時間がない場合には、近くにある建物の上層階に避難する。

なお、津波避難施設に避難する場合は、周辺が浸水する状況において、その建物で火災が発生した場合等の再避難が困難であるということも考えて避難する。

3. 徒歩避難の原則の周知

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷などによって渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、市は、津波避難対象区域の市民及び事業所に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

4. 避難誘導体制の整備

(1) 行動ルールの策定

市は、消防団員、水防団員、警察官、市職員、市民等の防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、特定の避難誘導・支援者に過度の負担とならないよう役割分担等の明確化、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上での避難誘導・支援や行動の内容と避難の判断基準、対応方策についての行動ルールを定め、市民等に周知する。

また、特に市が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

ア、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ、津波からの避難誘導

ウ、自主防災組織等の津波避難行動計画作成等に対する支援

エ、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立　等

(2) 避難誘導・支援の訓練の実施

市は、自主防災組織と協力し、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

(3) 避難行動要支援者の避難体制の整備

市は、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

(4) 外国人等への対応

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や、地理に不案内な旅

行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な避難行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。

ア、津波避難場所等の標識について、ピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ、多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。

5. 消防機関等の対応

市は、消防職員、消防団員及び水防団員の安全及び活動の継続を図るとともに、市民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば消防職員等も退避するということを基本とし、このことを事前に市民に周知し、理解を得ておくよう努める。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動する。

6. 教育機関における対応

(1) 生徒等の安全対策

ア、市及び教育委員会の対応

市及び教育委員会は、学校、幼稚園、保育園等が保護者との間で、市が津波による避難指示を行った場合又は津波災害が発生した場合における生徒等の安全確保対策及び保護者へ引渡しに関する取り決めを、あらかじめ定めるよう促す。

イ、学校等の安全確保対策

学校、幼稚園、保育園等の校長又は園長は、市が津波による避難指示を行った場合又は津波災害が発生した場合における生徒等の安全確保を図るための対策をあらかじめ検討する。また、生徒等の引渡しにおいては、保護者とともに学校等に留まるなどの対応等も併せて検討しておく。

(2) 連絡・連携体制の構築

市は、小学校就学前の幼児の安全で確実な避難のため、市が津波による避難指示を行った場合又は津波災害が発生した場合における幼稚園・保育園・認定こども園等と市又は各施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

7. 津波避難行動計画の策定

(1) 津波避難行動計画の策定及び周知徹底

市は、静岡県第 4 次地震津波想定による津波浸水予測図をもとに、浸水時間のシミュレーションや訓練の実施等を通じて、津波避難対象区域、津波避難場所・避難目標地点、避難施設、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な「富士市津波避難行動計画」の策定を行うとともに、その内容の市民等への周知徹底を図る。

(2) 市民等への周知内容等

ア、津波避難対象区域

イ、避難指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法

ウ、津波情報の収集・伝達の方法

エ、避難の基本的な考え方

オ、津波避難施設の名称、所在地、収容人員など

(3) 地域ごとの津波避難行動計画策定支援

市は、市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画による、きめ細かい地域ごとの津波避難行動計画を策定するための支援を行う。

(4) 避難行動要支援者への配慮

市は、「富士市津波避難行動計画」の策定に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有など、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

第 3 章　災害応急対策

津波災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。なお、

ここに定めないものについては「共通対策編」及び「地震対策編」に準ずる。

第１節　防災関係機関の活動

津波発生時の市、防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1．市

(1) 災害対策本部

ア、設　置

(ｱ) 市長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、災害対策本部を設置する。

(ｲ) 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

イ、組織及び所掌事務

(ｱ) 組織及び所掌事務は、「富士市災害対策本部条例」（資料１－4）及び「富士市災害対策本部組織規程」（資料１－5）の定めるところによる。

(ｲ) 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ａ．津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
ｂ．災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
ｃ．消防、水防その他の応急措置
ｄ．被災者の救助、救護、その他の保護
ｅ．施設及び設備の応急の復旧
ｆ．防疫その他の保健衛生
ｇ．避難指示又は警戒区域の設定
ｈ．緊急輸送の実施
ｉ．「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による応援の受入及び調整
ｊ．被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給
ｋ．県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携
ｌ．自主防災組織との連携及び指導
ｍ．ボランティアの受入れ

(ｳ) 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

ａ．消防本部及び消防署
(a) 被害状況等の情報の収集と伝達
(b) 消火活動、水防活動及び救助活動
(c) 市民等への避難指示の伝達

ｂ．消防団、水防団
(a) 被害状況等の情報の収集と伝達
(b) 消火活動、水防活動及び救助活動
(c) 市民等への避難指示の伝達
(d) 津波避難場所の安全確保
(e) 市民等の津波避難場所への誘導
(f) 津波避難対象区域からの避難の確認
(g) 自主防災組織との連携、指導、支援

(2) 職員の動員及び配備

ア、職員は、富士市職員参集基準（資料１－11）に基づき、動員命令を待つことなく、あらかじめ指定された場所に参集する。

イ、地震情報及び津波情報に係る防災体制は、地震情報及び津波情報に係る防災体制（資料４－17）のとおりである。

2．県の機関

(1) 富士警察署
ア、津波関連情報（交通情報）の収集・提供（県警ヘリコプターによる偵察を含む。）
イ、民心安定のための広報
ウ、危険地域における市民等への避難の指示及び誘導
エ、各種犯罪の予防検挙、交通混乱の防止及び緊急輸送路の確保
オ、死体の検視及び見分
カ、関係機関が行う災害応急対策に対する協力
キ、その他必要な警察業務
(2) 東部地域局（県東部方面本部）
ア、津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
イ、災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
ウ、市の災害応急対策の実施状況の把握及び促進
エ、県が実施する災害応急対策に関する事務の連絡調整
オ、県本部及び防災関係機関の実施する災害応急対策に関する事務の連絡調整
カ、緊急輸送の確保及び調整
キ、ボランティアの受入れ調整
ク、その他の災害の発生の防止又は拡大の防止
(3) 田子の浦港管理事務所
ア、港湾関係者に対する津波情報の伝達並びに港湾施設の被害状況の把握及び応急措置
イ、海上保安部が行う船舶の入港制限及び避難勧告の伝達
ウ、沼川防潮水門及び陸閘門の開閉等の措置
エ、田子の浦埠頭株式会社が行う石油配分基地における災害発生の防止及び災害拡大防止のための緊急措置の指示
オ、緊急輸送使用岸壁及び主要臨港道路の確保
(4) 富士土木事務所
ア、関係施設等の被害状況の把握及び応急措置
イ、緊急輸送路の確保
ウ、建設業者、測量コンサルタント業者、地質調査業者、電業協会、防災エキスパートへの出動要請及び測量業務、復旧工事等の指示
エ、その他災害発生の防ぎょ、又は拡大の防止
(5) 富士健康福祉センター
ア、医療救護体制整備に関する指導
イ、医薬品備蓄センターの管理運営等
ウ、保健衛生活動の指導
(6) 企業局東部事務所
ア、工業用水道施設の被害状況の把握及び応急復旧の実施
イ、工業用水の送水停止の措置
(7) 東部健康福祉センター
水道業者（簡水）に対する応急給水活動の要請

3. 防災関係機関
(1) 指定地方行政機関
ア、警察庁関東管区警察局
(ｱ) 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整
(ｲ) 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
(ｳ) 警察通信施設の防護並びに通信統制
(ｴ) 管区内各県警察の相互援助の調整
イ、総務省東海総合通信局
電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理

ウ、財務省東海財務局（静岡財務事務所、静岡財務事務所沼津出張所）

(ｱ) 静岡財務事務所

被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請

(ｲ) 静岡財務事務所沼津出張所

地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置

エ、厚生労働省東海北陸厚生局

(ｱ) 災害状況の情報収集、連絡調整

(ｲ) 関係職員の派遣

(ｳ) 関係機関との連絡調整

オ、厚生労働省静岡労働局（富士労働基準監督署）

(ｱ) 労働者の被災状況の把握

(ｲ) 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導

カ、農林水産省関東農政局

(ｱ) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

(ｲ) 被害農業者に対する金融対策に関すること

キ、農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

ク、林野庁関東森林管理局

県及び市からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給

ケ、経済産業省関東経済産業局

(ｱ) 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保

(ｲ) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保

(ｳ) 電気の安定供給に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士川町の区域を除く）

(ｴ) ガスの安定供給に関すること

コ、経済産業省中部経済産業局

(ｱ) 電気の安定供給に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士市の区域を除く）

(ｲ) ガスの安定供給に関すること

サ、経済産業省関東東北産業保安監督部

(ｱ) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること

(ｲ) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること

(ｳ) 電気の安全確保に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士川町の区域を除く）

(ｴ) ガスの安全確保に関すること

シ、経済産業省中部近畿産業保安監督部

(ｱ) 電気の安全確保に関すること（平成 20 年 10 月 31 日における旧富士市の区域を除く）

(ｲ) ガスの安全確保に関すること

ス、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所富士川下流出張所）、国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所富士海岸出張所、静岡国道事務所富士国道維持出張所、清水港湾事務所、富士砂防事務所）

(ｱ) 施設対策

ａ．河川管理施設・海岸保全施設等の対策等

ｂ．道路施設対策等

ｃ．砂防施設対策等

ｄ．港湾施設対策等

ｅ．営繕施設対策等

ｆ．電気通信施設対策等

(ｲ) 初動対応

地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

(ｳ) 災害対策用建設機械等の出動及び管理

(ｴ) 他機関との協力

(ｵ) 広報

セ、国土交通省中部運輸局

(ｱ) 陸上輸送に関すること

ａ．緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置

ｂ．県からの要請に対する車両等の調達のあっせん

(ｲ) 海上輸送に関すること

ａ．県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請

ｂ．県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請

ソ、国土交通省東京航空局東京空港事務所

(ｱ) 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置

(ｲ) 遭難航空機の捜索及び救助

(ｳ) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

タ、国土地理院中部地方測量部

(ｱ) 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

(ｲ) 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。

(ｳ) 地理情報システムの活用を図る。

チ、気象庁東京管区気象台（静岡地方気象台）

(ｱ) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説

(ｲ) 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁への報告及び適切な措置

(ｳ) 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。

(ｴ) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

ツ、海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、田子の浦分室）

(ｱ) 在港船舶及び沿岸にいる市民等に対する津波警報等の伝達周知

(ｲ) 海難船舶等の海上における人命の安全確保

(ｳ) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査

(ｴ) 危険物積載船舶及び在港船舶等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行及び停泊の制限又は禁止、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置

(ｵ) 船舶交通の安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置

(ｶ) 海上における災害に係る救助・救急活動

(ｷ) 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

テ、環境省関東地方環境事務所

(ｱ) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

(ｲ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(ｳ) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

ト、環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

ナ、防衛省南関東防衛局

(ｱ) 所管財産使用に関する連絡調整

(ｲ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
(ｳ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

ア、日本郵便株式会社東海支社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策として下記を実施する。

(ｱ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
(ｲ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
(ｳ) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
(ｴ) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

イ、東海旅客鉄道株式会社（静岡支社)、日本貨物鉄道株式会社（東海支社）

(ｱ) 旅客等に対する応急救護の実施
(ｲ) 旅客等の保護
(ｳ) 津波避難対象区域内の旅客等について、津波避難場所への避難誘導
(ｴ) 応急復旧用資機材の確保
(ｵ) 鉄道施設の早期復旧

ウ、西日本電信電話株式会社（静岡支店)、株式会社 NTT ドコモ東海支社（静岡支店）

(ｱ) 防災関係機関の重要通信の優先確保
(ｲ) 被害施設の早期復旧
(ｳ) 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供

エ、日本放送協会（静岡放送局）

(ｱ) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成。
(ｲ) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施。
(ｳ) 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送

オ、日本通運株式会社（沼津支店)、福山通運株式会社（富士営業所)、佐川急便株式会社（富士店)、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社（富士支店）

緊急通行車両の確保及び運行

カ、東京電力パワーグリッド株式会社（富士支社)、中部電力パワーグリッド株式会社（清水営業所）

(ｱ) 変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
(ｲ) 施設及び設備の被害、復旧の状況、感電及び漏電事故防止に関し、ラジオ･テレビ等を利用しての広報

キ、中日本高速道路株式会社（富士保全・サービスセンター）

(ｱ) 交通状況に関する関係機関との情報連絡
(ｲ) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
(ｳ) 県公安委員会（県警察）が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
(ｴ) 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力

ク、日本赤十字社（静岡県支部）

(ｱ) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
(ｲ) 血液製剤の確保及び供給のための措置
(ｳ) 被災者に対する支援物資の配布
(ｴ) 義援金の募集
(ｵ) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
(ｶ) その他必要な事項

ケ、KDDI 株式会社（静岡支店)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置の実施

コ、一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

サ、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

シ、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、二次基地から充填所への LP ガスの配送

ス、日本銀行
(ｱ) 通貨の円滑な供給の確保
(ｲ) 現金供給のための輸送、通信手段の確保
(ｳ) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
(ｴ) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
(ｵ) 各種措置に関する広報

セ、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
(ｱ) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
(ｲ) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報

(3) 指定地方公共機関

ア、静岡ガス株式会社（東部支社）
(ｱ) 主要施設におけるガス流出防止のための緊急措置
(ｲ) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
(ｳ) 需要家に対し、必要に応じ代替燃料の供給
(ｴ) 災害応急復旧の早期実施

イ、一般社団法人静岡県 LP ガス協会（東部支部富士地区会、中部支部庵原地区会）
(ｱ) 地元自主防災組織と連携してのガス事故防止の徹底
(ｲ) 市災害対策本部の協力要請に基づく燃料の供給

ウ、岳南電車株式会社
（東海旅客鉄道株式会社に準ずる。）

エ、民間放送局（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）
あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送

オ、一般社団法人静岡県トラック協会（富士支部）
（日本通運株式会社等に準ずる。）

カ、公益社団法人 静岡県栄養士会
(ｱ) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
(ｲ) 避難所における健康相談に関する協力

キ、一般社団法人静岡県医師会（一般社団法人富士市医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人富士市歯科医師会）、公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人富士市薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会（富士地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会
(ｱ) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
(ｲ) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会（一般社団法人富士市薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
(ｳ) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会（一般社団法人富士市歯科医師会））

ク、一般社団法人静岡県建設業協会（一般社団法人富士建設業協会）
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

ケ、富士山静岡空港株式会社

(ｱ) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入れ支援

(4) 公共的団体

ア、路線バス（富士急静岡バス株式会社、山梨交通株式会社（静岡営業所））、コミュニティバス等運行事業者

(ｱ) 車両の運行中止及び乗客の避難誘導

(ｲ) 指定路線を巡回し、車両運行の安全確認

(ｳ) 関係機関と協議し、迂回路線確保の措置

イ、コミュニティFM放送（富士コミュニティエフエム放送株式会社）

あらかじめ市と締結した災害時における協定に基づく放送

ウ、富士市建設業組合

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第2節　情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

なお、詳細については、共通対策編　第3章災害応急対策　第4節「通信情報計画」に準ずる。

1. 津波情報等の種類

津波情報等の種類については、津波注意報・津波警報の種類と発表基準（資料 3－3）のとおりである。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

2. 津波情報等の伝達系統

関係機関から本市及び市民への津波情報等の伝達系等は、気象警報等連絡系統図（資料4－1）のとおりである。

第3節　広報活動

地震対策編　第5章災害応急対策　第3節「広報活動」に準ずる。

第4節　災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、市、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

1. 水防活動

津波に対する水防活動の概要を以下に示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、市の水防計画の定めるところによる。

(1) 水防管理者及び水防団等の活動

ア、津波の襲来によって河川の出水が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を富士警察署長に通報する。

イ、水防管理者、水防団長、又は消防機関の長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

ウ、河川、ため池、水門、樋門等の管理者及び水防管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 水防活動の応援要請

ア、水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。

イ、水防管理者は、水防のために必要があるときは、富士警察署長に対して警察官の出動を要する。
ウ、市長は､必要があるときは､次の事項を示し、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。
(ｱ) 応援を必要とする理由
(ｲ) 応援を必要とする人員、資機材等
(ｳ) 応援を必要とする場所
(ｴ) 期間その他応援に必要な事項

2. 人命の救出活動
(1) 市
ア、市は、救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者」という。）については、職員を動員し、自主防災組織及び防災関係機関と連携し、救出活動を行う。
イ、市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。
(ｱ) 応援を必要とする理由
(ｲ) 応援を必要とする人員、資機材等
(ｳ) 応援を必要とする場所
(ｴ) 応援を必要とする期間
(ｵ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項
ウ、救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
(2) 自主防災組織、事業所等
自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。
(ｱ) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
(ｲ) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
(ｳ) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
(ｴ) 自主救出活動が困難な場合は、市、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。
(ｵ) 救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

第 5 節　避難活動

津波災害が発生又は発生の恐れがあるときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1. 避難対策
(1) 基本方針
ア、市民は、自らの身の安全の確保を最優先とした避難行動をとる。
イ、津波災害発生時においては、津波の避難対象地域の市民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、津波避難対象区域外においても、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、市民等の生命、身体の安全確保に努める。
ウ、避難情報の提供、避難誘導に当たっては避難行動要支援者に配慮するものとする。
エ、災害が発生した場合は、要配慮者本人の同意の有無に関わらず､「避難行動要支援者名簿」を活用して避難誘導を実施する。ただし、名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずるものとする。
(2) 情報・広報活動
ア、情報活動
市、県及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は、本章 第 2 節「情報活動」に準ずる。
イ、広報活動
市、県及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に市民に広報し、その内容は、地震対策編 第 5 章災害応急対策 第 3 章「広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。

ウ、津波情報の入手

市民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、テレビ、ラジオ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

(3) 避難のための指示等

ア、指示の基準

(ｱ) 市長は、津波による災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し、避難指示を発令する。

(ｲ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、市民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(ｳ) 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示（以下、「指示」という。）を発令する。この場合、知事はその旨を公示する。

(ｴ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している市民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

イ、指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

(ｱ) 避難の指示が出された地域名

(ｲ) 避難路及び避難先

(ｳ) 避難時の服装、携行品

(ｴ) 避難行動における注意事項

ウ、指示の伝達方法

市長は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の自主防災組織等の責任者へ通報する。また、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、消防機関等の協力を得て市民等に伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(4) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置を執る。

ア、「津波注意報」が発表された場合

港湾関係者、釣人及びサーファー等（以下「港湾関係者等」という。）に対し、避難指示を伝達し、テレビ・ラジオによる報道及び市が広報する情報に注意するよう呼びかける。また、津波監視カメラの映像等により、海面の監視及び情報収集を行い、必要な措置を執る。

イ、「津波警報」又は「大津波警報」が発表された場合

直ちに津波避難対象区域の市民、港湾関係者等に対して、Ｊアラートによる放送を行うほか、あらゆる手段をもって避難指示を伝達する等必要な措置をとる。

ウ、津波注意報、津波警報又は大津波警報は未発表だが、震度 4 程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

(ｱ) 気象官署から大津波警報、津波警報、津波注意報又は津波予報が届くまでの間、少なくとも 30 分間は、海岸監視カメラの映像等により海面の状態を監視するものとする。

(ｲ) 揺れを感じてから少なくとも 1 時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビによる報道を聴取するものとする。

(ｳ) 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は津波避難対象区域の市民、港湾関係者等に対して避難指示を発令する等必要な措置を執る。

エ、遠地津波が発生した場合

(ｱ) 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置を執る。

(ｲ) 津波注意報、津波警報又は大津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置を執る。

(ｳ) 市民、港湾関係者等に対して、遠地津波の特性（最大波が第 1 波のかなり後に襲来することがあ

る、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

オ、市民等が実施する自衛措置

津波避難対象区域の市民等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに高台、津波避難場所等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

港湾関係者等は、直ちに海岸付近から離れ、高台、津波避難場所等の安全な場所に避難する。

安全な場所への避難後は、情報の収集に努め、安全が確認されるまでは不用意に津波避難対象区域に立入らないようにする。

(5) 警戒区域の設定

ア、設定の基準

(ｱ) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(ｲ) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。

(ｳ) 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

(ｴ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

イ、規制内容・実施方法

(ｱ) 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

(ｲ) 市長、警察官及び海上保安官は協力し市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(6) 市民等の避難方法

ア、避難の目的地

(ｱ) 避難の目的地は出来るだけ津波浸水の危険が少ない高台や浸水域外を目指す。

(ｲ) 避難する時間がない場合、近くの堅牢な建物の上層階、津波避難施設等を目指す。

(ｳ) 避難対象区域以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

イ、避難の方法

避難時は原則として徒歩により避難する。

ウ、避難誘導

(ｱ) 避難誘導にあたる際は、津波に関する情報を踏まえ自らの安全を確保したうえで、市民等が安全かつ迅速に避難できるよう誘導する。

(ｲ) 津波到達までに猶予のある場合は避難行動要支援者の避難誘導への支援を呼びかける。

(ｳ) 避難所への職員等の配置

避難所には、市職員を配置する。また、市長は、必要に応じ警察署長に対し、警察官の配置を要請する。

(7) 避難状況の報告

ア、市

(ｱ) 市は、自主防災組織及び津波避難場所の施設管理者等から避難状況等の報告を求め、県に報告する。

(ｲ) 市は、津波避難対象区域を受け持つ地区班を通じて可能な限り避難状況等の情報収集を行う。

イ、自主防災組織

自主防災組織は、次の避難状況等を市に報告するものとする。

(ｱ) 避難の経過に関する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合直ちに行う。）
a．避難に伴い発生した危険事態、その他異常な事態の状況（場所、人員、状況）
b．上記事態に対し、応急的にとられた措置
c．市等に対する要請事項
(ｲ) 避難の完了に関する報告（避難完了後、状況に応じて速やかに行う。ただし、津波避難対象区域以外にあっては、原則として報告を求めないものとする。）
a．避難先名
b．避難者数
c．必要な救助、保護等の要望事項
d．市等に対する要請事項

(8) 避難者への対応

市は、津波警報等が長期化し避難者への継続的な対応が必要となる場合、次の対応を行う。また、必要に応じ、本章第6節広域応援活動に基づき、応援要請を行う。

(ｱ) 避難行動要支援者の救出救助及び移送
(ｲ) 津波避難施設等への水や食糧等の必要物資の搬送

(9) 避難所の設置及び避難生活

避難所の設置及び避難生活は、共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」5．避難所の開設・運営等に準ずる。

第6節　広域応援活動

広域激甚な災害に対応する市、県、自衛隊等の応援活動の概要を示す。

1．行政機関の応援活動

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第3節「動員計画」5．実施方法 (9) 関係機関等への協力要請に準ずる。

2．自衛隊の支援

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、知事に対し、支援を必要とする事項を明らかにして、「災害対策基本法」第68条の2第1項派遣の要請を要求するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(1) 派遣要請

ア、派遣要請の要求事項

(ｱ) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
(ｲ) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
(ｳ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
(ｴ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
(ｵ) 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
(ｶ) 道路又は水路の確保の措置
(ｷ) 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
(ｸ) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
(ｹ) 被災者に対する炊飯及び給水支援
(ｺ) 防災要員等の輸送
(ｻ) 連絡幹部の派遣
(ｼ) その他市長が必要と認める事項

イ、派遣要請の要求手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し自衛隊の派遣について次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう要求する。

ただし、緊急の場合は、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により措置する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊

第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

(ｱ) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(ｲ) 派遣を希望する期間

(ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(ｴ) その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊との連絡

市長は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊にあっては第 34 普通科連隊を通じて東部方面総監部、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監部と、航空自衛隊にあっては第1航空団（浜松基地）と密接な情報交換を行う。

機関名	電話番号	県防災行政無線	
		音　　声	ＦＡＸ
陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550－89－1310	地上系　5－150－9000 衛星系　8－150－9000	地上系　5－150－8001 衛星系　8－150－8001
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046－822－3500	衛星系　8－156－9001	衛星系　8－156－8001
航空自衛隊 第1航空団(浜松基地)	053－472－1111	地上系　5－153－900１ 衛星系　8－153－900１	地上系　5－153－8001 衛星系　8－153－800１

(3) 受入れ体制・撤収要請・経費区分

ア、災害派遣部隊の受入れ体制

(ｱ) 市長は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を県と定める。

(ｲ) 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないよう措置を講ずる。

(ｳ) 市長は、作業の実施に必要な物資、資機材の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより県へ物資、資機材の調達を要請するものとする。

(ｴ) 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

(ｵ) 市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

イ、災害派遣部隊の撤収

市長は、県災害対策本部及び派遣部隊の長と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対して派遣部隊の撤収の要請を依頼する。

ウ、経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策、又は災害復旧作業を実施するために必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は、原則として市が負担するものとする。

3. 海上保安庁の支援

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し、支援要請事項を明らかにして海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

(1) 支援要請事項

ア、傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

イ、巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

ウ、その他、市災害対策本部が行う災害応急対策の支援

(2) 支援要請手続

市長は、海上保安庁の支援を必要とするときは知事に対し海上保安庁の支援について次の事項を明示した要請書により海上保安庁へ支援要請を行うようする。

ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。また、知事に依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

ア、災害の状況及び支援活動を要請する理由

イ、支援活動を必要とする期間
ウ、支援活動を必要とする区域及び活動内容
エ、その他参考となる事項

4. 民間団体等に対する応援要請

(1) 応援協力要請の対象となる民間団体等

風水害対策編 第3章災害対応応急計画 第4節「水防計画」に記載する団体のとおりである。

(2) 応援協力要請の時期及び要請事項

市長は、必要と認めたときは、次の事項を示して応援協力を要請する。

ア、応援協力を要請する人員
イ、作業内容
ウ、作業場所
エ、集合場所
オ、その他応援協力要請に関し必要な事項

(3) 応援協力要請の実施方法

応援協力要請の具体的実施方法は、共通対策編 第3章災害対応応急計画 第24節「応援協力計画」による。

第7節　地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、被災者等に対して行う救援活動について、市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

1. 防疫活動

(1) 市

ア、知事の指示により必要な防疫活動を行う。
イ、津波浸水地域については被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。
ウ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第31条に基づき、知事が生活用水を制限又は禁止すべきことをその管理者に命じた場合、市は、市民に対し生活用水の供給を行う。
エ、防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。
オ、厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。

(2) 市民及び自主防災組織

市が行う防疫活動に協力するとともに、飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

(3) 関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第8節　重要な施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1. 公共施設等

(1) 河川及び海岸保全施設

ア、被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

施設管理者は、パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ、水門等の操作

施設管理者は、津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

ウ、応急措置の実施、二次災害の防止

施設管理者は、従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

エ、資機材の確保、応急復旧工事の実施

市は、施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき富士市建設業組合等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。なお、富士市建設業組合との災害時における協定については（資料 8－13）＜災害時における応急対策業務に関する協定書（建設業組合）＞を、関係業者との資機材の調達に関する協定については（資料 8－15）＜災害時等に必要な資機材の調達に関する協定書（レンタル業者、イベント業者）＞を参照のこと。

(2) 港湾施設等

ア、被害状況の収集、施設の点検、情報連絡

施設管理者は、パトロール等により岸壁等港湾施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。

イ、水門等の操作

施設管理者は、津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

ウ、応急措置の実施、二次災害の防止

施設管理者は、危険箇所の立入り禁止措置や､水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

エ、緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設管理者は、緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ協定先に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。

また、港湾施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

（「復旧・復興対策」については、地震対策編 第 6 章「復旧・復興対策」によるものとする。）

風 水 害 対 策 編

風水害対策編 沿革

令和 3 年 2 月 5 日	富士市地域防災計画 風水害対策編を作成する。
令和 4 年 2 月 10 日	同計画の一部を修正する。
令和 5 年 2 月 8 日	同計画の一部を修正する。
令和 6 年 2 月 9 日	同計画の一部を修正する。

風水害対策編 目次

第1章　総　　則 1

第1節　計画の趣旨 1
第2節　予想される災害と地域 1

第2章　災害予防計画 3

第1節　総　則 3
第2節　河川の災害防除計画 3
第3節　道路、橋りょう災害防除計画 6
第4節　土砂災害防除計画 6
第5節　山地災害防除計画 8
第6節　林道災害防除計画 9
第7節　農地災害防除計画 9
第8節　海岸保全災害防除計画 10
第9節　倒木被害防除計画 11
第10節　盛土災害防除計画 11
第11節　避難情報の事前準備計画 11
第12節　避難誘導体制の整備計画 12
第13節　防災知識の普及計画 12
第14節　自主防災活動 13

第3章　災害応急対策計画 14

第1節　組織計画 14
第2節　情報収集・伝達 14
第3節　広報活動 14
第4節　水防計画 15
第5節　避難に関する計画 17

第１章　総　　則

第１節　計画の趣旨

この計画は、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定により、市民の生命、身体及び財産を風水害から保護するため、本市の地域に係る市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割等を示す。

この計画は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第４章「災害復旧計画」によるものとする。

章	記載内容
第１章　総則	計画の趣旨、構成、予想される災害と地域
第２章　災害予防計画	総則、河川の災害防除計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、海岸保全災害防除計画、倒木被害防除計画、盛土災害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導体制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第３章　災害応急対策計画	組織計画、情報収集・伝達、広報活動、水防計画、避難に関する計画

第２節　予想される災害と地域

１．河川洪水

本市は、南に駿河湾、北に富士山、北東に愛鷹山があり、海抜 0ｍから 3,680ｍまでの標高差があるため、南から湿った気流が流れ込むとしばしば大雨となる。

(1) 洪水予報河川、水位周知河川

洪水予報河川の富士川、水位周知河川の潤井川、沼川、小潤井川、赤淵川、高橋川では、河川管理者である国及び県が作成した浸水想定区域図により、以下のような浸水被害が想定されている。

ア、富士川

計画規模の 150 年に１度程度（48 時間の総雨量 394 ㎜）の降雨では、大半が 3.0ｍ未満の浸水深である。想定最大規模（48 時間の総雨量 565 ㎜）の降雨では、最大浸水深が 10ｍ以上に達する場所が存在する他、住宅街で 3ｍ以上の浸水深となる場所も多数存在する。また、氾濫流及び河岸浸食による家屋倒壊危険ゾーンも存在する。

イ、潤井川

計画規模の 100 年に１度程度（24 時間の総雨量 369 ㎜）の降雨では、大半が 1ｍ未満の浸水深である。想定最大規模（24 時間の総雨量 673.4 ㎜）の降雨では、最大浸水深が 7ｍ に達する場所も存在するが、大半は 3ｍ未満の浸水深である。また、河岸浸食による家屋倒壊危険ゾーンも存在する。

ウ、沼川

計画規模の 50 年に１度程度（24 時間の総雨量 301.6 ㎜）の降雨では、大半が 3ｍ未満の浸水深である。想定最大規模（24 時間の総雨量 694.5 ㎜）の降雨では、最大浸水深が 5ｍ に達する場所も存在するが、大半は 3ｍ未満の浸水深である。また、氾濫流及び河岸浸食による家屋倒壊危険ゾーンも存在する。

エ、小潤井川

計画規模の 50 年に１度程度（24 時間の総雨量 301.6 ㎜）の降雨では、大半が 50㎝ 未満の浸水深である。想定最大規模（24 時間の総雨量 694.5 ㎜）の降雨では、最大浸水深が 3ｍ に達する場所も存在するが、大半は 3ｍ未満の浸水深である。また、河岸浸食による家屋倒壊危険ゾーンも存在する。

オ、赤淵川

計画規模の 50 年に 1 度程度（24 時間の総雨量 301.6 ㎜）の降雨では、大半が 3m未満の浸水深である。想定最大規模（24 時間の総雨量 694.5 ㎜）の降雨では、上流部や河川沿いで最大浸水深が 10m程度に達する場所も存在するが、下流部では大半が 3m未満の浸水深である。また、氾濫流及び河岸浸食による家屋倒壊危険ゾーンも存在する。

カ、高橋川

高橋川は、沼津市を流れ、沼川に合流する河川であり、計画規模の 50 年に 1 度程度（24 時間の総雨量 301.6 ㎜）の降雨では、市内での浸水想定はない。想定最大規模（24 時間の総雨量 694.5 ㎜）の降雨では、最大浸水深が 5m に達する場所も存在するが、大半は 3m未満の浸水深である。

(2) その他河川（中小河川）

洪水予報河川、水位周知河川以外のその他河川（中小河川）として、県管理の富士早川、田子江川、和田川、田宿川、滝川、昭和放水路、須津川、江尾江川、春山川、駒瀬川、沼津大沢川、伝法沢川、凡夫川、砂沢川、久遠寺川、中河原川、小池川について、想定最大規模（富士早川、田子江川、凡夫川、砂沢川、久遠寺川は 24 時間の総雨量 673.4 ㎜、小池川は 22 時間の総雨量 814.7㎜、中河原川は 24 時間の総雨量 836㎜、その他は 24 時間の総雨量 694.5 ㎜）の降雨による洪水浸水想定区域図が公表され、河川周辺での浸水が想定されている。

2. 土砂災害

市内では、急傾斜地崩壊危険箇所が 175 箇所、土石流危険渓流が 54 箇所、地すべり危険個所が 2 箇所、合計 231 箇所の土砂災害危険箇所がある。そのうち土砂災害警戒区域が 229 箇所指定されており、降雨等によるがけ崩れや土石流のため住家等への被害が予想される。詳細は（資料 2－5）参照。

3. 雨水出水（内水）

市街化の進展や局地的な集中豪雨の増加により、都市部において雨水排水能力を大幅に上回る雨水流出により内水浸水被害が発生していることから、市は、想定最大規模（1 時間の雨量 147㎜）の降雨による浸水想定区域図を公表しており、市街地における浸水が想定されている。

4. 高潮

本市は、駿河湾に面し、市内海岸線には、防潮堤が整備されているものの、8 月～10 月上旬にかけては台風の影響による高潮・高波が予想される。また、11 月下旬から 3 月にかけては、海上を吹き抜ける西風による高波が予想されることから沿岸は注意が必要である。

なお、想定最大規模の高潮浸水想定では、田子の浦港付近で最大 1.1mの浸水が想定されているが、人家等のある地域での浸水は想定されていない。

第２章　災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

第１節　　総　則

1. この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。
2. 市及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
3. 市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
   なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
4. 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
5. 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえた、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
6. 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第２節　　河川の災害防除計画

1. 本市河川の特徴

富士川扇状地を形成した富士川は、その源を長野、山梨県境の南アルプス甲斐駒ケ岳の南西に位置する鋸岳（標高 2,685m）に発し、本市の西部を縦断して駿河湾に注ぐ一級河川である。

河口付近の河床勾配は 300 分の 1 程度で、上流に甲府盆地を控えていることから、上流からの土砂供給量は比較的少ないことが知られている。また、上流部のえん堤建設等により部分的に河床低下の傾向が見られる。

潤井川は、富士山の南西麓を流れ、田子の浦港を経て駿河湾に注ぐ、長さ約 25 ㎞の一級河川である。なお、その上流では富士山を刻む大沢崩れに発する大沢川と繋がっているため、土砂流下が懸念される。しかし、大沢扇状地の砂防施設の効果と星山放水路の完成により土砂流下量は低減されている。星山放水路下流の潤井川については、潤井川支川南西野渓からの流送砂礫の引き起こす諸々の現象が問題となるが、当面の課題は河床の上昇と田子の浦港への土砂流入である。

沼川は、愛鷹山系を源とする沼津市域の河川や須津川、春山川、赤淵川、滝川等が（赤淵川と滝川は昭和放水路分流後）合流して浮島ヶ原の最低部を東から西にゆっくりと流下し、途中昭和放水路より駿河湾に放流され、更に沼川橋付近で和田川、小潤井川と合流して田子の浦港に注ぐ一級河川である。沼川そのものは地形的特徴から緩勾配河川であり、その下流部は駿河湾の潮位により逆流を示す感潮河川の性格をもっている。このため、大雨時の水位上昇による浸水被害が懸念される。特に田子の浦港に注ぐ直上流の旧石水門は、治水上狭窄部となっており、その改築が長年の懸案事項となっている。

2. 治水対策

本市の一級河川は 22 河川で、その流路延長は 94 ㎞である。これらの河川は、その地形の影響を受けた、それぞれ異なった特徴があり、これに応じた対策を講じなければならない。

最近の被害をみると、その地域の地形的特性に加え地域開発等に因る環境の変化により、小河川の決壊・氾濫が大きな被害に繋がっているので、雨水調整ダムの建設並びに 32 の準用河川と支流である普通河川等の改良及び改修を主とした治水対策を講じていくものとする。

なお、本市の治水計画は次のとおりである。

雨水貯留浸透施設一覧表

施設名称	対象河川名	所在地	完　成	構　造	貯留容量	浸透施設	管理者
片倉雨水貯留池	(準)伝法沢川	中野地先	S59	ダム式	50,000t	なし	河川課
天神川原雨水貯留池	(一)富士早川	中島地先	H2	堀込式	9,570t	なし	河川課
伝法雨水貯留池	(一)和田川	伝法地先	S58	堀込式	16,720t	なし	河川課
原田雨水貯留池	(準)松原川	原田地先	H6	堀込式	45,000t	なし	河川課
石坂古屋敷雨水貯留池	(準)石坂川 和田川	石坂地先	H14	堀込式	5,800t 800t	なし	河川課
愛鷹雨水貯留池	(一)江尾江川	江尾地先	H8	堀込式	10,475t	なし	農政課
青葉台南貯留池	(一)和田川	今泉地先	H22	掘込式	15,800t	なし	河川課
伝法沢川・横堀川調整池	伝法沢川	伝法地先	H26	堀込式	56,000t	なし	静岡県

河 川 状 況

	河　川　数	流 路 延 長	備　　考
一　級　河　川	22	94 ㎞	
準　用　河　川	32	89 ㎞	
普　通　河　川	444	359 ㎞	
計	497	542 ㎞	

3. 浸水想定区域の指定と通知

洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保又は浸水の防止による水害の軽減を図るため、国土交通省関東地方整備局及び県は、想定し得る最大規模の降雨により該当河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域を指定し、その区域、水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表するとともに、市長に通知するものとする。富士市においては、国土交通大臣指定の富士川と県知事指定の潤井川、沼川、小潤井川、赤淵川、高橋川が該当する。

また、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川についても、国土交通省及び県は、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、市長に通知するものとする。富士市においては、県管理の富士早川、田子江川、和田川、田宿川、滝川、昭和放水路、須津川、江尾江川、春山川、駒瀬川、沼津大沢川、伝法沢川、凡夫川、中河原川、砂沢川、久遠寺川、小池川の洪水浸水想定区域図が公表されている（令和5年8月現在）。

4. 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

(1) 市は、「水防法」（昭和24年法律第193号）第15条に基づき、洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第7節2、3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下、「緊急避難場所」という。）及び避難経路に関する事項、洪水、又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時、高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

(2) 市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。

・地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。
・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
・大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。

(3) 上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

ア、浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

イ、市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。

エ、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

オ、市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

◇洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧（資料10－11）
◇洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達について（資料10－12）

(4) 市は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

(5) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

5. 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節　道路、橋りょう災害防除計画

市域内の国道、県道、市道及び高速道路の管理強化対策として、交通危険箇所の解消を図るため、災害防除事業を実施するとともに、道路パトロールを強化し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、災害が発生した場合は、早急に交通道路確保のための応急措置を実施する。

また、土質等の調査結果、交通量の変化、道路敷外からの落石に対する措置及び地形の変化等を勘案し、交通危険箇所の解消を図るものとする。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

道路種別	石積擁壁等		土砂崩落・落石		洗　　掘		そ　の　他		計	
	箇所数	延　長	箇所数	延　長	箇所数	延　長	箇所数	延　長	箇所数	延　長
国　道										
県　道										
市　道	4	267.5	6	690	0	0	0	0	10	957.5
計	5	357.5	6	690	0	0	0	0	11	1047.5

道路危険区間（m）

第4節　土砂災害防除計画

土砂災害から市民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、「土砂災害防止法」（平成12年法律第57号）に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

1. 土砂災害のハード対策

(1) 砂防事業

県は、土石流の発生するおそれのある渓流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るため、砂防設備の整備を実施する。

なお、本市の砂防指定地は（資料2－7）のとおりである。

(2) 地すべり防止対策事業

県は、地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

なお、本市の地すべり防止区域は（資料2－4）のとおりである。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定し、法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止工事を実施している。また、がけ高が 10m未満の区域については、市が実施している。

なお、本市の指定された急傾斜地崩壊危険区域は（資料 2－8）のとおりである。

2. 土砂災害のソフト対策

(1) 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

ア、土砂災害警戒情報

静岡地方気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が防災活動の実施や住民等への避難指示等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報(避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当)を発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ウェブサイト）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ウェブサイト等）の確認・把握に努める。

なお、土砂災害警戒区域における避難体制については、（資料 7－23 富士市避難情報の判断・伝達マニュアル）のとおりである。

イ、土砂災害緊急情報

土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、国土交通省又は県から提供される土砂災害緊急情報を活用し、市は避難指示等の判断を行うものとする。

(2) 「土砂災害防止法」の施行

ア、土砂災害警戒区域等の指定、公表

県は、急傾斜地の崩壊等から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。また、「土砂災害防止法」に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知、公表するものとする。

市は、「土砂災害防止法」の規定に基づき、県による土砂災害警戒区域の指定があった場合には、警戒避難体制の整備を図るものとする。

なお、本市の土砂災害警戒区域は、（資料 2－5）のとおりである。

イ、土砂災害特別警戒区域における規制等

県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。

また、市、県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

ウ、市地域防災計画

市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする（資料 2－5 参照)。

(ｱ) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(ｲ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ｳ) 「災害対策基本法」第 48 条第 1 項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(ｴ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必

要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(ｵ) 救助に関する事項

(ｶ) (ｱ)～(ｵ)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

市防災会議は、市町地域防災計画において前項(ｴ)に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

エ、要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

土砂災害警戒区域に位置し、(資料 2－5) にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。市長は報告を受けた要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

オ、住民への周知

市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害危険箇所マップの提供を行い、降雨の状況や危険情報を住民と行政が相互に通報しあうシステムを構築する。

なお、本市の土砂災害警戒区域は、(資料 2－5) のとおりである。

カ、避難指示等の解除

市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

キ、事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(3) その他のソフト対策

ア、土砂災害に対する防災訓練」の実施

市は県と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、避難警戒体制の強化を図る。

第 5 節　山地災害防除計画

1. 治山事業

山地災害のおそれのある危険箇所については、地域からの要望に基づき、県と情報を共有し、緊急性を判断して事業を実施する。

2. 山地災害対策

富士市内における山地災害危険地は、崩壊土砂流出危険地区 74 箇所、山腹崩壊危険地区 29 箇所、合計 103 箇所である。市及び県は、インターネット等を通じて市民への周知に努め、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。また、毎年度、6 月 1 日～15 日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

また、市及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

第 6 節　林道災害防除計画

市域内の林道は、富士山系と愛鷹山系の二つの山系にわかれ、前者は比較的緩やかな斜面、後者はそれとは反対に急しゅんな斜面をもち、それぞれ法面を切り開き盛土されたものである。特に富士山系においては雨水、また、愛鷹山系においては雨水及び風化等による自然崩壊が見られる。したがって、常に路面、法面、路肩の損傷部分を改修し、また、補強する等必要な措置を講ずるものとする。

なお、令和 3 年度末で林道 64 路線延長＝162,800m、作業道 23 路線延長＝19,324m、総延長は次のとおりである。

1. 総 延 長　　182,124m
2. 自動車道　　182,124m

第 7 節　農地災害防除計画

1. ため池等整備事業

市内の農業用ため池は、松野地区の原方池 1 箇所である。このため池は決壊した際に影響が大きいことから、静岡県の「防災重点農業用ため池」に選定されており、耐震・豪雨に対する安全性の照査を行うとともに、平成 27 年にはハザードマップを作成し、地域に配布している。

2. 農地保全事業

富士山南麓にある農地は、富士マサ等の特殊土壌で構成されており、降雨時には、表土が流れやすく、農地の土壌浸食や侵食された土砂や流水による下流部へ洪水被害を引き起こしてきた。このため、農地を対象に排水路や承水路及びこれらに付帯する農道等の整備及びにより洪水被害を防ぐ。

3. 湛水防除事業

沼川周辺の農地は、感潮河川である沼川の影響により、洪水時には著しく排水不良となり農地の浸水被害が発生してきた。このため、排水機場、排水水門等の新設又は更新により、湛水被害の防止を図る。中上流域においては、豪雨時に一時的に洪水を貯留する雨水貯留池や、流入する本河川の河川水位が高い時に支線河川に逆流防止のための排水水門により洪水被害を防ぐ。また、地震時の津波被害やゲリラ豪雨等、緊急時に適切に対応するため、遠方監視システムや遠隔操作システムの整備を行い、これらの施設の適切な運用管理を行う。

施設一覧

排水機場（湛水防除事業で実施）

施設名称	事業地区名	所在地	完成	ポンプ径	排水能力	管理者
浮島排水機場	沼川地区	浮島第 2 工区	H1	φ1000×1 基 φ600×1 基	2.9 ㎥/S	農政課

三新田排水機場	三新田地区	富士東部第 6 工区	H6	φ700×2 基	1.9 ㎥/S	農政課
香西排水機場	伝法地区	香西	H20	φ1000×1 基 φ600×1 基	1.8 ㎥/S	河川課
江尾江川西側排水機場	江尾江川地区	富士東部第 4 工区	H21	φ600×2 基	1.5 ㎥/S	農政課
西船津排水機場	江尾江川地区	富士東第 4 工区	H25	φ600×2 基	1.3 ㎥/S	農政課

排水樋門

施設名称	事業地区名	所在地	完成	構造	排水断面	管理者
昭和放水路 （海岸暗渠）	湛水防除事業沼川地区	沼田新田	H7	2 連式樋管	4.0(幅)×2.5(高)	農政課
清水川排水樋門 （潤井川）	ため池等整備 潤井川地区	伝法地先	H26	2 連式水門	3.2(幅)×2.1(高)	河川課

雨水貯留池（湛水防除事業で実施）

施設名称	事業地区名	所在地	完成	構造	貯水容量	管理者
香西調整池	（普）排水堀	伝法地先	H19	掘込式	30,000 ㎥	河川課
万騎沢調整池	（普）万騎沢	江尾地先	H18	掘込式	3,630 ㎥	河川課
江尾江川南調整池	（普）江尾江川	江尾地先	H24	掘込式	18,900 ㎥	河川課

第 8 節　海岸保全災害防除計画

1. 本市域の海岸は、駿河湾の湾奥にあたり、延長は富士川河口から沼津市と接する柏原までの約 9.4㎞ である。外洋の影響を受けやすく、また海底勾配が急なために高波が発生しやすい特性を持ち、台風によって大きな被害を受けてきた。特に昭和 41 年の台風 26 号では、尊い人命が失われる災害となった。

　台風 26 号以降、旧蒲原町より沼津市までの間の堤防改良が計画されると、昭和 42 年には吉原工区が、昭和 51 年には富士工区が国の直轄工事区間として指定され、堤防高 T.P.＋17ｍの高潮堤防が築造された。

　侵食対策としては、土砂供給量が減少した富士工区には離岸堤が設置され、汀線の回復、維持が図られている。また、堤防の保護や越波を防ぐために、消波堤や堤防前浜への養浜が実施された。

　昭和放水路以東については、広域的で長期的な海浜の安定を図っていくために、消波堤によらない養浜事業が実施されている。

　耐震対策としては、東海地震を想定して、建設省（現国土交通省）が昭和 52 年度に地震時における堤防の検討を行い、震度 6 に対しては堤防補強の必要を認め、耐震対策工を昭和 57 年度から施工し、昭和 62 年度に完了した。また、堤防裏法の補強工についても平成元年度から施工し、平成 13 年度に完了した。

　今後については、国による昭和放水路以東の養浜事業が引き続き精力的に推進される必要がある。また老朽化した堤防表法等の補強工事を実施している。

2. 県は高潮浸水想定区域の指定及び周知等について、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあり水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸のほか、高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表し、高潮浸水想定区域として指定するとともに、市長に通知するものとする。
3. 市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を

発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第 9 節　倒木被害防除計画

市は、県、電気事業者及び電気通信事業者と連携して、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け協力の拡大に努めるものとする。

また、市は県とともに、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第 10 節　盛土災害防除計画

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査により、危険が確認された不適切な盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

市及び県は、行政指導等の状況により、崩落の危険が確認された不適切な盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

不適切な盛土事案の議題解決を図るため、県が設置する副知事を座長とした部局横断組織である「静岡県盛土等対策会議」について、市は下部組織として置かれる現場レベルの地域部会へ参画する。これにより、県と市町等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第 11 節　避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1. 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。

具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を検討することとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

(2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

(3) 市は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。

2. 住民への周知・意識啓発

(1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難場所への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保（垂直避難）」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておくとともに、高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、日頃から住民等への周知啓発に努める。

また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画(マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援し、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第 12 節　避難誘導体制の整備計画

市は、水防団や自主防災組織と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、配慮すべき情報の把握・共有、個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第 13 節　防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第 2 章災害予防計画 第 9 節「防災知識の普及計画」及び風水害対策編 第 2 章災害予防計画 第 11 節「避難情報の事前準備計画」 2. 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

1. 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

   また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。

2. 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

3. 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布するものとする。
4. 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等、高潮災害の防止に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布するものとする。

第 14 節　自主防災活動

共通対策編　第 2 章災害予防計画　第 12 節「自主防災組織の育成」及び第 13 節「事業所等の自主的な防災活動」に順ずる。

第３章　災害応急対策計画

この計画は、河川、海岸の洪水、高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。なお、ここに定めのない事項については、共通対策編 第３章災害応急対策計画による。

第１節　組織計画

1. 主　　旨

災害対策本部の組織体制を明らかにし、災害応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

2. 災害対策組織

(1) 富士市防災会議

ア、編成

「富士市防災会議委員の編成」（資料１－３）の定めるところによるものとする。

イ、運営

「富士市防災会議条例」（資料１－１）及び「富士市防災会議運営要領」（資料１－２）に定めるところによるものとする。

(2) 富士市災害対策本部

ア、編成

「富士市災害対策本部条例」（資料１－４）に定めるところとする。

イ、設置基準

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、市長がその対策を必要と認めるとき。

ウ、運営

「富士市災害対策本部条例」及び「富士市災害対策本部組織規程」（資料１－５）の定めるところによる。

エ、防災拠点

災害対策本部の防災拠点を各地区まちづくりセンターに設置する。各地区の防災拠点及び配備資機材は、（資料７－18）のとおりである。

(3) 富士市水防本部

水防組織の組織に関し必要な事項は、本章 第 4 節水防計画の定めるところによるものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

(4) 標識

本部活動を円滑に進めるため、（資料１－６）のとおり標識を定めるものとする。

(5) 気象警報等による配備体制

災害対策本部の設置に至らないが、各種気象警報等が発表された段階においては、必要に応じ配備体制を整え警戒態勢をとるものとする。（資料１－11）

第２節　情報収集・伝達

共通対策編 第３章災害応急対策計画 第４節「通信情報計画」に準ずる。

第３節　広報活動

共通対策編 第３章災害応急対策計画 第５節「災害広報計画」に準ずる。

第４節　水防計画

1．主　　旨

この計画は、「水防法」に基づき河川、湖沼、海岸の洪水又は高潮（津波を含む。）による水災を警戒・防ぎょするため必要な水防体制、情報の収集、予警報伝達等に関する基本事項を定め、水災による被害軽減を図ることを目的とする。

2．水防体制

(1) 水防責任等

ア、市の水防責任

市は、市区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

イ、居住者等の水防義務

水防管理者又は水防団長は水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(2) 水防組織

ア、水防本部

水防に関係のある気象の予報、注意報、警報等により洪水のおそれがあると認められる時から、洪水等の危険が解除されるまで水防本部で事務を処理する。ただし、市災害対策本部が設置された時は、その組織に統合されるものとする。

水防本部の組織及び事務分掌は、（資料10－1）のとおりである。

イ、水防団

水防団の組織及び管轄区域は、（資料10－2）のとおりである。

(3) 非常体制

ア、非常配備

水防本部・水防団の非常配備体制は次のとおりとする。

(ｱ) 第１配備体制

少数人数で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる体制とする。

(ｲ) 第２配備体制

所属人員の約半数を動員し、水防活動に必要な事態が発生すれば、そのままで水防活動が遅延なく遂行できる体制とする。

(ｳ) 第３配備体制

所属人員の全員を動員し、完全な水防体制にはいる。

イ、配備体制の時期

水防団の配備体制につく時期は次のとおりとするが河川の状態により多少異なるものとする。

(ｱ) 第１配備体制

直ちに氾濫注意水位（警戒水位）に達する見込みの場合

(ｲ) 第２配備体制

ａ．氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水の見込みの場合

ｂ．気象状況等により津波及び高潮の危険が予想される場合

(ｳ) 第３配備体制

ａ．氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水し続けている場合

ｂ．津波、高潮に関する警報が発表される等、津波、高潮による危険が予想された場合
ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る。

(4) 水防信号

「水防法」による水防信号及び標識は（資料10－3）のとおりである。

3．水防に関する予警報

(1) 水防活動の注意報、警報等

ア、静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、

高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報、並びに気象庁本庁から発表される津波特別警報（大津波警報）、津波警報及び津波注意報をもって水防活動用に代えるものとし、市はこれを受領したときは、水防団長にその情報に係る事項を通知するものとする。

イ、静岡地方気象台から発表される気象特別警報、警報及び注意報、並びに気象庁本庁から発表される津波特別警報（大津波警報）、津波警報及び津波注意報の発表基準は、（資料 3－2 及び資料 3－3）のとおりである。

(2) 洪水予報

洪水予報は、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、国土交通省または県が気象庁と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して行う。

洪水予報の発表基準は、氾濫注意情報については、基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、氾濫警戒情報については、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達が見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報については、氾濫危険水位に到達したとき、あるいは、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、氾濫発生情報については、堤防からの越水または破堤が起こり、河川水による浸水が確認されたときである。

(3) 水防警報

ア、水防警報は、洪水、津波又は高潮により重大な損害が生ずるおそれがある河川または海岸としておいて指定した河川または海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う必要がある旨を警告して国土交通省または県が水防警報を発令する。

国土交通省または県が水防警報を発令した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。水防警報の発令基準は、対象水位観測所の水位が定められた警戒水位に達するか、又は超えなお上昇して出動の必要を認めるときなどとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発表する。

市は、水防警報指定河川である富士川、潤井川及び富士海岸に水防警報が発表され、富士水防区（富士土木事務所）よりその通知を受けたときは、水防団長にその情報に係る事項を通知するものとする。

イ、国土交通大臣が行う水防警報とその措置は（資料 10－8）、知事が行う水防警報とその措置は（資料 10－9）のとおりである。

(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報

ア、洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から県に通知された場合、または県が発令した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。

イ、市は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）設定河川である潤井川、沼川、小潤井川及び赤淵川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、富士水防区（富士土木事務所）よりその通知を受けたときは、水防団長にその情報に係る事項を通知するものとする。

(5) 雨量及び水位の監視と通報

ア、水位及び雨量の観測

水位については国土交通省及び静岡県の水位観測所または富士市の水位計、雨量については国土交通省及び静岡県の雨量計により行うものとする。

イ、水位の通報

水位観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、富士水防区（富士土木事務所）よりその通知を受けたときは、水防団長にその情報に係る事項を通報するものとする。

ウ、県は、雨量、水位、潮位等の情報等を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図り、リアルタイムで提供する情報共有ネットワークの構築に努める。

(6) 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

4. 水防通信連絡系統

水防に関する通信基本系統図は、（資料 10－4）のとおりである。

5. 水防区域の重要箇所

市域における重要水こう門は、（資料 10－5）のとおりである。

第 5 節　避難に関する計画

原則として、共通対策編 第 3 章災害応急対策計画 第 7 節「避難救出計画」に準ずる。加えて、風水害時の避難場所を以下のとおり開設する。避難場所の指定状況は（資料 7－7）のとおり。

1. 早期避難場所

洪水浸水想定区域内や土砂災害危険区域内に居住する住民等の早期立退きを促すため、雨風が強まる前の早い段階で、地区まちづくりセンターを開設する。

2. 緊急避難場所

富士川、潤井川、小潤井川、沼川（高橋川）及び赤淵川の水位が上昇し、洪水の警戒レベル 3 以上の避難情報を発令した場合、浸水が想定される地区内の緊急的な避難場所として、学校施設等を開設する。

3. 洪水時車いっとき避難場所

富士川、潤井川、小潤井川、沼川（高橋川）及び赤淵川の水位が上昇し、洪水の警戒レベル 3 以上の避難情報を発令した場合、避難者が自家用車内での安全確保を図ることを目的に、公園等を洪水時車いっとき避難場所として開設する。

富士山火山対策編

富士山火山対策編 沿革

平成 27 年 10 月 10 日	富士市地域防災計画富士山火山対策編を作成する。
平成 28 年 2 月 10 日	同計画を一部修正する。
平成 29 年 2 月 9 日	同計画を一部修正する。
平成 30 年 2 月 7 日	同計画を一部修正する。
平成 31 年 2 月 6 日	同計画を一部修正する。
令和 2 年 2 月 6 日	同計画の一部を修正する。
令和 3 年 2 月 5 日	同計画の一部を修正する。
令和 4 年 2 月 10 日	同計画の一部を修正する。
令和 5 年 2 月 8 日	同計画の一部を修正する。
令和 6 年 2 月 9 日	同計画の一部を修正する。

富士山火山対策編 目次

第１章　総　　則 1

第１節　想　定 1
第２節　気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等 3
第３節　避難計画 6

第２章　災害予防計画 10

第１節　関係機関と実施すべき事項（平常時） 10
第２節　防災連絡体制の整備 13
第３節　市避難計画の策定 14
第４節　市が定める避難所及び避難経路 15
第５節　避難促進施設 15
第６節　予防教育及び研修・訓練の実施 15

第３章　災害応急対策計画 17

第１節　噴火警報・噴火予報の伝達 17
第２節　避難指示等 18
第３節　市の体制 24
第４節　交通規制 25
第５節　避難者の輸送 27
第６節　広域避難路の除灰等 27
第７節　社会秩序維持活動 28
第８節　被害拡大防止対策 29
第９節　継続災害対応計画 29
第10節　広域連携 29

第４章　災害復旧計画 30

第１節　復旧 30

第1章　総　　則

県は、富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。

「活動火山対策特別措置法」（昭和 48 年法律第 61 号）に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に、「活動火山対策特別措置法」に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下、「協議会」という。)」を設置した。

本市の富士山火山活動に伴う防災対策は、協議会が令和3年3月に改定した「富士山ハザードマップ（改定版)」（以下、「富士山ハザードマップ」という。）の噴火想定に基づき、令和5年3月に「富士山火山避難基本計画」（以下、「避難基本計画」という。）が公表されたことから、市における富士山噴火に伴う住民の避難は、これを基に改定した「富士市富士山火山避難計画（資料編7－24参照。以下、「市避難計画」という。)」により実施する。

第1節　想　定

本計画において前提とする火山現象の規模や範囲は、富士山ハザードマップを基本とする。

1. 想定火口範囲

約5,600年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺1kmの範囲に、山頂から半径4km以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域が想定火口範囲である。

2. 予想される噴火現象

現　象	危　険　性　等
噴石（大きな噴石、小さな噴石）	・噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2㎜以上）及び火山岩塊（直径64㎜以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区別している。 ・大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 ・噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 ・噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 ・1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。
火砕流・火砕サージ	・火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 ・火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到達することが想定される。 ・高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。 ・火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。

現　象	危　険　性　等
溶岩流	・1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。 ・噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。 ・溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。 ・溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。 ・溶岩流の流下速度が時速3km（人が歩く速度と同程度）を超えることはまれで、余裕をもって逃げることが可能であるが、避難開始から完了までの所要時間を考慮すると、火口から3時間以内に溶岩流が到達する範囲では、噴火発生前にあらかじめ避難する必要がある。※1
融雪型 火山泥流	・積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。 ・水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。 ・融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
空振	・噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。
降灰	・細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 ・火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 ・ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。 ・屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。 ・堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。
降灰後 土石流	・斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。 ・降灰堆積厚10cm以上となった渓流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 ・速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
火山性地震 ・地殻変動	・火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 ・火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。 ・地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	・マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 ・富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等の

現　象	危　険　性　等
	ガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
洪水氾濫	・火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や渓流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 ・噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
岩屑なだれ・山体崩壊	・強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 ・発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。 ・岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 ・山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	・熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 ・溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 ・水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。

※ 各現象の危険性等の詳細は、市避難計画（資料編 7－24 参照）及び富士市富士山火山防災マップ参照

3. 火山災害警戒地域の指定

「活動火山対策特別措置法」に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、県内では次のとおりである。

火山	県	市町
富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

第 2 節　気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

1. 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて 5 段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成 19 年 12 月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

レベル 1 は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル 2 は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル 2 の発表はしないこととしている。よって、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル 3 が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル 4 またはレベル 5 が発表される。

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル 2 が発表される。

名称	対象範囲	噴火警戒レベル（キーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）	●噴火が発生。 【宝永噴火（1707 年）の事例】 12 月 16 日噴火開始：翌年 1 月 1 日にかけて 16 日間噴火継続、大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～866 年）：北西山腹から大規模噴火、大量の溶岩を流出 ●体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。 【宝永噴火（1707 年）の事例】 12 月 15 日朝～16 日午前（噴火開始前日～直前）：地震多発、東京など広域で揺れ
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要 一部の地域では住民の避難が必要	●居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 ●地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。 【宝永噴火（1707 年）の事例】 噴火開始数日前～：地震活動のさらなる活発化と顕著な地殻変動（推定）
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等 一部の地域では住民の避難が必要 来域者等は帰宅	●地震増加地殻変動浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など火山活動の高まり。 【宝永噴火（1707 年）の事例】 12 月 3 日以降（噴火開始十数日前）：山中のみで体に感じる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった。 ●火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等	【レベル２の発表】 火山活動が活発する過程では使用せず※1、火山活動が低下する過程などにおいて、レベル３～５から引き下げる段階で火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動に高まりがみられる 今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある	住民は希望により自主避難 状況に応じて登山者は下山	●明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 （火山の状況に関する解説情報（臨時）等※2を発表する）
			火山活動は静穏	住民は通常の生活	●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

注 1）　富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活発化の過程でレベル 2 は発表しない。

注 2）　レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

2．その他の火山現象に関する予報

(1) 降灰予報

ア、降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3 時間ごと）に発表。

・18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ、降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後 5～10 分程度で発表。

・噴火発生から 1 時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

ウ、降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。

・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

（※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

(2) 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1㎜以上
やや多量	0.1㎜以上 1㎜未満
少量	0.1㎜未満

(3) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

3．火山現象に関する情報等

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時)」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表。

噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	毎月または必要に応じて臨時に発表。
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの。	毎月上旬に発表。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	噴火が発生した場合に直ちに発表。
航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報。 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18 時間先まで予測）も合わせて発表される。	責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合。 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信。

（※）責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には 9 つの航空路火山灰情報センター（VAAC:Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。

第 3 節　避難計画

1. 火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア

本計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、富士山ハザードマップ検討委員会報告書や避難基本計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を図 1 から図 5 に示す。

なお、各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

具体的な避難指示の発令のタイミングや対象地域は、市避難計画第 3 章第 3 節によるものとする。

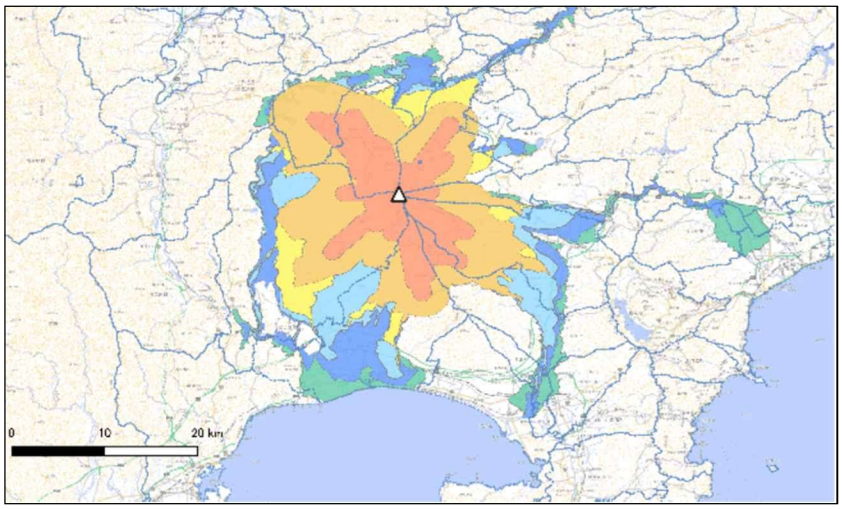

図１　＜想定火口範囲、大きな噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の避難対象エリア＞

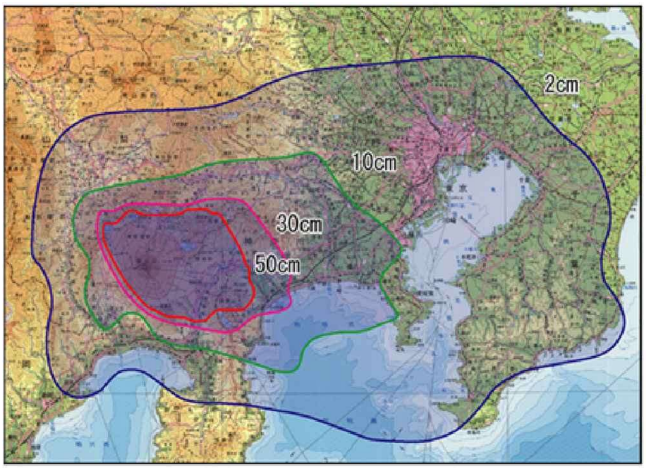

図２　＜降灰の影響予測範囲＞

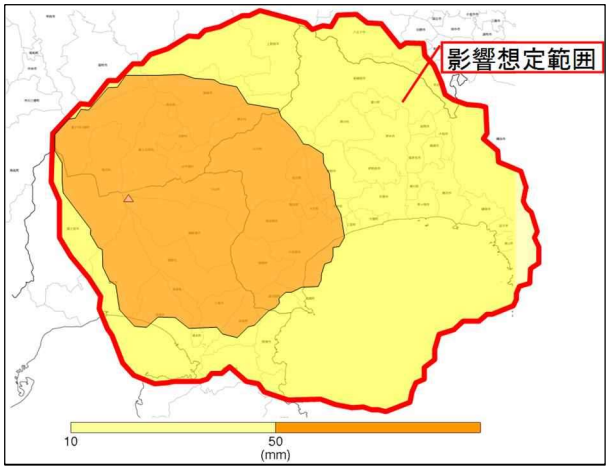

図３　＜小さな噴石の影響想定範囲＞

図４　＜融雪型火山泥流の可能性マップ＞

図５　＜降灰後土石流の可能性マップ＞

本計画で定める影響想定範囲と避難対象エリアは次のとおりである。

噴火現象	避難対象		説　明
溶岩流　火口形成、火砕流、大きな噴石、	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲（図1を参照）（火口形成、火砕流・火砕サージ、大きな噴石、溶岩流）
		第1次避難対象エリア	想定火口範囲
		第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石
		第3次避難対象エリア	溶岩流（3時間以内）到達範囲
		第4次避難対象エリア	溶岩流（3時間－24 時間）到達範囲
		第5次避難対象エリア	溶岩流（24 時間－7日間）到達範囲
		第6次避難対象エリア	溶岩流（7日間－最終的（約57日間））到達範囲
融雪型火山泥流	避難対象エリア		可能性マップの示す影響想定範囲（図4を参照）
		事前避難対象区域	融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域
降灰	影響想定範囲		降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深2cm以上）（図2を参照）
小さな噴石	影響想定範囲		小さな噴石のうち大きさが1cm以上の噴石の降下が想定される範囲（図3を参照）
降灰後土石流	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲（図6を参照） ※降灰後土石流の想定影響範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
		避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

2．段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難や避難準備を行う。

(1)　噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

上段：一般住民　中段：避難行動要支援者　下段：来域者

区分	噴火警戒レベル	溶岩流						融雪型火山泥流		降　灰	小さな噴石	降灰後土石流
		火砕流、大きな噴石										
		火口形成										
		第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア	事前避難対象区域	避難対象エリア	影響想定範囲	影響想定範囲	避難対象エリア※2
噴火前	1（臨時情報）	— — 帰宅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3	避難 避難 帰宅	避難 避難 帰宅	避難準備 避難準備 帰宅	— — 帰宅	—	—	避難準備 避難準備 帰宅	— — 帰宅※7	—	—	—
	4	避難 避難 帰宅	避難 避難 帰宅	避難 避難 帰宅	避難準備 避難準備 帰宅	—	—	避難 避難 帰宅	避難準備 避難準備 帰宅※7	—	—	—
	5	避難 避難 帰宅	避難 避難 帰宅	避難 避難 帰宅	避難準備 避難準備 帰宅	—	—	避難 避難 帰宅	避難準備 避難準備 帰宅※7	—	—	—
噴火開始直後		(事前避難) (事前避難) 帰宅	(事前避難) (事前避難) 帰宅	(事前避難) (事前避難) 帰宅	避難準備 避難準備 帰宅	—	—	(事前避難) (事前避難) 帰宅	避難 避難 避難	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—

－：避難行動の対象外

(2) 噴火状況判明後の避難

上段：一般住民　中段：避難行動要支援者　下段：来域者

区分	溶岩流						融雪型 火山泥流		降灰	小さな 噴石	降灰後 土石流
	第1次 避難 対象 エリア	第2次 避難 対象 エリア	第3次 避難 対象 エリア	第4次 避難 対象 エリア	第5次 避難 対象 エリア	第6次 避難 対象 エリア	事前 避難 対象 区域	避難 対象 エリア	影響 想定 範囲	影響 想定 範囲	避難対象 エリア※2
現象の発生	溶岩流の流下の場合						積雪期の噴火の場合		火山灰の降下の場合	小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合
				※3	※4	※5					
噴火状況判明後	(事前避難) (事前避難) 帰宅	(事前避難) (事前避難) 帰宅	(事前避難) (事前避難) 帰宅	避難 避難 帰宅 【必要な範囲※7】	避難 避難 帰宅 【必要な範囲※7】	避難 避難 帰宅 【必要な範囲※7】	(事前避難) (事前避難) 帰宅	避難 避難 避難	屋内退避 屋内退避 屋内退避	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/避難 避難準備/避難 避難準備/避難

※1　噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。

※2　降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。

※3　第4次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※4　第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※5　第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※6　噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設定する。

※7　溶岩流の避難対象エリアで第4次避難対象エリアより内側にいる場合。

第２章　災害予防計画

市は、協議会を通じて、国、県、他市町村、公共機関、専門家等と連携し、協議会において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第１節　関係機関と実施すべき事項（平常時）

実施主体	内　　容
市	・教育委員会との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備 ・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） ・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災ラジオ等の設置促進 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・観光関係団体等、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等） ・避難所との連絡体制等の構築 ・自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・市民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 ・観光客・登山者への避難基本計画、市避難計画の周知 ・警察、道路管理者への避難基本計画、市避難計画の周知 ・自主防災組織ごとに避難対象者のリスト化 ・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（市避難計画の策定） ・避難対象エリアの市民への周知 ・避難所施設の指定及びリスト化 ・受入市町をグループ化した受入れ地域をあらかじめ設定 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画の作成 ・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・関係者と連携した避難支援体制の構築 ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築 ・入山規制の実施方法の検討 ・入山規制実施時の広報方法の検討 ・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定（市避難計画の策定） ・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（市避難計画の策定） ・除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出

実施主体	内　　容
	・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定 ・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上 ・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 ・入山規制実施時の規制箇所の検討 ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備 ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
受入市町	・広域避難者受入れ時の実施事項の整理 ・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 ・市民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
県	・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 ・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 ・避難基本計画及び県地域防災計画の周知 ・山小屋組合等への避難基本計画及び県地域防災計画の周知 ・警察、道路管理者への避難基本計画及び県地域防災計画の周知 ・鉄道事業者への避難基本計画及び県地域防災計画の周知 ・観光客・登山者への避難基本計画及び県地域防災計画の周知 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 ・避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築 ・市及び受入市町への安否情報連絡体制の構築 ・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話 手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 ・市が設定した避難ルートの把握 ・県バス協会等との協定の締結 ・広域避難者受入れ時の実施事項の整理 ・市の広域避難対象者の把握 ・受入市町の受入れ避難所及び収容可能数の把握 ・受入市町をグループ化した受入れ地域をあらかじめ設定 ・駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化

実施主体	内　　容
	・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 ・市の避難行動要支援者個別避難計画の集約 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 ・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討 ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・市の安否情報確認訓練への支援 ・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 ・施設へのヘルメット等の整備 ・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討 ・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
国	・火山防災情報の共有化システムの構築 ・国内外への情報発信体制の構築 ・火山灰の最終処分方法の検討
道路管理者	・噴火時等における交通規制方法の事前検討 ・除灰作業用資機材の所有状況の把握 ・除灰作業計画の策定 ・放置車両の撤去方法の検討
NEXCO中日本	・噴火時等における交通規制の事前検討
鉄道事業者	・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
警察	・市と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討
社会福祉施設等	・社会福祉施設等の避難計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
畜産事業者	・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定
医療機関	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
協議会	・広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

第２節　防災連絡体制の整備

1．異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。

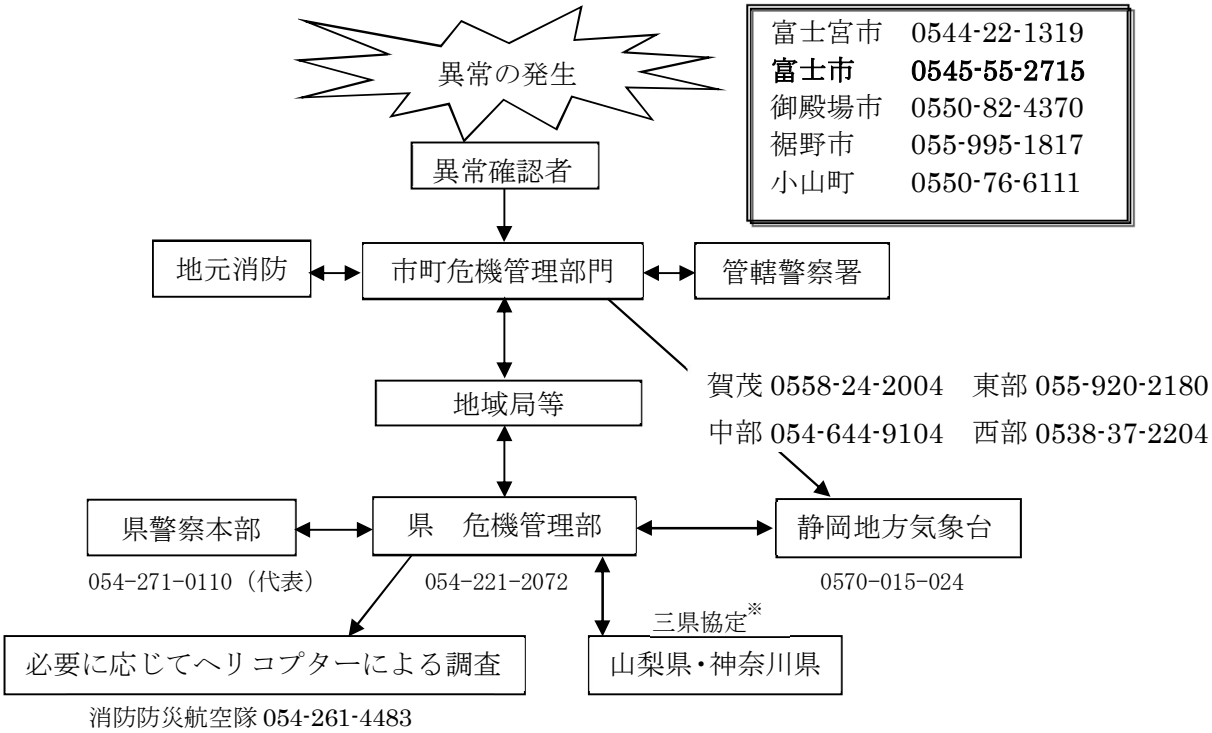

※ 富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県の三県による「富士山火山防災対策に関する協定」（以下、「三県協定」という。）

図8　＜市民からの通報体制＞

実施者	具　体　的　な　内　容
異常現象発見者	異常現象（地割れ、臭気等）を発見した者は、直ちに市又は警察官に通報する。
警察官	異常現象の通報を受けた場合には、速やかに市に通報する。
市長	警察官、市民等から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。
知事	市長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

2．協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。

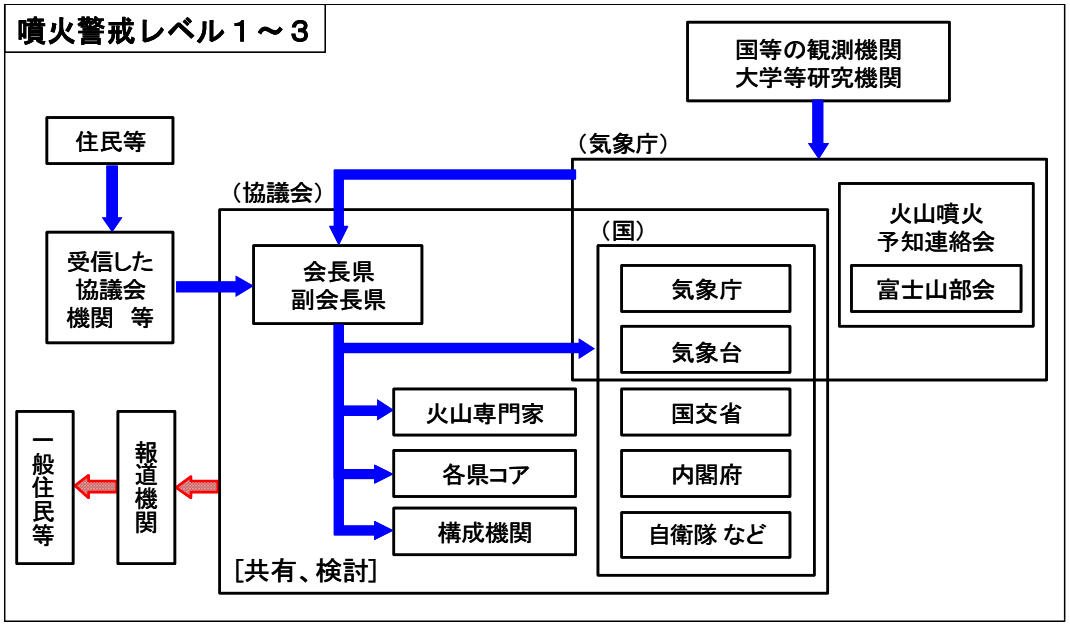

図9　協議会における情報伝達体制

3. 避難に係る情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

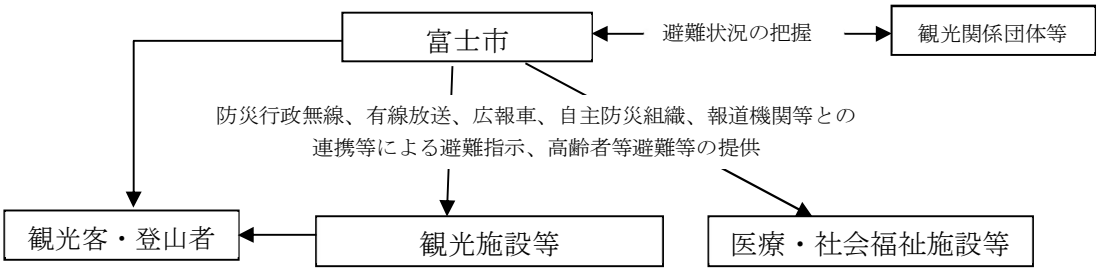

図10　避難に係る情報伝達体制

第３節　市避難計画の策定

1. 市は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ市避難計画を策定する。
2. 県は、市が市避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入れ先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
3. 県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。

第 4 節　市が定める避難所及び避難経路

1. 避難所

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。

(1) 避難所は、災害が発生するおそれがある区域を避けて指定することが望ましい。しかしながら、噴火の影響範囲については噴火状況により大きく異なるため、指定に当たっては、本計画における第 3 次避難対象エリアの外とする。

(2) その他の避難対象エリア内で避難所を指定した場合は、開設に当たり噴火状況や施設・敷地の被害状況等を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行う。

(3) 融雪型火山泥流、降灰（小さな噴石）及び降灰後土石流に対する避難所は、鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物を選定する。

2. 避難経路

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し地域の実情に応じた避難経路を指定する。

(1) 住民等が迅速かつ安全に避難できるように、噴火現象の危険性等を考慮して、その影響を受けない道路とする。

(2) 溶岩流からの避難においては徒歩避難も考慮する必要があるため、住民の負担軽減に配慮した距離とする。

(3) 降灰を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。

(4) 交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。

第 5 節　避難促進施設

1. 避難促進施設の指定

「活動火山対策特別措置法」第 6 条第 1 項第 5 号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市避難計画に明記するものとする。

2. 指定の基準

避難促進施設の指定においては、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。

第 6 節　予防教育及び研修・訓練の実施

1. 啓発活動

実施主体	内　　容
市	・教育委員会との連携により、住民、自主防災組織等に対し、火山に関する知識等の普及・啓発を行う。 ・市民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の

	実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。 ・火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。 ・火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。 ・観光関係団体等と連携して、観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、市避難計画等の周知を図る。 ・観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
県	・市との協力、又は教育委員会との連携により、富士山ハザードマップや静岡県 GIS 等を活用し、市民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。 ・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。 ・観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
静岡地方気象台	・火山災害及び防災対策等についての正しい知識を市民に対し、県、市と協力して啓発する。
国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	・火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、市民に対して啓発する。
教育委員会 学校	・火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
協議会	・避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。 ・協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

2．防災訓練

実施主体	内　　容
県、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	・噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。 ・県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。
市民	県、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

第３章　災害応急対策計画

第１節　　噴火警報・噴火予報の伝達

気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は＜表1＞のとおりである。

この他、避難指示の判断に資する情報として、気象庁等による観測の成果に基づく情報が、気象庁から市及び県に対して随時提供される。

国、県及び市は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。

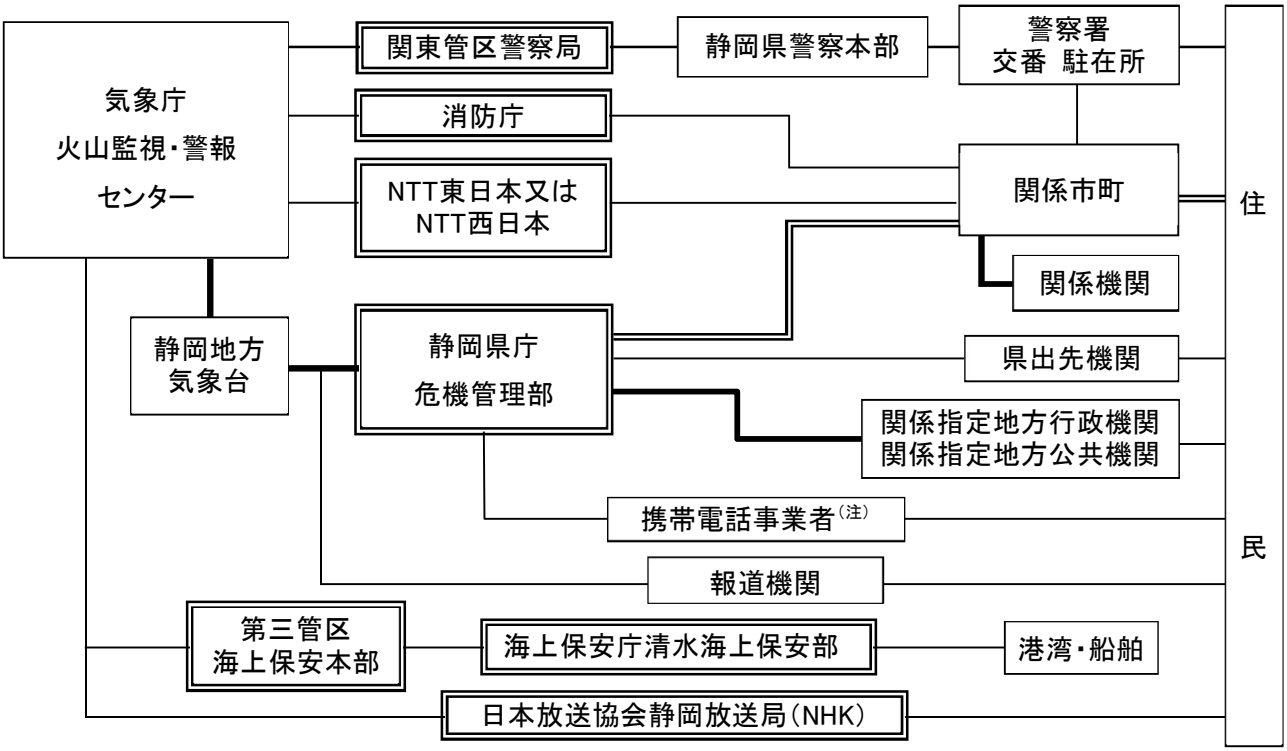

（注）緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

「気象業務法施行令」第８条第１号及び９条の規定に基づく法定伝達先。

「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、「活動火山対策特別措置法」第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。

・「活動火山対策特別措置法」の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の通報もしくは要請等。

・特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）について、「気象業務法」第15条の２による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

＜図11　＜噴火警報・噴火予報等の伝達系統図＞

＜表 1＞

区　　分	名　　称
伝達する情報	・「噴火予報（レベル 1（活火山であることに留意））」 ・「火口周辺警報（レベル 3（入山規制））」 ・「噴火警報（レベル 4（高齢者等避難））」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル 5（避難））」 ・「噴火速報」 ・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 ・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」 ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、 ・「火口周辺警報（レベル 3（入山規制））」 ・「火口周辺警報（レベル 2（火口周辺規制））」　が発表される場合がある。

第 2 節　避難指示等

1．避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、市は、避難基本計画及び市避難計画に基づき、段階的に市民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

噴火警報（噴火警戒レベル）等及び火山活動の状況に応じ、次のとおり避難対応を行う。

実施者	内　　容
市長	ア、住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。 イ、避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 ウ、避難指示を発令したときは、速やかに知事に通知する。

＜代行処理＞

実施者	内　　容
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは､住民等に対し避難の指示をする。この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
知事	ア、災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示を発令する。 イ､市長に代わって避難指示を発令したとき､直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

2. 警戒区域の設定

市長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずることができる。市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下「合同会議」という。）において協議を行う。なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、「日本国憲法」（昭和 21 年憲法）第 22 条第 1 項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方
・警戒区域の設定は本計画における「避難対象エリア」を基本とし、生活圏や避難経路等地域の実情に合わせて行う。 ・噴火開始前は、第 1 次避難対象エリアから第 3 次避難対象エリアを参考とし、必要に応じた範囲に設定を行う。 ・噴火状況判明後は、富士山ハザードマップのドリルマップやリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。 ・噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要することが見込まれる場合は、別に定める溶岩流の流下パターンを参考として設定する。 ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。 ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市長が設定する。 ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

実施者	内　　容
市長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

※市長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずることができる。

3. 観光客・登山者への対応

富士市以外に生活拠点を有する観光客や登山者等（以下、「来域者等」という。）については避難基本計画に基づき対応を行う。円滑な避難の実現のため、来域者等については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入域した手段によることとする。

なお、来域者等の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。

(1) 来域者等への避難支援

市は、噴火警戒レベルが 3 に引き上げられた場合、第 4 次避難対象エリアより内側の来域者に対し、帰宅を呼びかける。

併せて、来域者の安全を確保するため、交通機関の運行状況等に関する情報を提供するほか、入山規制等の情報の掲示を公共交通機関に依頼する等、帰宅の支援を行うよう努める。

噴火警戒レベルが 3～5 に引き上げられたまま、噴火には至らず長期間が経過する場合には、協議会を開催し、火山活動の状況を参考にその後の対応を検討する。

(2) 入山規制

市は、噴火警戒レベルに応じて、かつ必要に応じて来域者等を対象に下表に基づき入山規制を実施する。

また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、必要に応じて来域者等に早期下山を呼びかける。

入山規制の実施後は、警察、消防等と協力し、必要に応じて来域者等の避難誘導を実施する。県及び市は、登山者等火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届（登山計画書）の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの普及、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。入山規制エリアのうち第 1 次及び第 2 次避難対象エリアでは、必要に応じて、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第 3 次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、必要に応じて広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル 3	第 1 次及び第 2 次避難対象エリア
噴火警戒レベル 4	第 3 次避難対象エリア
噴火開始直後	第 4 次避難対象エリア（必要な範囲）
噴火開始後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

4. 一般住民の段階的な避難等

市は、噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と富士山ハザードマップを参考とし、以下の点を踏まえ避難計画の詳細を検討する。

(1) 避難指示の範囲の検討

必要な避難の範囲を検討するに当たっては、町丁目、自主防災組織等の各地域の実情に応じた単位とし、本計画における避難対象エリア及び富士山ハザードマップにおける各現象の到達範囲とする。

溶岩流からの避難においては、噴火の情報と溶岩流ドリルマップをもとに避難指示の対象を検討する。

(2) 噴火前の避難

第1次避難対象エリアから第3次避難対象エリア、また冬期は、これに準ずる融雪型火山泥流の影響範囲においては、噴火前に事前の避難を行う。

(3) 噴火前の自主的な分散避難

火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合、市は、避難指示の発令前に、自家用車等による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難者自身が選定する場所への自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

(4) 噴火開始直後における溶岩流からの避難

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定されるため、県が作成した、ある程度幅広な範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」（図12）を参考として、避難指示の対象区域を予め検討し、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする。

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

(5) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難における避難先及び避難方法の検討

避難対象エリアごとに、次の点を踏まえ検討する。なお、噴火の状況により市域外へ広域に避難を行う場合の対応は第8項に示す。

ア、第1次から第3次避難対象エリアの住民は、当面の安全が確保される市内の避難所に徒歩又は自家用車等で避難。

イ、それ以外の地域の住民は、指定された避難所・避難場所（一時集結地）に徒歩又は自家用車等で避難。

ウ、円滑に避難することができない住民については、行政や事業所等が用意した車両（バス、トラック等）により避難。

(6) その他

避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用に努める。

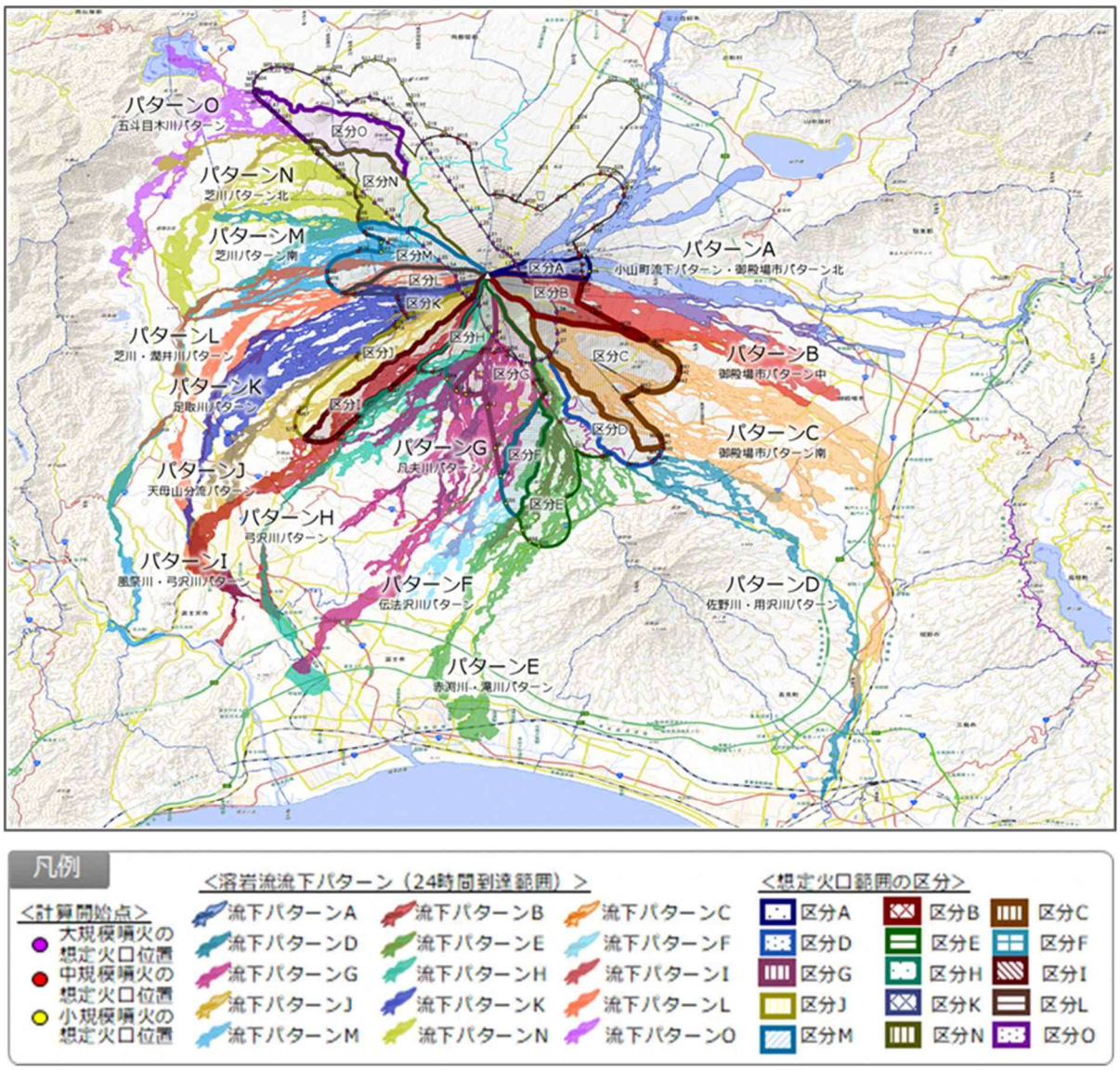

図12　＜溶岩流の流下パターン※1及び想定火口範囲の区分との重ね合わせ図※2＞

※1 流下範囲は24時間以内に到達する可能性のある範囲

※2 全ての流下パターンを重ね合わせた図であり、実噴火時に、一度にここで示された範囲の全てが影響するわけではない。

5. 避難行動要支援者の避難

（1）入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等の体調や避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。なお、「協議会統一基準」（富士山火山防災協議会 令和5年3月）に基づいて市が避難促進施設として指定した施設については、事前に避難確保計画を作成する。

（2）避難開始のタイミングや範囲については、市避難計画第2章第2節及び第5節において定める。

6. 救出救助

（1）人命の救出救助

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第7節「避難救出計画」により、市は救出活動の総合調整を行う。

（2）避難未実施者等の救助

市は、入山規制の実施、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。町内会等が把握している避難未実施者の状況を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

7. 一時帰宅の実施

(1) 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。

(2) 市長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議（または協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。

(3) 市長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

8. 広域避難

(1) 広域避難の調整と実施

溶岩流からの避難は、市内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、市内での避難者の受入れが困難である場合は、市外への広域避難となる。

県は市と連携し、受入市町との間で広域避難における避難先となる地域について事前の調整を行うものとする。

市は、県及び受入市町と連携して、避難先となる受入れ避難所を決定する。

広域避難者は、市内の一時集結地（避難場所等）へ徒歩又は自家用車等で集合する。また、広域避難先への円滑な避難のために、市外にさらなる中継地を設けることも検討する（図13）。

なお、受入れ避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

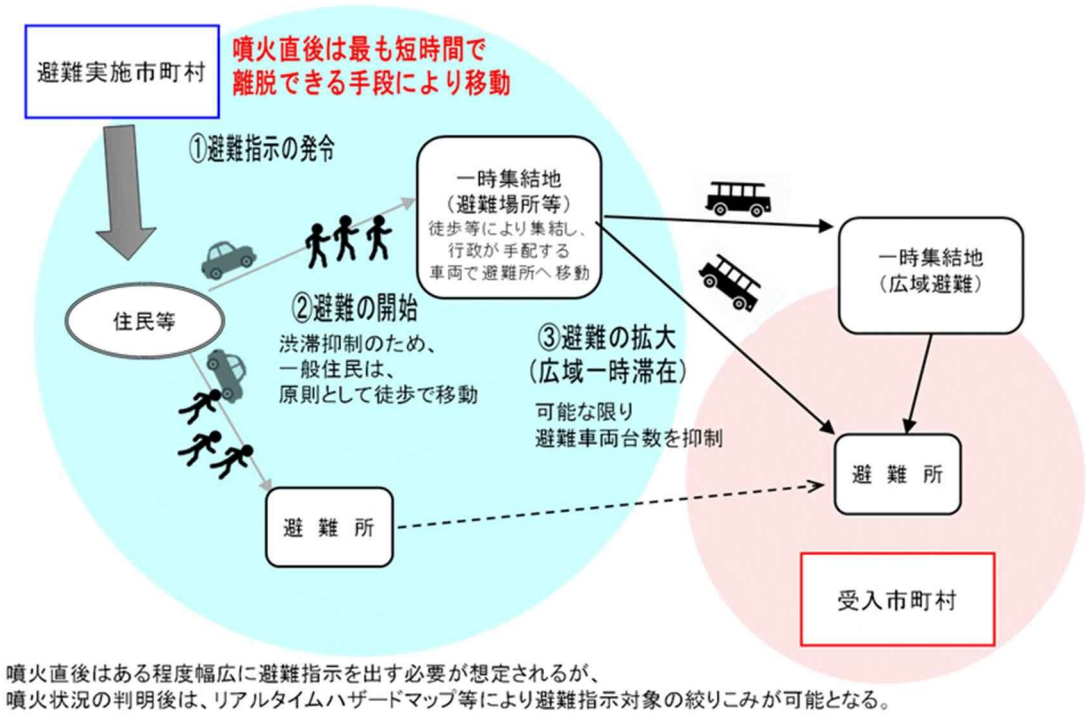

図13　＜広域避難の実施概念図＞

(2) 広避避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図14）。

市は、協議会で指定した広域避難路から広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入れ避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

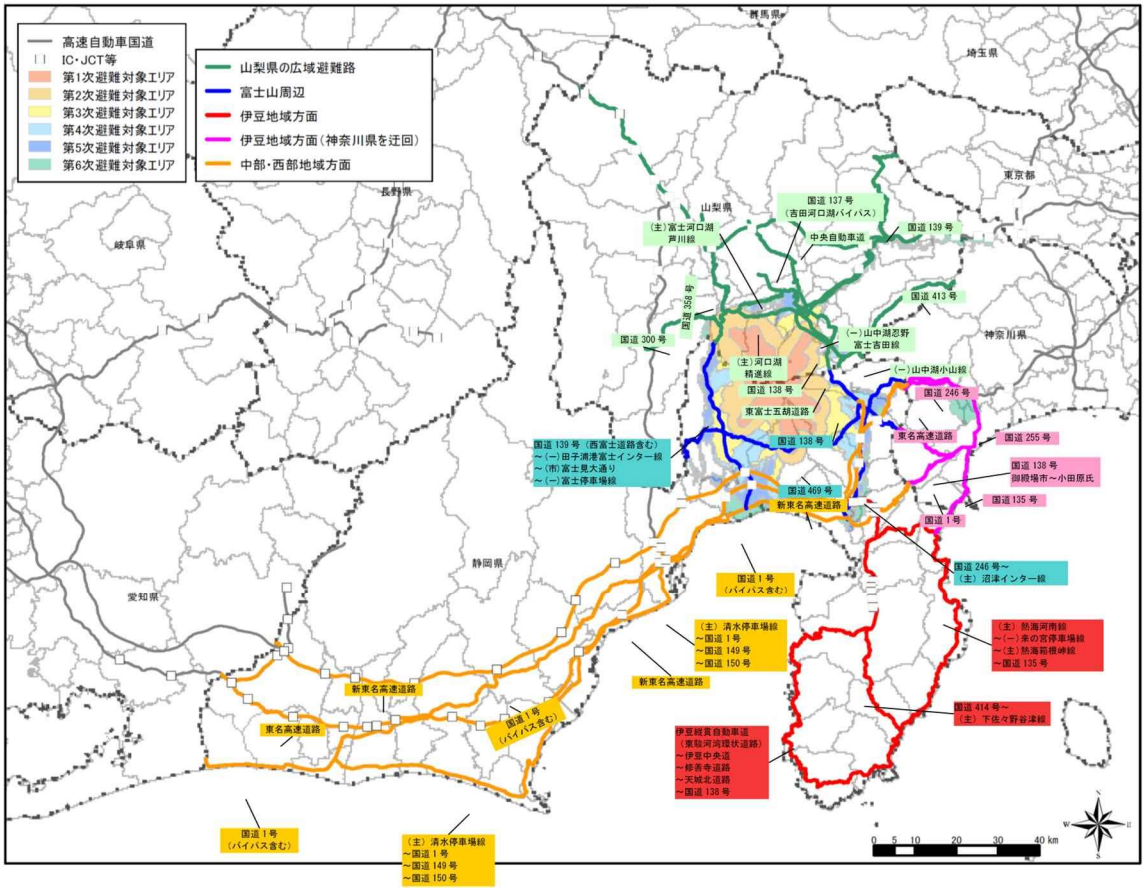

図14 ＜広域避難路＞

第 3 節　市の体制

1. 市の役割

市は噴火警戒レベルに応じて、災害対策（警戒）本部を設置する。基本的には市民等の避難が始まる噴火警戒レベル3以降の段階において災害対策（警戒）本部を設置するものとする。

2. 配備体制

噴火警戒レベルに応じて次のとおり配備体制とる。

(1) 噴火警戒レベル1　火山の状況に関する解説情報（臨時）発表時

・事前配備体制（情報収集体制）

・自主的な分散避難の呼び掛けを実施

(2) 噴火警戒レベル引き上げ時

・富士市職員参集基準（資料編1－11）に基づく配備体制

・避難指示の発令

第４節　交通規制

1．一般道路の交通規制

(1) 基本的な考え方

警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や「土砂災害防止法」第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

市は、市民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。

警察は、市と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。さらに市が警戒区域を設定した場合には、市は区域への立ち入りを防止するため、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、必要な措置を実施する。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。

道路管理者（国・県・市の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒 レベル３	第１次 避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制　等
噴火警戒 レベル４	第１次～第２次 避難対象エリア	・市民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル５及び噴火に備えた交通規制の準備　等
噴火警戒 レベル５	第１次～第３次 避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置　等
噴火後	溶岩流の流下先等 の必要なエリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下パターンを踏まえた交通規制　等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

(2) 道路使用に関する調整

緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

実施者	内　　容
県公安委員会 （警察）	ア、警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 イ、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。この場合、「災害対策基本法施行規則」第5条に掲げる標示を設置する。 ウ、上記イの交通規制を実施したときは、県、市、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。

2．高速道路の交通規制

市民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下、「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。

警察は、市が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、市民等を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や「土砂災害防止法」第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒レベル3以降	― （必要に応じて）	・影響範囲内への流入規制（不要不急の場合に限る） ・帰宅する来域者、分散避難者の交通誘導	警察
		・影響範囲内への流入規制（不要不急の場合に限る） ・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 ・火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制	NEXCO 中日本
噴火後	避難指示等が発令された地域を含む区間	・避難誘導のための交通規制 ・緊急交通路への一般車両の流入禁止措置	警察
		・被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下や降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）	NEXCO 中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

3．鉄道の運行規制

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。実施に当たっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や「土砂災害防止法」第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。

鉄道事業者は、平常時において、避難基本計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。

また、避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。

本計画で溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線は次に示すとおりである。

・東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、身延線

・岳南電車（株）：岳南鉄道線

鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒 レベル3以降	― （必要に応じて）	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難指示等 発令時	避難指示等が発令された地域を含む区間	（状況に応じて）運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

第5節　避難者の輸送

市は、平常時において、輸送車両で避難する市民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決定して一般市民等に対し周知する。

また、市は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。なお、中部運輸局静岡運輸支局策定の計画（民間車両借上げ計画）に基づき、車両の派遣要請を行う。

県は、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制））の段階において、県バス協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

第6節　広域避難路の除灰等

1．除灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対し

ては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策として富士山ハザードマップのドリルマップやリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（または協議会）において迂回路を検討する。

(1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（「災害対策基本法」第76条の6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

(2) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスイーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内他市町の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県市町村等からの支援についてもあらかじめ調整しておくよう努める。

(3) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を右に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容
・降灰状況の把握体制
・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
・調達可能な除灰作業用資機材の把握
・優先除灰路線の設定
・人員、資機材投入パターンの検討
・資機材用の燃料確保
・一時仮置き場の設定
・輸送ルートの設定
・最終処分方法、処分場所の決定

(4) 火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び市は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第７節　社会秩序維持活動

実施主体	内　　容
市	市長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

県	・知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長と協力して、市民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。 ・知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例」（平成11年条例第35号）に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。
警察	警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

第 8 節　被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

1. 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、市

(1) 築塁、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止

(2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止

(3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止

(4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去

(5) 既存砂防施設の除石

2. 降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

第 9 節　継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害（特別）警戒区域（土石流）において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実　施　主　体	内　　容
市	・警戒基準雨量の見直し ・警戒避難体制の確立 ・降雨時の避難の実施
国土交通省中部地方整備局 関東地方整備局	・「土砂災害防止法」における緊急調査の実施 ・土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ・土石流対策の緊急工事
県	・土石流対策の緊急工事

第 10 節　広域連携

県は、災害応急対策を実施するに当たり、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と連携して、各種対策を実施するものとする。

第４章　災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、第３章災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を図るものとする。

第１節　復旧

1．復旧対策

(1) 産業活動の再開

市民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

(2) 施設等の復旧

市有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

(3) 安全性の確認

ア、応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

イ、安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して、広く市民等への周知を図る。

(4) 風評被害の影響の軽減

必要に応じて、市長（本部長）等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

2．被災者等へのフォロー

(1) 健康相談の実施

災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、県と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

(2) 心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

3．再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

(1) 応の評価

当該災害への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

(2) マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

富士市行政資料登録番号

R6－15